

森岡孝二の 描いた未来

私たちは何を引き継ぐか



森岡孝二の 描いた未来

私たちは何を引き継ぐか



表紙写真は、森岡孝二先生と歩いた
小豆島の海とエンジェルロード
(2014年10月15日 撮影：高田 好章)

私たちが引き継ぐために

2018年は、私たち、森岡孝二先生を知る人々にとって、忘れない年になりました。先生は、8月1日急逝されました。その日からの数日間は、悲しみと後悔、戸惑いの日々を過ごし、一週間余り過ぎた8月10日、10人近くの人々が集い、先生とのいろいろな思い出を語り合いました。その場で「つどい」を開こうと話がすすみ、さらに記念誌の企画も出ました。9月3日、ご家族、同窓生、大学関係、弁護士、教え子、過労死家族の会、働き方ASU・NET会員など、いろいろなところから20数名の人々が集まってくださり、「つどい」の実行委員会として活動を開始し、同時に、この記念誌の編集が始まりました。

この記念誌には、先生とともに学び、教えを受け、一緒に歩み、行動した多くの人々、ご家族からのメッセージが寄せられています。本当にたくさんの方々からの心のこもった文章の数々に、改めて先生を思い出しました。ありがとうございます。先生は研究者としてすぐれた実績を積まれただけでなく、労働運動・株主オンブズマン・過労死防止運動などの社会運動にも取り組まれ、日本の企業社会・労働情勢の深層に迫りました。研究者であり、実践家であり、闘う人であった先生だからこそ、私たちにもわかりやすい実例をあげ、現状を原因に遡って詳しく分析し、解決策まで提示する、しかも情勢に遅れることなく逐次情報発信し、鋭い切り口で見解を示してくれる、たぐいまれな研究者・社会運動家でした。それゆえに、マスコミからも頼られる存在でした。そのような先生の活動と実績、想いを、身近でも歩んできた私たちがまとめ、伝える使命があるのではないかと、そういう思いでこの記念誌に取り組んできました。

メッセージの言葉の数々から、お互いに、これまでの先生の知らない事を知ることができます。さらに、先生の経歴・研究業績・雑誌投稿文・新聞記事などを、ご家族・同窓生・同僚の方・新聞社などの方々のご協力・ご好意により掲載することができました。亡くなる2か月前の過労死防止学会での先生の報告・コメントもこの記念誌に掲載させていただきました。さらにこの度刊行される新著には、先生の言葉・想い・考えなどが一杯詰まっています。これらは、先生が活動されたことを知る手掛かりとなるとともに、私たちが引き継ぐべきことが綴られています。

自然をとっても愛した先生、小豆島の海に散骨されると聞いています。小豆島の海は、瀬戸内海から大阪湾、紀伊水道を通って、日本の各地の海、世界各地の海にまでつながっています。先生に会いに行きたいときには、私は海に行くことにします。そして先生、皆さんとともに、新たな気持ちで引き継ぐことを、お約束します。森岡先生、どうぞ私たちを見守っていてください。



森岡孝二先生追悼記念誌の発行にあたって

追悼記念誌の発行にあたって……………3

森岡先生追悼のつどい実行委員会 共同代表 ごあいさつにかえて……………6

「若き日」の森岡孝二 京都橋大学名誉教授 青木 圭介……………6

森岡先生の同伴ランナーとして 過労死弁護団全国連絡会議代表幹事・弁護士 松丸 正……………8

森岡先生のご遺志を受け継いで 全国過労死を考える家族の会 代表 寺西 笑子……………10

父 森岡孝二の思い出 森岡真史……………12

森岡先生と歩いた道……………15

経済学を基礎にした過労死研究と社会活動の生涯 川人 博……………16

「人間らしい生き方」を求めて森岡先生と伴走した29年間 岩城 穰……………18

過労死等防止対策推進協議会の思い出 村山 誠……………22

森岡先生、安らかにお眠りください 泉 ケンタ……………24

森岡孝二先生とともに希望を描いたASUINET 川西 玲子……………26

先生の志を引き継ぎ実践と研究に取り組んでいく 今野 晴貴……………28

未熟な運動を支えてくださった森岡先生 坂倉 昇平……………29

森岡先生と株主オンブズマンの運動について 阪口 徳雄……………30

森岡孝二先生と貧困問題 大口 耕吉郎……………32

森岡孝二先生が示された労働運動の原点 鎌田 幸夫……………34

全労連運動に大きな示唆 森岡孝二先生を偲んで 小田川 義和……………36

どこまでも心優しき人 森岡孝二先生を偲ぶ 林田 時夫……………38

森岡先生とわたし……………64

森岡孝二先生、ありがとう 馳 浩……………64

過労死問題の師匠 森岡孝二先生 山井 和則……………64

過労死等のない社会の実現に向けて 神津 里季生……………65

森岡孝二先生の思い出 木下 潮音……………65

森岡先生のメッセージを胸に刻んで

白井 桂子・中川 義明・八野 正一・村上 陽子……………65

森岡孝二先生の思い出 美濃 芳郎……………66

協議会での思い出 鈴木 英二郎……………66

森岡孝二先生のご遺志を引き継ぎたい 富田 望……………67

森岡孝二の描いた未来

森岡孝二先生追悼記念誌

追悼 森岡孝二先生 市民活動が社会変革の原点 池上 惇……………40

追悼・森岡孝二さん 企業社会を考察する盟友 熊沢 誠……………42

労働条件改善の礎を残した森岡孝二さんを偲んで 鶴田 廣巳……………44

雇用と働き方の研究の大先輩 伍賀 一道……………46

50年間社会人ゼミを継続した 森岡孝二さんを偲んで 中谷 武雄……………48

森岡孝二先生との出会い 黒田 兼一……………50

森岡先生と労働時間問題をめぐって 福島 利夫……………52

森岡先生の教育研究指導 中野 裕史……………54

労働記者の命綱だった森岡先生 竹信 三恵子……………56

日韓交流の引き続く発展を目指して 脇田 滋……………58

森岡先生は韓国社会に大きな影響を与えた 任 祥赫(イムサンヒョク)……………60

私の最愛なる恩師、森岡先生 姜 旼廷(カン・ミンジョン)……………62

森岡先生との思い出 岩瀬 信也……………67

森岡先生の思い出 佐藤 靖夫……………67

森岡孝二先生の思い出 小城 英樹……………68

企業責任追及過労死裁判 平岡 チエ子……………68

森岡先生の思い出 要田 志信……………69

森岡先生！本当に本当にありがとうございました！

森岡先生を偲んで 中野 淑子……………70

森岡先生の思い出 渡辺 しのぶ……………71

森岡孝二先生を偲んで 小林 康子……………71
森岡先生、私たちをお見守りください 小池 江利……………71
森岡先生、ありがとうございました 桐木 弘子……………72
先生の優しさに感謝 氏郷 善久……………72
森岡さんから伝えられたもの 豊川 義明……………72
森岡孝二先生をしのぶ 尾林 芳匡……………73
森岡先生ありがとうございました 井上 耕史……………73
森岡孝二先生への追悼に代えて 広瀬 俊雄……………74
森岡先生と日本の労働時間 佐々木 昭三……………74

追悼 森岡先生 佐藤 誠……………74

ノーマア・カロシ、立ち上がれ労働組合 中田 進……………75

森岡孝二さんの闘いは続く 白石 孝……………76

森岡先生ありがとう 氏家 マサ……………76

森岡孝二先生 北川 清子……………76

権力から正義を護り続けた森岡孝二先生 森川 泰明……………77

無類の鳥好きだった森岡先生 江口 裕之……………77

森岡先生の心に残るお言葉 柏原 英人……………78

森岡先生の思い出 松浦 章……………78

もつとたくさん教えていたくださったかった 武田 裕司……………79

先頭に立った森岡先生の真面目さ 北出 茂……………79

絶対に負けない闘い 垣見 崇……………80

森岡先生の思い出 澤路 毅彦……………81

大樹のような存在でした 牧内 昇平……………81

森岡孝二先生との思い出とこれから 阪本 輝昭……………81

神は細部に宿る 鶴見 知子……………82

手弁当で会社を変えた大学の先生 加藤 裕則……………83

徹底した現場主義 東海林 智……………83

森岡先生の宿題 皆川 剛……………84

森岡先生が掲げた「としび」 中澤 誠……………84

ニュースの深層突く明快なコメント 川井 猛……………85

もつともつと学びたかった 中部 剛……………85

森岡先生の講演録・最近のエッセイ……………105

過労死防止学会第4回大会での森岡先生の報告とコメント……………106

森岡先生の「鳥にまつわるコラム」(いわき総合法律事務所ニュースより)……………112

森岡先生の経歴・業績・その他……………115

森岡孝二先生 経歴……………116

森岡孝二先生 研究業績・著作一覧……………117

「森岡孝二の連続エッセイ」タイトル一覧

(NPO法人働き方ASUINETホームページ)……………129

森岡孝二先生に関する新聞記事……………141

編集後記……………146

私たちは何を引き継ぐか

アカデミズム・デビューの恩人 後藤 康夫……………95

「3・11フクシマ」と森岡先生 後藤 宣代……………95

森岡孝二先生の思い出 山西 万三……………95

森岡先生への追悼の言葉 中井 博敏……………96

お世話になった森岡孝二先生を偲んで 岸 玲子……………96

森岡孝二先生の思い出 スコット・ノース……………96

森岡先生とポランニーが結びついた日 若森 みどり……………97

森岡孝二先生を偲んで 川村 雅則……………97

私にとつての森岡先生 姉齒 暁……………98

半年前にいただいた『教職みちくさ道中記』

同期生の誇り森岡教授悼む 山田 勝史……………99

感謝の気持ち 鳥羽 厚史……………99

心の自立の大事さを教えて下さった森岡孝二先生

山田 正明……………100

森岡先生を偲んで 錦織 威紀……………100

森岡孝二先生との思い出 櫻井 善行……………101

教育者森岡先生の思い出 小野 満……………101

「先頭性」に深く敬意と脱帽 高島 嘉巳……………102

ある日の森岡ゼミ後の喫茶店にて 高橋 邦太郎……………102

森岡先生と映画 川口 民記……………103

森岡孝二先生からの言葉の数々 高田 好章……………103

「若き日」の森岡孝二



京都橘大学 名誉教授 青木 圭介

私たちが40代後半になり、いずれも子どもが思春期を迎えて子育ての悩みを抱える頃だったと思いますが、「森岡の所は6人の子どもがそれぞれ才能を開花させて、うまく育てているな」という話になった時、子どもは二人までは、親がいちいち付きつきりて面倒を見ることができると、それより多くなると、子どもたちの方で「親に頼ってはいは大変なことになる」というわけで、子どもたちの助け合いが発展するものだ。「それは一人一人の個性を伸ばす上でも、発達の上でもよかったと思う」。森岡さんは、大分の出身ですが、ご自身7人兄弟の末っ子で、6人の姉の世話を受けて、このような豊かな個性と多方面にわたる活動の礎が築かれたのでしょうか。この話、何かの折には思い出します。

森岡さんが香川大学で薫陶を受けた山崎恰先生（著名なA. スミスの研究者）は、演劇にも造詣が深く、クラシック音

楽についてはFMの番組を持つほどでした。そういうこともあってか、森岡さんも演劇や映画にたいへん造詣の深い人でした。学生結婚の清さんとの出会いも香川大学演劇部だったと聞いております。大学院の頃は、凶暴な大学紛争の時代で、落ち着いて勉強できなかったように思います。夏には何度か小豆島（清さんの郷里）に遊びに行きました。たまたま1971年の夏の写真だと思われる小豆島での写真が見つかりました。写真の右から二人目が27歳の森岡さん、その左が清さん、その左の男の子が4歳の真史さんです。その他、池上先生や大学院の仲間たちが写っています。まあ、みな若いですね。

修士論文（1969年）では、1946年アメリカ雇用法の成立過程を研究しています。フィスカル・ポリシーにおける「完全雇用」政策の議論が、議会における国民経済管理と生産性向上のための労使協調という枠組みを持つ「雇



小豆島 1971年 夏

用法」として（すり替えられて）成立する過程が、分析されたものです。成瀬龍夫さんは社会保障法（1935年）、私は復興金融公社（1932年）を修論で書き、いずれもニューディール改革を取り上げたことで、そのころから親近感を持つていたように思います。修士論文は後に、『現代資本主義分析と独占理論』（1982年）に収録されていますが、

「私はこの研究を、国家独占資本主義論を現実過程の具体的分析の中で彫琢しようという意図ではじめた」と、わざわざ、研究の位置づけを書いています。森岡さんと言えば独占資本主義論の理論研究で既に一家をなしていたので、1982年の本に雇用法の成立過程の研究が収録されたのには、驚いた記憶があるのですが、この「意図」はそういう驚きへの弁明でもあったと思います。今では、「現実過程の具体的分析」こそ、森岡孝二の真骨頂であると、みんなが認めていることですが。

森岡さんの最初の著書は『独占資本主義の解明』（1979年、新評論）だったと思います。その初版本のカバーに、たいへん温厚な表情の写真がありましたので紹介しておきます。35歳の青年「森



岡孝二です。仕事の上では、ジュリア・エット・シヨアの作品を三冊とも紹介したことが思い出されます。最初の『働きすぎのアメリカ人』（邦訳は1993年）を翻訳することになったのは、過労死弁護団の川人博さんが森岡さんに話を持ち込んで、それに、成瀬さんと私が誘われる形で始まったと記憶しています。

次の『浪費するアメリカ人』（なぜ要らないものまで欲しがるか）（邦訳は2000年）は、TVコマーションや女性の社会進出などを通じて、消費を競う相手が社会的地位の上でも、所得の上でも自分よりはるかに上の階層となり、ブランド志向、差異化競争によって「働き過ぎと浪費の悪循環」に陥った、という現代消費社会の分析です。

最後の『プレニチュードー新しい（豊かさ）の経済学』（邦訳は2011年）は、2008年のリーマンショックを契機とする経済危機（金融崩壊と雇用崩壊）、それに前後して発表された世界の気候変動や生態系の危機に関する研究や

データを踏まえて、地球環境制約のもとで（豊かさ）はどう考えるべきか、という課題に取り組んだ研究で、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標SDGs」の展開に通じる研究でした。この翻訳には、ニューヨーク在住で労働ジャーナリストの肥田美佐子さんが加わっていますが、肥田さんは、2003年のジル・フレイザー『窒息するオフィス』（森岡孝二監訳）から参加しています。

2015年に過労死防止学会という一風変わった学会の設立、その第1回研究大会を準備する過程で、道路運送業、教員、それに若者という問題が、過労死研究の上でますます重要になるであろうというところで、森岡、成瀬、青木で分科会を担当して出発させようという案を、森岡さんは、初めから持っていました。このような直観、現実過程の読みは、最近の森岡さんの凄いとところだと思っております。私たちにあって、「読み」がいよいよ必要になってくるときに、森岡さんが亡くなり、ひどい森岡ロスに見舞われています。



2010年7月17日 家族の会一泊学習会

値する生活を営むための必要を充たす」最低限度の労働条件を定めるとしているにも拘らず、労働時間の上限を三六協定で過労死ラインまで容認する等の改悪が行われている。日本の労働時間法制は150年も前からの「人間発達」の課題を解決するどころか、過労死を防止するか容認するかの次元に未だ留まっている

森岡先生の 同伴ランナーとして



過労死弁護士全国連絡会議 代表幹事

弁護士 松丸 正

私と森岡先生との出会いは、弁護士となつて間もない頃、先生はじめ関西の気鋭の若手経済研究者が夜間に開催していた「人間発達の経済学」という社会人向けの市民講座を聴講したときだった（先生は一人の受講生にすぎなかった私のことを覚えていなかったのは当然だが）。

受講した内容の多くは忘却の彼方にあるが印象に残っている言葉がある。それは、今から約150年も前のヨーロッパでの労働時間をめぐる闘争のなかで、1866年に開催された国際労働者協会の大会で下された、「労働日の制限は、それなしにはいつそう進んだ改善や解放の試みがすべて失敗に終わらざるをえない先決条件である。それは労働者階級……の健康と体力を回復するためにも、また労働者階級の知的発達をとげ、社交や社会的・政治的活動にたずさわる可能性を保障するためにも、ぜひとも必要で

ある。……われわれは8時間労働を1日の労働時間の法定の限度として提案する。」との決議だ。労働日の制限が労働者の心身の健康を守るのみならず、人間としての全面発達の可能性を保障するという考え方は、先生にとって過労死問題の原点だったろうし、私にとっても同様だった。

先生との出会いはこの受講後以降絶えていたが、1988年に大阪から全国に波及した「過労死110番」を契機に、先生は弁護士や医師、そして過労死の遺族らで構成する大阪過労死問題連絡会に加わり、2010年にその会長に就いている。「人間発達の経済学」を研究の原点としていた先生にとって、過労死問題とその背景にある長時間労働は、許し難い出来事だったに違いない。

以降、弁護士や遺族らの個々の過労死の労災認定や企業損害賠償責任の事件に追わ



2010年6月15日 過労死110番プレシンポジウム

ことについて、先生は憂慮し、その課題を私たちへの宿題として残されている。

過労死問題と並ぶ先生の社会的活動として、1996年に設立された株主オンブズマンでの活躍がある。株主オンブズマンは当初、企業活動の健全化を目的とする有限会社として設立され、先生はその「社長」として、NPO法人に組織替えしてからはその理事長として、ここでもその運動の中心を担っていた。企業献金、談合、総会屋問題等、「企業の非常

れ、「走りながら考える」取り組みに対し、「働きすぎ社会」という視点から、例会での発言や多くの著書をもって、過労死の救済と運動について意義付けと方向性を示してきた。先生は学生時代演劇部に所属し、過労死劇「突然の明日」では過労死の被災者役を演じた。過労死・過労自殺の被災者に共通する真面目・几帳面、そして他者配慮の性格、しんどい状況下でもやり遂げる責任感は、先生にも共通するものだった。それへの共感がこの問題を命がけのテーマにさせたのだと思う。

国会で全会一致で成立した過労死等防止対策推進法の制定運動でも、その実行委員会の代表として運動の中心を担い、過労死等の遺族を励まし続け、その先頭に立った。

しかし一方で、「働き方改革一括法案」では、労基法はその第1条で「人たるに

識」を「市民の常識」をもって法令遵守させる取り組みを、弁護士や市民株主と共に、株主代表訴訟等を通じて、更には株主総会で自ら発言するなかで進めてきた。市民の立場から、もの言う株主運動を進め、役員の責任を追及する先生の姿は、企業サイドから恐れられるとともに、畏敬の念でみられる存在だった。私はここでも時々息切れる事務局長として、先生を後追いついてきた。

過労死問題でも、株主オンブズマンでも、私は先生の同伴ランナーだったが、心臓の持病があることへの周囲の心配をよそに、常に前のめりのトップランナーとして運動の中心にいた。雇用均等・非正規・貧困、更には高齢者と、多くの社会の非常識な問題に、ほっとけないの思いで、研究と社会的実践を結びつけた経済学者の立場から論陣を張り、多くの著書と社会的発言を残された先生の思いを大切に引き継ぎたい。

多忙な中にもバードウォッチングを欠かさずのことなかつた先生が、今はゆつたりと鳥のさえずりのなかにいることを願わざるを得ない。



2014年6月20日 過労死防止基本法成立で乾杯した

森岡先生のご遺志を 受け継いで



全国過労死を考える家族の会

代表 寺西 笑子

森岡先生が急逝される前日、ブックレット作成の原稿についてメールをいただきました。

その日の午前11時頃に、翌日一緒に韓国T.V局の取材についてお電話があり、内容など打ち合わせをしました。先生は普段とまったくお変わりなく、穏やかな様子でした。その夜、帰路に着く駅のホームで岩城先生から電話があり、訃報を知りました。突然の衝撃に立っていらなくなり、何度も「そんなん嘘やあ！」と叫んだのを覚えています。

私自身は、1996年2月、夫が過労自殺したことで一年余り奈落の底に沈み、翌97年6月、全国一斉過労死110番へ相談し、岩城弁護士に受任していただきました。その後、大阪家族の会へ繋がりが、参加しました。森岡先生は集会でお見受けしましたが、著名な大学教授で

あられることで気後れをし、ご挨拶することすら気がつきませんでした。

数年の時を経て、森岡先生とお話しをするようになったのは、2005年にトヨタ過労自殺事件をテーマにした「劇・あの子が死んだ朝」上演運動準備会の頃でした。森岡先生は先行した過労死劇「突然の明日」のモデルになった平岡さんの夫役で出演され、過労死劇に取り組まれた経験談を話されました。学者さんなのに夫の役で舞台に立たれたことで、過労死問題と文化的事業に熱心な先生の意外な一面を知りました。当時、自死遺族で係争中だったFさんと私は(故)北村仁さんの案内で上演運動の宣伝活動を担当し、取材を受けたり、大阪の団体オルグ回りなどに奔走しました。森岡先生は会議のたびに私たちへ「ご苦労さん」と笑顔で声をかけてくださり、私たちも輪

の中に入れるよう、場が和む雰囲気づくりの話題提供をされていたことが思い出されます。

森岡先生と様々な活動で一緒に過ごすようになったのは、2008年に全国過労死を考える家族の会代表世話人へ就任した頃、大阪過労死問題連絡会が提起した大阪労働局へ過労死を出した企業名公表を求め「行政文書開示」の請求人に参加し、2009年に同会は大阪地裁へ提訴され、原告として最高裁まで闘わせていただきました。また、同じ頃に全国家族の会は、水面下で過労死防止法制定活動へ動き出し、国会議員へ繋ぎ、2010年10月に院内集会を成功裏に開催しました。この頃、森岡先生は大阪過労死問題連絡会会長に就任され、松丸先生と岩城先生とともに森岡先生を中心に過労死防止制定実行委員会準備会を重ね、

2011年に法制定実行委員会が結成されました。

実行委員長を担われた森岡先生は、毎月行なう街頭宣伝行動に参加され、マイクを握り100万人署名を訴え、私たちと一緒に署名版を持って通行人から署名

とりをしてくださいました。家族が過労死した遺族の怒りと願いに寄り添っていただき、とてもハートの熱い親近感が湧く先生だと分かり、偉大な研究者の森岡先生は、私たちとともに汗をかいてくださる正義の活動家であることに感動しました。

2014年6月20日過労死防止法制定の歴史的な成果は森岡先生が牽引され賛同した国民の結実で勝ち取ったもので、ともに制定運動に関わった者として、とても誇りに思います。

翌年6月、森岡先生は過労死防止学会を結成され、会員は広く学際的、分野横断的に、過労死被災者とその家族、勤労者のいのちと健康に関心をもつ研究者、弁護士、活動家、ジャーナリスト、その他本会の目的に賛同する個人によって構成されました。学会というものに無縁だった私たちも会員になれるというものでした。結成総会において共通論題で発言依頼がありプレッシャーを感じていたところ、「いつもどおりでいい、それでいい」と背中を押してください、大切な家族を亡くした遺族からの主張を論理的に根拠づけていただきました。運動に活かすことへ必要性和、これまで培った過

労死遺族というアイデンティティを大切に自分なりの活動に意義があるということを教わりました。

森岡先生の言葉に「制定するまでの運動も大変でしたが、制定後の運動はもっと大変です。」と示されました。働き方改革一括法が施行された情勢を考えるとこのことを実感します。しかし、私たちはこれ以上悲惨な思いをする遺族をつくらないために、何としても過労死のない社会の実現に向けた歩みを進めなくてはなりません。この壮大なプロジェクトを喪ったように本当に残念でなりません。同じ志を持って活動をしているすべての人が、森岡先生のご遺志を受け継いでいくことで過労死のない社会づくりが前進すると考えます。

森岡先生、どうか、見守っていただきますことをお願いをし、森岡先生へこれまでの感謝の念と、心からご冥福をお祈り申し上げます。

合掌

父 森岡孝二の思い出

森岡 真史

高校生の頃、郷里にて



大学1年生の頃



私が生まれた1967年には、父はまだ23歳ながら、すでに一児の父であった。この頃父は、香川大
学時代に結婚し小学校の教師となった母と枚方で暮
らしながら、京大での学園紛争の渦中にいた。まも
なく小豆島の祖父（母の父）が亡くなり、祖母は大
阪に出て私たちと同居を始めた。その頃の記憶はも
ちろんない。おぼろげな記憶があるのは、父が大阪
外国語大学（当時は上六にあった）に職を得て以降
のことである。1975年に、父の関西大学への移
動に伴って、一家は高槻の一軒家に引っ越した。や
がて私の兄弟は6人にまで増え、森岡家は最大時で
9人という大家族となった。

父は私にとって、はじめは怖い存在であった。す
ねたりふてくされたりして、叩かれたことも何度か
ある（もつとも、私は父が自分以外の兄弟を叩くの
を見たことは一度もない）。自分の方に叱られる理
由がない時でも、書齋で論文を書いている父はとて
も厳しい顔をしており、隣の居間に入るときはなる
べく物音をたてないようにしたものである。

小学生の低学年まで、夏休みになると私は祖母に
連れられて兄と小豆島に帰省し、一ヶ月以上を過ご

した。十日ぐらいいは父と母も一緒だった。父が連れ
てきた同僚や学生さんたちに遊んでもらい、たわい
のないゲームに勝って（勝たせてもらって）有頂天
になったり、負けて泣いたりした思い出がある。父
はたいへんな釣り好きで、朝昼晩と釣り竿をかつい
で近くの浜辺や波止場に出かけて行った。釣果もな
かなかのもので、釣りたてのキスの塩焼きやアイナ
メの煮付けのおいしさは忘れられない。私もよく一
緒に出かけて釣りを楽しんだが、残念ながら、父が
期待したような釣り好きにはならなかった。

ふだんの父は、たいいてい忙しそうにしていた。そ
れでも、時間のあるときは、近所の公園に連れて
行ってくれたり、家の前でキャッチボールの相手を
してくれたりした。キャッチボールは一番の楽しみ
だったが、しばしば父にかかってきた電話で中断さ
れた（電話はたいいてい長かった）。父は工作が上手
で、図工の宿題では何度も助けてもらった。子供会
の役員をしているときには、凧揚げ大会に向けて連
凧の図面を書き、集会所で子供たちに作り方を教え
た。完成した連凧が淀川の河川敷公園に高々と舞い
上がったのを見て、誇らしく感じたものである。

大阪外国語大学教員時代



1970年代後半、
80年代前半頃 小豆島にて



1970年代後半、80年代前半頃



父は、社会の矛盾やそれに立ち向かうことの大切
さを、性急とも思えるやり方でわが子に伝えようと
した。私が父と最初に「政治的」な話をしたのは、
選挙について行ったときのこと、私は保育所の年
長クラスだった。父は私に、選挙では政党の政策を
選ぶこと、自分は政権与党の政策に対して反対であ
ることを（かみくだいた表現で）語った。次に、山
本薩夫監督の『天保水滸伝 大原幽学』という映画
を見たときのこと、記憶に残っている。鑑賞後、父
は小学3年生の私に、江戸時代には「幕府」という
侍の親方が農民を重い「年貢」で苦しめていたこと
を解説した（ただし、映画自体はほとんど理解でき
ず、思い出せるのは、高橋悦史演じる平手造酒がい
きなり酌婦の胸をはだける場面ぐらいしかない）。

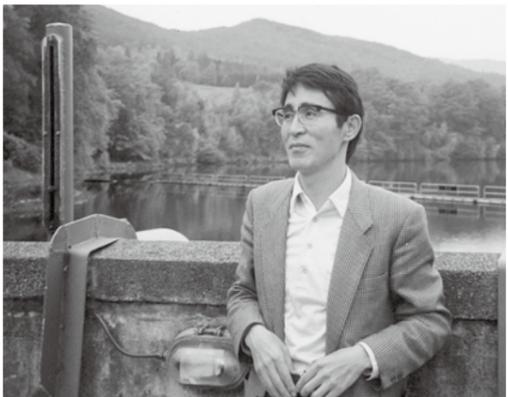
小学校の高学年から中学校にかけて、私は政治問
題に、他の面での発達の度合いから見れば不釣り合
いなほどに、関心を深めていった。父は私がそうし
た関心をもつことを喜び、上手にほめ、さまざま
テーマについて自分の考えを語ってくれた。真史と
いう名前が、階級支配の消滅とともに人類の「真の
歴史」が始まるというマルクスの歴史観に根ざすも
のであることを聞かされたのもこの頃である。

高校に入ると、私は一時期、父が基礎経済科学研
究所で取り組んでいた『資本論・帝国主義論年表』
という出版企画の準備作業を手伝った。この企画は

結局お蔵入りになるが、私には近現代史の知識を増
やす格好の機会となった。高校3年の1985年春
に、父はイギリスに一年間の在外研究に出かけた。
年が明けて共通一次試験まで数日に迫った日の早朝
に、私は、父の同僚で同じアパートにいた加藤義忠
先生からの電話で、父が倒れて救急搬送されたこと
を知った。心臓弁膜症に起因する脳塞栓を発症した
父は、かろうじて動く右手で床を強く叩き、加藤先
生や大家さんが気づいてすぐに救急車を呼んでくれ
たのである。幸いにも、父はロンドンで入院中に急
速に回復し、急遽かけつけた叔父や母に連れ添われ
て帰国した後、国立循環器病センターで、心臓に人
工弁をとりつける手術を受けた。

心配した後遺症もほとんどなく、慢性心不全とい
う持病を抱えながらも、父は元気に仕事を再開し
た。80年代末から父は、それまでの独占資本主義論
の研究に区切りをつけて、労働時間や過労死問題の
研究に打ち込むようになった。80年代末、90年代初
めの数年間は、私にとっては、マルクスを読みあさ
り、経済学を本格的に学び、研究者としての第一歩
を踏み出した時期にあたる。この時期に私は、『資
本論』をどう読むかについて父と何度も話し合っ
た。父は私に、『資本論』における労働過程論や工
場法論の重要性を力説しており、その点では、父の
研究テーマの転換は私には意外ではなかった。

1970年代後半、80年代前半頃



2000年代後半頃



自分で論文を書き始めた頃、私はドラフトの多くを父に見せ、コメントをもらっていた。労働価値論や社会主義論などについて私が伝統的なマルクス主義に対して批判的な立場をとるようになってからも、父は変わることなく私の議論に真摯に耳を傾けた。父が、他者を自らの考えに感化する力とともに、個人の精神の自由を最大限に尊重する姿勢をもっていったことは、私にとって幸いであった。一人の人間がこの二つの資質を兼ね備えていることは希である。父は私の精神形成に強烈な影響を与えながら、けっして私の自由を奪わなかった。それは、父自身が真に自由な人間であったからであろう。

研究と社会運動の両面での活動が広がるにつれて、父が家庭を顧みる時間は減っていった。2009年に34年住んだ家から同じ高槻に新築した別の家に引っ越したときも、父は段ボールの山の中で直前までキーボードを叩いていた。2014年に関西大学を退職した後、忙しさはかえって増大した。父は多くの場で、また多くの組織から、頼られ、必要とされていた。原稿の執筆の傍らで、取材に応じ、自ら行事や集会を準備し、呼ばれればどこへでも講演に出かけていった。それまで家を支えていた祖母がしだいに介護を必要とする状態となったこともあって、母にかかる負担は大きくなった。そのことは、父の最大の悩みであったにちがいない。

2018年8月1日の夕方、父の心臓は突然停止した。検体を担当した医師はたまたま父のかかりつけの先生で、父の心臓について「手術以来、人工弁の入った状態でよく動いてきたと思います」と言っただけだった。思えば、ロンドンで倒れてからの30年、余りは、父にとっても、また私たち家族にとっても、その全体が一つの大きな僥倖であった。その終わりが、不意にやってきたのである。倒れる3週間ほど前に、私は父と短い会話を交わした。このとき父は、「『資本論』と社会主義」という私の論文に好意的な感想を述べ、いつものように、現実の資本主義を少しでも人間的なものに変えてゆくことの大切さについて語った。それが最後になるとは、夢に思わなかった。私が抱いてきた感謝の気持ちを直接伝える機会を失ったことは、悔やまれてならない。

父は、自分の信念を貫き、したいことをやって、見事に一生をかけぬけた。やり残したことはあつたにせよ、父の場合には、どこまでいっても、「やりきる」ということはなかっただろう。父は母を愛し、母の故郷である小豆島を愛し、「自分がいつか死んだら、骨は小豆島の海に撒いてほしい」と語っていた。春になったら母や兄弟と小豆島に行き、父の願い通りにするつもりである。

森岡先生と歩いた道



森岡先生と歩いた道

経済学を基礎にした過労死研究と 社会活動の生涯

過労死弁護士全国連絡会議 幹事長
過労死防止全国センター 共同代表
弁護士

川人 博



も一緒になって、『働きすぎのアメリカ人』（窓社・1993年）を刊行でき、シヨア氏の日本各地での講演も実現した。そして、これを出発点にして、その後、『浪費するアメリカ人』（岩波書店 2000年）『ワーキング・プア』（岩波書店 2007年）など、計5冊の労働関連英文著作の和訳出版共同作業に携わった。私の果たした役割はごく限られていたが、この翻訳過程を通じて、彼の経済学・語学の深い素養・知識に接して、多くを学ぶことができた。

私は、この約30年間の過労死事件の実践を通じて、過労死の原因分析のための調査統計の必要性を強く感じ、その都度、森岡先生には、問題意識を伝えていた。2人の考え方は、ほとんどの場合共通していたが、彼は、私の知らない様々な統計資料なども駆使して、日本の労働時間分析を説得的に展開し、その研究成果は、過労死防止運動をはじめ、様々な社会運動の理論的な支柱となってきた。

2014年に過労死等防止対策推進法（通称 過労死防止法）が成立したが、この制定にむけての市民運動の過程においても、森岡先生は、過労死家族の会・過労死弁護士・その他多くの支援者とともに行動し、繰り返し上京しては国会議員に対する説得活動にも参加した。

そして、法案成立後には、厚生労働省の

して、ジュリエット・シヨア氏の『The Overworked American』の日本語翻訳版出版がある。たまたま、シヨア氏との交流があった私から、日本語版出版の話が森岡先生に相談し、彼の友人の研究者の方々と

敬愛する経済学者で、過労死防止運動の同志でもあった森岡孝二先生が、8月急性心臓死で他界された。亡くなる数日前に、韓国への岩波新書翻訳版に関し電話で相談したばかりのことであった。関西の仲間やご親族の話では、直前まで、2つの講演をはじめ数多くの懸案に取り組んでいたとのことである。文字通り突然の悲報だった。私が森岡先生と初めて言葉を交わしたのは、30年近く前にさかのぼる。1988年に「過労死110番」活動が開始され、彼は、大阪の弁護士・医師とともにこの相談活動に参加していた。その数年後、彼から私あて、関西での経済学研究会での講演依頼があった。当時、私は、銀行員などホワイトカラー労働者の過労死事案を多く担当しており、サービス残業（賃金不払い残業）のひろがり・深刻さが過労死発生の温床になっていると痛感していた。しかるに、研究者の間では、労働者の基本賃金が安いことが残業を増やし、過労死の原因となっているとの論調が多く、私は、このような実態にそぐわない経済研究に違和感をもち、ときに、その論述を強く批判していた。そんな私を招聘していただいたのは、森岡先生の意向によるところが大きかったように、私たちは、その頃から、専門領域が異なっても交流・連携を続ける仲間となった。当初の頃の森岡先生との共同作業と

過労死等防止対策推進協議会委員を務め、政府・厚生労働省に積極的な提言を行いつつ、実際の調査チームの実務に参画して、調査研究の進展に多大な寄与を続けてきた。また、過労死防止学会の発起人となり、2015年にこれを設立させ初代会長に就任し、以降毎年の学会を成功させてきた。

この間、韓国や中国の研究団体から招聘を受けて、東アジアにおける過労死研究の連携を進め、昨年6月の過労死防止学会シンポジウムでは、外国研究者も多数参加し、国際的な視点からのシンポジウムも行われた。

30年間にわたる過労死研究、とくに最近10年間の森岡先生の研究及び社会実践は、多くの貴重な成果をもたらしてきたと思う。ただ、他方では、こうした森岡先生の獅子奮迅の活躍の陰で、持病が悪化していたのかもしれないことに、我々仲間の心くばりが欠けていたのではないかと後悔し、反省している。

初めて森岡先生と関西で会ったとき、私は過労性腰痛に悩まされていた。歩行もかなり困難な状況であったが、彼は、その様子を見て、すぐ私を支えるようにして、介抱してくれたことを記憶している。

彼は、過労死の家族に対しても、弁護士に対しても、研究者に対しても、労働者・市民に対しても、謙虚で優しい物腰で接し



2014年5月23日 衆議院厚生労働委員会で過労死防止法が可決された



2014年6月19日 過労死防止法成立の日の記者会見

てきた。その反面、政府や企業の理不尽な姿勢に対しては、断固とした口調で異議申し立てをおこない、文字通り、働く人々の立場を堅持してたたかってきた。

戦後の苦境の中で経済的な困難を突破して研究者の道に入り、さらに、若いころから心臓に持病を抱えるという身体的なハンディを乗り越えて研究と実践に全力を傾注してきた森岡先生。彼は、20世紀後半から21世紀前半の過労死社会日本における、傑出した経済学研究者であり、たたかう知識人であった。

彼の志を継承していきたい。

（雑誌『経済』2018年11月号から転載）

森岡先生との出会い

私は1988年4月に弁護士登録し、その月に大阪が全国に先がけて初めて取り組んだ「過労死110番」に参加したことを契機に過労死問題に関わるようになった。森岡孝二先生との出会いは、翌1989年4月に行われた大阪過労死問題連絡会（以下「過労死連絡会」）の総会で森岡先生が「働きすぎ社会を考える——そのひずみと克服の方向」と題して講演をされた時であった。もっとも、このころはまだ、労働時間について研究する学者の先生という感じで、ちょっと堅苦しい印象を抱いていた。

劇の上演運動と一緒に参加

森岡先生と親しくなったのは、1992年3月、名古屋の市民劇団「希求座」が平岡事件（大阪の過労死110番の第1号事件）をモデルにして作った劇『突然の明日』の公演を、平岡さんご家族、森岡先生、中田進先生と一緒に観に行った時である。この劇に感銘を受けた私たちは、公演後に希求座の人に大阪での出張公演を依頼し、実現することになった。私たちは実行委員会を結成し、この年の8月に希求座による公演（富田林）に1200人、12月に大阪の「劇団きづがわ」による公演（エル大阪）に2200人を動員する大運動を成

森岡先生と歩いた道

「人間らしい生き方」を求めて 森岡先生と伴走した29年間

過労死防止全国センター 事務局長
大阪過労死問題連絡会 事務局長
NPO法人働き方ASU-NET 共同代表
弁護士

岩城 穰



功させた。森岡先生は富田林公演の実行委員長を務め、きづがわ公演では過労死した平岡悟さんの声の役で自ら出演されたのである（森岡先生は愛媛大学の学生時代に演劇部に入っていたと、後に聞いた）。

大阪過労死問題連絡会での活動

森岡先生はその後、サービス残業問題を

会で採択した。

折しも、長年過労死連絡会の会長を務めてくださった医師の田尻俊一郎先生がなくなったことから、この総会で森岡先生が会長に選出された。その結果、過労死連絡会でも私は森岡先生と会長―事務局長の関係となったのである。

「過労死防止基本法制定実行委員会」の委員として、壮大な運動をリード

2010年10月、全国過労死を考える家族の会の主催で「過労死防止基本法の制定を求める院内集会」が開催された。これを契機に、過労死を防止する法律を作ろうという機運が高まり、1年間の準備を経て

中心に過労死連絡会の活動に積極的に関わりはじめ、1994年には連絡会と一緒に「過労死問題を考える関西学生フォーラム」（参加者約200名）を成功させた（この内容は95年9月、岩波ブックレット「学生フォーラム」激論！企業社会における過労死と働き方を考える」として出版）。翌1995年から、私は過労死連絡会の事務局長になり、森岡先生といっそう親しくなった。

「働き方ネット大阪」の 会長―事務局長として

森岡先生との深い関わりを持つようになった次の節目は、2006年9月に発足した「働き方ネット大阪」の会長になっていただいたことであった。当時、私は大阪の民主法律協会の事務局長をしており、第一次安倍政権が「ホワイトカラー・エグゼンプション」（WE）を導入しようとする議論に市民的网络ワークを作ろうということになり、当時『働きすぎの時代』（2005年、岩波新書）を出版されるなどしていた森岡先生に「ストップ・ザ・エグゼンプション―働き方を考える大阪ネット」（略称「働き方ネット大阪」）の会長になっていただき、私が事務局長を務めることになったのである。

2011年11月、衆議院議員会館の大会議室で「過労死防止基本法制定実行委員会」が結成された。森岡先生が実行委員長に就任し、過労死弁護団の川人博弁護士と、全国過労死家族の会の寺西笑子さんが副実行委員長、私が事務局長になって、本格的な法制定運動が開始された。働き方ネットに続いて、ここでも森岡先生と私は会長―事務局長の関係となった。

今から思い返しても、この取り組みは壮大なものであった。

数えきれないほどの団体・個人にお願いし、過労死遺族たちが街頭に立つなどして集まった署名は55万1936筆。過労死防止基本法の制定を求める意見書を採択してもらった地方議会は10道府県を含む143（全国の自治体数の8.2%）。2012年12月に行われた衆院選では全立候補者1155人に賛同依頼書と全12政党にアンケートを送付し、2013年7月の参院選でも立候補予定者386人に賛同要請書を送付。そして極めつけは、2013年4月にジュネーブで開かれた国連社会権規約委員会の日本審査の会議で過労死遺族有志が「過労死は国際人権規約違反」を訴えたところ、同年5月同委員会が日本政府に過労死・過労自殺の防止を勧告した。これらを受けて2013年6月、超党派議員連盟が発足し、過労死遺族たちの働きかけを受け

「過労死防止基本法」制定を 求める動きと過労死連絡会の会長就任

2008年の秋、過労死弁護団全国連絡会と日本労働弁護団の2つの弁護士団体の総会で「過労死防止基本法の制定を求める決議」が採択された。

それまで、労災認定や企業責任追及、労働基準オンブズマンの活動などを通じて、どうすれば過労死を防止できるかを模索していた私は、「これだ！」と思った。そこで過労死連絡会の例会で「過重労働対策基本法案」を自分たちで作ってみようという提案し、若手弁護士が中心になって作った「法案」を2010年3月の過労死連絡会の総



2010年8月4日 働き方ネット小豆島合宿

で最終的に135人の国会議員が参加した。森岡先生は2014年1月、40年間にわたって在籍した関西大学を定年退職したが、それによって生まれた時間の大半は、過労死防止法の制定運動に投入された。

このような壮大な取り組みと、国会での大変な法案の提出・条項調整を経て、ついに2014年6月24日、衆参両院とも満場一致で「過労死等防止対策推進法」（過労死防止法）が成立したのである。

森岡先生は、この2年半の取り組みの間、学者として過労死防止法の必要性を説くとともに、過労死遺族をはじめとする実行委員会を励まし、マスコミに精力的に登場して世論を高め、条項の調整をめぐる攻防においても法律の内容を後退させないよう、大車輪の活躍をしてくださった。森岡先生なくして、この法律は生まれなかった。

働き方ネット大阪から「NPO働き方ASU-NET」へ

働き方ネット大阪は2013年4月、「NPO法人働き方ASU-NET」に発展し、森岡先生と私が共同代表となったが、その後も日本経済と働き方、過労死防止をめぐるソウルの弁護士との交流、若者運動と世代を超えた連帯などをテーマに活動を続けてきた。

森岡先生にとって働き方ネットは、談論

た過労死防止学会の大会で、学会の会長は退任したが事務局長に就任された。こんな前代未聞(?)の人事に、森岡先生の思いが現れていたように思う。

その後も、「そのうち、『退職とは何か』という本を書きたい」とおっしゃっていた。

また、2018年4月に過労死連絡会が行ったシンポジウムの内容を岩波ブックレットにしようと、岩波の担当者との協議されていた。

森岡先生は6月25日から2週間ほど風邪でダウンされ、7月10日にフェイスブックで自ら「快復宣言」をされたが、体重が60キロから55キロまで5キロも痩せたとおっしゃっていた。そこに、その後の猛暑が身体に堪えたのかもしれない。

森岡先生は8月1日午後6時前、自宅で倒れ、奥様が気づいたときには既に心肺停止の状態、三島救急センターに救急車で搬送されたが、死亡が確認されたとのことであった。

8月3日に、ご親族だけでお葬式が行われたが、私だけ無理をいって特別に参列させていただいた。柩のなかの森岡先生のお顔はものすごく男前で、安らかなお顔だった。あんなに涙が出たのは、私自身の母親の葬式の時以上だった。



2012年1月21日 防止法街頭署名で訴える森岡先生

風発の自由な議論の中で様々な社会問題について問題意識を整理し、社会に発信していく「家庭菜園」のような存在ではなかったかと、最近つくづく思う。

過労死防止法成立後も精力的な活動

過労死防止法ができた後も、森岡先生の活動は楽になるどころか、より負担が増えた。

実行委員会の発展的解消とともに設立された過労死防止全国センターでは、川人博弁護士、寺西笑子さんと3人で共同代表となり、私はここでも事務局長となった。

29年間ともに伴走させていただいた森岡先生に感謝

このように、私の弁護士生活の30年間のほとんどは、森岡先生とともにあった。特に2006年の働き方ネット大阪の結成、2010年の過労死防止基本法制定運動の開始以降は、つかず離れず伴走し、時には二人三脚で走ってきた。その間、働き方ネットの小豆島などでの合宿や、いくつものつどい、防止法の制定過程での自民党プロジェクトチームの会合への参加など、数えきれないほどの思い出がある。

余談であるが、2016年のアメリカ大統領選挙の民主党の予備選挙で大健闘したバーニー・サンダース氏が、70代半ばにもかかわらず身振り手振りも使って聴衆を惹きつける演説をしていたので、私は森岡先

過労死防止法に基づき設置された過労死等防止対策推進協議会の専門家委員にも就任し、過労死防止対策大綱や過労死白書の作成について積極的に意見を述べるとともに、厚労省の行う調査研究のチームにも参加して調査研究をリードした。

全国各地で行われる過労死啓発シンポジウムで講演し、高校や大学での過労死防止啓発授業でも全国どこにも出かけていき講師を務めた。

そして、2015年5月には、森岡先生の悲願であった過労死防止学会を設立し、自ら会長に就任された。過労死防止学会は、学者・研究者だけでなく、過労死遺族やマスコミ関係者にも広く参加を呼びかけ、開かれた、かつ実践的な学会である。こんな学会は他に例がないのではなからうか。

少しだけ土俵を狭くしようと
していた矢先に倒れられた森岡先生

森岡先生は、ここ2、3年くらい、「75歳になったら引退したい」というようなことをおっしゃるようになっていた。これに対して、周囲にいた私たちは「引退されちゃったら大変ですよ。少しずつ活動を減らしながら、丈夫で長持ちしてくださいよ」みたいなことを言っていたが、やはりご自身の体力の低下を感じていたのだろう。

2018年6月2〜3日に札幌で開かれ

生に「先生も日本のバーニー・サンダースとして、体全体で訴える話し方をされてはどうでしょうか」と進言したことがあった。森岡先生からはっきりした返事はなかったが、その後結構身振り手振りを使ってお話されるようになったと感じている。

森岡先生は個人的にも私を可愛がってくださった。私事であるが、2015年に現在の法律事務所を開設したときも本当に喜んでくれ、2016年に立ち上げた事務所の親睦会「ゆうあい会」の会長も二つ返事で引き受けてくれた。フェイスブックでも、優しさとユーモアに溢れたメッセージをよく送ってくれた。

その中から2つをご紹介します、森岡先生への感謝を表したい。
本当にありがとうございました。

森岡 孝二 ▶ 岩城 稔
2017年11月20日 · 本

19日にあった福井の過労死啓発シンポで、落語家、桂福車師匠の「エンマの願い」を聴きました。エンマ大王の下で冥途に来た大勢の過労死死者の受付にあっていた赤鬼と青鬼が、業務が過重すぎて過労死しそうになる。そこで頼りになる弁護士として川鬼、松鬼、岩鬼の名が挙がる。そして優しい、頼みやすいという理由で岩鬼に相談したらいいということになる。誰じゃ岩鬼は？

うけるね コメントする シェア

岩城 稔
愛知の岩井先生ではないでしょうか？
1年前 いいね! 返信 3

森岡 孝二
大阪の岩鬼と言っていましたよ。
1年前 いいね! 返信 3

森岡 孝二 ▶ 岩城 稔
2017年9月2日 14:05 · 本

孫をじいじい好きにする方法を発見しました。
娘を「すずめの学校」方式に変えればいいんです。

ジイジイバババ ジイバババ
すずめの学校の先生は
ムチを振り振り ジイバババ
まごのすずめは 輪になって
お口を そろえて ジイバババ
まだまだ いけない ジイバババ
ジイジイが好きだよ ジイバババ
ジイジイバババ ジイバババ

7人 コメント2件

森岡孝二先生への哀悼の思いを込め、労働基準行政の立場で指導いただいた者の一人として寄稿致します。

私は、平成24年9月から28年6月の間、労働基準法等の立法政策を担当する労働基準局労働条件政策課長を、また28年6月から30年7月の間、労働基準局総務課長・過労死等防止対策推進室長を務め、森岡先生には過労死等防止対策推進法に基づく調査研究や周知啓発に関する事業の推進に当たり、大変お世話になりました。特に印象深いのが、過労死等防止対策推進協議会での先生のご活躍です。

協議会での席上、先生はいつも、我が国では「フルタイム労働者」の長時間労働の改善が進んでいないことや、若者の過重労働防止に向けた行政対応を強化する必要性について、具体的データや事例を引きながら熱弁を振るわれ、白書の内容や労働基準監督行政を前に進める役割を果たされました。

先生にとって最後の審議事項となった過労死等防止対策大綱の改定をめぐる平成29年から30年にかけての何度かの協議会では、新たな数値目標として勤務間インターバル制度の導入企業割合を盛り込むか否か、盛り込む場合、どの程度の数値が適当か等の点も議論されました。数値目標設定に当初は慎重であった使用者側委員と、数値目標

重要な課題を、川人博委員とともに提起されました。こうした経緯を経て、新たな過労死等防止対策大綱には、「副業・兼業を行う者」も含めた調査研究を行っていく旨が「調査研究等の基本的な考え方」に明記される一方、勤務間インターバル制度については「勤務間インターバル制度（終業時刻から次の始業時刻までの間に一定以上の休息時間を設けることについて就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。）を導入している企業割合を10%以上とする（2020年まで）」という目標が位置づけられました。

先生にとって、どの程度満足いただける内容であったか分かりませんが、労使とりわけ使用者側委員が過労死等防止の重要性に照らして「数値目標」を受け入れた経緯は伝わったのではないかと今でも思っております。

私が先生とお目にかかった最後の機会は、毎年7月に京都で開催される過労死等防止全国センターの総会の場でした。空き時間に「今年も暑いですね」と申し上げたところ、先生はいつも同じ静かな笑みを湛えながら「今年は堪えるよ」と絞り出すようにおっしゃいました。今にして思えば、お体の状況が厳しい中でのご参加だったのかもしれない。

森岡先生は、「働きすぎの時代」の問題

森岡先生と歩いた道

過労死等防止対策推進協議会の思い出

厚生労働省 労働政策担当参事官
(前厚生労働省労働基準局総務課長)

村山 誠



を掲げて取組を促進しようとする当事者委員・労働者側委員との間で議論が深まり、4月24日の第11回協議会では「インターバル制度の導入に取り組む中小企業に対する助成金等の支援策の充実を前提に、春闘に

おける労使の交渉協議の状況も勘案し、一定の数値目標を掲げる方向で」という雰囲気生まれつつありました。その際、先生は「勤務間インターバル制度について、終業時刻から次の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設けることについて労働協約、就業規則又は労使協定等で定めているものに限り、『飛び飛びの休息』を許容するような取組は厳に排除するように」というご意見と、「現行の導入企業比率が1・4%という中で、数%とか10%といった水準の目標しか掲げられないのであれば、具体的数値は掲げない方が良いのではないか」というご意見を述べられました。

事務局の担当課長であった私は、定義についてしっかりと整理しようと思うと同時に、数値に関しては「10%」で関係者間の水面下の調整を進めようとしていた中で先生からのご発言であったため困った記憶があります。その後、先生とお目にかかった際、今回の目標は第一歩であり、現状に照らせばかなり意欲的なものであることを申し上げ、ご理解を求めた記憶があります。

その後、5月31日の第12回協議会は、先生が出席された最後の協議会となりました。先生は勤務間インターバル制度の件について「受け止めさせていただく」とおっしゃり、同時に、複数就業する労働者の長時間労働への対応の必要性という今後に向けた

に生涯をかけて向き合い続けた高名な学識経験者でありながら、「高度プロフェッショナル制度」等の立案や法制化にも携わった私のような行政官にも常に優しく公平に接して下さいました。その恩義に改めて御礼申し上げますとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げる次第です。



2014年5月23日 過労死防止法可決を喜びあつた



2014年5月23日 過労死防止法可決の日(衆議院厚労委員会)



2012年6月6日 院内集会の日、小宮山洋子厚生労働大臣と面談

あの日の森岡先生



2012年6月6日 院内集会



2017年2月10日 院内集会

党との関係が深いのでは?」〇〇議員の顔を立てないと」など様々なしがらみで、運動が停滞してしまっています。しかし実行委員会の皆様は違いました。森岡実行委員長は常に泰然自若。しかしマイクを向けられると過労死問題に対する熱情と論考が溢れ出るように語られ聞く者を動かす。

岩城、川人両弁護士は、気さくで話が早く、法律の勘所の議論になればとても柔軟に迅速に修正した案を提示してくださる。そして寺西、西垣、中原、通称『寺西垣のりこ』トリオを中心とした家族の会の皆様は、とにかく明るく行動的で、700室以上ある全議員の部屋を、労を厭わず訪問し続け、何度も何度も議員への面会を求

め、門前払いであつても嫌な顔一つ見せず、丁寧に直筆のカードや手紙を渡し、党派を超えた信頼を勝ち得たのです。特にこの家族の会の活動を、後方で理論的に支えていたのが森岡実行委員長でした。市民運動には法律の制定に至らないものが数多くあります。その意味でも森岡実行委員長の『理論』、弁護団の『法律案』、家族の会の『行動』、この3つの要素がうまく噛み合い、過労死防止基本法制定実行委員会は『市民立法』のモデルともいえる成功を収めました。官僚任せや政治家任せでなくとも『市民立法』が実現することがわかったのです。その意味で、森岡先生は家族の会の皆様にとつて、悲しみのどん底に届いた希望の光だったと思います。あらためて森岡実行委員長なしにこの議員立法は歓喜の成立の日を迎えることは無かつたと思います。法制定後も、過労死はいまだ根絶していません。働き方改革にも多くの不安が存在します。森岡実行委員長は生前、働く者の置かれている過酷な環境を深刻に案じておられました。それはこれから社会に出る若者にも女性にも、外国人労働者にも向けられていたと思います。森岡実行委員長が天国で安らかにお休みいただけるよう、私たち国会議員も過労死の根絶に向け、行動を続けてまいります。

私はずいぶん2009年〜2010年まで

で内閣府大臣政務官として国の自殺対策を担当し、過労や過度なストレスが自殺の原因となることに問題意識をもっており、また以前より『市民立法』に関心があったため『過労死防止基本法の制定を求める』という集會名にも非常に共感を覚えました。市民と法律、市民と行政、市民と立法を国会議員としてつなぎたい。特に中央省庁や

動が停滞するケースが出てきます。〇〇

いなかつた。そんな中で、家族の会の皆様が院内集會の案内を持って議員室に來訪されました。亡くしたご家族の手記や自画像、新聞記事などとともに。

困となることに問題意識をもっており、また以前より『市民立法』に関心があったため『過労死防止基本法の制定を求める』という集會名にも非常に共感を覚えました。市民と法律、市民と行政、市民と立法を国会議員としてつなぎたい。特に中央省庁や

私を動かすものでした。それから早速、森岡実行委員長や岩城弁護士、川人弁護士、家族の会の寺西代表、西垣さん、中原さんと會合を重ねました。「弁護士の皆様が作成した法律案はともいい!でも修正していいですか?」全党全會派に呼びかけます。〇〇議員に挨拶に行つてください!」と次々に議員立法に向けた取り組みを進めていきました。

ごもの舞台だ。その中で過労死弁護団全国連絡會議と全国過労死を考える家族の會に集うメンバーは、2010年10月13日の初院内集會を皮切りに、実行委員會を發足させ、100万人署名運動とともに波状的に院内集會を開催した。しかしこの時点では『市民運動』として認知はあつたものの、本格的に政治や行政を巻き込む『市民立法』には至って

た以前より『市民立法』に関心があったため『過労死防止基本法の制定を求める』という集會名にも非常に共感を覚えました。市民と法律、市民と行政、市民と立法を国会議員としてつなぎたい。特に中央省庁や

の死亡者は、この20年で半減した。なのに、過労死は減っていない。国が防止に取り組んだか否か、その差だ」特にこの言葉は、私の心を動かすものでした。

森岡先生と歩いた道

森岡先生、安らかにお眠りください

衆議院議員
過労死等防止について考える議員連盟 會長代行
泉 ケンタ



法制局という極めて遠く難解な組織と市民の間をつなげないかと思つたのです。そして院内集會へ。集會では署名活動の報告があり、辛い悲しみを抱えながら労働環境の改善を訴える家族のスピーチがあり、また亡きお父様に宛てた辻田真弘さんの『僕の夢』が朗読されました。私も何度も涙しました。その集會の前列に、飄々とした表情でまっすぐ前を見つめる初老の男性が座っておられました。私はそれまで森岡先生のことを存じ上げなかつたのですが、司會の指名でスツと立ち上がった森岡先生のお訴えは、その風貌からは一見想像できないほど非常に熱を帯びたものでした。「交通事故の死亡者は、この20年で半減した。なのに、過労死は減っていない。国が防止に取り組んだか否か、その差だ」特にこの言葉は、私の心を動かすものでした。

社会運動家として

森岡先生は「人生の後半は社会活動家として生きたい」と願っておられた通り、旺盛な執筆活動をされながら、最後まで「過労死根絶」「まともな働き方の追求」「若者の支援・育成」など社会を変えることに全力を尽くされた日々でした。

NPO法人「働き方ASU-NET」は老若男女、様々な職種、組織を越えて自由に議論・研究し、共に希望を語り力を合わせて実践する非営利の市民団体です。その中心にはいつも代表理事の森岡先生がおられました。先生と共に怒り・学び・考え・夢を語った12年間は私たちの誇りでありこれから生きる力となります。

ASU-NETの始まりは、第一次安倍政権が「ホワイトカラーエグゼンプション」を打ち出した2006年、民法協、大阪労連などが呼びかけ、同年9月に働き方を考え改善することを目的とする市民団体として「ストップ・ザ・エグゼンプション」働き方を考える大阪ネット（略称「働き方ネット大阪」）が結成されました。結成総会では森岡先生が「働き方はこれでいいのか？ ストップ・ザ・エグゼンプション」という記念講演をされました。まさに「エグゼンプション」がこの組織を作ったともいえます。その後、過労死、労働者派

先生は顔を赤くして極上のご飯とおそうめんを毎年食べさせてくれました。夕方が近づくと議論の車座からやお立ち上がり、夜釣りの竿に浮きをつけたり糸を張ったりし始めながら「私聞いていますから、続けてください」と言いながらソワソワとみんなの分も準備してくれました。そんな少年のような一面を見せながら、けっして知識をひけらかすことなく、誰に対してもまっすぐ向き合っており、質問には真摯に丁寧に答えてくれるかけがえのない恩師でした。

闘う学者として

ASU-NETホームページの森岡先生の連続エッセイは、常に働き方の最前線の情報鋭い視点で発信し、1日に800〜1000（総計252万）のアクセスがあることからその注目度は秀でていました。連続エッセイ（第348回）の最後は関西大学の「違法超勤労基申告解雇事件」を厳しく糾弾するエッセイでした。原告を支援する会の筆頭呼びかけ人となり、敢然と大学に立ち向かい、最後まで「闘う学者」として私たちに決意を示してくれました。私たちはこの遺志を継いで裁判勝利を勝ち取っていかねばなりません。そして、先生が最後の最後まで命を削って論陣を張り、厚労省に足を運び反対し続けた「高度プロフェシヨナル制度」は必ず近い将来

森岡先生と歩いた道

森岡孝二先生とともに 希望を描いたASU-NET

NPO働き方ASU-NET 副代表理事

川西 玲子



遣制度、有期雇用、貧困問題、若年雇用などをテーマに、「働き方」を共に考え問いかける「つどい」を毎回100〜200名を越える参加者で現在まで28回を重ねてきました。働き方をめぐる情勢に遅れることなく半歩でも前に問題提起するためには森岡先生の広い視野と蓄積をもとに議論する

ことが欠かせませんでした。

2013年にはこれまでの運動を引き継ぎ新たにNPO法人を設立しました。

団体名を決める議論の末に、森岡先生の提案で「活動家支援共同」(Activist Support Union)「ASU-NET」に決定。明日やUS(私たち)の意味も込め「まともな働き方の実現」を目指そうと決意を新たにしました。

事務所と会議室を構えるためには森岡先生の多大な資金と協力者の皆さんのカンパに支えて頂き、雇用・労働に関する情報発信、各種講座の開催、公開学習会、講師派遣活動、研究調査活動と政策提言、若者労働相談(毎土曜日)にも取り組み、社会運動に貢献したいと今日まで歩んできました。

ASU-NETの合宿

毎年夏の小豆島の合宿(近年は近場で開催)では、大きなテーマで自由に議論したり、文化に深い造詣を持っている先生のご案内で、小豆島の俳人尾崎放哉の足跡を訪ねたり、瀬戸内国際芸術祭、農民歌舞小屋の見学など、その年ごとに先生の豊かな思いに触れる貴重な時間がありました。

合宿で先生が誰にもやらせなかったのは、バーベキューの飯盒でのご飯炊き、お昼の小豆島そうめんを湯がくことでした。

廃止させ胸を張って先生に報告したいと決意しています。

最後に先生が提起した課題

先生の逝去直後に届いた雑誌「経済」9月号に、先生のお名前を見つけて驚きました。亡くなられてなお、私たちに叱咤激励を送ってくださったのです。

『シェア経済は「未来の働き方」か」という論考が掲載されていて「雇用によらない働き方(究極の規制緩和)が一般化した社会は暗黒社会です」と警鐘を乱打され、そして最後に「私たちは労働組合の活性化に期待を寄せるとともに、政権選択選挙を通じてシェア経済の暴走に歯止めをかけるければなりません」と結んでいました。

今後、外国人労働者の働き方、AI化の進行と雇用・働き方への影響等、まだまだこれから先生の出番を必要とする時代が押し寄せてくるのにと、喪失感に打ちのめされます。

しかし、悲しみに立ち止まるわけにはいきません。森岡先生に育まれ、ともに歩んできたASU-NETだからこそ、今回の追悼のつどいをASU-NETの第29回つどいと位置づけ、「私たちは何を受け継ぐのか」をテーマに語り合い確かめ合っており、さらにASUに向かつて歩き続けたいと思います。



2013年8月4日 第4回事務局合宿



2011年8月7日 第2回事務局合宿

森岡先生と歩いた道

先生の志を引き継ぎ 実践と研究に取り組んでいく

NPO法人POSSE 代表
今野 晴貴



私が森岡先生にはじめてお会いしたのは雑誌『POSSE』の取材で研究室に伺った、およそ10年前だったと記憶しています。はじめて訪れた、まだ20代半ばの駆け出しの運動家／研究者であった私に対し、森岡先生はとて丁寧に接してくださいました。二人きりでの食事にも誘ってくださいました。



2012年6月13日 過労死110番プレシンポジウム

過労死問題の第一人者と知られておられながら、ご自身は「学者として大きな仕事はしていない」のだと、繰り返されてきたことが私にはつよく印象に残りました。そのお話を思い出すと、今でも、先生のお人柄や高いお志が偲ばれます。

2012年以後、ブラック企業が社会問題となる中で、森岡先生はブラック企業に対する社会的な批判の力を過労死防止法の制定へと結び付けていかれました。そのお仕事の中で、私も先生とお仕事をする機会

を多く得ることができ、その中でたくさん
のことを学ばせていただきました。

当時、ブラック企業問題は労働運動においても、労働研究においても半信半疑にしか受け止められていませんでした。私は多くの運動家や研究者から「くだらない」「黒人差別だ」などと吐き捨てられるような経験を繰り返していました。

ところが、森岡先生は学術誌で拙著をいち早く評論してください、過労死防止法を求める院内集会でも告発の機会をくださいました。今日のように、ブラック企業に対する労働運動と過労死防止を求める社会運動が「当たり前」に結び付いているのは森岡先生のおかげにほかなりません。

過労死問題はようやく対策すべきであるということが法律に定められたにすぎず、実態の解明も対策もこれからが本番です。被害者支援はもとより、過労死防止学会でのさらなる研究が求められています。

過労死問題に取り組む実践においても、これを探求する研究活動においても、森岡先生のお志を引き継ぎ取り組んでいきたいと思えます。

森岡先生と歩いた道

未熟な運動を支えてくださった 森岡先生

NPO法人POSSE
坂倉 昇平



森岡先生には、関西にPOSSEの労働相談の取り組みを広げる中で、大変お世話になりました。

私たちが労働運動として実績も少なく、人脈も乏しい駆け出しNPOの頃から、森岡先生は様々な助言をくださり、色々な人と関係をつないでくださいました。



2016年3月16日 働き方ASU-NET 第24回つどい

私が編集長であった雑誌『POSSE』でも、インタビュー取材や原稿依頼を何度も気さくに引き受けていただきました。

POSSEのメンバーが主体となって労働組合「総合サポートユニオン」を立ち上げたときも、「総合サポートユニオンを支える会」の共同代表を快く引き受けてくださり、「いよいよ労働組合の出番です」「総

合サポートユニオンを支える会」を応援しましょう」という心強いメッセージをくださいました。

執筆活動やメディアへの発信、過労死運動への取り組みの一方で、私たちのような若手の労働運動をつねに気にかけて、鼓舞し、支えていただいたことは、感謝してもしきれません。

また、森岡先生のことを思い出すと、その時々重要な労働問題を素早く把握し、その問題点と運動の必要を、会議や集会で誰よりも率先して発言されていた場面ばかりが浮かびます。私たちの介護・保育ユニオンの取り組みを森岡先生に報告したときも、待ち受けていたかのように、介護労働運動の重要性を話していただいたこともありました。亡くなられる前月に開催された、教員の長時間労働をテーマにした集会や懇親会でも、会場に訴えかける力強い発言をされていたことが、印象に残っています。ここでの懇親会が、森岡先生とお会いした最後の機会になってしまいました。

亡くなる直前まで、最新の社会情勢に対する危機感を持ち、周りの人たちに働きかけるバイタリティに、研究者や運動家のあるべき姿を教えていただいた気がします。

ただ、もっと労働運動を広げ、その報告を森岡先生にしたかった。そのことが悔やんでも悔やみきれません。

1996年2月に株主オンブズマンを設立し、代表に森岡先生に就任して頂いた。この設立前に先生、松丸弁護士と3名で一杯飲みながら今後の活動のイメージを語りあった。私が「先生、大変な活動になりますよ」と言ったら「私は演劇をしていたので、舞台上踊るのは慣れてますよ」と平然と言われたのを昨日のごとく思い出す。

株主オンブズマンが結成される序曲があった。1993年10月に株主代表訴訟の印紙代が一律低額に改正されたので、これを活用して松丸弁護士と2人で「企業の非常識を糾す」為に株主代表訴訟に取組むことになった。ゼネコン大手のハザマの役員が賄賂で公共工事を受注していたことが発覚し、早速10月1日に代表訴訟を東京地裁に賄賂額が損害であるとして提訴した。翌年12月に東京地裁で勝訴して、この弁護士報酬が常任弁護士に入った。これを原資に大手企業を日常的に監視する市民団体「有限会社株主オンブズマン」の設立に至った。

ある新聞に「大学教授が社長になった」として「企業の監視が仕事」として、先生の柔和な顔が大きく報道された。代表訴訟という役員の責任追及の強面の運動が先生の柔和な顔つきで世間に「柔らかいイメージ」を与えてくれた。市民運動にとって

先生はルフトでアメリカのモノ言う株主である「カルパース」(カリフォルニア州の年金事業団)と交流する中で、株主提案の重要性を学んだ。早速翌年、ソニーの役員の報酬の個別開示の株主提案を開始した。6年続けた。2007年には株主提案賛成が44%に達した。森岡先生は毎年の株主総会で学生に説くように、やさしく丁寧に説明を繰り返した。先生のつながりで外国機関投資家もこの提案に賛同し、その後の金融庁の上場企業の1億円以上の役員の報酬の個別開示へのきっかけとなった。

株主提案は雪印の不祥事問題でも威力を発揮した。「消費者目線の役員が不在」と指摘して「日和佐さん」を推薦した。新聞報道しただけなのに、会社の役員が森岡先生のところへ早速飛んできて、日和佐さんを社外取締役に会社提案で選びたいとの要請があり、協議の結果実現した。

株主権を行使する運動だけではなく、企業のコンプライアンスを現実には守らせる為に内部告発が大きな役割を果たすことを先生がいち早く察し、大阪の学者、弁護士、

森岡先生と歩いた道

森岡先生と株主オンブズマンの運動について

元株主オンブズマン 事務局長
弁護士

阪口 徳雄



「顔」となる代表の役割の重要性を最初に学んだ。

発足と同時に「税金で銀行の破綻を救済することは許さない」というスタンスで「住専」問題に取り組んだ。津波のような記者の取材攻勢を受けた。「カラスの鳴かない日はあっても、森岡先生の氏名が報道されない日はない」と記者に言われたほど、この取り組みは新聞、テレビに大きく報道さ

公認会計士が公益通報(内部告発)支援センターを設置して、内部告発の具体的な相談を開始した。4年半に約350件の内部告発の相談を受けた。この成果を公益通報者保護法の制定の為に内閣府のプロジェクトチームに代表の片山登志子弁護士が選ばれ、国会の委員会に事務局長の私が参考人として証言するなど立法の作成に具体的に関与した。

大手ゼネコンの西松建設がダミー団体を作り、国会議員達に多額の「裏」献金事件



新聞で大きく報道された
(朝日新聞1996年6月27日夕刊)

れた。おかげで、株主オンブズマンが「新たな総会屋」「弁護士報酬狙い」「有名病」とかの批判はほぼ制圧でき、企業のコンプライアンスや法令遵守に一定の「発言権」を獲得することができた。市民運動はどのような課題を、どのようなスタンスで取り上げるかの重要性をも学んだ。

それ以降、「ミンボウ」消費者問題を取り組む弁護士などと提携して、高島屋(株主木村達也弁護士)、神戸製鋼所総会屋利益供与事件(団長山田恒男弁護士)、住友商事2004億円代表訴訟、三菱自動車クレーン隠し、橋梁談合事件など、市民目線で、大企業役員のコンプライアンスのあり方を問う代表訴訟を次々と提訴した。多くの関係者から、上場企業のコンプライアンスの定着について株主オンブズマンの果たした役割について好意的な評価を頂いた。

代表訴訟だけではなく、株主総会のあり方について市民株主の目線で、改革を迫った。当時の株主総会は従業員株主を動員して「異議なし」「了解」と総会議場を圧倒して一般株主の発言を威圧していた。この訴訟の原告株主は泉南の柚岡一禎さんであった。大阪地裁、大阪高裁の判決では、結論が敗訴したが、従業員株主の異常行動の「不当性」が指摘され、従業員株主の発言による悪しき弊害の改革の大きなきっかけとなった。

が発覚した。代表訴訟を東京地裁に提訴し、6億6千万円余を役員が会社に払えという全面勝訴判決がでた。東京高裁で、西松建設が、違法なダミー団体を作ったこととの反省の意味で、市民が国会議員の資金を監視できる「公益財団法人政治資金センター」(<http://openpolitics.or.jp/>)に1000万円の寄附を頂き、この資金で公益財団法人が発足した。

先生は障がい者の雇用問題にも深い関心があった。当時の日本航空が障がい者の法定雇用率を達成していないので、その未達成が違法であるとして代表訴訟を提訴した。会社はこの株主オンブズマンの訴訟に反論ができず、近いうちに達成する旨誓約したので和解決し雇用確保に前進できた。今、中央省庁が、障がい者の雇用達成率にインチキをしている。先生がもし健在であれば烈火のごとく怒るであろう。

株主オンブズマンは理念型の運動というより、現実の社会改革を株主、市民の目線での運動となった。先生が研究した「企業社会論」の実践の場であったからであろう。先生と一緒に10年以上、行動を共にでき、多くのことを学ぶことができたことに感謝しつつ、惜しい人を亡くしたことが残念でならない。

森岡孝二先生との出会い

全大阪生活と健康を守る会連合会（以下・大生連）は、貧困からの解放、憲法25条の生存権保障の確立をめざす低所得者を中心とする市民団体です。

森岡先生とのお付き合いは、先生が代表をされていた「働き方ネット」（現「働き方ASUNET」）の集会（2006年）に参加したときからです。

2013年、安倍自公政権は、戦後最大の生活保護基準の引き下げを強行し、全国の生活保護利用者が提訴しました（全国1000人以上）。大阪でも50人以上が裁判を闘っています。先生は、この裁判を支える「大阪の会」の共同代表でした。

深刻化する貧困

今日の貧困は、リーマンショックのときよりも深刻です。府下の生活と健康を守る会（以下・生健会）には、深刻な相談が次々と寄せられています。

「食事するカネもないらしいから、家に行ってくれへんか」と生健会事務所に電話あり、役員が訪問すると、60代前半の男性がフラフラしながら出てきました。男性はひとり暮らしです。勤めていたスーパーが倒産し、仕事を探しても見つからず、体調を崩し、引きこもり状態になっていま

森岡先生と歩いた道

森岡孝二先生と貧困問題

全大阪生活と健康を守る会連合会 会長

大口 耕吉郎



が利用できます」というビラを50万枚つくり、各生健会がこれを配布すると、「ネットカフェにいる、助けて欲しい」（30代男性）、「2カ月前に解雇された。家賃は4万円。年金は6万円、生活できない」（78歳女性）などの相談が相次ぎました。

日本の貧困

森岡先生は、大生連の集会で「貧困の最大の要因は働き方、低賃金の非正規労働者の急増にある」と話されました。

2018年8月度の非正規雇用は2095万人（全労働者比37・6%）になり、年収200万円未満の労働者は1132万人（全労働者比23・3%）に拡大しました。

2017年の厚生労働省の「国民生活基礎調査」では、「生活が苦しい」と回答した人が56・5%に拡大。母子世帯にいたっては82・7%が「苦しい」と回答しています。

森岡先生は「（貧困は）働くことの意味や喜び、生きる夢、学ぶ目的や手応えが見いだせない（略）生きがい喪失の人間疎外」（2008年「時代はまるで資本論―貧困と発達を問う全10講―基礎経済科学研究所 編 昭和堂」）と指摘されました。貧困になると、孤立し、人間性を喪失します。私たちは、このことを日々の活動で実感しています。

生活保護基準の引き下げ

安倍自公政権は、6年間に約3兆9000億円も社会保障予算を削り、貧困をさらに拡大させました。生活保護は、2004年高齢加算の廃止から2020年

(表-1) 2004年~2020年 生活保護基準の引き下げの推移(大阪市内)

	2004年	2012年	2015年	2020年	減額金額
40代夫婦 子2人(小・中学)		22万0050円	20万5270円	19万6010円	▲2万4040円
40代母子 子2人(小・中学)		21万2720円	19万9840円	19万490円	▲2万2230円
75歳単身高齢者	9万3850円	7万5770円	7万4630円	7万900円	▲2万2950円

(表-2) 生活保護の利用率・捕捉率の国際比較(%)

	日本	韓国	フランス	イギリス	ドイツ
捕捉率	10.822	23.2	139.4	61.8	100
利用率	1.68	3.2	10.6	6.7	9.5

(生活保護問題対策全国会議編「生活保護法」から「生活保障法」へ)(明石書店)より作成



にかけて、1420億円も削減しました(表1-1)。このうち安倍自公政権が削減した金額は1120億円を削減です。生活保護は社会保障の岩盤です。石倉康次立命館大学特任教授は、生活保護基準を引き下げられると「(生活保護を基準にしている)多数の減免制度の対象から外される人が約3000万人出て来る」(『経済』6月号 2016)と述べています。

(※)2004年高齢加算廃止3000億円2013年生活扶助費引き下げ(670億円)、期末時扶助引き下げ(70億円)、2015年住宅扶助引き下げ、冬季加算引き下げ(30億円)、2018年生活扶助費や母子加算など(160億円)。

労働運動と社会保障の改善・拡充運動は車の両輪

森岡先生は著書のなかで、日本の生活保護の利用率と捕捉率(生活保護基準以下の人のうち、実際に利用している人の割合)の低さを指摘されています(2015年『雇用身分社会』岩波新書)。日本の生活保護の捕捉率は、10%台(2017年の保護利用数 164万世帯、212・5万人)に過ぎません(表1-2)。

同書には「生存権を保障するためのセーフティネットは、生活保護だけでは足りない。最低賃金も(略)生存権を保障する役割をもっている(218頁)」「現代日本の雇用破壊の元凶である(略)労働者派遣制度を廃止すべきである(223頁)」と明らかにしています。

「社会保障」の改善・拡充と「働き方」の改革を、一体のものとして運動することが、ますます重要になっていきます。私たちは、森岡先生の意思を引き継ぎ、「貧困」からの解放を求める運動を進めていく所存です。

森岡先生のすゝめ

森岡先生は、日本の企業社会の構造的なひずみをもたらした過労死問題、貧困と格差問題など労働者のおかれた困難な状況を、実態調査を元に、労働者に寄り添う視点で、その原因を鋭く分析し、その改善に向けての提言をされてきました。

先生は、「過労死」が社会問題化した1980年代、「過労死110番」の運動に取り組み、2013年『過労死は何を告発しているか』(岩波現代文庫)を著され、「何故日本人は死ぬまで働くのか?」という問いに対して、その要因と背景を掘り下げ、過労死・過労自殺をなくす方策を提言されました。

その後、新自由主義と規制緩和の進行によって非正規雇用が増大し、格差の拡大と低所得者層のいっそうの貧困化が進行していきますが、先生は、「雇用形態」間の格差が広がり、上下の序列のある「雇用身分」となり、それが企業の枠を越えて、社会の階層構造を形作る「雇用身分社会」が出現したと著書『雇用身分社会』(岩波新書)で指摘されています。

そして、森岡先生のすゝめところは、学者として自らの調査、研究成果を出版物として世に問うだけではなく、自ら過労死連絡会やASUINETなどの運動体を通じて

森岡先生と歩いた道

森岡孝二先生が示された労働運動の原点

民主法律協会 幹事長
弁護士

鎌田 幸夫



この間、労働者のおかれた現状は、派遣切り、雇い止め等による雇用不安の増大、正社員の成果主義・競争主義の強化と長時間労働、過労死・過労自殺の増大、パワハラ事案の増大、若者を使いつぶすブラック企業の横行など厳しさを増しています。60周年実行委員会で、誰に記念講演をお願いするかを議論した際、労働者の置かれた現状の分析と今後の闘いの展望を示していただくのは森岡先生しかないということになり、お願いしたところ、ご快諾いただけました。そればかりか、先生には実行委員会にご参加いただき、当日のご講演内容やパネルディスカッションの内容、記念誌のタイトルに至るまで、一緒に議論し、貴重な示唆をいただきました。

当日の先生のご講演「新自由主義の席捲は雇用関係に何をもちたか」はブラック企業と雇用身分社会」およびパネルディスカッション「新たな運動の萌芽と展望」は、その詳細が労働法律旬報(2016・12月上旬号・1877号)に掲載されています。

森岡先生の示された労働運動の原点

当日の講演では、新自由主義の世界的台頭と席捲を見た後、我が国における新自由主義と規制緩和の流れと、雇用の非正規化と雇用身分社会の出現とアベノミクスによる雇用改革に対する対抗した改革のあり方

民法協60周年の記念講演

2016(平成28)年、民法協は60周年を迎え、記念行事を行うことになりました。

を提起いただきました。

講演で特に印象に残っているのは、雇用・労働の規制緩和の起点(最大の法律的制度的課題)として、①労基法の36協定と②1985年の労働者派遣法の成立の2点をあげられたことです。先生は、①の36協定については、1日8時間、1週40時間の労働時間制度の抜け道であり、労働組合自身が労働時間の延長に歯止めをかけてこなかったこと、②の労働者派遣法は、雇用の転機(線路を左に行くか、右に行くかを切り替える機械)として「直用原則」など雇用の原則を壊すものであったにもかかわらず、電機労連や中立労連の組合が積極的に賛成したことを指摘されました。これは、「過労死」と「派遣労働」という労働者の「生命健康」と「雇用」を脅かす現代企業社会の根源的な問題(ひずみ)に対して、労働運動側が有効な対策をとってこなかったばかりか、それを容認してきたのではないかという厳しい指摘ではないでしょうか。同時に、今後の労働運動が取り組むべきものは何か、労働運動とは本来どうあるべきかという「原点」を示唆されたものではないでしょうか。

昨年、安倍政権によって、「働き方改革」法が成立しました。安倍首相は、アベノミクス第3の矢として「長時間労働の是正」と「同一労働同一賃金の原



民法協60周年で講演される森岡先生

則」の実現などを政治スローガンとしましたが、労働時間規制を外す「高度プロフェッショナル制度」や1ヶ月100時間未満の時間外労働を許すなど、労働時間規制に逆行するものであり、非正規労働の格差是正も不十分な内容でした。労働弁護士団、民法協、過労死家族の会などで大きな反対運動を展開しましたが、数の力で押し切られました。

今後の労働運動は、森岡先生の指摘され

た労働運動の「原点」に戻った闘いをする必要があると思います。働き方改革法では、従来「告示」という法的効力のなかった月45時間、年360時間に法的な効力が付与され、また、月100時間未満の36協定の特別条項も締結するかどうかは労働者側にイニシアティブがあるといえます。また、派遣を原則自由化した2015年改正派遣法でも、同一の派遣先の事業所において、3年の期間を超えて派遣を受け入れる場合は、派遣先の職場の過半数代表の意見を聞くことになっています。労働運動側が運動を展開し、闘う素地はあるのです。

森岡先生は、ご著書のなかで、「雇用身分社会」は、制度的に固まったシステムではなく、「液体から固体への移行過程のシャーベット状の社会秩序」であり、「今ならちよつとした改革で身分雇用社会の進行を阻止し、乗り越えることができる」と述べたうえで、派遣労働の規制、最低賃金の引き上げと8時間労働制の確立などをあげておられます。この当たり前ともいえる「原点」に立ち戻って、これからの運動と取り組みを進めていくこと、それが森岡先生が私たち労働運動側に指し示していただいたことではないでしょうか。

最後に、先生の民主法律協会の活動に対するご尽力に感謝するとともに、ご冥福をお祈りします。

過労死から見た日本の労働時間と「働き方改革」



関西大学名誉教授
森岡 孝二

と言わざるをえない。

2014年6月20日、「全国過労死を考える家族の会」や「過労死弁護団全国連絡会議」などの熱心な運動が実って、超党派の議員立法により「過労死等防止対策推進法」（略称＝過労死防止法）が全会一致で成立し、同年11月に施行された。それから2年が経過したが、依然として過労死・過労自殺が続発している。最近でも、電通における新入女性社員と関西電力における40代の男性課長職の過労自殺が大きなニュースになった。両事件に共通しているのは死亡前の時間外労働（残業）の異常な長さである。

そこであらためて過労死・過労自殺を生み出す日本の長時間労働の歴史と現状について考察し、政府・企業サイドの「働き方改革」の問題点と、労働者サイドの「まともな労働時間の実現」のための課題を明らかにしたい。

はじめに

安倍内閣の「働き方改革」が急を告げている。2016年6月2日に「一億総活躍社会プラン」が閣議決定された。それを受けて、厚生労働省に「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」が設置され、その第1回会合が同年9月9日に開催された。そこでは「長時間労働の是正」のための「36協定の再検討」が取り沙汰されている。こうした動きを歓迎する向きもある。しかし、前国会から「高度プロフェッショナル制度」という名の残業代ゼロ制度の創設と企画業務型裁量労働制の営業職への拡大などに関連する労働基準法改定案が継続審議になっている。この動きを見れば、政府が唱える働き方改革に安易な期待を抱くことはできない。36協定の再検討にしても、労働時間の法的規制を労使協定の締結と届け出を条件に解除する労基法制定（1947年）以来の仕組みと、それによる多年にわたる長時間労働の常態化を考えると、前途に立ちほだかる壁は厚い

Gekkan ZENROREN 2016.12 1

「月刊全労連」2016年12月号

森岡孝二先生、安らかに眠りください。ご冥福をお祈りいたします。

森岡先生と歩いた道

全労連運動に大きな示唆 森岡孝二先生を偲んで

全国労働組合総連合 議長

小田川 義和



大きな示唆をいただきました。

1989年11月の労戦再編から30年目を迎えようとしています。日本の労働運動の最大の特徴であり、弱点でもある企業内労働組合中心の状況を克服するために、産業別労働組合と地方の連合組織が地域を主戦場にたたかきを作り出すことは、全労連を結成した先輩方の強い思いでした。

大企業の多額な内部留保の蓄積の状況を告発する「ビクトリーマップ運動」や、「人間回復署名」と銘打った労働時間短縮闘争

を、結成直後から全労連の重要な取り組みに位置付けたのも、その思いの具体化でした。

1995年に日経連（当時）が示した「新時代の日本の経営」を契機に、非正規雇用への切り替えが加速したことも受け、1999年には最低賃金の引上げ、賃金の底上げを重視した賃金闘争をよびかけてもきました。

しかし、現実には運動とは逆に動きませんでした。働くことで命を奪われ、健康を害する労働者は後を絶たない、それどころかより深刻になっていきます。ワーキングプアと言われる年収200万円以下の労働者が1000万人を超える事態は、10年以上も続いています。

法定最低賃金が上がった分、労働時間が減らされ、一時金が減額されて年収は変わらない、全労連に結集する単産の中からも報告されます。「特別条項付きの36協定」の見直しを、と方針でよびかけても、実践の報告は僅かしか返ってきません。

乾いた雑巾を絞り、真綿で絞めるような人減らし「合理化」や成績主義の人事管理が、労働者のたたかきを阻んでいる、人員不足と繁忙の悪循環が職場のたたかきを奪っている、産業や官民を問わない運動の現状です。

その現状が、生産性向上を目的とする「働

たことを思い返す状況です。

この現実をスタート地点に、労働組合運動の活性化をめざさなければなりません。

2015年夏に、国会前を中心に取り組みされた安保法制（戦争法）に反対するたたかいかいでは、労働組合のような組織運動を行ってきた団体が「敷布団」となり、平和と民主主義の危機を覚えた学生たちのグ

ループ・シールズなどの自発的な市民運動の「掛け布団」と力をあわせ、市民参加型の運動を盛り上げました。同様の状況は、2016年秋からの韓国の「キャンドル革命」でも聞かれる状況です。

組織的な運動とSNSを効果的に活用した発信力の高い市民とが共同し、国政に影響を持つ政党も加わって、政治変化につながる要求の一致点での共闘に取り組むことで、社会と政治の変化を作り出すことができる、それを実証したのが2015年の夏でした。

共闘の時代の労働運動の役割と運動スタイルの探求は、今の全労連運動の課題の一つです。さしあたり、全国一律最低賃金制度の実現、「働き方改革」で壊された労働基準法の改正、「8時間働けばくらせるルール」の実現で、市民参加の運動を追求し、国政課題に押し上げていけたら、共闘の実現に力を尽せたらと考えています。その共闘の成果を森岡先生の墓前にご報告できる日を一日も早く、との決意です。

き方改革」や、雇用によらない働き方、AIなどを口実した過重労働の押し付け、さらには安価な労働力としての外国人労働者の受け入れなど、連続した安倍政権の雇用破壊攻撃に反映していることは否めません。森岡先生が「階級闘争は、表に現れない敗北的な形態をとる場合も、経済学と社会科学の中心テーマの一つ」と指摘されてい

8月初旬、森岡先生の訃報に、驚くと同時に大変申し訳ない思いを持ちました。お亡くなりになる一月余り前の6月29日、先生が強く反対されていた高度プロフェッショナル労働制の新設を含む「働き方改革関連法」の成立を許したことへの忸怩たる思いがあったからです。衆参両院ともに与党が3分の2を占める国会状況を言ってしまうまでもですが、「労働時間の制限と短縮に消極的な労働組合」との先生の叱咤激励に応えた運動を作り出せないまま、「ご飯論法」と指摘される空疎な審議での法案強行を許したことの責任の一端は、全労連も負わなければなりません。静かな語り口ながら射貫くような眼光でご講演いただいた森岡先生を思い浮かべながら、高プロ廃止のご報告を墓前にできるような運動の活性化を、と思いを強くしています。

森岡先生には、春闘期をはじめとする集会以での講演や機関誌『月刊全労連』への寄稿をお願いするなど、大変お世話になりました。

非正規雇用労働者の増加による労働者の貧困の進行と、その一方で正規労働者の過重労働による過労死は、日本の雇用状況の歪みを示す一体の経済、社会現象だとされ、階級的にとらえた運動の重要性を強調された先生のご主張は、全労連の運動にも

《どこまでも心優しき人》——柔和で優しい眼差しが、いつも心に残る人。それが森岡先生でした。

先生との出会いは、1992年の過労死劇『突然の明日』の上演運動の取り組みでした。当時、8月の希求座公演（観客1200名）に続き、12月には劇団きづがわもエル・シアターで『突然の明日』を公演（観客2200名）、併せて3400名の観客を組織し、ノーモア・カローシ！過労死をなくそう！の一大運動となりました。

この取り組みで半年ほどお付き合いするなかで、私共の団友でもある府立高校の教諭で、詩人でもあり劇作家の佐伯洋さんとは、森岡先生の奥様の清様も含めて、同じ香川大学の演劇部仲間だったことを知り、きづがわの公演では、主人公・平岡チエ子さんの過労死された夫の《天国からの声》の出演までして頂いたのです。

それ以後、毎回のようにご夫婦できづがわの舞台を観に来られ、奥様が介護か体調の関係かで来られなくなっても、ほぼ毎回ご都合をつけてお一人で観に来られていました。一昨年末の福島がテーマの『愛と死を抱きしめて』をご覧になられた最後の舞台でした。

また、ご本を出版されると、毎回のよう

に送って頂いたことも有り難いことでした。端を語っていただきました。集いの前段で、きづがわの数々の舞台から選んだ《50年の歩み》のダイジェストDVDを上映したのですが、その時紹介された『突然の明日』での声の出演のことを懐かし語って頂いた時の姿が今も思い起こされます。

先生と最後にお会いしたのは昨年4月12日、《過労死110番開設30周年の集い》（エルおおさか会議室）でした。この時、他用のため途中で退席せねばならず、8時半近くに席を立ち出口に向かい、お気づきかどうか振り返りました。森岡先生は私の方も向き「もう帰るの？」とでも言いたげなちよつぱり残念そうな表情をされていました。そのお姿に黙礼をして会場を後にしましたが、そのお顔は今も脳裏に焼きついています。

私は先生と同じ1944年の生まれで、先生の半年後に生まれました。学年は1年下ですが、いわば同世代、戦後の民主主義の息吹のなかで育ってきました。全く畑違いで、とても足下に及びませんが、同じ時代を、同じ思想を信条として生きてきた者として、知り合ってから26年、不思議な友情・連帯感を感じながらお付き合いさせて頂いたと思っております。

もうあの穏やかで優しい表情に接しられないかと思うと、残念至極、淋しい限りです。合掌。

森岡先生と歩いた道

どこまでも心優しき人 森岡孝二先生を偲ぶ

劇団きづがわ 代表
林田 時夫



た。演劇と共にJMITUの労働組合活動を続けてきた私は、ついつい忙しさにまかせて、送って頂いた本をじっくり読み感想文を送ることも出来ませんでした。退職記念に出版された『教職みちくさ道中記』は少し時間が経過してから、かなり長文の感想文を認め、お送りしたこともありまし

た。そんなこともあって、民主法律協会の60周年記念行事には、先生から進呈された『雇用身分社会』（岩波新書）のことを幹事会で申し上げ、結局、先生が記念講演され、私もパネルディスカッションのメンバーの

一人として発言する機会を得ました。後に労働法律旬報にその特集が掲載されました。

また、ブラック企業・株ダイトクでの不当解雇事件で、地裁で勝訴し高裁で敗訴という厳しい局面に、『支援する会』結成の集いを行い、森岡先生と中田進先生に呼びかけ人になって頂きましたが、その「結成集会」にお二人揃って参加され、ミニ講演を頂いたこともありました。3年前の5月

でも何より思い出深いのは、劇団きづがわ創立50周年の記念レセプションのことでした。劇団の地元大正区民ホールで開催し180名余の方々に集って頂きました。2013年9月1日でした。

この時、20名の方に呼びかけ人になって頂いたのですが、その多くは森岡先生はじめ、鯨坂真さん、小林保夫弁護士、中田進さん、古久保暢男さん、渡辺武さん等々、長く劇団の観客として応援頂いてきた各界のお歴々が多く、演劇関係者は3名ほどでした。それは大阪の演劇界でも珍しいことでした。そしてこの日のメインイベントは、10氏の代表が壇上に並び中田先生のコーディネート宜しく「きづがわと文化を語る」と題してのリレートークでした。森岡先生にもそのお一人として壇上上がった頂き、きづがわとの長いお付き合いの一



舞台上で話す
森岡先生



12月劇団きづがわ公演の1場面



12月公演で受付をするスタッフ

過労死問題を学び
『突然の明日』
劇団きづがわ公演を成功させるつどい
10月27日 PM 6:30~ 市立労働会館
(南2宮) 208号室

- 実行委員長挨拶 藤山重次さん (大阪市連議長)
- お話し 「感動秘話『突然の明日』」 丹生 華子さん (前京大法学部教授)
- お話し 「過労死問題と私～経済学者のアプローチ～」 森岡孝二さん (劇団代表)
- お話し 「大阪における過労死の闘い」 松丸 正さん (過労死弁護団)
早岡和子さん 親子 (劇団事務担当)

(主催) 劇団きづがわ 事務局 (連絡先) 全労連事務局 231-7446 0664-776-65144
天崎法律事務所 752-752/

劇団きづがわ公演を成功させるつどいのピラ
森岡先生がお話されています



2013年9月1日 劇団きづがわ創立50周年記念
レセプションの時の森岡先生



1987年 『講座構造転換』全巻刊行記念祝賀会



1988年4月3日 経済学教育学会幹事会(彦根城庭園)

君がいつも気にかけてくれていた、遠野緑峰高校の統合問題、地元一致の市民運動や市長のご貢献で、当面は延期が決まりました。遠野や、住田の縁ができて、今年も岩手で研修合宿中、坂井昭夫君や拙宅から相次いで電話あり。

70歳を半ばにして、君は逝かれました。無念です。

思い起こせば、君は、香川大学で、山崎怜先生のご指導を仰ぎ、経済思想史の学習を通じて、科学的経済学の創造的な解明による、人間愛の思想を身につけ、基礎研活動スタートとし、社会問題を解決しうる市民活動を目指しておられました。

その君と、京都大学経済学部の研究室で出会った時のことが、昨日のように、感じられます。

演劇をやっていた、最愛の妻と巡り合ったこと。経済原論の試験で自分の学習成果に基づいて答案を書いたら、採点の先生と大論争になったこと。失業や長時間労働による健康破壊に怒りをもっているから、社会問題を研究したいこと。社会問題を国家と独占の関係を解明して、研究がやりたかったので、京大大学院にきたこと。など、まったくの自然体で語る君の姿。今まで出会ったことのない、強烈で新鮮な印象を受けました。

君は、自分で自分の研究テーマを探して

森岡先生と歩いた道

追悼 森岡孝二先生 市民活動が社会変革の原点

京都大学 名誉教授

池上 惇



法」という名の通り、完全雇用を実現するという理想像から出発した法律が、建前は完全雇用でも、実際には、5%内外の失業率を認める内容に変質してゆく過程を実現されました。

この実証研究は、当時のアメリカ資本主義研究者の間でも、高く評価され、トクヴィルなどによって、研究されてきた、アメリカ民主主義の進歩的内容が、アメリカ金融資本や国家や企業における官僚制の発展の下で、空洞化されうることを実証したので

す。一方には、金融資本と国家が癒着した官僚制のアメリカと、他方では、草の根からの市民活動とネットワークによって人間の発達を保障する民衆のシステムへの二重化が進むこと。

君は、このような二重化の中で、市民活動が主導権を握って、真の民主主義と人間発達を実現することこそ、社会を変革する活動の原点であることを示されました。

そして、このような、法や制度をめぐる金融資本と市民活動との綱引きの中で、どのようにすれば、市民の主導権が確立してゆくのか。

君の生涯わたる真摯な御研究と、発見した事実を基礎とした社会活動の実践は、車の両輪として、君の貴重な人生を貫き、科学的な経済学研究の成果を生み出し、強い

正義と人類愛に支えられた、崇高な人格を形成していったと感じております。

そして、このような姿勢こそが、説得力を持ち、市民活動に主導権を保障しておりました。

君はアカデミックな経済学の世界でも、高い評価を得られ、学会の中心を担い、同

時に、過労死問題に先頭に立って取り組み、株主オンブズマン活動におけるリーダー的存在として、政府や経済界の政策決定にも大きな影響を与えられました。

さらに、過労死された方々のご遺族を励まし続け、世論に訴えつつ、岩波書店をはじめ、言論界においても、押しも押されも

せぬ重要な役割を果たされてきました。

また、学生教育や、大学院生教育にも、大きな力を発揮され、卒業後、社会人として、この厳しい社会において活躍され、また、博士論文を執筆する力量を持つ、学術の担い手を育成されました。

君のお志は多くの先輩、友人、次世代によって継承され、必ずや過労死問題解決への持続的なシステムを構築し続けるであります。

私も、何とか、長生きしながら、君の志を引き継ぎたいと思います。

不幸にして、重い病というご負担に耐えつつ、たびたびのご入院などを伴いながらではありましたが、よく、自愛され、ご家族や友人に支えられ愛されてのご生涯でありました。

ここに、君による、かけがえのない偉業を称え、先覚、多くの友人や次世代とともに、過労死を根絶し、人間発達、健康と生きがい、すべての市民において実現するために、ご遺志を継承することをお誓い申し上げます。

どうか、安らかに、お休みください。

森岡先生と歩いた道

追悼・森岡孝二さん 企業社会を考察する盟友

甲南大学 名誉教授
研究会「職場の人権」顧問
熊沢 誠



も示唆は数多い。今では通説になっている超長時間労働とパート労働の普及による労働時間の「二極分解」の指摘も、100時間もの残業も可能にする三六協定の例外事項の発掘も、森岡さんの功績といえよう。そして2005年の岩波新書『働きすぎの時代』では、森岡さんは、グローバル化、情報化、あくなき消費志向、フリーターの増加（対極に現れる正社員の過重労働）の

4点をあげ、高度資本主義下の働きすぎの傾向に関するみごとな俯瞰図を描いている。

すぐれた分析者であった森岡さんは、労働者の状況改善の多様な実践に力をつくす行動の人でもあった。「働き方ネット」の開設、株主オンブズマン活動、基礎経済研究所への尽力などが数えられよう。だが、もちろん最大の貢献は、晩年における過労死等防止対策推進法の制定運動と、過労死防止学会の設立にリーダーシップを発揮したことだった。それらの行動に過労死家族の会、過労死弁護団、産業医、そして多くの研究者の協力を組織することができたのは、森岡さんの、多少意見の異なる他人を決して頭ごなしに批判せず、それぞれの立場の長所を汲みとって評価することにとめるという視野の広い、寛容で謙虚な人柄のゆえであった。私事になるけれども、拙著『働きすぎに斃れて——過労死・過労自殺の語る労働史』などは、森岡さんによる三度にわたる行き届いた書評に恵まれた。ちなみに過労死家族の会の一角にはある違和感もあると聞く労働者自身のビヘイビアについての私見（強制された自発性）論を、最初に高く評価したのは、初期の川人博弁護士とともに、森岡さんであった。

いま思い起こす。過労死等防止対策推進法の制定後、研究会「職場の人権」が森岡

さんを招いて報告を受けたとき、私はこの法の企業労務への銜入れの不十分さを指摘して、「60点合格」と評価する森岡さんに対して、いや「40点不合格」だと断じた。そのときの森岡さんの、熊沢さん、よくわかるんだけど、現実にはねえ、と言いたげな疲れた表情がよく印象に残った。そう、限界を意識する苦渋を抱えながらもたゆみなく進んでゆく、それが森岡孝二という人であった。

日本の企業社会のなかの労働者の状況に批判の論陣を張るさまざまな組織や機関が森岡さんの発言を求めてきた。論文や書評の執筆、シンポジウム参加や講演の要望はひきもきらなかつたと思う。2010年代に過労死問題が社会的に再浮上してからは、広義の頼まれ仕事はいっそう多かつただろう。「職場の人権」の場合もそうだが、無償のものもふくめて、森岡さんは万障繰り合わせて、ほとんどの依頼を引き受けていたと私は推測する。森岡さんの趣味の私生活は決して色あせたものではなかつた。だが、人びとの願いに応えようとする研究上実践上の仕事の量は、元来さして頑健でなかつた森岡さんの心身を晩年には極度に疲弊させていたのではないか。酷暑の2018年8月、急速に増悪した心臓病による自宅での死は、過労死のことを知悉していたはずの人の、あえていえば過労死を根



2018年3月17日 研究会「職場の人権」例会で報告する森岡先生

絶するための働きすぎによる死であった。衝撃をもって森岡さんの訃報に接したのは、ちょうど私が先に紹介した拙著の岩波現代文庫版のために「過労死・過労自殺の現在」を考察する新しいあとがきの執筆に難渋していたときであった。「盟友」の縁だろうか、こみあげるものがある。

森岡さん、さようなら。でも多くの後進たちはきつと、あなたの跡を追って同じ道を歩んでゆくだろう——そんな思いが胸にきざす。



2014年5月 労働組合のメーデー講演会（三重県四日市市）



2006年9月28日
働き方ネット結成総会

あの日の森岡先生

2018年8月1日、私たちは労働問題の研究者であり、人間らしく働き甲斐のある社会の実現のための社会運動に情熱をささげた、かけがえのない人を失いました。日本の労働法制・環境がなお重大な欠陥をかかえ、より悪い方向にすすもうとしない時代に、働く者の立場に立つてたえず貴重な警告と解決のための理論的指針をさし示してくれる人を失ったことは、あまりにも大きな痛手です。個人的にも、大学院以来、40数年にわたり交流のあった者として、あまりにも早い別れにたとえようのない寂しさと喪失感を禁じえないでいます。

私が森岡さんに初めてお会いしたのは、大学院に入学してまもなく参加した財政学研究会の合宿の際だったと記憶します。財政学研究会とは、京都大学の故島恭彦先生と池上惇先生が主宰されていた研究会です。私が進学したときには、森岡さんはすでに大学の教員でしたが、OBとして合宿に参加され、そこで初めて親しくお話しする機会を得たのでした。

森岡さんは政治経済論や労働問題の研究者ですが、大学院では財政学の研究グループに属しておられました。修士論文では「アメリカにおける1946年雇用法の成立過程」に取り組まれ、「完全雇用」政策を謳うフィスカルポリシー論が労働者階級の雇用の確保と生活の改善を保障するかの幻想

森岡先生と歩いた道

労働条件改善の礎を残した 森岡孝二さんを偲んで

関西大学 名誉教授

鶴田 廣巳



資本主義の現実が生み出す深刻な労働問題と切り結ぶようになりました。修士論文で雇用問題に資本主義の最大の矛盾と問題を感じ取っていた感性が、そうした方向に森岡さんを導くことになったのだらうと推察しています。それは森岡さんの研究者としての原点からすれば必然的な発展方向だったと思います。

このように書きますと、森岡さんは近寄りやすい人のように受けとめられるかもしれませんが、たしかに研究や社会運動の世界ではぶれることなく大変厳しいのですが、日ごろは大変気さくで温かく、接する人々はその話題の豊富さに魅了され、時を忘れて談笑を楽しませてくれる、そうした魅力あふれる人柄でした。その一端は著書『教職みちくさ道中記』にも示されています。誰とでも自然体で交流でき、人をまったく飽きさせないという稀有の能力は、思うに学生時代に演劇部に所属していたことも関連しているのではないかと推察しています。

森岡さんは趣味も多彩で、釣りやバードウォッチングなど自然や水辺に親しむことにこの上ない喜びを見出していたようです。奥様の実家が小豆島であったこともあり、夏休みには小豆島で過ごすことが多かったようです。実際、釣りの腕前は相当のもので、その昔、京都の丹後半島での研

をふりまく半面で、実際には独占資本の利潤保障に財政機構を動員するものにほかならないことを明らかにしました。

その後、森岡さんの研究は独占資本主義そのものの理論的解明をめざす方向に転じましたが、『独占資本主義の解明』の上梓によって一つの区切りをつけた後は、理論研究よりもむしろ過労死や過労自殺という

研究会の合宿の際、二人してボートで沖に漕ぎ出し、釣りを楽しんだことがありました。釣りといっても竿はなく、手釣りです。どこでも釣り糸を垂らせばよいものではない、釣り場にはポイントがあるといつて、指示された位置で釣り糸を垂らすと面白いようにキスなどが釣れました。持ち帰って友人とてんぷらにして食べたことが昨日のことのように思い出されます。

森岡さんとの思い出は多々ありませんが、2004年から2006年にかけて、それぞれ経済学部と商学部の学部長を務める巡り合わせとなり、いろいろと相談したり情報交換しながらなんとか職務を全うすることができたことも、今となっては大変懐かしい思い出となりました。

森岡さんが退職されてからは、お会いする機会がめっきり少なくなり、大変寂しい思いをしていましたが、昨年3月、私の定年退職を前に社会安全学部の安部誠治さんの計らいで、森岡さん、安部さんと私の3人で懇親の場を持つことができました。久しぶりにお会いした森岡さんはまったく変わりないだけでなく、一時期よりむしろお元氣そうに見えました。よもやま話を肴に新鮮な料理とお酒で大変楽しいひと時を過ごすことができ、来年もまたこういう場を設けようと約束しました。今年に入り、またいつかいつかと思いつつ、いついそ



2005年3月26日 関西大学商学部教授・保田芳昭先生(故)の退職記念祝賀会(左から2番目は経済学部の市川浩平先生、左端は文学部の吉田永宏先生)

の約束を果たせないうまま、森岡さんの突然の訃報に接し、本当に落ち込みました。この夏前にでも約束を果たせていたらと、今でも悔やまれてなりません。

森岡さんの残された大きな業績はこれからも光彩を放ち続け、必ずやわが国の労働環境、労働条件の改善のための礎になるものと確信しています。森岡さんとは幽明境を異にするこゝたになりましたが、私たちが終生変わることのなかった森岡さんの熱情と姿勢に学び、たとえささやかであろうと

もこの国の社会の真の発展にむけて努力したいと考えています。森岡さん、どうぞ安らかにやすみください。



2012年11月19日 関西大学で講義中の森岡先生

あの日の森岡先生

私は森岡先生より3歳年下である。大学紛争の喧噪のなか、ともに授業が開かれないうち1970年3月に京大文学部を卒業した。経済学をベースにした労働問題の研究を手がけたいと希望し、創設間もない基礎研の資本論学習会に加えていただいた。当時、大学院生であった森岡さんがチューターとして学習会を指導下さった。関西大学に就職される前のことだったと思う。

研究上の交流が始まり、機会あるごとに声をかけてくださるようになったのは、90年代以降である。引つ込み思案の私に対し、表舞台に出るよういろいろな機会を与えてくださった。例えば、99年に森岡さんがゲスト編者となったInternational Journal of Political Economy (1999年春季号、M.E.Sharp)誌の特集「日本の90年代不況の原因と帰結」に失業と非正規雇用に関する小論を執筆させていただいた。数年前に拙著を刊行した際には、早々と『週刊エコノミスト』の書評欄で取り上げて下さった。

森岡先生のご研究について触れておきたい。周知のとおり、1980年代以降、企業社会研究の一環として労働時間論に取り組み、過労死研究に集中されている。その結晶とも言うべき作品が、『企業中心社会の時間構造―生活摩擦の経済学』(青

しかし、基礎研の研究会で森岡さんと議論するうちに私の疑問は次第に氷解した。確かに、正社員から非正規雇用への移動とともに、非正規から正規への移動も見られるけれども、後者のルートは容易ではなく、いま派遣やパートで働いている人にとっては日々、「雇用身分差別」を実感させられることが数多くあるのが現実である。さらに正規雇用への転換ルートがわずかでも開かれていることが、非正規間の競争を強め、さまざまなハラスメントを加速している面もある。

雇用身分によって引き裂かれた社会として日本の現状を捉えたこの本は大きな反響と支持を得て、いまも版を重ねている。韓国でも翻訳出版されている。

『雇用身分社会』に対して労務理論学会は2018年度学会賞(特別賞)を贈り、森岡先生の業績を讃えた。授賞式での挨拶のなかで、先生は今後の研究プランとして、労働時間論の専門書を刊行すること、および岩波新書創刊80周年記念出版として「労働市場からの出口―退職」をテーマにした新書を執筆することをあげ、これらを年内には仕上げたいとおっしゃっていた。私は持参していたカメラで壇上の森岡先生を撮影した。この写真を気に入られたようで、さっそくFacebookに投稿されている。私は先生から50年近くにわたって

森岡先生と歩いた道

雇用と働き方の研究の大先輩

金沢大学 名誉教授
伍賀 一道



に浮き彫りにされた。

統計を駆使して論ずるとどまらず、働きすぎに呻吟する人々、過労死した人々と家族の無念さをつぶさに描き出しつつ、そうした現実がどのような仕組みから生じているのか、その要因を理論的に示すとともに、解決に向けた方途を指し示されている。私が繰り返すまでもないが、「過労死を考える家族の会」に寄り添い、過労死防止法の制定を牽引されたのもこうした研究姿勢と一体である。

森岡先生は、労働時間論とともに、雇用問題の研究にも本格的に取り組まれた『雇用身分社会』(岩波新書、2015年)はその集大成である。現代日本の雇用と働き方をめぐる問題状況(非正規・低賃金層の増加、格差・分断と貧困化、細切れ雇用、過労死の多発など)を「雇用身分社会」として総括的に示した、誠に斬新な著作である。

正直なところ、当初、私は「雇用身分」という概念について、やや違和感を抱いた。身分制は前近代社会の遺制であって、今日の労働の世界を「雇用身分社会」と捉えることが適切だろうかという疑問をもったからである。労働者の一定数は正規雇用と非正規の間を移動していることは雇用統計も示しており、「雇用身分」は固定したものでないのではないか。

本書店、1995年)をもとにした『過労死は何を告発しているか』(岩波現代文庫、2013年)である。また『働きすぎの時代』(岩波新書、2005年)では、「過労死とワーキングプアの併存」という現代日本社会が抱える問題性とその要因を鮮やか



受賞してあいざつされる森岡先生



2018年6月9日 労務理論学会賞授賞式(同志社大学)

ご教示と励ましをいただいたが、この写真が唯一の恩返しになったのが誠に心残りである。

森岡先生には教えていただきたいことがたくさん残っている。その一つはAI化時代の雇用の未来についてである。このことについて一度だけお尋ねした際、「AI化が進んでも、それに対応できる一部の専門職と、周辺業務を担う低技能労働者はかなり残るだろう」とおっしゃっていたが、残りの大多数の人々はどうか、詳しくお聞きしないままになった。バラ色の世界を描く楽観論(例えば厚生労働省の懇談会報告「働き方の未来2035」)の一方で、工場労働者や販売職、ホワイトカラーの大多数の職は失われるとの予測がある。向こう20〜30年先にどのような労働の世界が開かれるのか、森岡先生と議論できないのが残念でならない。

森岡さんからの電話は夜11時過ぎにかかってくるが多かった。今でもこの時間になると携帯が鳴るのだと思うことがある。

私にとって森岡孝二さんは偉大なる先輩、導きの糸でもあるとともに、様々な分野での支援者、協力者でもありました。今年50周年を迎えた基礎経済科学研究所 (<http://kisoiken.org/wordpress0/>) の活動では、森岡さんが理事長を務め、私が機関誌『経済科学通信』の事務局を担っていた時代もありました。関西大学での本職のお勤めが最終局面に入るにつれて、森岡さんは基礎研の活動にも徐々に復帰され、10年前の40周年記念事業実行委員長をお願いし、2018年8月下旬の50周年にも中心的な人物として思い出を語っていただく予定にしております。それが叶わなくなつたのは返す返すも残念です。

森岡さんは、基礎研では、『資本論』第1巻の分析(第8章・労働時間から始める基礎研読み)、工場立法、教育条項や労働時間短縮問題から始まって「人間発達の経済学」の構築に中心的な役割を果たし、日本型企業中心社会論や格差社会論を自らが編集者となり労働者研究者とともに何冊もの書籍を出版し、ジャーナリズムの中で(テレビコメントなども含めて)一定の影響力を確立しました。世間を騒がせた企業の株主総会関連のニュースでは、どこかの新聞やテレビ放送に顔が出ていました。こうした中で、最近は特に、過労死問題や働き方改革での東京通いに加えて、全国を飛

年表」が出发点として、印象深く思い出されます。

私が退職後間もなく、2015年から河上肇記念会世話人会に出席させていただくようになりました。森岡さんから電話があつて、自分も世話人になつた、中谷も名前が挙がっていたので一緒にやろう、とお誘いを受けました。その後森岡さんは記念会の総会・講演会企画や、『会報』の編集に積極的にかかわり、記念会の活性化に大いに貢献し、松野周治世話人代表や山本正志事務局長を力強くサポートしてきました。時折しも『貧乏物語』刊行100年、『資本論』第1巻刊行150年と、森岡さんの出番でした。

森岡さんは経済理論学会の代表幹事を務めた日本を代表する経済学者でありました。古典解釈と労働時間や所得格差の現代日本の経済データ分析など、鋭い問題提議を行ってききました。しかし私には、講演や論文もさることながら、恩師山崎怜先生のインタビュー(2015年10月4日、香川大学)と、その内容の会報掲載、山崎怜「河上肇と村山篤子のことなど」(河上肇と村山篤子のことなど) 2016年5月15日(第114号)・2017年5月15日(第117号)・2017年5月15日(第117号)が、私も同行し、掲載にさいしてお手伝いさせていただいたこともあり、思い出深いです。

森岡先生と歩いた道

50年間社会人ゼミを継続した 森岡孝二さんを偲んで

基礎経済科学研究所 理事長

中谷 武雄



び回って講演し、論陣を張ってきました。そのメッセージは、学術論文としても、様々なメディアを通じて発信されてきました。最も初期の作品の部類に入る、森岡孝二「経済学研究所のあり方と民主主義的共同研



2015年10月15日 河上会総会、墓参移動中、山門前で(京都・法然院)



山崎怜先生がまとめた冊子

究体制」京都大学経済学会『経済論叢』104(2)、1969年8月 (https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/133353/1/eca1042_101.pdf) は、大学闘争の中で経済学の研究や教育の在り方について、その渦中にあつた院生の立場からの発言、提議で、共同研究や集団研究の重要性、労働や生活の現場に根ざした研究姿勢の大切さを強調しました。こうした姿勢が、経済(学)教育学会の立ち上げと発展への大きなエネルギーを発揮する源泉でありました。この主張を、院生から大学教員になり、社会的に大いに活躍し、多忙を極める中で同時に学外で、そしてその退職後も一貫して実践し、継続してきました。まさに50年にわたって社会人ゼミが継続されました(大阪第三学科の案内参照)。つむじ風を巻き起こす人生でしたが、研究者を目指す若手院生や自分の労働や生活や地域を研究対象とする社会人研究者に囲まれて、充実した、張り詰めた日々であつたと思います。

私が京都を離れて最初に赴任した高知短期大学に在職中の折には、2週間に及ぶ集中講義にもおいでいただきました。それから多くの共同研究に参加するように声をかけていただき、提出稿に適切なコメントをいただき、議論と相談に乗っていただきました。基礎研での『資本論』『帝国主義論』

森岡さんの社会的な活動は、株主オンブズマンに始まり、ブラック企業の告発、その後とくに過労死問題の取り組みで、過労死防止法の制定や過労死防止学会の立ち上げなどで力を発揮し、自らNPO法人を組織して理事長となり(働き方ASUINET: <http://atarakikanet/>)、社会問題と深く関りました。関係者(被害者や家族・遺族、弁護士など)とともに運動の渦中に飛び込み、問題解決のために尽力されました。自らの心臓に障害を抱えつつの獅子奮迅の人生であつたかと思えます。後を埋めるといふのはあまりにも大きな話になりますが、少しでも森岡精神を受け継いで、継承していきたいものと考えています。

森岡孝二さん、本当にありがとうございました。どうか安らかに眠りください。今となつてはご冥福を心よりお祈り申し上げます。ばかりです。

*本文は、筆者が森岡さんとともに世話人であつた、『河上肇記念会会報』120、2018年8月20日、「森岡孝二世話人 関西大学名誉教授追悼」に寄せた文章に一部修正を加えたものです。同誌には、長砂實「森岡孝二氏の早逝を悼む」、池上惇「追悼森岡孝二先生」、林堅太郎「常に先導してくれる先輩」が収録されています。

森岡先生と歩いた道

森岡孝二先生との出会い

過労死防止学会 代表幹事
明治大学経営学部 教授

黒田 兼一



私と森岡先生が知り合うようになったのはいつ頃からののか、はっきりしませんが、おぼろげながらの記憶の糸をたぐり寄せ、慌てて研究室の書棚の奥をひっくり返してみたら出てきました。「激論！ 企業社会——過労死と働き方を考える」（岩波ブックレットNo.383）です。森岡先生執筆のその序文にこうあります。

「今日のこの過労死フォーラムは、平岡裁判を傍聴してきた学生たちが中心になって準備し、友人のいる関西の諸大学の学生と教師に呼びかけて開催されることになりました」。

当時、私は大阪のある大学に勤務していましたが、大学院のゼミ生たちと一緒に参加していました。ですから、その時、既に私も森岡先生の「友人」だったことになりました。1994年の11月23日勤労感謝の日のことでした。

しかしそれよりもっと前から知り合っていたように思います。

私は大学から機会を与えられ1992年から1年間、イギリスのシェフィールド大学にいました。その時、ある授業で使っていた本が、オリバー・ウィルキンソン（The Japanization of British Industry で、その中に「Karoshi」と「service overtime」（サービス残業）とともにMorioakaの名を発見しました。電子メール

などない時代のことでしたので、急いでコピーをとって森岡先生に送りました。森岡先生からは、すぐにお礼状が届いたのを鮮明に覚えています。

それから10年後の2003年春、今度はアメリカ・ニューヨークからメールを受け取りました。シプラーの『ワーキング・プア』の翻訳の打ち合わせで訪米していたの

でしょうか、詳しい事情はわかりませんが、ブッシュ大統領がイラク攻撃を開始したその時に森岡先生もアメリカに滞在し、そのアメリカの様子を現地レポートという形で伝えるものでした。まさにその時、私も同じアメリカのミシガン州にいて、森岡先生が伝える内容に共感し、すぐにお返事を出しました。何か因縁みたいなものを感じました。

さらに十数年後の2015年、森岡先生から四度目の直接連絡です。

「今度、過労死防止学会という学会を立ち上げることになりましたが、黒田さん、申し訳ないけれど明治大学で会場を確保できませんでしょうか」。

私は二つ返事で「お力になれるなら」と受諾しました。この立ち上げの学会は盛会裡に終わりました。

そして2018年1月、森岡先生から「次期の代表幹事を引き受けて欲しい」と頼まれ、一度はお断りをしたものの、先生の圧倒的な迫力に押されて引き受けざるを得ないことになってしまいました。森岡先生のことを受け継ぐ力はまったくありませんが、この25年ほどの「出会い」が私を後に引けなくさせたわけです。

お亡くなりになる2週間ほど前の7月15日、京都・聖護院の「御殿荘」で「2018・夏の学習交流会」（過労死を考える家族の



2015年5月23日 過労死防止学会設立総会にて

ある。働く人々の実態に基づく理論、経世済民の研究でありたい」。

森岡先生の急逝は、過労死を無くすための運動にとつてたいへん大きな痛手です。

いや、他の誰よりも森岡先生ご自身が道半ばで悔しい思いでいらっしやるに違いありません。考えてもみれば、先生は、この日本の「働くこと」をめぐる異常・異様な状況にご自身の身体ごとをもって警告を発したのだと思います。そうだとすれば、後に続く私たちが先生のバトンを受け継いで、この日本から働き過ぎの災いを一掃するため、の研究と活動に尽力しなければなりません。

あの日の森岡先生



2018年6月3日 過労死防止学会第4回大会（北海学園大学）



2015年5月26日のテレビ報道

医学・法学・経済学さまざまな分野の専門家の知恵を集める必要がある

過労死対策を提言へ遺族らが「学会」発足
発起人のひとり
関西大学
森岡孝二名誉教授

会等主催）が開催され、私も参加しました。森岡先生は実にお元氣な姿で動き回っておられました。御殿荘の中庭には「足湯」があります。先生と一緒に、庭と「足湯」を楽しみながら、京都の夕暮れを満喫しました。その後の懇親会でも先生の隣で京都料理を楽しみながら、「黒田さん、私がしばらく事務局長として残ってサポートしますから、代表幹事としてぜひともよろしくお願いします」と激励して下さいました。これが最後でした。

もともと森岡先生は経済理論の研究者です。若き森岡の代表作『現代資本主義分析と独占理論』（青木書店、1982年）は経済理論そのものです。その後、よく知られていますように、労働時間研究、株主オンブズマン運動、過労死問題など研究対象を掘り下げるようになりました。いつのことだったか、ある学会の懇親会の場で、私は先生に質問をしたことがあります。

「先生は経済理論の研究者でありながら、近年は労働時間に関心を持たれ、サービス残業の研究成果を出されている。経済理論でも高名なのに、どうしていわば各論に研究対象を移されたのですか」。この問への先生の答えはおよそ次のようなものでした。

「経世済民という言葉があるように、経済って働く人々を救うためのもの。働く人々の現実を反映できない理論には限界が



1991年3月 基礎研春季研究集会(伊藤誠先生と)



1991年9月 基礎研大阪第三学科の仲間と葛城山頂

2016年8月初旬の朝、森岡先生から電話をいただきました。来年度(2017年度)の過労死防止学会の開催予定校がダメになったので、専修大学で何とかお願いできないかとのことでした。私は承諾しましたが、学内の会員は私以外には社会学専攻のODが1人いるだけでした。そこで、経済学部と人間科学部の何人かの方にお願いでして会員になってもらうことから始めました。

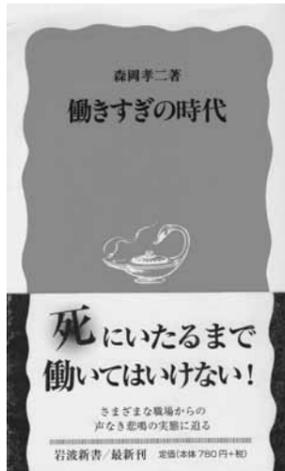
大会当日の開催校実行委員会の挨拶でも紹介しましたが、専修大学は過労死防止学会大会を開くにふさわしい独自の歴史を持っています。戦後まもなく専修大学総長に就任した今村力三郎は、労働者に批判的精神を体得させることを目的として、1947年に社会人向けの労働講座を開設し、その翌年には専修大学附属労働学院を設置して初代校長を自らが兼務しました。このような歴史を持っています。

私自身はこれまで、主に労働問題・福祉問題・ジェンダー問題に関する統計分析を研究してきました。そのうち、労働時間については、国際比較や日本の労働時間の推計を取り上げました。日本の代表的な労働時間統計である厚生労働省「毎月勤労統計調査」は、事業所の賃金台帳にもとづく数値であるために、「サービス残業」(賃金不払い残業)の時間が反映されず、過労死弁

森岡先生と歩いた道

森岡先生と労働時間問題をめぐって

専修大学 名誉教授
福島 利夫



護団の川人博氏からは「統計労働時間」と批判されてきました。これに対して、世帯を通じた調査である総務省統計局「労働力調査」を利用して労働時間の推計をおこなう方法が提起されましたが、私はそれをさらに検討した新推計の方法を「日本の労働時間の推計」(経済統計学会『統計学』第66号、1994年)で提示しました。この

推計について、森岡先生には『企業中心社会の時間構造』(青木書店、1995年)の中で、ほぼ1ページ分を使用する長い注で、他の調査資料との比較などからみた不十分性を指摘していただきました。

次に、森岡先生の著書『働きすぎの時代』(岩波新書、2005年)の「書評」(経済理論学会『経済理論』第43巻第2号、2006年)を私が行い、その際、本書の特徴をいくつか挙げました。

①「働きすぎ」とは、一人称の主語(働く者本人)を暗黙のうちに前提する表現であるが、より正確には「働かせすぎ」という構造の中から生みだされ、両者が一体化されていることに注意しなければならぬ。

②本書は親切な本であり、「働く者の人権ハンドブック」としての性格を備えている。厚生労働省が公表した「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」(労働者本人用と家族用)、「うつ病を疑うサイン」(自分が気づく変化と周囲が気づく変化)を紹介し、終章では「働きすぎ防止」のための提言(労働者、労働組合、企業、法律や制度)を行い、巻末に全国労働局・労働基準監督署一覧(所在地と電話番号)を掲載している。

③本書のあちこちに、著者自身が監督兼役者のように姿を見せる。疲労蓄積度を妻トでした。恐縮するばかりです。私のほうからお返しできる著書があまりにも少ないからです。

森岡先生とは「基礎研」(基礎経済科学研究所)のいろいろな催しに参加することで、昔からの知り合いでした。そのために、森岡先生も編者である『日本経済へのアプローチ』(ミネルヴァ書房、1992年)にも声をかけていただき、ここでは社会保障の章を担当しました。

森岡先生の細身の身体の中には、エネルギーがぎゅっと詰まっています。才気煥発であるとともに、多忙をいとわず、粉骨砕身の人でした。常にポジティブであり、負けず嫌いでした。イギリスに在外研修に出かけて病気で入院した時も、「イギリスの医療制度を体験できた!」と言うぐらいでした。また、帰国後に学部長職に就くことについて、身体のこともあるから慎重にしたらどうかと心配する同僚に対して、「病人扱いするな!」と怒ったという話も仄聞しました。私自身も定年退職となり、身体があちこちが不調な状態ですので、森岡先生の行動力には驚くばかりです。今後とも変わることもなく、いろいろな場で会えることを期待していました。

にチェックしてもらおうと「要注意」判定が出たことなどである。

本書の「あとがき」を改めて読んでみると、森岡先生ご自身が「仕事人間」を自認したうえで作った「働きすぎ」の本であり、実感がもっていると感じられます。こうしてみると、上記の「チェックリスト」や「提言」が森岡先生ご自身にとってはどれくらい有効だったのかとも思いたくありません。残念です。

そして、この「書評」を発表してから、森岡先生から年賀状を送っていただくよう

になり、さらには、以後、次々と著作物を送っていただくようになりました。多い時は1年に5冊にもなりました。それらは、単著、編著、テキスト、訳書、ブックレッ

森岡先生との出会い

森岡孝二先生との出会いは、2004年1月のことだったと記憶しています。

当時、私は大学の卒業論文「過労自殺の社会科学的研究」の執筆真っ只中で、大学卒業後の進学先について模索していました。卒論の執筆では、過労死・過労自殺を心因性の問題ではなく、社会経済制度のあり方から考察したいとの思いで文献収集を進め、その時に頻りに参考に使っていたのが1995年に出版された森岡先生の著書『企業中心社会の時間構造』でした（この時、森岡先生との面識はなく、書籍はたまたま図書館で見つけました）。

過労死・過労自殺が発生する社会構造を最も明快に示した本との出会いに、社会をよく知らない一学生ながら衝撃を受けたことを今でも記憶しています。

この本がきっかけとなり、大学院の進学先はぜひとも関西大学・森岡ゼミにと考えるようになりました。

2003年の暮れ、まったく面識もない中、私は森岡先生に手紙を出しました。著書に感銘を受けたこと、先生の下で指導を受けたいこと、(学部が)法学から経済への転向となるので大学院入試の勉強方法がわからないこと、等々を書き連ねました。その後、森岡先生からすぐに返事をいただいた縁遠い話です。

加えて、森岡ゼミでは社会に対して無批判であることが許されません。男女差別や人種差別といった露骨な差別発言については当然ながら厳しく叱られます。また、男女の役割分担、家族の分業、企業組織の慣行等を無批判に受け入れていけば、徹底して議論をふっかけられます。私は大学院に入ってからパート労働問題についての研究をはじめようになりましたが、ここに潜在するジェンダー格差、差別の意識、このことを無批判に受け入れる社会構造のあり様について、私の中の思想的な基盤はこの森岡ゼミでの指導ですべて形成されたといっても過言ではありません。

最後の出会い

大学院を卒業し、数年にわたり非常勤講師生活を送ってきた私でしたが、3年前に現職(労働組合専従)の仕事も決まりました。ただ、所在地が愛知ということもあり、先生と直接お会いする機会が少なくなりました。最後にお会いできたのは今年の5月、関西大学の六甲山荘で開催された「働き方ASUINET」の合宿でした。採用

森岡先生と歩いた道

森岡先生の教育研究指導

関西大学大学院経済学研究科・森岡ゼミ卒業生
現職:労働組合専従

中野 裕史



き、翌1月に初めて直接お会いすることになりました。研究室を訪れた際、私に名刺をくださったときに、「いちおう『日本社会』の慣例なので……」と言われたことを今でも覚えています。これは、森岡先生の企業中心社会のあり方に対する皮肉・揶揄

であったことにすぐ気づきました。そして、初面談後、先生は私の手元にご自身の書籍や大学院入試の参考書をお土産として大量にくださり、書きかけの論文についても丁寧に指導いただきました。

ゼミと研究指導

森岡先生の印象については、誰しもが「優しい」「気さく」と答えるでしょう。もちろんその通りなのですが、研究指導となると様相は一変します。

私も大学院時代に様々な論文を書きましたが、先生の基本的な指導スタンスは「書いたものは一度捨てる」でした。ある程度書けたと思ってゼミに持参し発表すると、大抵、書いてきたものは全て書き直しになります。書いては捨て、書いては捨て……の繰り返しです。当時は「せっかく書いたのにもったいない！」と思いましたが、後から考えれば、この指導はある論文・論点に対して思考を整理する極めて重要な方法だったのです。そのことに気付いたのは、私が大学院を卒業した後、大学生たちのレポート・ライティング指導の仕事始めた頃でした。

また、私も森岡先生も夜型であったことから、深夜0時を過ぎてからの電話での論文指導もざらではありませんでした。午前の突貫指導、夕方のゼミ、家に帰って深夜後は、ASUINETの行事にほとんど参加できていなかったのに、たまたま用事がなく、時間が空いたことによる合宿参加でした。

昨今の働き方改革の動向や私立大学の情勢等を含め、久方ぶりにじっくりと学問や運動の話をする中で、森岡先生の口から「地に足がついたな」と言っていただけのことには大きな喜びでした。なかなか就職が決まらない中で新しい進路を見つけ、少しずつ成長している(と自分では思っているのですが)姿を見てもいい、親孝行ならぬ師匠孝行ができたのではないかと自負しております。この合宿を逃していたら、今の自分の姿を見ていただく機会はずっと訪れず、私自身、悔いが残っただろうと思います。その意味では、5月の時期に合宿を設定していただいた森岡先生やASUINETの皆様は大いに感謝したいところです。

言い足りないことは多々ありますが、今はただご冥福をお祈りいたします。

森岡先生、おつかれさまでした。そして、ありがとうございました。



ゼミ合宿in城崎・西村屋(2006年3月)



森岡研究室にて(2004年11月)



2012年8月6日 働き方ネット事務局合宿(小豆島)



2013年4月8日 NPO法人働き方ASU-NET設立総会



2018年6月13日 過労死110番30周年記念レセプションにて 高橋幸美さん、佐戸恵美子さんと

森岡先生に初めてお目にかかったのがいつだったか、正確には覚えていません。ただ、二〇〇六年、記者として働いていた朝日新聞で労働時間問題について連載をしたとき、先生の懇切丁寧な情報提供とご助言に、なぜここまで親切にしていただけだろうかと感動したことが、強心に残っています。

二〇〇五年、ホワイトカラーエグゼンプションについての経団連の報告書が出て、年収四百万円以上の働き手を対象にする、との記述にショックを受けました。これをなんとか目立つように記事にできないかと、いろいろ考えましたが、ホワイトカラーエグゼンプション自体が一般にはさほど話題になっておらず、デスクに掛け合っても紙面はもらえないだろうと悩んでいました。そこで考えたのが、労働時間が大幅に崩れてしまった日本の現状について連載にし、その中に経団連の報告書の問題点を盛り込んでみようということでした。

マクドナルド店長のサービス残業訴訟を始め、無制限な長時間労働で過労死や健康障害が続出している時期でもありました。そこで、これを企画案の中心に据え、「労働時間が消える」という仮タイトルで三回の連載の紙面枠を何とか確保しました。

ただ、何でも屋の新聞記者には、労働時間の詳しい法的規制やその歴史などがわか

森岡先生と歩いた道

労働記者の命綱だった森岡先生

ジャーナリスト・和光大学 教員
竹信 三恵子



ければなりません。そこで、長時間労働問題で活躍しておられた森岡先生におすがりするしかないと考えました。

関西まで出かける時間的余裕もなく、電話での取材です。ご多忙にもかかわらず、しかも電話取材という乱暴な方法にもかかわらず、先生は「それはいい企画ですね」とうれしそうにおっしゃって、懇切丁寧に質問に答えて下さり、すぐにたくさん資料を送って下さいました。原稿を書きながら、わからなくなると先生に電話し、「これでいいんでしょうか」と聞く、というひどい取材でしたが、先生は怒りもせず、子どもの使用のように波状的にかかる私の電話に丁寧に対応して下さいました。

ようやく原稿ができたところで、デスクから、「労働時間が消える」というタイトルでは意味が分からないから「八時間労働のゆくえ」にしてくれないかと言われました。「労働時間が消える」は、先生も気に入ってくださったタイトルで、二人で、これで行こうと話していたのに、「八時間労働のゆくえ」なんていう凡庸なタイトルになってしまったのが悔しくて、先生に電話で愚痴りました。「労働時間が消える」の方が、問題の本質を突いていいのにね」と先生もがっかりした様子で、もうしわけない思いでした。

以後、先生には、労働時間問題で何かあ

るたびにご意見をいただきました。また、女性労働についても、所属していた「フェミニスト経済学会」の勉強会で、「主婦パートはサービス産業を支える労働力、と思われがちだが、実は製造業も主婦パートによって支えられていた」という指摘に目を開かされました。

私の大学での専攻は社会学です。労働法も労働経済もダメな記者が何とか労働記事を書き続けられたのは、そんな先生のご助言があったからでした。まさに、労働記者の命綱でした。

一銭の得にもならず、むしろ資料の郵送

料などの持ち出しばかりなのに、惜しげなく情報をくださる先生に、私は「知の世界」とはこういう無償性と寛容さにもとづくおらかな交流によって成り立つべきものなのだ、ということも学ばせていただきました。

その後、大学教員に転身してみても、すぐれた研究者兼社会運動家であり、大学を超えて一介の記者にまでさまざまな知識を分け与えてくれるすぐれた教職者でもあった先生のご活動が、いかに献身的で、エネルギーを消耗するものだったのかを、思い知りました。

「働き方改革」なるものによって、「八時間労働のゆくえ」がさらに危うくされつつある中で、先生が力を振り絞るようにして批判原稿をお書きになっていたお姿を思い出すと、あのような拙速の「働き方改革」などなければこんな早くお亡くなりになることはなかったのではないかと、悔しい思いを拭い去ることができません。

いま、先生のご活躍の万分之一でも引き継がなければ、と思うたびに、自らの知力と気力と体力の足りなさを思い知り、情けなく、歯がゆい毎日です。

労働法を専門としている私は、非正規雇用や過労死などをめぐる森岡孝二さんの研究や実践活動を尊敬の念をもって長く見上げてきました。森岡さんは研究者・市民運動活動家として、日本だけでなく韓国でも広く知られています。とくに2017年と2018年に森岡孝二著書2冊が韓国で出版されました。この文では2冊の本を手がかりに、森岡さんと韓国の市民運動の交流を簡単に振り返ってみます。

朴元淳ソウル市長と『雇用身分社会』

2001年11月24日、龍谷大学で開催された市民運動をめぐる日韓シンポジウムで、韓国からは「参与連帯」事務局長であった朴元淳さんが、日本からは株主オンブズマンなどの活動をされていた森岡さんがシンポジストとなって両国の市民運動について報告し議論する場がありました。その後、森岡さんはソウルの参与連帯を訪問するなど2人の交流が続きました。2011年10月、朴元淳氏は進歩陣営の統一候補としてソウル市長補欠選挙に出馬し、与党の有力相手候補を破って当選しました。その後、2014年に再選され、2018年には7割近い得票で圧勝して8年を超える長期間、市民・労働者のための公約を次々と実現しています。(詳しくは「森岡孝二の連続エッセイ」第158回(2011.12.30)参照)

境の中で、若者を含む労働者が病死したり自殺する例が増えて社会問題化してきました。そして、過労死をめぐって早くから110番活動、認定・裁判闘争が展開されてきた日本の動向に関心が寄せられるようになり、とくに2014年に成立した「過労死防止法」は韓国でも大きく報道されました。そして、同法成立で大きな役割を果たした家族の会、寺西笑子さん、過労死弁護団の岩城穰さんと研究者・市民運動家として森岡孝二さん3名が、2015年9月、ソウルに招かれてシンポジウムに参加し、韓国の市民・労働運動界やマスコミから大きな注目を浴びました。2017年11月には「過労死予防センター」開所式に出席する等、韓国での過労死防止の取り組みを継続して励まされています。(詳しくは「森岡孝二の連続エッセイ」第340回(2017.11.10)参照)

そして2018年4月に『死ぬほど働く社会』が、韓国語2冊目の森岡孝二著書として刊行されました。同書は日本で2005年に出版された『働きすぎの時代』(岩波新書)を翻訳し題名を変えたものです。現在、韓国社会では郵便配達、TVドラマ制作、高速バス運転、IT産業、苦情処理担当公務員など、実に多様な分野で働く人々が過労と長時間労働で病気で倒れたり死亡する事例が頻繁に発生しています。

森岡先生と歩いた道

日韓交流の 引き続き発展を目指して

龍谷大学 名誉教授
脇田 滋



韓国では2000年以降、非正規運動が起り、盧武鉉政権下の2006年に「非正規職保護法」が制定されました。しかし、その後9年間の保守政権時代に「富める者益々富み、貧しき者益々貧し」という「社会両極化」状況が強まりました。その最大の犠牲者は若年層でした。こうした状況を背景に朴市長は、①9000人を超えるソウル市関連業務に従事する非正規職の正規職化と、②青年手当など青年に対する支援



2015年9月15日「日本の過労死防止法の制定に関する講演会」(主催:ソウル地方弁護士会の人権委員会、民主社会のための弁護士会の労働委員会、労働環境健康研究所)

運動の過労が乗客の安全にまで影響を及ぼすことなど、過労死を個人だけの問題としてではなく社会的問題と捉えるべきだとするのが韓国での議論の特徴です。『死ぬほど働く社会』は、こうした韓国での関心

政策をはじめ、独創的・画期的な公約実現政策を進めています。

2017年5月に刊行された森岡孝二著『雇用身分社会(韓国版)』は、韓国の政府や財界が「モデル」として美化してきた日本雇用社会の現実が、実際には韓国と比べて類似していることを具体的に示し、改革の必要性と方向を説得的に示す書物と受け止められました。朴元淳市長の労働・青年政策を理論的に支えてきた、気鋭の研究者・金鍾珍さん(韓国労働社会研究所副所長)は、同書「解題」で「韓国も非正規職増加と低賃金労働、雇用形態・性別の賃金格差、過労死問題など、20年間、日本社会をそのまま追いかけている」とし、著者が示した「本来の働き方の実現」を考えてみるべきだと指摘しています。朴ソウル市長の労働政策は、そうした本来のあるべき働き方を目指すものの一つと考えられています。現在、文在寅政府は国レベルでソウルの労働政策を受け入れましたが、その政府関連文書の中でも同書が頻繁に引用されています。

「過労死防止法」と『死ぬほど働く社会』

韓国では永らく安全軽視の職場で多発する労働災害が問題となってきましたが、近年、日本と同様に長時間過重労働の労働環境を端的に示す言葉です。森岡さんが日本語で書かれた『働きすぎの時代』は、明確な社会的視点に基づき、13年後の韓国の問題状況をも正確に示している本と考えられているのです。

日韓両国の雇用社会には酷似した状況があります。日本社会を「モデル」あるいは「反面教師」としてきた韓国の運動や政策は、現在、多くの困難を乗り越えて大きく進んでいます。森岡さんは同書が「日韓相互交流の一助となれば幸いです」と韓国版序文で述べられています。今後も森岡さんの志を受け継いで日韓交流を引き続き発展させて行きたいと思えます。

労働契約法と「自律的労働時間制度」をどうみるか



【出席者】
脇田 滋 (龍谷大学教授) 岩城 穰 (あべの総合法律事務所弁護士)
伍賀 一道 (金沢大学教授) 森岡孝二 (関西大学教授)

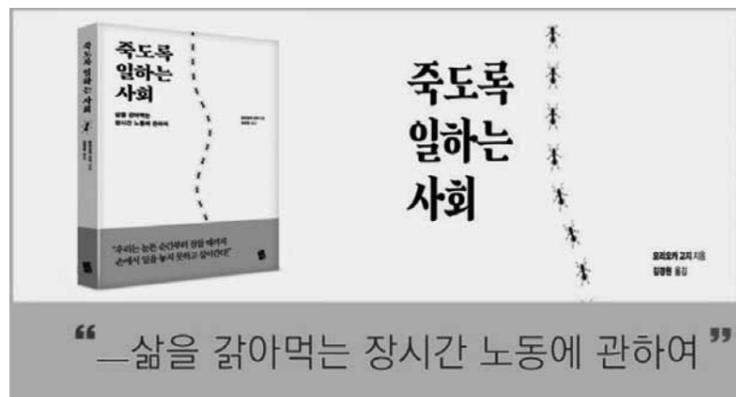
雑誌「経済」2006年12月号で座談会も



2017年11月 韓国・過労死予防センター創立セミナー(祝賀講演・記念撮影)



韓国で発行された『雇用身分社会』



『死ぬほど働く社会』(韓国語版『働きすぎの時代』)

森岡先生と歩いた道

森岡先生は 韓国社会に大きな影響を与えた

韓国・過労死予防センター 理事長
任 祥赫
(イム・サンヒョク)

私が森岡孝二教授に初めて会ったのは、2015年9月だった。当時、韓国は全世界で仕事を最もたくさんする国だったが、一般労働者や国民には、長時間労働の被害に対する認識が不足していた。韓国で、過労が重要な業務上災害に該当するという点を認識させ、過労を国家が管理し、過労および過労死を低くするための制度を作る社会的運動が必要となった。

当時、韓国の労働組合は長時間労働を減らそうというスローガンを叫ぶだけで、実際には多くの労働組合が長時間労働を助長する活動をしていた。それは残業手当を受けるためだった。私たちは、過労死をなくす活動に、患者および家族が関わらなければならないことと専門家たちの参加が重要であることを認識し、これに同意する弁護士と労務士、医師、そして安全保健活動家が集まって議論を始めた。

しかし、すでに日本ではこのような活動が活発に進んでおり、家族会と専門家の活動によって過労死防止法が制定、施行されていた。日本で施行されている過労死防止法の制定された背景や活動などを調べ、我が国に導入するための世論喚起と国民的関心を起こす必要性があった。日本で活動している過労死を考える全国家族会代表の寺西さんと過労死防止全国センター事務局長である岩城弁護士、関西大学名誉教授であ

る森岡先生を招請して講演会を開催した。当時、森岡先生をはじめとする日本側の発表は、韓国において過労死を追放する活動

を始める礎石となった。

森岡先生は、2016年大阪での過労死防止学会に筆者を招請し、日本の過労死防止活動と研究を学ぶ機会を与えてくださった。また、2017年11月韓国での過労死予防センター創立セミナーに参加して下さり、祝賀講演もしてくださった。2018年6月、北海道での過労死防止学会に韓国の活動家10人を招請し、韓中日3ヶ国の過労死問題を議論できる場を用意された。感謝の念に堪えない。

韓国ではすでに森岡先生の『雇用身分社会』(ガラパゴス、2017)、『死ぬほど働く社会』(知識旅行、2018)の二冊の本が出版され多くの読者が購読しており、社会にも相当な影響を与えた。

2017年11月、韓国を訪問された時に秋の紅葉をお見せしたのだが、明るい笑顔で喜ばれていた姿が鮮やかに目に浮かぶ。次に再び韓国を訪問されたら、もっと素敵な紅葉をお見せすることになっていたのに、その約束を守れなくなった。

森岡先生、ありがとうございます。感謝しています。どうぞゆっくり休んでください。

私が先生と出会ったのは、2012年の冬だった。当時、私は何も知らない24歳の大学院生で、「過労死」という言葉が日本から派生したことを聞き、過労死と過労自殺問題を研究しようと来日した者だった。

私はよく人々に、森岡先生と出会ってから研究者としての私の人生が変わったと言ったりする。先生は私にとってそういう存在であり、これからは変わらない存在だと思ふ。私が先生から教えていただいたことを、この機会を通して心にとめて、これからの私の人生の指針書としたい。

大阪の小さな居酒屋で初めて会った先生は、私に韓国の過労死・過労自殺問題についていろいろ尋ねた。その時、私の下手くそな日本語の答えにも関わらず、先生は若い研究者の話に耳を傾け、いろんなアドバイスをして下さった。特に、私は日本の過労死・過労自殺問題を解決するための活動がとても興味深かった。

日本では遺族と弁護士・医師・教授という専門家集団、労働組合、NPO団体などが連帯し、過労死・過労自殺問題に対応するための運動を続けてきた。彼らは共に過労死・過労自殺問題を社会的に議題化し、お互いに連携しながら、全体の闘争戦略と具体的な戦術を構成して効率的に企業や政府などに働きかけていた。私はこうしたモデルを「日本の過労死・過労自殺問題に對

会を組織しようと努力した。韓国の場合、1990年代からこつこつと過労死・過労自殺問題に対する問題提起が行われたが、過労死・過労自殺の遺族会が組織されていないため、専門家集団も体系化されずに、組合の活動にも限界をもたらした。遺族会の不在は結局、韓国の過労死・過労自殺に對応するための社会的支援システムの効力を制限していると判断した。

私はついに2017年7月、過労死・過労自殺の遺族3人とともに、初の会合を開いた。このことを森岡先生に伝えた時、先生がどんなに喜んで下さったかを決して忘れられない。2018年11月現在、24人の遺族が集まり、「韓国過労死・過労自殺遺族会」という正式名称も使うようになった。毎月1回、定期的に会って、心の癒しや防災認定に関する勉強などを行い、遺族側での過労死・過労自殺問題に對応するためのマニュアルを作成している。いつか森岡先生を韓国に招待し、作っているマニュアルを見せてあげたいと計画していたのに、悲しみを禁じ得ない。

2018年、日本での1泊2日の宿泊会で森岡先生と話し合ったことがあった。私は先生に遺族会が思ったより大変だと甘えた。先生は私に、急がなく、ゆっくりと長く見ながら彼らと心を分け合うことが大事だと助言して下さいました。生涯を青年みたい

森岡先生と歩いた道

私の最愛なる恩師、森岡先生

韓国過労死・過労自殺遺族会

姜 旻廷
(カン・ミンジョン)



「応ずるための社会的支援システム」と定義した。これは過労死・過労自殺が生じたら、速やかに問題解決のために対応しながら、その予防のためにも社会全体が協力するシステムである。これらのシステムの作動は一面に固定されず、高度な現場性の下で作動するシステムである。

特に、日本の社会的支援システムは、遺

族会の組織力を中心として行われていた。遺族会の過労死・過労自殺の問題化及びネットワーク能力は高い水準であり、専門家団体との連携により「過労死防止基本法」の制定など具体的な制度的変化まで果たしていた。私は日本の遺族会の活動に非常に驚いた。

日本の遺族会の活発な活動の背後には、いつも森岡先生がいらつしやうした。森岡先生は研究者としてのみではなく、遺族会の活動の内部から積極的に結合し、遺族が直面した過労死・過労自殺問題で専門的な知識を必要とする全ての過程に関係したため、遺族から全面的な信頼を得ていた。森岡先生は遺族の活動を完全に内面化し、遺族の問題を解決するために遺族との日常を共有しながら心も分け合い、遺族会を支持して力を与えた。そのため遺族は、勇気を持つようになり、積極的に活動していたと思ふ。

日本で勉強しながら、先生にいつも話していたことがあった。それは「私が韓国に帰ったら、遺族会を作りたい」ということだった。日本の過労死・過労自殺問題に對応するための社会的支援システムの原動力が遺族会であることを気づいたからだ。森岡先生のように過労死・過労自殺問題に對する研究だけではなく、現場でも実践する人になると約束した。そのため、韓国に帰ってすぐに、過労死・過労自殺の遺族

な情熱で、日本の過労死・過労自殺問題に對応するための社会的支援システムを構築した先生らしい言葉だった。

私は森岡先生が歩んできた道を、これから韓国でも歩きたいと思っている。

2013年、大阪の過労死110番25周年記念シンポで韓国の過労死・過労自殺問題の実態について発表したことがあった。当時、24歳の若者の研究発表に對して、森岡先生はよい発表でしたと褒めて下さった。時間が経ってから先生と会った時、先生は自分が執筆した本で、私がある時発表した内容を引用したことを話しながら、これからも研究に頑張ってくださいと言ってく下さった。

先生の教え通り、私はこれから過労死・過労自殺問題について研究を進め、現場でも積極的に活動する先生と同じような研究者になりたい。

私は韓国の遺族から遺族会を作る理由について聞かれたことがあった。その時、私はいつも森岡先生のことを話した。先生の訃報に接してからすぐ韓国の遺族会にも知らせたら、みんな悲しんだ。

今後私、カン・ミンジョンは研究者として生きていく中で、常に森岡先生の教えを振り返っていききたい。

私の恩師、森岡先生、ありがとうございます。



森岡先生と一緒に



韓国過労死・過労自殺の遺族会

森岡先生とわたし

森岡先生、ありがとう

馳 浩

過労死等防止を考える議員連盟会長
衆議院議員

平成26年に成立した過労死等防止対策推進法。議員立法。超党派立法チーム座長をつとめた私にとりまして、森岡孝二先生はシンクタンクの役割を果たしていただいた大切なブレンでした。

過労死家族会の精神的支柱としても、社会へのオピニオンリーダーとしても活躍。

当時ILO本部からも

「立法を含めた対処を日本政府はすべき」と

と勧告を受けており、森岡先生の長年の取り組み、調査研究なくして成立できませんでした。

関西人らしい朴訥な語り口ながら、条文作成のプロセスにおいて核心を突いた方向性を示していただきました。

調査研究・教育啓発・相談支援・民間団体協力と、四つの施策を明文化で

き、その後、法律を根拠に厚生労働白書に過労死に関する報告が充実する事となりました。



2014年5月23日 衆議院厚生労働委員会で過労死防止法可決
(右から3番目が馳議員、右端が山井議員)

寺西さんや中原さん、西垣さんなど、家族会の皆さんの全幅の信頼を得て、国会に日参して下さったあの日々が、我が国の立法史に永らく記録と記憶にとどめられるべきと確信しています。

ともに歩み、闘った、たくさんのみなさんからのメッセージ

森岡孝二先生、ありがとうございます。書に過労死に関する報告が充実する事となりました。

過労死ゼロの取り組みを成就させるため、先生の熱情を引き継いで行くことを、ここにお約束申し上げます。

合掌。

過労死問題の師匠

森岡孝二先生

山井 和則

衆議院議員

森岡先生は、過労死問題についての私の師匠ともいえる方でした。

先生は私に「過労死を無くすには、裁量労働制を規制強化すべき。いま裁量労働制の名のもと、深夜までの長時間労働が合法化され、過労死が急増している」とおっしゃいました。

政府は「裁量労働制で過労死はゼロ」(2016年度)と発表していましたが、案の定、働き方法案の強行採決の直後に公表された裁量労働制の過労死(2017年度)は、前年度のゼ

ロから7人に急増しています。

労働災害と認められなかった過労死を含めると、17人も裁量労働制で過労死が発生していました。まさに、森岡先生の言葉「裁量労働制が過労死の原因となっている」が裏付けられました。

2018年は、森岡先生のお力により、裁量労働制拡大を阻止できました。しかし、政府は来年以降再び、裁量労働制の拡大を含む労働基準法改正法案の国会提出を目指しています。

これから私たちは、心の支えであった森岡先生がおられない中で、裁量労働制の拡大阻止、過労死ゼロの戦いをせねばなりません。

国民の命を守るのが政治です。過労死を増やす政治は、絶対に阻止します。そのことを天国の森岡先生にお誓い申し上げるとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

合掌。

過労死等のない社会の実現に向けて

神津 里季生

日本労働組合総連合会会長

森岡孝二先生とは、私自身は、直接の親交はありませんでした。しかし、過労死等はありません、という強い信念・情熱から、過労死等防止対策推進法の制定など精力的にご活動にされていることを、立場は異なっても同じ思いを共有する者として、大変、心強く感じていたところです。

2005年に出版されて以降、多くの方に読まれ感銘を与えている『働きすぎの時代』(岩波新書)において、森岡先生は、長時間労働が蔓延している職場の実態を描き、その背景と対策を分析されておられます。そこでは、利便性を追求する消費行動や商慣習が長時間労働の一因となっていることなどさまざまな課題が指摘されています。また、この十数年余り、状況はほとんど改善することがありませんでした。

しかし、ここに至るまで、製品やサービスの提供の裏側には働く者がいることが、社会的にも少しずつ再認識されつつあるのではないかと感じます。森岡先生をはじめとするみなさま方の粘り強い運動が、世論を動かしたと言っても過言ではないでしょう。

2019年4月1日からは、時間外労働の上限規制などの改正労働基準法

が施行されます。勤務間インターバル制度も、努力義務ですが法律に明記されました。上限となる時間数について、「長すぎる」との声もありましたが、これは第一歩です。長時間労働を前提とした企業風土や職場の慣行を見直し、誰もが健やかに働き続けられる職場を、そして社会をつくっていくための大きなチャンスです。この機会を最大限に活かさなければなりません。



2016年2月2日 連合の神津会長と懇談

働きすぎで心身の健康を損なったり、ましてや命を失うことは、本来、あってはならないことです。私たち連合も、組織の中はもちろん、労働組合のない

職場で働く方や関係する団体にも広く働きかけて、森岡先生も切に願われていた、過労死等のない社会の実現に向けて取り組んでまいります。

森岡先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

森岡孝二先生の思い出

木下 潮音

過労死等防止対策推進協議会 専門家委員
弁護士

過労死等防止対策推進協議会において初めて森岡孝二先生にお目にかかることができました。先生の著作を事前に拝読していて、大変エネルギーシユな方と想像していましたが、実際にお会いした先生は優しい小柄な研究者の面影で、発言の声も小さく控えめで、少し驚きました。早くから企業活動を市民の視点が監視する株主オンブズマン活動を始められ、企業の社会的責任を明らかにされたことは、ESG投資やSDGsの重要性が広く認識されている現在から考えますと、その先見性に心から敬服いたします。

私は経営法曹の一員として、企業側で労務管理に関わる仕事をしています。が、従業員の安全と健康を守ることが企業価値を向上させると確信しています。企業のCSR活動を研究し支援することをテーマに弁護士活動を続けて

います。森岡先生のお考えを直接拝聴できた経験を生かしていきたいと思えます。森岡先生の急逝により、これからはご意見をうかがえないことは残念でなりません。

森岡先生のメッセージを胸に刻んで

白井 桂子

中川 義明

八野 正一

村上 陽子

過労死等防止対策推進協議会
労働者側委員

2014年12月に、過労死等防止対策推進協議会が発足して以降、私たちは森岡先生とともに、「どのようになれば、過労死等のない社会をつくれるのか」との思いで協議会の議論に参画して参りました。

私たち労働者側委員は職場の実態を踏まえて意見を述べてきましたが、森岡先生からは、社会全体を見わたす広い視座から、ご示唆をいただきました。毎回の協議会での森岡先生のご発言は、「過労死や過労自殺をなくさなければならぬ」との強い気迫に溢れ、当事者委員のみなさまのご発言とともに、協議会に関わるすべての関係者の気持ちをひとつにまとめてきたものと思えます。

現在、労働者側委員を務める私たち4名にとって、森岡先生とのかかわりで印象深いのは、勤務間インターバル制度をめぐるやりとりです。

2018年7月に、新たな過労死等防止対策大綱が閣議決定されました。

この大綱の見直し議論に際して、私たち労働者側委員は「勤務間インターバル制度の導入企業の割合を2020年までに10%とすること」を大綱の数値目標として掲げることを主張しました。交代制勤務の職場に勤務間インターバル制度は馴染まないのではないか、勤務間インターバル制度を入れることで長い時間の連続勤務につながることもあるのではないか、などの声も職場からは聞かれる中で、2020年までの期間で達成を目指すことのできる現実的な数値は何%か。労働者側委員で集まって議論し、出した結論が10%でした。

このような経緯で、「10%」と提案したのですが、森岡先生からは「数%や10%などの低い目標数値なら示さない方がよい」との厳しいご意見がありました。しかし、次の会議の場では「数値目標の持つ意味もあるので、10%という数値目標が盛り込まれたことについては一つの積極面として、受けとめさせていただきたい」と、賛同の意を示していただき安堵いたしました。

「過労死等ゼロ」の取り組みは、まだ途半ばです。森岡先生からのメッセージを反映してほしい。」という御意見を伺いました。このような先生のお人柄だったからこそ、多くの人が周りに集まって、最終的には法律が制定されるまでに至ったのかと深く感じたものでした。

先生の御遺志は、法律、大綱、白書などに宿っていると思っています。労働行政の一翼を担う者として、「過労死ゼロ」が一日も早く実現できるように今後とも努力していきたいです。

森岡先生の御冥福をお祈り申し上げます。

森岡孝二先生のご遺志を引き継ぎたい

富田 望

厚生労働省労働基準局総務課長
(過労死等防止対策推進室長)

私は、平成30年7月30日に厚生労働省の過労死等防止対策推進室長を拝命いたしました。過労死等防止対策を担当することとなり、森岡先生をはじめとする過労死等防止対策推進協議会の委員の方々からご指導頂きながら、さらに対策を推進していかなければならないと考えていた矢先に、森岡先生の訃報に接しました。

「過労死等防止対策推進法」は、過労死により亡くなられた多くの方々の

セージを胸に刻み、命を削るような働き方をなくせるよう、労働者側委員も力を尽くしていきたいと存じます。森岡先生のご冥福をお祈り申し上げます。

森岡孝二先生の思い出

美濃 芳郎

厚生労働省中央労働委員会事務局審議官
(元 厚生労働省労働基準局総務課長)
(過労死等防止対策推進室長)

森岡孝二先生には、厚生労働省の過労死等防止対策推進協議会の創設時から委員として、高い見地からの御意見、御指摘、御示唆をいただきました。過労死等防止対策の推進に多大なる御貢献を賜るとともに、大変お世話になり、深く感謝しております。私が、厚生労働省安全衛生部計画課長、その後、労働基準局総務課長／過労死等防止対策推進室長として勤務していた、平成26年7月から平成28年6月当時のことであります。

強く印象に残っているのは、過労死等防止対策推進協議会において、御質問、御指摘をされる森岡孝二先生のお姿であります。同協議会において、過労死等の防止対策の実施状況について議論がなされました。その後、「過労死等防止対策白書」として結実するものであります。様々な議論が出尽くしたかに思えたときに、森岡先生の鋭く、本質的な問いが投げ掛けられ、改

ご無念の思いと悲劇を二度と繰り返してはならないというご遺族の方々の強い思いを受けて、森岡先生をはじめ多くの方々のご尽力により、制定されました。

森岡先生の著書の中で、「今日の日本において持続可能な社会を作る第一歩は、過労死のない社会を作ることから始まる」という言葉がありました。

今なお、仕事による過労によって、心身の健康が損なわれ、尊い生命が失われる痛ましい事態は後を絶ちません。過労死防止に率先して取り組まれた森岡先生のご遺志をしっかり引き継ぎ、対策を進めていく決意を新たにいたしました。あらためて「過労死のない社会」の実現に尽力された森岡先生に感謝申し上げますとともに心よりご冥福をお祈りいたします。

森岡先生との思い出

岩瀬 信也

厚生労働省労働基準局監督課
主任中央労働基準監察監督官
(元 過労死等防止対策企画官)

私が先生から直接ご指導いただいたのは、平成26年6月の過労死等防止対策推進法の成立後、その施行に向けた準備を担当した時からでした。私は、当時、厚生労働省労働基準局に設けられた担当室の主査として、過労死等防

めて熟慮が必要なこともあったと記憶しております。

さらに、効果的な対策には適切な分析が必要とのお考えであったと存じますが、御多用にもかかわらず、森岡先生には、「過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」にも御尽力を賜りました。その調査研究事業におきましては、過労死等防止対策推進協議会を代表して、有識者からなる検討会に委員として御参画いただきました。そこでは、文字通り、調査の設計から、実施、さらに取りまとめに至るまで、精力的に御議論をいただき、また、御指摘もいただいたことを、今でも昨日のことのように思い出します。

思えば、森岡先生の願いであり、力を注いでこられた過労死等防止対策推進法制定に向けた動きが、超党派の議員立法という形で本格化してきた頃、自分自身も、労働基準局の監督課長として、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督など、その取組を強化し始めることとなった時期でありました。

森岡先生の強い思いが、現在の社会における働き方改革の動きに繋がっているものと受け止めております。

74歳という円熟期において、まさに急逝されたことは、誠に残念であります。「森岡先生ならば、この点について、何とおっしゃっただろうか」と思いを馳せながら、私としても、過労死等の

防止対策協議会の設置から過労死等防止対策大綱の策定等の事務に携わることとなり、本協議会の専門家委員にご就任された先生には、示唆に富んだ多くのご意見をいただきました。

特に、労働力調査や就業構造基本調査など、労働分野の統計に造詣が深い先生は、各種の統計調査結果について、さらに詳細な集計や統計数値を扱うに当たっての視点などについて私ども事務局をご指導下さり、過労死等の現状を明らかにする上で、たいへんありがたく感じておりました。

法施行から初めて行った調査研究の企画立案においても、基本的データの整備や、過労死等の労働・社会分野の調査・分析の際の統計に関する情報収集の方法についてご指導下さり、大阪市内の事務所で貴重なご意見を拝聴させていただいたことも記憶しています。

このような統計の利用や調査の基本について、過労死等の現状を明らかにするためには決して妥協することなく、熱意があふれる先生からは、新しい法律を施行する担当者として、多くの刺激をいただきました。

現在、労働基準監督の立場から長時間労働の是正に努めておりますが、先生に再びご指導いただける機会を願っ

防止に少しでも貢献できればと思っております。

協議会での思い出

鈴木 英二郎

国土交通省土地・建設産業局担当審議官
(元 厚生労働省労働基準局総務課長)

森岡先生の第一印象は、「まじめな方だなあ」でした。過労死等防止対策推進協議会の事前説明でも、当方の説明をじつと聞かれ、協議会の場でも、労働時間のデータを基礎とした学者らしい論理的かつ首尾一貫した御主張をされていきました。

それに、「人間として暖かい方」という印象が加わったのは、過労死大綱のとりまとめの議論に入った頃でしょうか。大阪の過労死等防止対策推進センターの事務所を訪問させていただいたときなど、まじめな議論の間に、ときおり「にこっ」と笑われて、これまでの御自身の研究や活動について話されることがありました。その笑顔がとても暖かく感じ、まじめな研究者の枠にとどまらない、人間的な懐の深さを感じた次第です。

過労死等防止対策推進協議会の議論の過程で、森岡先生と志を同じくする委員の方々から、繰り返し「森岡先生はこれまでとてもがんばってこられたのだから、今回の大綱には是非その思

ていたところ、それも叶わなくなり残念でなりません。ご冥福を心よりお祈りするとともに、過労死等の防止に向けてご指導いただいたことに感謝しつつ、今後も努力して参りたいと思います。ありがとうございました。

森岡先生の思い出

佐藤 靖夫

(前厚生労働省労働基準局総務課長
富山労働局長
(過労死等防止対策企画官))

平成27年10月から2年半、過労死等防止対策推進室で企画官として勤務し、過労死等防止対策推進協議会や、シンポジウム、講師派遣事業などの委託事業で、森岡先生に大変お世話になりました。

ある時、森岡先生からのご指摘を踏まえて資料を修正したことがありました。出来上がったものを見ていただいた際に、さらにご指摘をいただきました。ご指摘はもつともな内容でしたが、雑談の中で、冗談のつもりで、「ご指摘の前に、一言労いのお言葉があるとモチベーションが上がります」旨申し上げたところ、その次からは、必ず良い点を指摘した上でご意見をいただくようになりました。

また、平成30年4月に富山に異動した際に、異動後1〜2週間経ってから

でしようか、過労死等防止対策推進室での勤務を労い、新たな赴任地では英気を養ってほしい旨の励ましのメールをいただきました。

私に対しての言葉は多くはありませんでしたが、いつも気を遣っていたのだと思います。ありがとうございますございました。

森岡孝二先生の思い出

小城 英樹

厚生労働省労働基準局
過労死等防止対策推進室

平成30年4月から、森岡孝二先生が専門家代表委員として参画されていた過労死等防止対策推進協議会の事務局の一員として、過労死等防止対策大綱の見直しに携わらせていただきました。僅か4ヶ月という短い期間ではありましたが、森岡先生から過労死等防止について職場における労働実態を踏まえた多くのご示唆を賜りました。

とりわけ、EU並の連続した最低休息時間を確保する勤務間インターバル制度の導入を強く訴えられていた森岡先生のお姿が印象に残っています。

協議会において大綱の数値目標が議論された際、事務局から勤務間インターバル制度を導入している企業は1%台と極めて少なく、そのインターバル時間も数時間とするものがあるこ

などを示す統計数値を提出しました。

森岡先生は、こうした統計数値の定義が明確かなどの点から統計上の問題がないか慎重に検討する必要があることをご指摘されつつ、勤務間インターバル制度が普及していない現状を踏まえ、制度の導入企業割合の数値目標設定について、現状から前進させるといふ点では数値目標の持つ意味は積極面として受けとめるとのご意見を述べられました。

こうした森岡先生のご意見が推進力となつて、平成30年7月24日に政府として初めて勤務間インターバル制度に関する数値目標を盛り込んだ新たな大綱が決定されました。

平成30年7月27日、過労死等防止のための調査研究事業の検討委員会が開催された際に、委員として参画いただいていた森岡先生から、「いい大綱ができたね」と労いのお言葉をかけていただきました。このときのややはにかみながら、微笑まれた森岡先生の眼差しが忘れられません。

今となつては、森岡先生からご指導ご鞭撻をいただくことはできませんが、これまで森岡先生からいただいたご示唆やお言葉をよすがとして過労死等防止に微力を尽くして参りたいと思います。

森岡先生から賜つたご厚情に深謝いたしますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

企業責任追及過労死裁判

平岡 千工子

平岡過労死裁判 元原告

電話やFAXでやり取りをしていたあの日のお昼。その後、森岡先生の計報はあまりにも突然なことで信じられませんでした。

1988年2月23日に私の夫は過労の末にあつてなくなりました。悔しさに夫が出勤してから帰宅までの表を作りました。しばらくしてから過労死を知りました。

森岡先生は詳細に労働時間の実態を見つけて、私たちの調べよりもっと多いことが解り、あの残酷な労働時間の資料になりました。

三六協定が当時世論にもならない時代に、森岡先生は、三六協定の問題点を裁判のためのパンフレットに分かり易く書いて頂きました。

又、過労死運動が市民運動へと広がるきっかけになった劇『突然の明日』の公演を中田先生、岩城弁護士4人で名古屋まで見に行き、その場で大阪でもやろうと決断されました。森岡先生は大阪公演活動の為に私費を出していただいたり、始まった真夏の公演活動は汗もいっぱい流しました。大々的に広がり多才な森岡先生は劇中で過労死した天国の夫の声の出演もされて素晴

に言葉を失っていました。

森岡先生がしてこられた研究や活動は、沢山の人の力になりましたよ。

森岡先生の穏やかさは、沢山の人の癒やしになりましたよ。

森岡先生のご冥福を心よりお祈りします。

ご家族の皆様にご心よりお悔やみ申し上げます。

森岡先生！本当に本当に

ありがとうございます！

西垣 迪世

全国過労死を考える家族の会 兵庫代表

先生に最初にお会いしましたのは、過労死防止基本法制定準備会立ち上げの2010年だったと思います。

2011年全国実行委員会が結成され、私たちは2012年兵庫実行委員会を結成しました。超党派の国会議員に賛同を訴えようと、地元の手野党国会議員に面談する際、また、連合兵庫に署名活動の要請をする際、寺西さんとともに、兵庫まで来てくださいました。おかげさまで、賛同・要請は受け入れられ、2014年過労死等防止対策推進法成立へ大きな力となりました。

2014年第1回過労死等防止対策推進兵庫シンポジウムではご講演いた

らしい成功となりました。

学生さんと過労死の学習もされて、裁判の傍聴に学生さんの姿もよく見られました。梅田本社ビルでのピラ撒も一緒になってして頂いた事もあります。ここでは冷や汗だったと思います。



1993年6月頃 梅田の椿本精工本社前でピラをまく森岡先生



2018年4月12日 大阪過労死110番30周年シンポ後の懇親会で

きました。その後、過労死等防止対策推進兵庫センター主催の学習会講師も気軽にお引き受けくださいました。兵庫での過労死防止活動が、現在のよう

に一定の成果を上げることができているのは、森岡先生のお力に因るもの大きいと思います。感謝申し上げます。

また、過労死防止法成立後すぐに、関西大学第一高校で、先生とともに、過労死についての講演をする機会をいただきました。その後、各地の過労死等防止対策推進シンポジウムや大学・高校への過労死防止啓発授業で、ともに講演させていただいた回数は数え切れません。「弥次さん、喜多さんで行こうか」とおっしゃいました。

過労死防止学会でも、遺族が先頭に立つて報告してほしいと要請しておられました。

さらに、過労死等防止対策推進協議会委員を二期4年間ともに務めさせていただきました。二期目は引こうと思っていました所、「同い年だからもう一期一緒にやろう」と誘ってくださいました。それなのに、先生はもうおられません。

ご自身が研究しておられる過労死についての理論は、現実を鋭く分析され、いつも揺らぐことのないお考えを主張されました。そのための労を厭わな

方でした。その中でも、先生は、私たち息子や娘、夫や妻を過労死で亡くした遺族の

私の家族だけでなく支援者や傷ついた体で苦しめたかいてしている人にも励みになっていました。

森岡先生の講演を聞いて、自分たちが、生活者が、変わらなければと感じています。

落語ではまた別のお顔でお会いできていたのに寂しいです。ずっとずっと感謝です。

森岡先生の思い出

要田 志信

広島市・過労死遺族

1988年4月夫の突然の死によって転勤先の岐阜各務原市で住むところさえ失くした1歳の息子と私は、広島県呉市の実家に身を寄せて夫の死を過労死として認定闘争していたある日、森岡先生から突然お電話をいただきました。

「要田さんの事例を研究に使わせてほしい。詳しく話を聞きたいので、自宅に伺いたい」

こんな内容だったと思います。

広島から呉線で1時間。呉1つ先の安芸阿賀という田舎まではるばるおいでくださって、いろいろと話を聞いていただきました。

まだ幼稚園児だった息子にもここにこしながら話をしていただき、資料をいただけますかと言って帰られました。

勤務状況、資格・免許、夫の残したメモ、三六協定等資料のコピーをお送りしました。

後日、本のゲラ刷りを送って来られ、内容に間違いがないか見てほしいと言われました。

息子が小学校に上がる1993年に広島市に引っ越し、その時には認定を取り、初めて会社に謝罪と申請にかかった費用を勝ち取り、職場・勤務の改善も実行させていました。

そこへまた森岡先生から広島へ行きたいと連絡をいただき、西広島駅に迎えに行きました。

改札を出て私の顔を見るなり、挨拶も無しにいきなり「広大はどうして田舎に移ったんですか（広島大学 少し前にできた時からずっとあった広島市から東広島市という田舎に移転した直後だった）」と怒られて、「いやー、私もそう思うんですが」と。

不思議な事に先生の訃報を聞いた時に、出迎えた途端開口一発怒られた情景が目につきました。

同居介護していた父が昨春亡くなったので、原爆ドーム近くに仕事場を持つていたのを自宅に撤収する為先日引っ越し荷造りをしていたら、森岡先生からいただいた最後の手紙が出てきて、「またもうすぐ本を出すから、また送るから」と。涙が出ました。

息子が社会に出てからは息子にも本を送ってくださいっていて、息子も訃報

思いをいつも汲んでくださいました。人生どん底を経験した皆が、少しでも元気でいられるよう、気を配ってくださいのだと思います。感謝しかありません。

先生の訃報をお聞きし、私たちを引っ張ってくださった先生を亡くして、何だか力が抜けてしまったような気がいたしました。先生にもゆつたりとしたご家族の皆様との時間をもっと持っていたかったです。

でも、私たちにできることは、先生の思いを引き継いで、過労死のない社会へ進むことしかないですね！ご冥福をお祈り申し上げます。



2014年5月23日 衆議院厚生労働委員会で過労死防止法可決

森岡先生の思い出

渡辺 しのぶ
東京過労死を考える家族の会

森岡先生のお名前を知ったのは、夫の死を過労死として認めてほしくて、労災について勉強していたところで、先生の著書を必死で読んだ記憶があります。その後、家族会の活動の中で先生にお会いし、お話をする機会があり、これがあの本をお書きになった先生かと感動した覚えがあります。こちらは緊張していました。先生は穏やかな態度で接して下さり、そのお人柄にも感動しました。その後、たまにしかお会いする機会がありませんでしたが、私のことを覚えていてくださり、その時々トピックに応じたお話をしてくださいました。最後にお話ししたのは厚労省の廊下でした。数日後に開かれる過労死防止学会について、今度の学会は中国や韓国からも出席者があり、過労死は日本だけではなく、他の国でも注目されつつあることを語ってくださいました。その様子から現役で最先端の研究をしていらっしゃる感じがわかりました。そして、先生はこれから世界の過労死研究をリードしていく存在になるのだと感じました。その直後の急なご逝去が、悲しくて、残念ではありません。先生とお話し出来たことは、私にとって貴重な経験でした。森岡先生、ありがとうございました。

森岡先生を悼んで

中野 淑子
過労死を考える家族の会

森岡先生！ どうしてそんなに早く逝ってしまったのですか？先生を心からお慕いし、敬愛し、頼りにさせて頂いていた私たちを置き去りにして…。

残念でなりません。もっといろいろなことを教えて頂きたかった！

先生とは、過労死等防止対策推進協議会や過労死防止学会の時、過労死防止センターの会議やその他の時で、年に数えるほどしかお話ししていません。ですけど、先生の細やかな心配りや優しい眼差しや深い洞察力を示す鋭い眼光は、私の脳裏に深く焼き付いています。この度追悼文を書くにあたって、その時大変お世話になった個人的な経験から書かせて頂こうと思います。先生とお話を交わす機会は今回が最後かと思ひ、敢えてこんな文体にしました。

過労死等防止対策推進協議会委員としては、「過労死を考える家族の会」の結成以来、公務災害を担当してきた関係上、公務員関係（特に教職員）の発言をしてきましたが、互いに教職経験を持つ者として、安心してご相談し、貴重なご指導も頂きました。会議当日は、私が相当緊張していたのが分かったのでしょうか。「中野さん、その服似合うよ」と軽い冗談を何気なくおつ

森岡孝二先生を偲んで

小林 康子
過労死遺族

森岡先生は、光さえ無いような世界に光を投げ続け、道を拓き、教え導いてくださいました。心より感謝申し上げます。



2018年7月15日 家族の会一泊交流会の懇親会

15年前、夫を自死で亡くしたとき、私は、深い霧に包まれた道もない森に急に迷い込んでしまったような感覚に捕らわれました。まさに手探りで、必死に道を探しました。やがて確かに光があり、人が通った形跡がありました。今までの全

しゃって、私の緊張をほぐしてくださいましたね。その優しい心遣いが本当に嬉しゅうございました。

また、過労死防止学会では第2回大会の時でした。公務災害のことや教員の働き方などについて日頃から訴えたことがありましたが、私ごときが学会でレポートするのはあまりにも恐ろしくて躊躇しておりました。そんなある日、先生から発表せよとのお電話があったのでした。勇気を出してお引き受けし、分科会で「教員の過重労働と公務災害」という題で報告をさせて頂きました。第3回大会では、「第1回『過労死白書』から見えてくるもの」と題して共通論題で報告をいたしました。これは、私が過労死等防止対策推進協議会で、大綱の内容に公務員関係の記述が少ないこと、調査や対策のことなどをしつこく述べてきたので、白書にも不満があるのではないかと、先生はちゃんと見抜いていらつしやったのです。私はそのレポートで、教員の働き方に対する30年間の想いをぶちまける事が出来ました。その機会を与えてくださった先生に改めて感謝申し上げます。

思うに、先生はいつもアンテナを高く張り巡らし、誰が何処でどんな活動をしているかを的確にキャッチし、学会のレポートを選び、自ら電話をし、依頼していらつしやったのでしよう。あの華奢なお体での、情報の取集力と

く知らなかった世界が私の生きる世界となり、初めて手にした御著書は『働きすぎの時代』でした。ILO（国際労働機関）は、2019年に創立100周年を迎えるにあたり、「仕事の未来世界委員会」を発足させました。その委員会の第1回会合で「仕事の未来は、既に運命的に決まっているものではなく、われわれの主體的な意思や行動でより良いものに変化させることのできるものだ。」という基本的考え方が共有されました。委員会の報告書は6月に開催される記念総会に提出されますが、それに先立ち各国の政労使三者による討議を行うことが推奨されています。森岡先生のいなくなつた私たちの国で、いったいどんな話し合いが行われるのでしょうか。森岡先生がおられないのは残念でなりません。奇しくも、1日8時間労働を定めたILOの第1号条項が締結されてから100年目の年に、私たちの国では、労働時間の規制から外れる労働者が生まれることになりました。労働者側と経営者側が交わることは難しいでしょうし、労働者も経済社会の構造変化に理解することが必要でありましょう。しかし、諦めることなく「仕事の未来を私たちの主體的な意思と行動でより良いものに変化させていく」ことを希求して参ります。

森岡先生とお会いしたのは、京都の一泊学習交流会が最後となつてしま

行動力には只々頭が下がります。普段もそうですが、過労死防止学会の前夜は、相当お忙しかつたのではないのでしょうか？

「退職後は、過労死防止にいのちを賭ける」という意味の言葉をお聞きしたように思います。先生にしては、志半ばだったのではないのでしょうか？もっと論陣を張って、不正や矛盾を追求したかったのではないのでしょうか？はたまた、バードウォッチングも楽しみたかったのではないのでしょうか？

先生ご自身の為に、もっともつと長くお元気で生きていて欲しかった。ほんとうに無念です。それにしても多岐にわたる精力的な活動で相当お疲れになつていたのではないかと思います。

家族の会は、先生の御意志のわずかでも継げるよう、皆で力を合せて頑張ります。私は、「学校における働き方改革」に、すこしでも心地よい風が吹くように微力を尽くしたいと思ひます。先生、天国から例の優しい眼差しで見守っていただきたとうございませ。そして、時々叱咤激励して下さいね。どうぞ、長い間の疲れたお体をゆつくりとお休め下さい。心からご冥福をお祈り申し上げます。

ました。これからは、森岡先生が切り拓いてくださった道の歩みをさらに進め、踏み固めていく所存であります。常に、暮らしの歳時記とユーモアを身にまとい、大切な人を亡くし悲しみの傷を抱える私たち遺族に、分け隔てなく寄り添い、どんなことでも丁寧に教えてくださった、優しく強い森岡先生のことを生涯忘れません。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

森岡先生、私たちをお見守りください

小池 江利
大阪過労死を考える家族の会

大阪過労死を考える家族の会は、大切な家族を過労死や過労自死で亡くした遺族が中心となり、支援者とともに励ましあつて支え合い「過労死のない社会」をめざして活動しています。森岡先生には、これまで大きなお力添えをいただき、たいへんお世話になつてきました。

先生は、様々な場でご活躍され、ご多忙でいらつしやるのに、常々家族の会にお気持ちを送っていただき、大阪の家族の会総会・忘年会、一泊学習交流会には毎回ご参加いただきました。先生は貴重なお話の中に、いつもユーモアを交えて話してください、傷ついた私たち遺族の心を優しく癒してください。

さいました。

先生とは、突然のご逝去の約2週間前の7月に開催された京都での夏の1泊学習交流会が最後になってしまいました。懇親会の団体紹介にて、「次は、大阪家族の会の皆さん、前にきてください」と司会者から呼ばれたとき、先生は真っ先に舞台に出て来てくださいました。家族の会の仲間と「森岡先生が家族の会として一緒に並んでくださった！」と話し、うれしい気持ちになったことが思い出されます。

過労死等防止対策推進法が成立後も、残念ながら家族の会には、次から次へと新たな遺族が相談に来られます。大阪家族の会は、今後も遺族のよりどころであり続けたいと考えています。森岡先生、私たち遺族をこれからも天国からお見守りください。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

森岡先生、 ありがとうございました

桐木 弘子

東九州過労死を考える家族の会・宮崎県

平成19年12月に息子を亡くし、翌年7月に「大阪過労死を考える家族の会」に入会して、間もなくのことだったと思います。

森岡先生から、「僕は、大分出身です。お隣の県ですね。」と、お声を掛けて

いただきました。それからはお会いするたびに、話しかけて下さり、ある時は、「この本、読んでみて下さい。」と新しく出版されたばかりのご自身の著書を下さったこともありませう。

本当に、気さくで、いつも柔らかい笑みを浮かべて接して下さり、田舎者の私は、そのたびに、気持ちが悪くなり、うれしい気持ちで家路についたものでした。

大分と合同で、「東九州過労死を考える家族の会」を結成した時も、大変喜んで下さいました。副代表の野本幸治さんとは、大分大学へ啓発授業に行つて下さり、お二方とも雰囲気よく似た紳士で、「いいペアができたなあ」と、これからの啓発授業に期待していたのですが、残念ながら、野本さんは先生より10日早くこの世を去ってしまったわれました。

野本さんの早すぎる死を大変悼んでおられたと聞きましたが、まさかすぐにそのあとを追うように亡くなるなんて、私には二重のショックでした。

2018年の北海道での「過労死防止学会」で、お会いしたのが最後になりました。

リュックを背負って、ひょうひょうと歩かれる後ろ姿が、今も目に浮かびます。

このテーマこそは権利運動を担う法律家として市民である労働者が、人間の尊厳を実現する運動のなかで共通の確信にしていけるものであると私は考えています。

森岡孝二先生をしのぶ

尾林 芳匡

弁護士

森岡孝二先生は、大阪過労死問題連絡会に参加して過労死の救済に取り組みされました。過労死110番のはじめだったころは、1987年通達のもとで労災認定される件数が全国で年30件程度に過ぎず、過労死弁護団の会議も暗くなりがちでした。さまざまな運動などで、大阪はいつも新しい取り組みをし、全国をリードしていました。その中心に森岡先生がいらっしゃいました。

長年の取り組みで認定基準を変えさせ過労死の救済が年数百件に広がる中で、過労死防止法制定運動に取り組みました。過労死防止法制定実行委員会の委員長が森岡先生でした。全国的な署名に取り組み、55万筆を集めて、2014年に過労死等防止対策推進法が成立しました。人口比例の目標を割り振ると東京は10万2千筆の目標でしたので、東京過労死弁護団の幹事長として、家族の会の中原のり子さんらと

先生の優しさに感謝

大阪過労死を考える家族の会

氏郷 善久

先生との出会い

昔から過労死問題に関する多くのイベントに出ておられ、私たち「家族の会」と一緒に活動していただいております。「家族の会」の年1回の忘年会・例会に出ておられ、お会いしたのが出会いでした。大学教授でありながら市民運動家であることに驚きました。

長男の過労自死

2000年1月13日、会社の手配していたアパートみたいな寮で、長男は死亡発見されました。現場にいった時、「過労自死」と直感して裁判しようと試みると、妻は沈黙、妻の実家は「裁判するなら離婚して」、次男はニート状態。家庭は地獄でした。勤務先の組合に応援を依頼するも無言でした。

でも私はサラリーマンをつづけながら、岩城弁護士・山下弁護士・上出弁護士に依頼して、裁判に向けてコマを進めていました。

証拠保全で業務資料をコピーした時、会社から「和解の申し出」があり、3人の弁護士も和解を進めてくださったので和解に应じました。家庭の地獄、次男のニートがありましたので、納得がいかにずいぶん和をいたしましたが、私は、「業務資料は、後日に分析して提示しますのでご検証してください」と

「達成困難なノルマ」などとこぼしながら取り組みました。当初は本気でできるか半信半疑でしたが、明るく運動に取り組み、ついに4年がかりで実現しました。実行委員長の森岡先生が、明るくおだやかに、それでいて確信をもって引張ってくださいたからです。

過労死防止法の制定後、過労死弁護団と家族の会は、救済活動に加え、過労死等防止対策推進協議会に代表を送り、大綱の策定・改定、シンポジウムや啓発事業にも取り組みようになり、社会的な役割もいっそう大きくなりました。過労死防止学会も設立されました。こうした新たな活動でも、そのすべてで森岡先生は先頭に立ちました。2018年の過労死防止学会でも、代表者として全体会の国際シンポジウム参加はもちろん、分科会もひとつひとつまわり、私も直接森岡先生から、「よろしく願います」といぬいに声をかけていただきました。過労死110番運動30周年記念シンポジウムで報告もしていただきました。「働き方改革」での長時間労働温存への反対運動も、熱心に取り組みされました。

森岡先生の、いつも確固としつつもやさしく明るい姿勢に学んで、遺志を受け継ぎ、過労死のない社会をめざしてこれから微力をつくしていくつもりです。どうか安らかにお休みください。

言いました。業務資料を分析している」と「精神が異常」になり、普通の生活ができなくなるので、手つかずの状態です。このことを先生にお話しする機会がありましたので、先生に「業務資料をあずかってくれませんか?」と言いましたら、先生は「あずかってもいいよ」言ってくださいました。常識外の依頼の頼みを受ける優しさに感動して、あずけることもできませんでした。終わりに

先生の優しさにはいまだに感謝しております。この優しさが私を後押ししてくれました。業務資料を分析して「過労死防止学会」に発表し、自費による『仮名タイムカード（印刷業務）』の本をだそうと決意いたしました。先生にあらためてお礼を申し上げます。

森岡さんから 伝えられたもの

豊川 義明

弁護士・民主法律協会副会長

1、森岡さんが亡くなられた。日本経済と企業社会改革のための運動の理論的なリーダーを喪ったことであり残念です。

私は、確か黒田革新府政の五分野の活動時代に森岡さんと初めてお会いしたと記憶しています。

私も所属する民主法律協会において、

森岡先生

ありがとうございました

井上 耕史

弁護士

「激動の時代を闘い抜いて」
「逆流の時代を駆け抜けて」

これは、民主法律協会60周年記念誌（2016年8月発行）のタイトルを考える際に、森岡先生が提案してくれたものです。結局、前者が採用されたのですが、いずれも、森岡先生の活動スタイルそのものを言い表したようにも思えます。

私自身のことを書くと、森岡先生のおかげで民法協事務局長の任を何とか全うすることができたという思いがあります。民法協60周年記念行事では、森岡先生の記念講演「新自由主義の席捲は雇用関係に何をもたらしたか―ブラック企業と雇用身分社会」（労旬1877号所収）が大きな柱になりました。権利討論集では、労働時間制度を扱う分科会を開催するために、どこから手を付けて良いか途方に暮れていた私に、議論の柱を指し示していただきました。研究者としても、運動家としても、頼りにしていました。

森岡先生、本当にありがとうございました。

森岡孝二先生への追悼に代えて

広瀬 俊雄

仙台錦町診療所・産業医学・健診センター
産業医学センター長

私は、田尻先生の提起を受け、上畑先生と御相談して過労死110番（全国）を起案し、主に医師の参画を進めるべく、全日本民医連労働者健康問題委員会委員長として活動を開始しました。少しして、幾つかの会議で森岡先生と同席しましたが、つい最近までは御一緒に活動はほとんどありませんでした。

実は、御逝去されるすぐ前、第4回過労死防止学会直前の5月20日、「働くもののいのちと健康を守る宮城県センター」総会の特別講演者として、先生は仙台においてくださいました。私は同会設立の提起者で顧問であり、先生をよく知っている、ということでも、座長を務めました。短い時間ながら、過労死防止の活動についてお話し合いました。質問時間が無くなる程、精神的に深い内容のお話をされました。御呼びする過程では全く知らなかったことでしたが、先生は高熱を伴った体調不良が未だ治りかけであり、特に、学会の御準備の多忙な時期に、遠路仙台において戴いたことに感謝すると同時に、心配が尚募り、先生には、健康を第一にして戴き、過大な任務に関して

2018市民の憲法行事
働くもののいのちと健康を守る宮城県センター 2018年度（第18回）総会

働く人びとの健康と憲法 安倍「働き方改革」を だれのための “労働法制の規制緩和”か？

講演 森岡 孝二氏
関西大学名誉教授
過労死等防止対策全国センター代表
※ 経歴：雇用身分社会（労務顧問）
※ いのちが危ない労働現場で活躍（労務コンサルタント）
※ 違法労働現場で働く労働者の権利擁護

2018
5/20 Sun 日
14:00～(13:50開場)
フォレスト仙台2Fホール
〒981-0933 青葉区松木一丁目2-45

「働き方改革」は何を改革するのでしょうか！期待を抱いている人も少なからずいます。「長時間労働の時間規制」「同一労働同一賃金」など、内容はよくわからないけれど、「今よりは良くないか」と思っている方もいると思います。
「誰のための改革」なのか？ 本邦に働く人たちのための改革なのか？
一緒に学び考えてみませんか！！

主催／働くもののいのちと健康を守る宮城県センター
問い合わせ 仙台市青葉区五橋1-6-13（宮城県労働会館） TEL.022-268-3684 携帯 080-0003-5774（芳賀）

は、早急に軽減されます事を、お願いしたところでした。

先生の御講演をお知らせするチラシを提供することで、御冥福の気持ちに代えさせて戴きます。

森岡先生と日本の労働時間

佐々木 昭三

森岡先生に労働総研季刊誌春季号特集「安倍働き方改革と労働時間」で巻頭の基調論文を書いていただいた。日本の労働時間の歴史と今日の労働時間



講演する森岡先生

先生の後押しがなかったらこんな体験はなかったと深く感謝しています。この過労死事件は、2018年10月末、行政訴訟中に国が「自庁取消」とし、労災認定となりました。しかし、看護師の労働環境の改善の厚い壁は残されたままです。

2015年の「いの健北海道セミナー」で先生に記念講演をしていただきました。「女工哀史の雇用身分制は現代の雇用身分社会につながっている」との指摘と、「労働運動史上初めて、市民運動サイドが過労死等防止の法律を実現させた。」とのお話は深く胸に刻むことができました。ありがとうございました。

ノーモア・カロシ、立ち上げられ労働組合

中田 進

関西勤労者教育協会・副会長

1992年3月15日、名古屋の名演

小劇場で劇団「希求座」によって『突然の明日』が上演された。平岡悟さんが椿本精工で長時間働き、48歳で「過労死」された事件をテーマにした演劇で、森岡先生、岩城弁護士、そして平岡チエ子さん・お嬢さんの友子さんと一緒に観劇した。舞台は愛しい人の「突然の死」からはじまった。涙がとめどなく流れた。悔しさ、悲しさ、怒りで身体が震えた。引き裂かれる愛、会社の冷酷なまでの仕打ち、揺れる心を振り切って証言台に立ち、真実を語る瞬間。歴史を動かす労働者の不屈の魂がキラリと光る。静かなそして大きな勝利判決の感動。エピソードでは「過労死」で他界された5人の方の写真が一人、また一人と中央に映し出され、事実を伝える文字が。演劇の世界がダイレクトに現実とつながり、「過労死」という企業犯罪を見事に告発。鳴り止まぬ拍手。芸術の持つ計り知れない大きな力に心を打たれた。帰りの新幹線のなかで、「ぜひ大阪で上演しよう」と森岡先生から声をかけられた。

平岡チエ子さんが労災申請を決意されたころ、お友達のおすすめで関西労働学校に学ばれ、「主人の無念の「死」を語ってくださいました。じっとしておれなくなった私は、平岡さんのお誘いに応え、名古屋で『突然の明日』を観劇したのである。森岡先生たちと上演運動を主体的に取り組み、過労死のない社会の実現に役立ちたいと決意した。

の現状と問題、労働時間短縮の課題と方向について簡潔にまとめていただいた。私は最後に私たちの要求と政策をふまえて、私たちの働き方改革と労働時間短縮の課題をまとめました。

「労働時間と現代資本主義」を統一テーマにした労務理論学会（茨城大学）でメインシンポにパネラーとして森岡先生と一緒させていただいた。先生は、資本主義社会における労働時間の位置づけ、世界と日本の労働時間の歴史と実情、日本における労働時間短縮の課題を端的にまとめられました。私は労働者のいのちと健康を守る労働時間の課題と労働安全衛生について報告しました。

森岡先生が実行委員長となり、国語学者の寿岳章子先生、教育学者の青木一先生、新日本婦人の会大阪府本部会長樋口さん、大阪労連議長の一法さんそして本多淳亮先生が呼びかけ人となって、岩城弁護士の天王寺法律事務所を事務所に運動を始めた。私の都合で、会議は夜9時から始め「アフターナインの会」と呼ばれた。森岡先生と京橋12時4分発の最終準急に乗り、森岡先生は枚方からタクシード、わたしは終点の淀から伏見にタクシード。劇団きづがわの林田さんが大奮闘し、多くの民主団体、労働組合にオルグにまわり、テレビ大阪は千代田高校の生徒を中心にした番組を、朝日・毎日・関西・NHKも大きく報道してくれた。

真夏の8月22・23日、富田公会堂。実行委員会は揃いのTシャツを着て部署についた。なんとこのTシャツのイラストは森岡先生のお嬢様の有子さまの作品であった。この上演運動に近くの大阪芸術大学の学生が参加し、視力障害者でいま活躍の落語家桂福点もその一人である。やがて彼と森岡先生のお嬢様の有子さまが結婚されることになった。

上演は入場を断るほどの満席となり大成功を収めた。カーテンコールで舞台に立った平岡さん。この日の朝、チエ子さんの父上が急逝されたことが鹿兒島から伝えられていたが、通夜も葬儀も欠席し挨拶することを決意してお

森岡先生の積極的な活動もあり、すめられてきた過労死防止法、大綱、大綱見直し、過労死防止学会、過労死防止全国センターの運動、学術会議特別委員会の働く人の労働時間、雇用、健康を守る提言と共同著作など、森岡先生から教えていただいたことはとても多く貴重です。

これらの森岡先生からのメッセージは、私が役員をしています労働総研労働時間健康問題共同研究会、社会医学研究センター、働くもののいのちと健康を守る全国センター、労働者教育協会での活動に活かしてゆきたいと決意しています。森岡先生これまでありがとうございました（合掌）。

追悼 森岡先生

佐藤 誠一

NPO法人働く人びとのいのちと健康をまもる北海道センター事務局長

札幌での過労死学会の時、先生はとも忙しく、現地で事務局として動かなければならぬ私は申し訳ない思いでした。その慰労の機会もないままの計報にただ「呆然」です。

前年の第3回の時、先生から看護師の過労自死問題で報告するようにと「命令」を受けました。これを契機に論文も書くこととなり、69歳の私は学生になったような気分でも格闘しました。

はるか大阪の地より父上の冥福を祈りながら、悲しみをこらえて……。

休む間もなく、12月には劇団「きづがわ」公演の取り組みが開始された。今度は大阪労連の徳山議長を先頭に労働組合・民主団体との連携もかたく、12月4・5日三ステージを満席にした。ノーモア・カロシを合言葉に全力を尽くした。

徳山議長は「労働組合があれば……」「労働組合さえ強ければ……」「労働組合が取り上げてくれれば……」この遺族の声にどう応えるかが大きな課題として受け止めていた。

あれから、すでに26年の月日が。残念ながら我が国の労働組合運動は後退を続け、遺族の期待に応える運動ができていない。森岡先生は講義で、講演で、多くの書籍・論文で過労死をなくすために「労働時間の短縮」を訴え、「家族の会」のみならずと活動してこられた。2017年の「家族の会」宿泊交流会で、森岡先生が立ち上げたNPO法人「働き方ASUINET」の北出茂さんから「本を出しましょう」と声をかけられ、北出氏が過労死のこと、労働相談での解決の事例、労働組合の具体的な役割など、私が憲法や社会のしくみと歴史、労働組合の大切さ、社会変革の重要性を中心に、脱原発の課題を藤永のぶよさんが担当し「これでは、お先まっ暗！」を学習の友社から

出版した。雑誌「経済」2018年7月号で森岡先生がこの本について素晴らしい書評を書いて下さった。

安倍内閣は「働き方改革」で100時間未満の残業、残業代ゼロの「高度プロフェッショナル制度」など悪法を強行した。労働者の学習運動に関わってきた一人として責任を痛感している。いまこそ労働組合が立ち上がり、悪政を阻止し、一人の過労死も出さない社会の実現のために、森岡先生の遺志を受け継ぎ努力する決意である。

森岡孝二さんの闘いは続く

白石 孝

NPO法人官製ワーキングプア研究会理事長

率直なところ、森岡さんとは長いお付き合いでも深いお付き合いでもないだから「追悼文」を書くにはためらいがあった。でも、例え浅いお付き合いでしかなかったとしても、彼の意思を引き継ぎ、働き方、ブラック企業、過労死、格差、ワーキングプアなどに取組んでいく気持ちを持たせていただく意味でも短く記しておきたい。

いずれの課題も私自身の生き方や課題に重なることばかりだが、もうひとつ「共有する」ものがあった。それは「慢性心不全」。2018年2月4日、札幌市の北海学園大学で「なくそう官製ワーキングプア第2回北海道集会」

が開催され、集会後半で森岡さんと私とが続いてコメントした。そして終了後、すすきのに場所を移して交流会をした。そこで京都のW先生と森岡さんと私に共通する病の話が出、「3人は心の友ですね」と、その時は冗談を言い合ったことが、昨日のように思い出される。まさかこんなに早く、お一人が召されるとは思いもしない会話だった。合掌！

森岡先生ありがとう

氏家 マサ

新日本婦人の会・豊中支部

新日本婦人の会は、5つの目的をもって誕生しました。そのなかに「憲法改悪に反対、軍国主義復活を阻止します」と、並んで「生活の向上、女性の権利、子どもの幸せのために力をあわせます」と、女性の地位向上を願う運動を続けてきました。

社会・職場・家庭の3つの平等をめざして、大企業を相手に女性差別をなくすたかいかさねてきた先輩たち、ジェンダー平等を求め、各自自治体などにも要望をだし、多くの女性たちと手をつなぎ、運動をすすめてきました。

私は30年余りの新婦人の専従の最後の数年「ジェンダー平等部」を担当し、森岡先生たちと一緒する機会が増えました。そのころ「ASUNET」

チェーホフの戯曲をお読みになりながら、そちらではゆったりと時をお過ごしください。

権力から正義を護り続けた

森岡孝二先生

森川 泰明

関西大学 第一高等学校教諭
NPO法人働き方ASUNET理事

森岡先生との出会いは、2000年の株主オンブズマンの生保政治献金訴訟の原告公募に始まります。

亡くなられる少し前に、森岡先生より、「森川さんの趣味は公益通報だから、ASUNET季刊誌で、公益通報について書いていただこうですか。」と冗談めかして言われたことが忘れられません。

2002年頃、公益通報支援センター共同代表だった森岡先生は、弁護士の方々と公益通報者保護法の成立に尽力されました。私は、先進事例となる英国の大学の保護規程の翻訳を依頼されました。社会の前進に関与できることを嬉しく感じました。

法律が施行され、勤務先の関西大学にも通報者保護規程ができました。私学は、莫大な資金が注入される公共機関ですが、私学法の構造的欠陥のため、常に学校の私物化を企てる悪意ある理事や、その歡心を得るため跋扈する教

の結成準備が進められました。そのメンバーと、先生の故郷の小豆島での楽しかつた学習会。関西大学で最後の先生の記念講義に、皆さんと参加したことを思い出しています。いつも穏やかに、働く人の権利を守るため、問題点をわかりやすく私たちを励ましてくださいました。

サービス残業や過労死問題、ますます複雑になる労働問題。安倍政権のもと、大きく働き方が壊されようとしています。先生のお力が必要な時に残念でなりません。テレビや新聞のインタビューに登場し、ご活躍される先生を思い浮かべています。森岡孝二先生ありがとうございました。

私の活動の場は豊中の新婦人に変わりましたが、憲法の改悪を許さず、一人ひとりが大切にされる社会をめざしてがんばります。

森岡孝二先生

北川 清子

住友金属男女差別裁判 元原告

こんなに早く先生とお別れしなければならぬとは、唯々無念でなりません。つい一週間前、「近現代史講座を私がテキストもつくり講義しましょう。9月5日に打ち合わせを」と、お電話でお話したばかりでしたのに。

深い悲しみに胸が張り裂ける思いで

職員の毒牙にかかる瀬戸際にあります。コンプライアンス違反の通報は、私の日常の一部となりました。森岡先生の「ホイッスルブロー」が評価される社会でなければいけません」との言葉が、私を鼓舞しました。

関西大学は、通報者を見せしめ的に弾圧することを厭わない、経営体質の一部に残っています。理事長（当時）親族の中学入試での不正を告発した私自身は、後に最高裁まで争うことになった不当懲戒処分を科されました。

森岡先生による陳述書が、私の勝訴を導いたといっても過言ではありません。昨春の、労基署に違法残業を申告した関大高槻中高教員の解雇事件においても、森岡先生は、いち早く筆頭呼びかけ人として、解雇撤回闘争の支援を表明し、理事長の命を受けた旧知の学部長・理事による支援切り崩しに、決して揺らぎませんでした。

森岡先生の過労死防止運動、株主オンブズマン運動、公益通報者支援運動等、社会活動の成果、そして学者としての業績や著書が社会に与えた影響は広く知られています。同時に、関西大学の一労働者として、経営者の不正や学園私物化への憤りを、教職員と共有され連帯を貫かれたことも記憶に留められなければなりません。関西大学建学の精神、「正義を権力より護れ」を、全人格をもって実践されました。

学生に理想を説きつつ、行動は正反

す。あと10年は現役で私たち虐げられた弱者のために、ご活躍いただきたい思いで無念でなりません。



2005年3月28日 大阪地裁にて原告大勝利判決勝ち取る

1994年9月、日本初の「男女雇用機会均等法」に基づく調停開始決定以降、長い間、多岐に渡りご協力ご支援いただきました。

1994年の夏、基礎研の場にお呼びいただき、お話をさせていただきました。

1995年、住友金属男女差別裁判提訴から2006年大阪高裁勝利解決までの11年に及ぶ長い闘いに、法廷傍聴、株主総会での発言、等々全力投球で、この裁判勝利のため身を粉にして地を這うように私たちと共に闘い貫いていただきました。

対だったり、リスクある行動を避ける大学人が多い中、労働者や弱者に立脚した視点は確固たるものでした。

ほんとうに大きな存在を失ってしまいました。悲しいです。残念です。

無類の鳥好きだった

森岡先生

江口 裕之

大阪過労死家族の会サポーター
元アフター5の会

1990年10月9日に「アフター5は自分と家族のもの（時間）・長時間労働問題懇談会」と言う名前で労働時間の短縮を目的とする通称「アフター5の会」が大阪に誕生しました。その活動を展開する中で、私の後輩が娘さんの過労死で裁判を闘っていることを知り、一気に「大阪過労死を考える家族の会」と繋がりました。

森岡さんとの繋がりはもう30年近く前のことです。時短運動のアフター5の会か家族の会か、どちらが先かは定かではありませんが、時の経過と共に森岡さんの存在は大きなものになってきました。勢い、年賀状のやり取りが始まり、毎回鳥の絵の入った年賀状で「無類の鳥好き」を意識するようになりました。

森岡さんに会うと、少ない鳥の知識を持ちかけるようになり、私も鳥好き

「勝たせる会」の会長も、私の不躰な深夜の電話でのお願ひにもかかわらず、ご快諾いただきました。

「森岡会長就任」の知らせは、被告の住友金属を、びびりあがらせたようです。裁判担当の人事課長が私をわざわざ別室に呼び出し「森岡先生とはいつからお知り合いか」と真つ青になつて私に尋ねるので、「長い長い間、ご懇意にさせていただいています。」本当はそんなに長い間ではなかったのですが。

株主総会でも、私の在職中5人の社長の中でも一番の切れ者の下妻社長が森岡先生を指名するとき「森岡先生」と言ってしまう程あがっていたのです。本来は、どの株主に對しても「北川様」と「様」を付けなければならぬのですが。関西財界にとっては森岡先生のご存在は「頭痛種」だったようです。

関西大学での最後のご講義の聴講に参加した折、有志の方たちとのパーティがあるからと、森岡先生にお声をかけていただき出席させてくださいました。時も、手元に2,000円しかなく、不躰に主賓の森岡先生に会費3,000円をお借りました。

象牙の塔の中の学者でなく、「私たちと一緒に泥田を這いずり回るようなお姿」を一貫して示してくださいました。

どうか、天国ではお好きなコーヒーを召し上がりながら、プレヒトや

と思われたようです。我が家の猫の額に比肩するベランダでのスズメの餌付けの話をすると、当然スズメのように森岡さんは食いついて、うんちくを述べてくれるのですが、労働時間の問題とは違って、誠に嬉しそうで話が付きません。

鳥の話で一番の記憶は私が経験したカラスの行状についてのFBへの反応でした。スーパリーの駐車場で自転車の荷台から、黒いものがパツと来て、パツと離れた瞬間に鶏肉のバックが落ちたのです。見上げるとカラス、バックには穴。カラスの仕業と分かりそれをFBに流したのです。すぐ、森岡さんからの反応があり「カラスは悪くない」という内容だったと記憶していますが、人間への愛情だけでなく、生き物への愛情の強さも相当なもんだと思っただけです。

森岡先生の心に残るお言葉

柏原 英人

NPO法人働き方ASUINET副代表理事

わたしと森岡先生との出会いは、2003年、合併して2年目のあいおい損害保険(株)でストライキを決行した際、激励集会で森岡先生に講師をお願いした時に始まります。その後、先生の著書『働きすぎの時代』の基になった損保学習会(2003年から7回開

催)の講師をお願いし、お亡くなりになるまで長時間労働改善・過労死防止等の運動をご一緒させていただきました。共に闘ってきたという思いです。とはいえ実態は森岡孝二という偉大なジンベイザメの周りを泳いでいるコバンザメみたいな関係です。わたしにとって森岡先生の言葉は常に示唆に富むものでしたが、その中で強く心に残った言葉が3つあります。

1. 学習会講師のお願いに対して、森岡先生は、「その学習会には40代の人はいますか、わたしも限られた人生、限られた貴重な時間なのでいなければお断りします:」

損保の学習会の講師をお願いした時の森岡先生の回答でした。先生の言葉にわたしは驚き、先生の次世代への強い思いを感じました。幸い、その学習会は、30代、40代の女性を中心でしたからお受けいただきました。学習会は、その後、森岡先生の著書『働きすぎの時代』の基になり、損保女性の「ホーネット」の運動へと発展しました。

2. 『資本論』100周年記念における森岡先生への、「高いところから評論していれば済むのに、森岡先生はなぜ現場の運動にそこまで積極的にかかわるのですか:」という質問に対して「それは愚問です!例えば植木屋にあなはなぜ植木を剪定するのですかと

いう質問と同じです。わたしは活動家です。大学教授もしています:」森岡先生と共に運動をしてきて、先生は少しも偉ぶったところがなくフラットにお付き合いいただきました。わたしは、森岡先生が長時間労働改善・過労死等をなくす運動に全力で取り組み、資本・権力に対して真っ向から闘う姿を間近で見ながら、先生がなぜそこまで闘うのか聞いてみたかったです。それがこのやり取りでした。わたしはその時「つまらない質問をしますみませんでした:」と言ったことを今でも鮮明に覚えています。

3. 「森岡先生、もう少しお体を大事にして長生きをしてください。先生に万が一のことがあればこの運動は終わりですから:」という問いかけに対して、森岡先生は「漫然と長生きをしても仕方ありませんから:」

森岡先生は、講演、原稿、取材の依頼について断ることなしに全て引き受けるので、わたしたちが、先生がいなければこんな運動はできないし終わりますよと率直にお話したら、この答えが明快に返ってきました。まさに闘いながら亡くなられたといえるのでしょう。それにしてもこの大事な時に、いつも言われた「あと2年は頑張りますから:」のとおり頑張っていたかったです!!

事務所にいる時、森岡先生が笑いな

した。著作も感銘を受けるものばかりでしたが、『ワーキングプア』の翻訳を読み、英語もすごいんだと知りました。また『突然の明日』という過労死をテーマにした演劇で過酷な業務のために死んでしまう父親役を演じられ、そのあと、ご本人が実際に病気で入院するというのがあり、あの演技がどれだけ真実に迫った芝居であったかを実証されたのでした。実はあの劇は名古屋の希求座の公演だったので、赤字が出まして実行委員会で「どうしたもんか」と討議になったときのことです。森岡先生は「とりあえず私は20万

出しましょう」と一言発言されました。お芝居の冒頭ではガンという効果音と共に天国に召され、その演技のせいか本人も倒れたにも関わらず、実行委員会の席では空からわざわざやってきて、ボンと20万! ちょっと出来る技ではありません。

亡くなられる少し前に風邪をこじらせたコージ先生でしたが、倒れたのは一週間ほど休んで「もう大丈夫」と外にも出かけるようになった矢先だと聞いていますが、森岡先生こそまさに働くものに寄り添い続けた学者先生でした。

関西MICの春闘学習会での講義のあと、立ち話で『資本論』第1巻第8章「労働日」のところを、働き方ASUINETで読んでいると聞きまして、月1回の労働問題研究会に参加するようになりました。研究会のあと、たい

がら入ってこられるようで、この喪失感はどうしようもありません。



スイカを持つ森岡先生(小豆島合宿にて)

森岡先生の思い出

松浦 章

兵庫県立大学客員研究員
大阪損保革新懇世話人

森岡先生との出会いは2003年4月のことです。私が所属する大阪損保革新懇が労働問題の講演会を開催することとなり、その講師に森岡先生をお願いしようと関西大学の研究室を訪れたのが最初でした。同行したのは関大OBの柏原英人さんです。

もちろん以前より先生の著書は拝読しており、労働問題や企業社会論の第一人者であることは承知していました。それだけに、学生時代ほとんど勉強せず学生運動とアルバイトに明け暮れていた身としては、著名な大学教授への

がい軽く飲みに行きます。ほくも先生も飲めないのですが、必ず行きます。そこで私が最近『資本論』第2巻・3巻をとにかく読んだと言いますとえらくほめていただきました。たいがいこういう話は信じてもらえないものなのですが「懐かしいなあ、僕らもそういうときがあったなあ」と自分の経験を話してくれました。『雇用身分社会』の韓国語訳の本もいただき、少し読みましたが、とっても読みやすい韓国語になっていて、それは先生が書いた原作の日本語がとても良質だからそうなるんだと直感しました。

自然を愛するようなその思いやりとやさしさ、沢山の知識・教養に支えられた闘うインテリとしての人生観、もつとたくさん教えていただきました:。

先頭に立った

森岡先生の真面目さ

北出 茂

NPO法人働き方ASUINET理事
地域労組おさか青年部顧問(前書記長)
地域労組「未来」書記長

2018年8月1日、森岡孝二先生がお亡くなりになられた。

数年来、ASUINETで、森岡先生をはじめとする方々と活動をするという僥倖に恵まれた。

講演依頼は大変緊張するものでした。先生はそうした雰囲気を感じ取られたのでしよう。講演を快諾された後「場所を変えましょう」と私たちをキャンパス内のレストランへ案内されました。そこでビールを飲みながら(とはいえ飲むのはもっぱら私たちでしたが)損保業界の状況などをお話することになったわけです。

その時は、初対面の私たちへのお心遣いに感激したものの、まさかそれから今日まで、先生との公私にわたるお付き合いが続くとは思ってもよらないことでした。その後、2003年から2004年にかけて、損保労働者向けに労働問題の連続ゼミナールを行っていただき、そのレジュメを基に『働きすぎの時代』(岩波新書、2005年)を上梓されます。また私は2006年に54歳で損保会社を退職、兵庫県立大学大学院に入学し、それまでと違った形で先生のご指導を仰ぐことになっていきます。

私が2014年に『日本の損害保険産業』という初めての単著を出版した際には、出版社への紹介のみならず、「出版によせて」という一文まで寄せていただきました。余談ですが、出版には一悶着ありました。桜井書店と私の間で、書名は『雇用・労働から見たCSR』にほぼ決まっていたのですが、先生からクレームがついたのです。「それではこの本の趣旨に合いません。あ

もつとたくさん 教えていただきましたかった

武田 裕司

全印総連大阪地連 元委員長

30代のころ、私は一生懸命に『資本論』を読んでいた。そのころ基礎経済科学研究所から、『資本論』を人間発達の視点から読むシリーズが出ていて、そこで初めて私は森岡孝二先生の名前を見ました。当時、二宮厚美先生が大阪学童保育連絡協議会の会長を歴任されていました。「ああ二宮先生の友達なんだなあ」くらいに思っていました。その後、私自身が「土川由子さんの過労死裁判を支援する会」の活動を通じて、著作を読むようになりま

森岡先生は、不条理と向き合って、自分の正義に逃げずに戦い続けた。死の間際まで。

ある意味では、反抗的と見られる可能性すら秘めた生き方。その生き方は、誠実で、真面目そのものであった。

地域労組おさか青年部や地域労組「未来」での活動においても、執行委員会やミーティング、イベントや労働相談をASU・NET事務所をお借りして行わせていただいた。

先日、労働相談を受けていて、相手がから言われた言葉である。「僕は、マジメだから、会社と交渉なんてできません」

確かに、直接交渉にせよ、団体交渉にせよ、ハードルが高いと思われるのは、無理もない事だと思う。ただ、「マジメ」という言葉が、言い訳に使われているみたいで、そこは残念に思われた。ここでの「マジメ」が意味するのは、心が弱いから従っているだけのスタンス。

本当の意味で、真面目な人間が生きづらい世の中。

そんな世の中を変えるためにこそ、森岡先生は、しなやかに、そして、真面目に、情熱をまとい、社会に向かって働きかけてきた。社会に向かって問い続けてきた。

If you don't like something, change it.

過労死防止法制定の運動においても、

森岡先生は、先頭に立ち続けた。様々な方々のご尽力と様々な要素の錯綜によって立法が制定された。中でも立法制定の大きな要因は、この森岡先生の

「実るほど頭を垂れる稲穂」のように謙虚でありながら、勝負どころにおいては「我に続け」の姿勢を示し、それに感動した周囲の方々から湧き上がった敢闘の士気の高まりにあったように思える。

指揮者先頭と云う。成果は、もとより指揮者・代表者にもみ寄せられるべきものではない。が、理論的支柱であったと同時に、過労死防止法制定や、裁量労働制・残業代ゼロ法案反対運動における一定の勝利は、森岡先生の姿勢に負うこと大であった。

顧みれば、労働の現場を知らぬものが「働き方改革」を語り、暖衣飽食の指揮者後方が罷り通り、成果を独り占めしてなお恥じない昨今の風潮、何とも嘆かわしいものがある。

心の師、森岡先生のご冥福を心よりお祈りする。



子・早稲田大学教授らの労働時間に関する研究を高く評価し、「いい本ですよ」と話されていたことも印象に残っています。

2017年の過労死防止学会のシンポジウムで、私が「生産性の向上自体は、悪いことではない」という趣旨の発言をしたことがあります。これに対して森岡先生は、シンポジウムの最後の方で、生産性向上という言葉が日本の労使関係の中で負の効果をもたらしたという指摘をされました。私へのお叱りの言葉だったのでしよう。

さまざまな集会や会合で森岡先生の挨拶をお聞きしました。取材での、どちらかという厳格な表情とは違い、ひょうきんな一面を感じるが多かったですように思います。

弁護士の方々とは違った視点で、過労死問題について語って下さる森岡先生の存在は、私たちメディアの人間にとっても非常に貴重でした。大変お世話になりました。ご冥福をお祈りします。

大樹のような存在でした

牧内 昇平

朝日新聞記者

いま、森岡さんの「教職みちくさ道中記」（桜井書店）を読んでいます。過労死についてのご著書は熟読してき

絶対に負けない闘い

垣見 崇

関西大学中等部高等部
不当解雇撤回裁判・原告

先生とのご縁は、2017年11月15日に森岡先生が会長を務められた大阪過労死問題連絡会の過労死110番・プレシンポジウムで「関西大学高槻ミューズキャンパスにおける過労の問題」報告の機会をいただいたときに始まりました。そして、解雇撤回裁判の「支援する会」の筆頭呼びかけ人代表をお願いいたしました。

その後、先生は、関西大学の学部長である理事より「垣見の支援はしてはいけない、垣見は裁判に負ける」と告げられ、先生は、「理事長から開示の許可を得た資料を見せるので支援は止めるべきだ」と働きかけられました。10センチもあるうファイルを見せられましたが、話をお聞きになった上で「仮に学部長が言うことすべてが事実であったとしても解雇はいきすぎだ。垣見支援は正しい」と学部長にきっぱりと伝えられた、とうかがいました。

そして、ASU・NETホームページの先生の最後のエッセイは、「関西大学が違法残業で労基署に申告した教諭を不当解雇」となりました。

森岡先生が週刊金曜日記者・村上恭介氏のインタビューにお答えになられました。紙面の都合で記事にならなかったが、この本は出版時にいただいていたにもかかわらず、まだ読んでおりませんでした（森岡さん、スママセン）。本を開いて驚きました。パードウオッチングがお好きなことなど、まったく知りませんでした。こんなすてきな一面もあったのですね。

労働問題取材する私からすれば、森岡さんは「過労死問題と戦う労働経済学者」です。それと同時に、魅力あふれる人生の大先輩でした。大阪でインタビューする時はいつも食事につれていってくれました。話題は、故郷のだご汁のこと、学生時代のこと。若輩者の私にも家族のように接してくださいましたのが嬉しかったです。それでも野鳥観察のことは聞かなかったな。たぶん私が、せつかくのチャンスだからと、過労死問題の質問ばかりしていたのだと思います。もっとたくさん話を聞いておきたかったな、と今になって悔やまれます。

「寄らば大樹の陰」という言葉がありますが、私にとって森岡さんはまさに、大樹のような存在でした。初めてお目にかかったのは2012年です。それまで企業や役所の取材ばかりしていた私は、森岡さんから過労死問題の基本を教わりました。それ以来、携帯に電話すると、いつもやさしい声で答えてくださいました。取材先の紹介、労働政策の問題点の解説、その該博な知識やネットワークの恩恵を、惜しげ

かった先生の「コメント」があります。村上氏より提供されたので、以下、紹介します。

違法残業の隠蔽ならう解雇 森岡孝二・関西大学名誉教授

関西大学が、違法残業を労基署に申告した教員を解雇した背景には、二つの要因があると思う。

第一に、未払いの残業代は2年分で約2億円にのぼり、億単位の支出ともなれば理事長の責任問題に発展しかねない。第二には、関西大学高槻校と同様、まともな労働時間管理を行わず、時間外手当を払っていない私学は広く存在し、組合の要求どおり関大が残業代を支給することになると、他校への影響がきわめて大きいからだ。法人は違法残業問題を隠し、

傷口をこれ以上広げないよう告発者への報復、弾圧にのみきつたと考えるほかない。労基署に申告したことを理由に労働者を解雇することは労基法で禁止されている。しかし、サービス残業を告発した労働者に勤務態度などの難癖をつけ、解雇に追い込む会社は少なくない。関大はK教諭への攻撃材料を周到に集めたうえ、保護者、生徒まで巻き込んで解雇の理由をでっち上げた疑いがある。教育機関として恥ずべき行為だ。

裁判所は、企業の人事権の行使における裁量を広く認める傾向にある。解雇無効訴訟の行方を樂觀してはならない。違法残業の不当性を広く訴え、「ブラック

もなく若輩者の私に分け与えてくれました。そんな大樹を失った今、これからどうやって記事を書いていこうかと、少し不安な気持ちです。

東京の会議などでお見かけすると、いつもヒョイと片手を上げて挨拶してくれましたね。森岡さんのはにかんだ笑顔をみると、自分の心がやわらかくなるのを感じました。

森岡さん、ありがとうございました。



撮影：牧内昇平

森岡孝二先生との 思い出とこれから

阪本 輝昭

朝日新聞記者

まことに微力ではあるものの、いち新聞記者であるわたしも過労死をめぐる問題を自らのライフワークと考え、自分なりにこだわりをもって取材してきました。もう10年以上になる。その間、常に森岡孝二先生の存在がそばにあったといっても過言ではない。

初めてまとまった記事を書いたのは2008年の初めだった。「過労死

森岡先生の思い出

澤路 毅彦

朝日新聞東京本社編集委員

亡くなられる直前、7月に京都でお会いしたばかりでした。過労死防止対策協議会の任期を終えるというところでしたが、その後も労働環境の改善に取り組まれる意欲を話されていただけに、残念でなりません。私に訃報を知らせてくれた厚生労働省の官僚も同じ思いだったようです。

私は大阪本社経済部に長く在籍していたので森岡先生のお名前はかなり前から知っていました。直接取材するようになったのは過労死防止法の制定運動が契機です。

2015年の労働基準法改正案がまとまった直後、大阪でじっくりお話をうかがったことがあります。一通りの取材が終わった後、「一杯やらないか」と誘われました。なぜ森岡先生が過労死問題に取り組むようになったのか。ずつと私が抱いていた疑問について、この時にお聞きすることができました。先生と研究手法は違いますが、黒田祥

「110番」が20周年を迎える節目にあたって、1980年代、90年代、00年代それぞれの相談内容の傾向と、そこから見えてくる時代の変化を追った記事だった。森岡先生にコメントをもらった。私はそのわかりやすさと説得力に感銘を受けた。

それ以来、私は勝手に森岡先生を朝日新聞の（というか私個人の？）顧問アドバイザーのように頼った。助言、コメント、なんでももらった。過去記事を検索すると、私がこれまで書いた原稿のうち、森岡先生の名が登場するものは20本ある。だがそれ以上に、背景事情を説明してもらったり海外での制度を教えてもらったりと裏でバックアップしてもらったものもあり、「森岡印」の記事は実際にはその数倍規模となる。森岡先生は本当に記事を隅々までよく読み、かつ覚えていて、「阪本さんがいついつ書いたこれこれの記事で……」と言われるたび、あやふやなことは決して書けないと気が引き締まる思いがしたものだ。

今から8年前の2010年12月、朝日新聞の夕刊に書いた「心も凍る、就職氷河期」も森岡印の原稿の一つだ。「氷河期再来」と言われた当時の雇用情勢の中、就職活動がうまくいかない学生たちが心を病んでしまうケースが増えていると報じた。先生が勤める関西大学での精神的ケアの取り組みを先声から紹介してもらえたことで、記事

化にこぎつけた。



撮影：阪本輝昭

せっかく協力してくれた森岡先生の名前を記事の中では出せずに申し訳なかつたなと思っていたら、森岡先生はその翌年に出した『就職とは何か』（岩波新書）の中で、さっそく上記記事をつぶり引用してくれた。当時の記事を眺めていると、先生がのちに「私はね、ちゃっかりしていますから」と茶目つけある笑顔で語っていたことを思い出してもする。

同時に、時代は変わったなとも思う。現在のキーワードは「人手不足」であり、「学生の奪い合い」だ。「働き方改革」もあちこちで耳にする。でも、働く人やこれから働く人が本当の意味で大切にされる社会になったのかといえば、森岡先生はおそらく「NO」というだろう。人手不足の時代ならではの様々なひずみや問題を指摘し、まやかしの働き方改革を告発してやまないに違いない。時代は変わっても、「人が尊厳をもって扱われているか」を基準にものごとを考えてきた森岡先生の発言はこれからも色あせないと信ずる。

死のシンポジウムで再会しました。ご無沙汰をお詫びすると、「フェイスブックで友達になりましたよ」と言ってくださり、友達になったばかりでした。これからも、いろいろ教えていただきたかったのに、とても残念です。ご冥福を祈ります。

手弁当で会社を変えた

大学の先生

加藤 裕則
朝日新聞記者

私ことから始めて恐縮だが、経済部（東京）に配属されたのが、1999年4月。通産省（現・経産省）や鉄鋼業界などを担当したが、経済記者として少しずついろんな疑問がわいてきた。「なぜ役員は高給で黒塗りの車があてがわれるのか」「そもそも会社はだれのものなのか」「会社はなぜ上意下達なのか。民主主義はなくていいのか」「株主はどこにいるのか」……。株主オンブズマンの活動を知ったのは、ちょうどそんなことを考え始めた2001〜2002年ころだったと記憶している。

各マスコミが注目したのは、ソニーに対して求めた役員報酬の個別開示だ。日本の上場企業は取締役全体の報酬総額を開示すればいいが、個々の報酬も株主に公開すべきだという主張だ。02

年の株主総会に出して27%の賛成率。それ以来、少しずつ賛成する人が増え、07年には44・3%の賛同を得た。金融庁は2010年から、1億円以上の役員について開示を義務づけているが、株主オンブズマンの努力が形を変えて実現したと考えている。

2000年に食中毒事件を起こした雪印乳業（現・雪印メグミルク）にも働きかけ、全国消費者団体連絡会の関係者を社外取締役に採用させ、経営のチェック機能を高めることに成功した。これは実は画期的なことで、取締役会に消費者代表が入ることは、コーポレート・ガバナンスの理想ではないかと考えている。

2007年4月、大阪の経済部に異動した。「本格的に株主オンブズマンが取材できる」とうれしかった記憶がある。

私が最も関心を寄せたのが、株主代表訴訟だ。役員個人が訴えられるため、会社の規律や役員の緊張感を高めるもつとも効果的な方法と言われる。一方で、損害が認められても賠償を受けるのは会社で、訴えた株主に直接の利益があるわけではない。内紛に利用されることはあるが、社会運動として継続的に実践したのは、私を知る限り、株主オンブズマンと、その活動を引き継いだ株主の権利保護団だけだ。

それも、単に責任を認めさせるだけでなく、会社を理想の方向に導いて

森岡先生が登場する20本の記事の20本目は、先生が亡くなった1カ月後、夕刊に書いた「惜別」の記事だ。しかし、当初はあまり筆が進まなかった。初めて森岡先生を主役にして書く原稿なのに、森岡先生が読むことはないというのは何やらむなし。いったい誰に向けて書いたものか迷いがあつた。こういう場合、森岡先生に意見を聞いたらどのような助言があるだろうか。そう考えたとき、先生なら「私を知らない名前すら聞いたことがないという人にあてて書いてくださいばいいんですよ」とさりとというのじゃないかという気がした。では、ということ、一気に700字あまりの「惜別」を書いた。こういう学者がいたことを、みなさんどうぞ知ってください、という思いをそこに込めたつもりである。

ベタ記事です。2002年1月29日付け朝日新聞朝刊の経済面の下の方に流し込まれた21行の記事。「障害者雇用率 ソニー、達成へ」という1段見出しがついています。先生が代表を務める「株主オンブズマン」の質問にソニーが回答した内容で、大手企業の前向きな取り組みはニュースだと思った私は、夜に帰宅された先生に電話であれこれお尋ねして原稿を書きました。最近では省庁や自治体のごまかしが明るみに出て問題になった「障害者雇用率」ですが、この当時は大企業でも暗中模索が多く、ソニーが法定の数字を達成できる見通しというのは価値ある話でした。先生に取材した内容に役所のデータなども合わせ、50行程度にして出稿した記憶です。3段抜きの見出しが立つ記事を期待していましたが、紙面に載った行数は半分以上削られてベタ扱いに。落胆して、先生に報告の電話をすると、「いいんですよ。神は細部に宿るといふじゃありませんか」

神は細部に宿る

鶴見 知子
朝日新聞記者

森岡孝二先生で思い出すのは小さな

いる。05年ごろに相次いだ橋梁談合事件で、住友金属（現・新日鉄住金）などを提訴し、2010年3月に和解した。当時の会長・社長ら14人の役員が会社に計2億3千万円を払うとともに、会社にコンプライアンス検証・提言委員会を設置させた。そのときの記者会見で森岡氏は「住友金属として、新しいコーポレート・ガバナンスとコンプライアンス体制の幕を開くことになる」と期待感を表明している。

本業は労働で、2008年6月下旬、東京・秋葉原で起きた無差別の殺傷事件について関西大学の研究室に聞きにいったことがある。この容疑者が青森県出身で派遣社員として働く場を転々としていたためだ。森岡さんは「事件は許されることではない」と前置きしながら、「職場では『派遣さん』と呼ばれる。名刺もない。存在が認められない人です。先が見えず、まともな働き方ではない」と非正規が増える現状をなげいた。

別の訪問時には、大学生の就職活動にも話が及び、人権を侵害するような圧迫面接に怒りをあらわにしていた。多くが終身雇用、年功序列によって成り立つ日本企業。あちこちに徒弟制度の悪弊が残る。それを、経営の公正さと透明性を確保する「コーポレート・ガバナンス」、従業員一人一人が働く環境を考える「労働」の双方から会社のあり方を探り、改善を求めていった。

お疲れの中、自宅にまで電話してきた記事がこれでは、不機嫌になられても仕方ない状況なのに、そうおっしゃったのでした。

関西にいらした森岡先生とは、ごく限られた接点しかありませんが、今年6月13日、東京・品川で開かれた過労

亡くなったのが8月1日、慢性心不全だった。8月4日に静岡県労働研究所で講演会を予定していた。亡くなる前、メールで資料が送付されてきたという。このため、同研究所の萩原繁之弁護士がその資料を使って代わりに講演した。森岡さんが作った資料を使いながら、思いを代弁したという。森岡さんの意思は確実にいろんなところで引き継がれている。

徹底した現場主義

東海林 智
毎日新聞記者

森岡先生と知り合ったのはいつ、どんなきっかけだったんだろう……。追悼文を書くにあたり、必死に記憶をたどるのだが、どうにも思い出せない。それは、先生の印象が薄いわけではもちろんなく、集会など過労死の現場にいつも先生の姿があつたからだ。

森岡先生は「行動する経済学者」と良く言われた。「株主オンブズマン」の代表を長く務めたこともあつたのだけど、ともかく現場から声を上げる。過労死関連の現場で出会い、講演や現場取材で何度もお話を聞いているうちに、親しくして頂くようになった。インタビューや取材ではなく、現場で何度も顔を合わせることで親しくなっ

た学者なんてそうそうはいない。徹底した現場主義の森岡さんならではの出会いだっと思う。

特に過労死防止法の制定を求める運動では、制定を求める過労死家族の心のよりどころとなって奮闘された。制定まで、厳しい状況にも穏やかな笑顔を絶やさず、仲間を励まし続けた。「過労死は人災であり、あってはならない死なんです」。口ぐせのように説かれていた。だからこそ、人が過労死を根絶させることができるとの信念があった。森岡先生。絶対に忘れない。さようなら。

森岡先生の宿題

皆川 剛

東京新聞特別報道部記者

「残業時間の制限など法的、行政的な緊急措置が必要だ」

森岡孝二先生が過労死問題をめぐり新聞で最初に発言されたのは、1990年12月のことだ。以来、過労死等防止対策推進法の施行という画期をまたぎ、四半世紀を超えて数多くの記者がお世話になった。森岡先生のお名前が登場する記事は、今では一般紙だけで1591件にのぼる。

森岡先生を知る何人かの記者に、先

森岡先生が掲げてきた『としび』を消してはならない。

ニュースの深層突く

明快なコメント

川井 猛

共同通信生活報道部デスク

過労死などの労働問題を担当する現場記者、デスクとして10数年に渡りお付き合いいただきました。共同通信全体でもたくさんの「識者談話」をいただきました。新聞ニュースにはそのニュースの本質や問題点を有識者に語ってもらおう「識者談話」を付けることがよくあります。「〇〇さんの話」というスタイルの記事です。

▽180回記事に登場

弊社共同通信の過去の記事を集積した社内向けのデータベースを検索すると、森岡さんは2002年5月の初登場以来、180回登場します。識者談話というスタイルの記事のほか、記事本文に登場するケースやインタビューもあります。初登場は、株主オンブズマンの代表としての活動で、集団食中毒や偽装牛肉事件を起こした雪印乳業に対し安全担当の社外取締役の選任を求めた株主提案を巡って「人」の欄の原稿として登場します。

その後、雪印乳業はこの提案を受け入れ社外取締役を選任しました。当時

生の印象を尋ねた。「深い学問的蓄積を、門外漢にも分かるようかみ砕いて伝えてくれた」。感謝の言葉が並んだ。私も全く同感だ。「市民オンブズマン」代表として企業と渡り合う碩学とは思えないほど、柔らかな物腰をもつ方だった。

亡くなった翌日の西日本新聞朝刊にも、医師の過労の構造を指摘し改革を求める森岡先生の談話が掲載されている。最後まで報道を導いてくださった。特にお世話になった記者の一人として、先生とご遺族にあらためて御礼を申し上げます。

1500を超える記事のひとつに、過労死防止法の施行日となった2014年11月1日付で私をご紹介した森岡先生の次のような言葉がある。「防災認定の背後に、少なくとも10倍の埋もれた過労死や過労自殺がある」。いまだ、過労死や過労自殺の全容は社会に示されていない。森岡先生から頂いた宿題だと認識している。

森岡先生が掲げた

『としび』

中澤 誠

東京新聞社会部記者

やりとりは、ほとんどが電話かメー

の報道によると、社外取締役の選任に市民団体と企業が共同で取り組んだのは初めてで、画期的なことでした。これより少し前に雪印乳業の食中毒事件を取材したことがあった私は、その提案力や実現力に、企業社会への新しい市民団体像を感じました。

▽労働ビッグバン

2000年代の前半は、企業社会に對するアンチテーゼを發する有識者として登場することが多かったようですが、解雇や労働者派遣、労働時間規制など労働分野の規制緩和「労働ビッグバン」を政府、経済界が打ち出した2000年代半ばごろから、過労死を含めた労働問題に関するコメントが急激に増えました。森岡さんと知り合ったのもその頃だったと記憶しています。

▽関電課長の防災認定

森岡さんはいつも気軽に、そして得意即妙にコメントをくださいました。印象に残っているのは、関西電力高浜原発1、2号機の運転延長を巡り原子力規制委員会の審査対応をしていた男性課長の過労自殺の防災認定。私が直接取材したケースではないのですが、森岡さんは記事の中で「月200時間の残業をする人を管理監督者とは呼べない」「管理職にするかどうかは企業の裁量で決まるのが現状で、管理監督者制度が著しく乱用されている」と指摘したことです。男性課長のケースは遺族側からは名ばかり管理職だったと

ル。それでも、私にとって森岡先生は「恩師」だった。

出会いは6年ほど前。外食大手ワタミでの過労自殺をきっかけに、東京新聞で報じたキャンペーン報道「過労社会」の取材だった。36協定すら知らない労働問題の素人記者にも偉ぶらず、丁寧取材に対応していただいた。足掛け5年に及んだ「過労社会」の報道は、森岡先生の助言なくして続かなかっただろう。

私の故郷、小豆島を巡る奇縁もあった。「二十四の瞳に登場する大石先生の教え子に森岡っているでしょ」。森岡先生の奥さまが私と同郷だったことから、小豆島の話で盛り上がったことは懐かしい思い出だ。

穏やかな人柄の一方で、過労死防止への信念には鬼気迫るものを感じた。万全な体調ではないにもかかわらず、学会や集会ではマイクを握ると、目を見開き、労働政策の課題や労働現場の実態を訥々と訴えていた姿が印象に残っている。

森岡先生と最後に言葉を交わしたのは、昨年6月のことだった。長時間労働は正の流れの中、ある損保大手が残業の上限時間を引き上げたという事実をつかみ、見解をうかがった。

当時、国会では、残業時間の上限規制を盛り込んだ働き方改革関連法案の審議が大詰めを迎えていた。

「法律で上限時間を定めれば、法の

の問題提起や、労働行政サイドでの名ばかり管理職「認定」はなかったようでした。しかし、裁量があるから管理監督者であり、亡くなるまで働かなければならない人に裁量があったのかという趣旨の指摘は、名ばかり管理職問題の本質を突き、さらに管理職の働き方を問う納得感のあるコメントでした。

▽労働コンプライアンスの時代に

いま、過労死過労自殺の防止や働き方改革が企業活動の重要なコンプライアンスとなってきました。残業時間の上限規制や高度プロフェッショナル制度、勤務間インターバル規制の努力義務化、さらに非正規労働者の待遇改善を目指す同一労働同一賃金の導入……。企業の労務管理がどう変わるか、働く人が幸福になるのか、チェックと検証、企業に言うべきことはもっと増えていくと思います。

森岡さんが亡くなる前に、複数の取材テーマについて記事化する際には、森岡さんの知恵やコメントをいただくと考えていましたが、森岡さんが亡くなり宙に浮いています（この原稿の執筆時点ですが）。管理監督者の長時間労働問題、あらたに法律で設けられた管理職や裁量労働者を含めた労働時間の把握義務の問題、働き方改革に向けた労働基準監督署の態勢の問題、過労死過労自殺が防災として認定されるには遺族側が事実解明に向けた調査を事実上背負わなければならない問題、

上限よりも低い時間に設定していた企業が、国のお墨付きを得たとばかりに上限ギリギリまで引き上げるだろう。その上限が過労死ライン並みでは、長時間労働の歯止めにつながらない」。残業の上限時間を過労死ライン並みの「月100時間未満」とする政府案について、以前、森岡先生から次のような警告を聞いていた。

ちょうど大阪北部地震の直後。恩師の言葉を思い出し、ためらいながら電話をかけた。被災した自宅の片付けに追われながらも、30分近く取材に応じていただいた。「懸念が現実となった。今後、危惧される先例だ」。そう語る森岡先生のコメントは、東京新聞・中日新聞の夕刊紙面を飾った。

掲載後ももなく、残業の上限規制や高度プロフェッショナル制度を盛り込んだ関連法が成立。残念ながら森岡先生の願いと異なる方向に進もうとしている。

働き方改革という言葉があふれる今、労働時間削減は生産性という経済的視点から語られがちだ。

森岡先生は一線を画す。「労働時間の削減は、人間らしい生活を取り戻すことにある」。働き方の大きな転換点を前に、森岡先生という支柱を失ったことは、無念という一言では言い尽くせない。

人が人として生きられる社会に――。

などなのです。あらためて感じるのは、森岡さんが亡くなったことで労働問題を語る、ある意味の大御所が失われたことです。同時に、わたしたちメディアの人間も「他人のふんどし」に頼ることなく、自らの取材やペンで問題の本質に迫る力を付けなければならないと教えられたような気がします。本当にありがとうございます。

もっともっと学びたかった

中部 剛

神戸新聞記者

電話すると、またあの優しい、お声が聴けるような気がしてなりません。あまりにも突然の訃報でした。最後にお目にかかったのは、2018年6月北海道で開かれた過労死防止学会です。代表幹事を勇退されると聞き、驚いてお尋ねすると、「代表幹事を退きますが、事務局としては続けますから……」と笑っておられたのが、脳裏に焼き付いています。

森岡先生にはたくさんのことを学ばせていただきました。初めてお目にかかったのは、関西大学在職中のことです。研究室にお邪魔し、インタビューさせて頂きました。労働環境を憂い、政府を厳しく批判。その一方で若い世代に温かい目を向けておられました。当時、私は4代になっていましたが、それでも先生のもとで学びたいと強く

思い、折々の取材で先生にご意見を求めました。過労死防止学会に入ったのも先生からご教示を受ける機会があるのでは、と考えてからです。まだまだ教えて頂きたかった。残念で残念ではありません。



撮影：中部 剛

く社会に訴える活動を展開した。「過労死」という言葉が認知される前の1980年代後半、「大阪過労死問題連絡会」に参加し、弁護士らとともに労災申請や訴訟の支援に取り組んだ。本誌でも「過労死を出すような企業に優秀な人材が集まるか」と、訴えた。それだけに2015年末、電通社員だった高橋まつりさんの過労死（自殺）にはショックを受けた。まつりさんの母・高橋幸美さんと弁護士川人博さんの共著『過労死ゼロの社会を』を森岡さんは本誌で取り上げ、「過労死ゼロの社会を願うすべての人々の必読の書」と薦めた。

また、企業に対しては株主の立場から情報開示を求める「株主オンブズマン」代表を長く務めた。「物言う株主」の先駆的な存在である。2000年代初頭、ソニーに対して役員報酬開示や一人以上の女性役員の選任を求める提案を表明。また、牛乳食中毒など食品の安全管理が問われた雪印乳業（当時）には、安全担当の社外監査役を消費者団体の推薦を受けて選任するように求めた。

本誌では長く書評を担当。取り上げるのは内外の過労死や格差社会、ハラメントをテーマにしたものが中心だったが、米大統領候補となったバーニー・サンダース氏の自伝や資本主義、金融恐慌に関する本など幅広く目配りをしていく。

バブル経済の中、過労死が顕在化。先生は四半世紀以上にわたって、この社会の病巣に挑んでこられました。先生をはじめ、過労死を考える家族の会の皆様、弁護士の皆様の大変なご尽力で過労死等防止対策推進法が施行されました。ただ、いまだ道半ばであることは間違いありません。

私も、私なりの道、私なりの取り組みでこの病巣と向き合い、憎悪ながら先生の志の一端を共有させて頂こうと思っています。

先生はバードウォッチングがご趣味だとうかがいました。どうぞ、天高くから、双眼鏡で私たちの活動をのぞいてやってください。

「利他の人」

奥田 雅治
毎日放送報道局

1996年、最初の出会いは、意外にも過労死問題ではなく実は、住友商事の不祥事を巡る株主オンブズマンでした。結局、株主オンブズマンの取り組みは、2005年に私にとつて3作目となるドキュメンタリー番組として結実し、のちの過労死問題を追及したドキュメンタリー番組へとつながっていきました。

この間、取材に迷ったときは、実に適切なアドバイスを頂戴し、番組を

筆者が最後にお目にかかったのは2017年10月。神戸製鋼所の「品質管理データ改ざん」問題を取材した時だった。「労働者を底辺に追い詰める利益至上主義経営の破綻」と、神戸製鋼のデータ改ざん問題だけでなく、日本の製造業で相次ぐ不祥事の背景を現場を歩いて得た企業研究の知見を基に解説してくれた。

企業の不祥事や社会正義に反する行動を厳しく追及する一方で、その人柄は「極めて温厚で誠実、多くの人が見逃してしまいそうな、細かな変化に気が付く鋭い感性の持ち主だった」と、本誌の担当編集者は急逝を悼む。

遺稿となった本誌2017年7月17日号の書評では、「現代社会はどこへ向かうか」（見田宗介著）を紹介。「資本主義の最終的な完成としてのグローバル化は、地球環境と資源の有限性、新しい貧困とテロリズム、リスクが社会化する恐怖など、さまざまな矛盾と限界を露呈するに至った」としたうえで、「こうした世界を変える方法について示唆に富んだ本」と評した。

安倍政権が進めた働き方改革には、「働き手不在の議論が進んでいる」と亡くなる直前まで過労死がなくならない現状を訴え続けた。

常に弱者に寄り添いながらも、現実の資本主義社会の中での問題解決や改善を模索する絶妙なバランス感覚を失わない希有な経済学者だった。合掌。

ゴールへと導いていただきました。まさに「利他の心」を体現した人でした。自分のことではなく、常に他人のために動く。例えば、私が困っていれば、忙しい時間を割いて、相談に乗って頂くのはもとより、時には私がテレビの賞を頂いたとき、ブログなどでお褒めの言葉を頂戴し、励まして頂いたり、わざわざ時間を割いて、祝いの宴席を用意して頂いたりするようなこともありました。まさに私にとって、かけがえない貴重な存在でした。その存在を突然、無くしてしまうという現実に深い喪失感に苛まれています。皮肉にもこの国の働き方が、大きく変わるうとする時代だというのに……

ドキュメンタリー番組の取材にご協力いただいた2018年初め頃にふと、つぶやかれた言葉がありました。「いくら頑張っても、この国は変わるらんのかもしれんな……」

それは、実にか細い声で、ひとりごとのようなものでした。唐突な言葉に実のところ少々、驚きました。長い間、まさに「利他」の精神で闘い続けてきたにもかかわらず、いまの状況に忸怩たる思いがあったのでしょうか。その時、真意をお聞きしなかったこと、いままとは、悔やまれてなりません。

「どうにもならない事柄は、世の中にはたくさんあるけれど、困っている人がいる限り諦めるわけにはいかない……」そんな思いこそが、自らを鼓舞するエンジンになっていたのでしょうか。

（「週刊エコノミスト」2018年8月28日号追悼記事より）

苦い経験から知った教育者の顔

村上 恭介
ジャーナリスト

「週刊金曜日」のライターとして、森岡先生にインタビューしたのは2回に過ぎません。最初は過労死問題を追っていた2012年夏、最後となったのは関西大学高槻校教員の不当解雇事件の取材でお会いした2018年6月のことです。

京都で開かれた大阪過労死問題連絡会の一泊学習会の時間を割いて、過労死が減らない原因などをご教示いただいた取材では、手持ちのデータや資料を紙面で使うことも快諾され、おかげで記事は好評でした。NHKのEテレはこの記事を参考に過労死特集の番組を制作・放送したほどです。

関大高槻校の違法残業を労基署に告発した付属中学の教員Kさんが解雇された事件では、苦い思い出があります。森岡先生はこの問題についてコメントを求めた私のインタビューに対し、大学と理事会の不当性を厳しく批判され、記事中のコメント部分の原稿の校正まで行ってくださいました。ところが、先生の発言は、字数の制約です

か？その答えもまた、お聞きすることはできません。まだまだ沢山、教えを乞いたいこともあります。まだまだ沢山、話したいこともあります……

ただ、いまだできることは、どこまでも「利他の人」であったその姿をしつかり記憶に留め、受け継ぐことが、我々に与えられた課題なのだと思っています。

行動する気骨の経済学者 過労死、企業統治に尽力

浜條 元保
週刊エコノミスト編集次長

行動する気骨の経済学者が逝った。関西大学の森岡孝二名誉教授が2018年8月1日、慢性心不全のため七四年の生涯を閉じた。

「企業経営者は、もつと働き手のことを真剣に考えなあかん」

1990年代後半、金融危機を起点に吹き荒れる大企業の数万人規模のリストラ、さらにそれを後押しするかのよう労働規制が経営者に有利なように緩和され、非正規雇用が増える状況に森岡さんは早くから警鐘を鳴らし続けた。

1944年、大分県生まれ。香川大学卒業後、大阪外国語大学助手などを経て関西大学教授として、教壇に立った。専門は企業社会論だが、その活動はキャンパスにとどまることなく、広

てカットされてしまったのです。



撮影：村上恭介

おそらく先生は、名誉教授の肩書を失うことも覚悟して、出身大学の不当解雇を糾弾されたのだと思います。にもかかわらず、その渾身のコメントを掲載できず、私は心からお詫びするしかありませんでした。編集部判断とはいえ、取材協力者への非礼は担当者者が責任を負うべきだからです。驚い

たのは、この問題への先生の対応でした。森岡先生はまことに温厚なことはで逆に私を励まし、これからの取材の視点や企画まで提案してくれました。私にとっても先生は、「余人をもつて代えがたい」教育者なのだと思つたものです。

森岡孝二先生とは今後、日本の労働組合運動は再生できるのか、をテーマに連続インタビューをする予定でした。関大事件の続報でもコメントを再取材し、次回は必ず掲載する計画でした。先生の急逝によって、いずれの約束とも果たせず、無念でなりません。

日本を「雇用身分社会」と喝破し、ワーキングプアや過労死の解消に生涯を捧げられた森岡先生、どうかまだ眠らず私たちを叱咤激励してください。まともな働き方が実現する社会をめざし、先生の遺志を忘れることなく私も微力を尽くすつもりです。

森岡先生の指摘と

新聞・メディア業界

日比野 敏陽

新聞労連元中央執行委員長、京都新聞記者

森岡孝二先生を初めて知ったのは『働きすぎの時代』（岩波新書、2005年）を通じてだった。このときすでに森岡先生は、1980年代以降、労働時間が世界的に増加に転じて

いる事を指摘し、「働きすぎの時代」に入っていると指摘しておられた。

その背景として先生は①グローバルゼーションによるリストラと産業再編②情報通信技術の発達③大衆消費社会の進展を挙げたが、最も重要なことは、雇用の規制緩和と労働市場の流動化による非正規労働の増大、さらにはそれが正社員の長時間労働をもたらし、ということだったと思う。

当時、私は労働組合の活動には深くかかわっておらず、ただの一記者だったが、「改革」や「自己責任」「規制緩和」といった言葉を新聞も喜んで使い、同僚も含めてそれを当然のように受け入れている状況に、なんともいえない違和感を抱いていた。だから、森岡先生の本を読みながら、一つ一つうなずいたことを覚えている。

新聞業界の歴史は合理化と人減らしの歴史でもある。印刷、発送部門から始まった制作部門を焼き尽くし、いまや編集部門にも及んでいる。新聞の経営は合理化、人減らしをする一方、長時間労働の悪弊には手をつけなかった。それが業界特有の超過密、長時間労働につながった。先生の著書を読み返してみると、指摘一つ一つがいまでも新聞業界に当てはまるように思う。

森岡先生には、報知新聞労組の組合員の過労死問題で新聞労連は大変お世話になった。残念ながら過労死認定を勝ち取ることはできなかったが、働き

点を示していると思います。

模索と経験を交流し合った

森岡先生

菅田 文夫

京都労働者学習協議会会長

森岡先生からは、実に多くのことを学ばせていただきました。京都大学経済学部をベースとする研究会で、基礎研の創設と中興の長い歴史のなかで、いつも原則的な理論と現実の実践的課題を結びつけようとする確かな存在として頼れる人でした。先生は関西大学で、私は立命館大学で、共に私学における民主的改革の模索をつづけ、その経験を率直に在りのまま交流できる人でした。そして、私が責任を仰せつかっている京都労働者学習協議会へは、どんなに忙しくても労働問題や社会問題の講義に駆けつけて下さいました。まだひと回りも若いのに、残念でなりません。長年のご教示とご援助に心底から御礼を申し上げ、先生のご遺志を若い方々に引き継ぐべく、しばらく老骨に鞭打つ所存です。

過ぎにNOという大切さを多くの組合員が共有できた。それだけに、先生には、もう少しメディアの働き方についても助言をいただきたかったと思う。ご冥福を心からお祈りします。

森岡氏の早逝を悼む

彼の遺志を

しっかりと受け継ごう

長砂 實

関西大学名誉教授

森岡氏の早逝は痛恨事です。小生より一世代若い彼は、関西大学で所属学部は別でしたが、小生にとって一つの大きな「希望の星」でした。彼は優れた著書・論文を次々に公刊しました。社会的諸活動でも類まれなリーダーでした。極めて誠実な人柄で誰にも愛されました。世界・社会は変革されねばならないという初志をいつも貫きました。残された小生は、彼の生きざまに学び、とりわけ彼の遺志をしっかりと受け継がなければならぬ、と改めて決意するものです。



うぐいす

森岡孝二さんを偲んで

萬井 隆令

民主法律協会会長・龍谷大学名誉教授

森岡孝二さんには、民主法律協会として創立60周年総会の際の記念講演をはじめ、多大な貢献をいただいた。株主オンブズマンをはじめ活動分野は多岐にわたるようだが、私の印象に残るのは主として長時間労働、過労死問題であったから、それについては、詳しくは岩城稜弁護士や寺西笑子さんに譲り、ここでは、個人的な思い出を語ることにする。

と言いながら、実は、森岡さんとは個人的な付き合いは殆んどなかった。振り返ってみても、民法協の総会や権利討論集会の後の懇親会などで、ちよつとした雑談をする程度のことではあったが、（他の人を交えてでも）一緒に食事をしたとか、コーヒーを飲みながら語り合ったという記憶がない。

彼の専門が企業社会論であり、『雇用身分社会』等は読んでいたし、いつの頃からか、彼はASUINETに公表した文をわざわざメールで送ってくれたから、読んで感想を述べたりする形の交流はあった。それは、専門領域の違いから余儀なくされたように感じている。例えばサービス残業の問題については法律論としては論じるまでもないほど明白だから、法律家はなぜ、違法

森岡先生の学問と

思い出の一齣

若森 章孝

関西大学名誉教授

2018年の8月1日に忽然と逝去された森岡先生を偲び、そして生前の学問とご厚意に感謝しつつ、思い出されることを書きたいと思ひます。

森岡先生と私は関西大学経済学部の同僚として、また問題関心の近い政治経済学分野の研究者として、一緒に仕事をする機会がたくさんありました。経済理論学会や進化経済学会の全国大会を関大で引き受けたときには協力して乗り切ったり、同僚の小池さんにも加わってもらい、政治経済学のテキスト（『入門・政治経済学』、2007年）を共同で作ったり、進化経済学の旗手であるホジソンの『経済学とユートピア』（2004年）を共訳したりもしました。1997年にホジソンが来日したときには、一緒に彼を箕面の滝に案内し我が家で美味しいものを食べながら楽しいときを過ごしました。関大の政治経済研究所の研究班の調査と一緒にロシアのイルクーツクに行ったことも、今では懐かしい思い出です。

森岡先生と研究上のお付き合いをこえて親しく接するようになったのは、私がサバティカルで1984年から1985年にかけて家族と一緒にパリで暮らしていたときからです。ある日なのかについて改めて論文を書くこともない。したがって、彼から実態を教えていただくことに感謝はするが、それに法理論を重ねることもなく、交流は、いわば一方通行であった。

唯一、教師の労働時間問題だけは例外であった。教師の労働時間制は公立学校教員給与特例法（給特法）に定められているが、僅か10カ条ほどのこの法律が難解で、その上、文科省、厚労省が、教師の残業には手当を支払わなくても良いと定めていると解釈・運用し、裁判所はそれを追認してきた。

私はそれは給特法を歪曲したものだと思ひ指摘し続けているのだが、耳を傾けてくれる人は多くはない。しかし、森岡さんは手当て不支給の問題点を暴く私の論文を真剣に読んでくれた。その延長線上なのだろうが、昨年7月に大阪で教師の労働時間問題のシンポジウムが開かれたが、出席できなかった私は、主として、教師にも労基法36条は適用される、それは時間外労働があることを前提としており、時間外労働をさせながら手当てを支払わないで済むわけがない（37条の適用除外は、限定4項目の業務についてだけのことである）ことを指摘したメールを送り、それについて誰も発言しなかったら、要点を紹介して欲しいと頼んだ。直ぐに、開会挨拶の際に、メールを全文印刷して資料として配布する（それは、異例な措置であろうが）、との返信があつ

森岡先生の学問は、1985年のイギリス留学と帰国後の大病からの回復を経て、大きく変わったように思われます。40代前のお仕事は『独占資本主義の解剖』（1979年）や『現代資本主義分析と独占理論』（1982年）のように各論者を徹底的に論破する批判的研究でしたが、40代中ごろからは「資本主義における労働時間問題の決定的重要性」を誰よりも深く認識したことに裏付けされた研究を次々と刊行されました。『企業中心社会の時間構造』（1995年）や『働きすぎの時代』（2005年）、『雇用身分社会』（2015年）などは森岡理論の到達

た。後で、参加した人から、それは実行されたと聞いた。次の民法協総会の際に言えば、その時の模様などを話し合うのを楽しみにしていたのだが、直後に、訃報が届いた。結局、彼とは文書上の交流で終わったことになるが、残念でならない。合掌。

森岡さんを偲ぶ

西谷 敏

大阪市立大学名誉教授

森岡さんとは、集会で共同の報告者、討論者としてご一緒することが多かった。それほど違ったことを言っているわけではないのに、森岡さんの話にはいつも人を惹きつけるものがあつた。これは、経済学者と法律学者の違いというよりも、人間性と実践へのかかわりの違いによるものだろう。

森岡さんは、経済学者であり、実践家であり、また幅広い趣味をもった類いまれな人だった。私が個人的に最もお世話になったのは、経済学者としての森岡さんであつた。私は、漠然と感じている労働者の現状を統計数値を用いながら客観的に理論化する森岡さんの本や論文からずいぶん教えられ、執筆や講演の際に利用させて頂いた。

しかし、森岡さんが最も光彩を放つたのは、過労死問題を初めとする多くの労働運動や市民運動の指導者としてであろう。労働運動や諸々の市民運動

はきわめてすぐれた指導者を突然失つたことになり、その衝撃は測りしれない。このことについては多くの人が語られるであろうが、まことに痛恨の極みである。

同時に、森岡さんとはほぼ同年代に属し、よく似た分野で発言してきた私の立場からすると、多少別の感慨も湧いてくる。死の直前まで、働く人のために全力疾走して来られた森岡さんの生き様はなんと立派なものか、その人生はなんとという輝きを放っているのか。それは、体調不良を口実に現実から逃避しがちになる私自身に強い自責の念をもたらず。

森岡さんの多面的な活動を一人で継承するような人はおそらくもう出ないであろうが、多くの人が改めて森岡さんの偉業をかみしめることによつて、その仕事を集団的に引き継いでいくことはできないわけではない。そうならば、天国の森岡さんも多少安らかに思われるのではないだろうか。森岡さんのご冥福をお祈りする。

森岡さん

あなたは偉大でした

成瀬 龍夫

滋賀大学名誉教授／元学長

2015年、過労死防止学会が発足し、森岡さんは初代代表幹事に選出さ

愛であつたのだと思う。今となつては、もつと掘り下げて聞きたいことも、語り合いたいこともたくさんあつたと悔やまれてならない。

森岡孝二さんとの

出会いと別れ

猿田 正機

愛知健康センター理事長
中央大学名誉教授

森岡さんと話すようになったのは労働理論学会の懇親会である。私は、彼はテツキリ「経済理論」を専門とされているとばかり思っていたので、その時、「衣替えですか?」と失礼なことを聞いてしまったのを覚えている。それ以来、少しずつ話すようになった。過労死防止学会の懇親会の折には、「娘さんご活躍ですね」と声をかけてきた。心配りの細やかな人であつた。

私は事情があつて、愛知を中心に活動していてなるべく全国へは出ないようにしてきた。私が研究の拠り所としてきた愛知労働問題研究所が2017年に閉所となり、それ以降、「愛知働くもののいのちと健康を守るセンター」の理事長をひきうけることになった。そのようなこともあつて「過労死等防止対策推進法」の制定の運動や過労死防止学会の設立には、事務局員や会員とともにかけながら支援を続

れました。当時私は森岡さんから学会幹事になることを頼まれ引き受けましたが、引き受けた理由の一つは「彼を過労死させたくない、彼の健康の見張り番になろう」と内心思つたことでした。彼は、著書の執筆、論文、マスコミのインタビュー、講演活動、過労死問題の会議など、連日身を削るような忙しい仕事ぶりでした。体を休める時間が果たしてどれだけとれていたか。少なくとも趣味と休養を兼ねていた魚釣りの話もここ数年彼から聞いたことがありませんでした。

森岡さんが心臓に深刻な疾患をかかえていたことは、多くの人が知っていました。彼は在外研究員としてイギリスに派遣されました。現地では気晴らしに海岸での釣りに出かけてとても楽しかったという思い出話を何度か彼から聞いたことがあります。しかし、彼は病人として関西空港に帰つてきました。そして、大阪の病院で心臓手術を受けました。私は彼の帰国時に関空に出迎えに行き、手術中の病院にも見舞いに行つた記憶があります。

まことに残念ながら、多くの人の危惧した事態が突然起こつてしまいました。私などは何にもできず、ただ申し訳ない気持ちでいっぱいです。

森岡さん、あなたは偉人といわれてもおかしくない立派な人生の持ち主でした。

おつかれさま。イギリスの海岸でか、

けてきた。しかし、同じ年ということもあつて、学会で会うたびに彼の疲れている様子が手に取るように感じられた。不思議なことに、最後に、同志社大学で行われた労働理論学会では、以前よりサツパリとした穏やかな印象であつた。この大会は、過労死防止学会の代表幹事を降り、また、労働理論学会の特別賞の授与式ということであつたからかもしれない。受賞の挨拶を終わると壇上を降りて私の方へ来て一言二言話をした。

何よりも、私の心に残るのは、私が、この労働理論学会の第一回特別賞の審査委員を頼まれたことであつた。審査に上がつてきたのが森岡孝二著『雇用身分社会』（岩波新書）であつた。それを丹念に丹念に読み、高い評価とともに、失礼を顧みず、気になった点や今後深めていくべき点を、後輩会員などのためにも、長々と列挙させていたのだ。それだけに、受賞挨拶後の一言二言が森岡さんとの最後の別れになつたことは忘れがたい思い出である。研究と実践を統一され奮闘される姿には教えられ、元気づけられた。私はまだ暫くは、「愛知健康センター」の仕事に関わることになるが、森岡さんの姿を、いつも心に留めて活動したいとおもう。心からご冥福をお祈りしたい。

小豆島でか、ゆっくり釣りを楽しんでください。

永遠のやさしき闘士

小貫 雅男

滋賀県立大学名誉教授

畏友森岡孝二さんの悲報に接し、今から13年前に出版された『働きすぎの時代』（岩波新書、2005年）の第五章「労働基準とライフスタイル」の一節を格別の思いに駆られてあらためて読み返した。

「私は本書の準備をするなかで、三十数年前に大阪外国語大学で同僚だったモンゴル研究者の小貫雅男氏が働きすぎと浪費の悪循環から抜け出すためのライフスタイルの転換を今の日本で誰よりも先鋭に唱えていることを知つた。」という書き出しに続けて、拙論「菜園家族」構想の肝心要のCFP複合社会について実到的確に紹介した上で、「…一方に大量の失業者が存在し、他方に大量の長時間労働者が存在するような不合理を解消するには、ライフスタイルと社会システムの転換を同時に可能にするワーク・シェアリング（仕事の分かち合い）が求められるが、それを意識的に組み入れているのが菜園家族社会の構想である。衰退した農業や林業を復活させ、地域の固有性や生活文化や職人芸を蘇らせるた

経済教育学会のことなど 43年間の追憶

藤岡 惇

立命館大学名誉教授

私の生き方を作りあげる上で、43年前に基礎研の場であつた森岡さんからの影響には、格別のものがあつた。

この間、嵐の吹きまくる時代が続いた。基礎研運動も私の歩みも、一方では理論放棄の経験主義の誘惑にさらされたし、他方では教条主義の「たこつほ」に潜り込み、干からびる危険もあつた。そのなかで、「生き生きした直観と基礎理論」両立の旗を掲げ、正しい方向に運動を導くうえで、森岡さんは中心的な役割を果たされた。彼がいなければ、もつと早い段階で基礎研は解体し、沈没していたように思われる。

当時、基礎研運動の先達たちは、こう説いていた。私たち「無名の研究者の卵」たちは、「暴風に吹き飛ばされぬよう、3つの基礎Ⅱ土壌に根を下ろし、雑草のように『耐え抜く』道を選ぼうではないか。根を張った者同士がしつかりと連帯すれば、暴風を糧として逆に雄々しく発達できるはずだ」と。第1の基礎とは基礎理論だ。当時合意されていた必読文献には、『資本論』のほかに、『帝国主義論』があつた。

第2の基礎は、現場で真剣に生きる勤労者だった。彼らに基礎理論の知識と論文作成のスキルを与えよう。その

見返りに、「生き生きした現実感覚」とカンパをもらおう。そうすれば、「新しいタイプの市民研究者」が誕生するはずだと。

第3の基礎と目されたのは、「未来の勤労者（学生）」だった。未来世代の発達要求にこたえる経済（学）教育を展開し、働きつつ学ぶ社会人の次世代を育てよう。

森岡さん・池上さんがまず構想をぶちあげ、一呼吸おいて、私たちが具体化に着手する——そんな役割分担を長年、続けてきた気がする。経済教育学会の設立と発展も、森岡さんの貢献なしにはあり得なかった。

さて、こんご何をなすべきか。第一は基礎理論を具体化することだ。1980年代後半に入ると古典の位置から「帝国主義論」はドロップした。しかしトランプ政権の動きをみると、落日の米帝国の崩落をくい止めるべく、「米帝国再建」戦略が展開され、その無理が宇宙核戦争の影となって、地球を覆うようになった。「ポスト帝国」希望の惑星」を展望するうえで、「帝国主義論」の視角の高次復活が必要だ。今一つ、「ポスト資本主義」探究の旗を掲げ、自由時間の拡大を何に使い、どのような未来社会を築くべきかという問題だ。

『菜園家族レポリューション』の著者の小貫雅男・伊藤恵子さんと森岡さんとは大阪外大以来の旧知の仲だが、5月、森岡さん32歳、私が29歳の時でした。翌年、私どもに長女が生まれて出産のお祝いを頂きましたが、間もなく森岡さんにもお子さんができて、竹の内町のご自宅に夫婦でお祝いに出かけたことがありました。仲人に出産祝いを持って行くというのは、珍しいことではないかと感慨深く思いましたが、私どもに二人目ができた後、森岡さんにもう一人お子さんができて、もう一度出産祝いにかがうことになりました。六人目のお子さんでした。

75年に基礎研に夜間通信研究科ができ、私は1期生として修了論文に取り組みました。その時の審査委員長が森岡さんで、私の論文は、夜間通信研究科の論文第一号となりました。会場がどこだったかは忘れましたが、修了式で森岡さんが「小淵君がめでたく第一号となりました」と祝辞を述べてくれたことが思い出されます。論文は、森岡さんの勧めもあり少し手直しして基礎研の機関誌『経済科学通信』第20号（77年10月）に「ヒルファディングと経済民主主義」として掲載されました。私は同論文を元にして京都大学大学院の修士論文を書き、78年3月に無事大学院を修了することができました。

森岡さんは釣り好きで、近くの淀川に出かけていることや、奥様の郷里の小豆島でキスの大釣りをした話などをよくされていましたが、いつからか釣りを卒業し、最近はバードウォッチン

年前のある晩、交流する集いを企画した。高々500年の資本主義社会の「否定」に留まらず、原始共産制の「否定の否定」＝高次復活の営みにこそ、未来社会の核心があると論じあった。この時の至福の思い出が蘇ってくる。

森岡孝二兄を偲んで

坂本 悠一

立命館大学コリア研究センター
上席研究員

森岡さん、貴方なぜそんなに早く逝ってしまったの。停年を迎えてまだたったの5年、生来の心臓疾患のため手術をしたので、私たちも健康には問題なく、これからの社会的活動に大いに期待していたというのに。

森岡さん、貴方と出会ったのは私がまだ大学院生の頃、もう大阪外大から関西大学に移られて間も無い1974年前後、基礎研の何かの催しだったと記憶する。自宅が同じ高槻市内だったこともあり、専門分野は異なるものも急速に親しくなりましたね。私より僅か3歳年上の貴方は、兄のような接し方で遅筆で研究のなかなかほかどらな兄弟に何かと機会を与えてくれました。私が82年に『経済科学通信』第35号に訳載した「工場監察官報告書」は元はと言えば、貴方が外大夜間英語科で主宰されていた自主講義『資本論』を「英

グを楽しんでいました。私の方は逆に、大学を退職してから「ゴンク釣り」という愛媛県方面独特の釣りにはまり、タイの大物を狙って南予に通っています。森岡さん、釣りは当分卒業できそうにありません。長い間ありますがどうございました。ご冥福を、心からお祈りします。

森岡孝二先生との出会いが切り拓いた

「働・学・研」融合の人生

十名 直喜

名古屋学院大学名誉教授

過労死問題の研究と防止活動に尽力された森岡孝二先生のご逝去に、心より哀悼の意を表します。

森岡先生との出会いは、1973年春に遡ります。先生主宰の大阪2部基礎理論研究会（基礎経済科学研究所の前身）に飛び込んだのです。71年に高炉メーカーに入社し、2年間で経ちました。製鉄所の製鉄職場で、労務管理の厳しい目が光る会社の独身寮にて、いかに働き、どう生きるか、必死に模索していた頃です。

独身寮の部屋で初めて紐解いたのが、マルクス『資本論』（第1〜3巻）です。10数冊の文庫本にカバーをかけて、一気に読破しました。巨大な高炉や転炉、

米文化研究」として正規科目化し、私为非常勤講師として継承した産物です。また85年に同誌第46・47号に連載された「工場法と片山潜」には、当時英国留学中の貴方から提供された英文雑誌を利用することができ、その旨の謝辞も付記している。その第47号次頁には貴方の「ロンドン通信」も掲載されている。さらに私の初めての共著『労働時間の経済学』（青木書店1987）も実質的に貴方が編集された。同書はしがき」の末尾に貴方が謝意を述べている桜井香氏との間では、当時一大出版プロジェクト『経済学総合年表』の編集が進行中で、77年刊行の「資本論・帝国主義論年表」の全面的改定を目指す中で構想が壮大化し、青木書店の「図書目録」巻頭に「近日常行」との一大CMも載った。4名の編集委員に貴方と私がおり、拙宅で合宿を持ったことも思い出される。また嵩む費用を捻出するため基礎研としては初めての「年表債」なる空前絶後の債券まで発行し、ODの私には毎月3万円のバイト代も支払われた。しかしながら、この企画は今だから言えるが、貴方の苦悩の末の「日和見」により挫折することになり、もうその実情を知る人もいない。

他方では職のない私に関西の某私大の非常勤講師も斡旋いただき、定職に着くまで稼ぐことができた。その後私は89年から北海道、93年から北九州と

圧延工場などの労働現場は、まさに『資本論』が描く世界そのものでした。難解な論理も、それほど気になりません。鉄鋼生産現場の最前線に踏み込んだ衝撃の深さが、また70年代初めという時代的雰囲気、そうした行動に駆り立てたのでしょう。

大阪2部基礎研では、悶々とする思いや問題意識をぶつけました。しっかりと受けとめていただき、熱い議論を交わすなか一氣に紡ぎ出されたのが、十名「1973、1974」「大工業理論への一考察―芝田進午氏の所説に触れつつ（上・下）」です。

小論には、筆者の予想をはるかに超える反響がありました。その後、百本以上の論文を刊行するも、これを超える反響の作品はありません。生産現場の最前線で全身をかけて掴んだ視点と主張は、その拙い表現を超えて、多くの読者のハートに届いたのでしょう。そこでの手応えが、生産現場での研究へと駆り立てていく引き金となりました。

随筆「働きつつ学び研究することの意義と展望」「1973・11」が、最初の論文とともに『経済科学通信』に掲載されました。25歳の若造が公示した「働・学・研」融合人生への決意表明でした。それが羅針盤となり、21年間、高炉を擁する製鉄部門にて働き、事務・技術・技能が渾然一体となった現場でのホットな体験や知見に学びつつ研究を進めることができました。

遠隔赴任したため、頻度は減ったものの、休暇中には貴方の竹ノ内町の自宅を訪れ、偶には盃を傾けることもあった。私が北九州の大学を早期退職した2011年から間も無く、より近くて徒歩圏内にある上本町に引っ越され、また親交が復活しつつあった。たまたま貴方の最後の単著となってしまった『雇用身分社会』に、戦前の労働関係史料の提供でお助けすることができ、「あとがき」には謝辞まで頂いた。今となってはそれが望外の最後の遺言となるとは、まさに想像だにし得ない痛恨の極みである。同志よさらば。合掌。

森岡孝二さんを偲んで

小淵 港

愛媛大学名誉教授
基礎経済科学研究所員

独占理論、労働時間の研究者、企業の不正追求・過労死問題の社会運動家としての森岡孝二さんについては、恐らく多くの方々が述べられると思いますが、私には個人的な思い出を記して、森岡さんを偲びたいと思います。

森岡さんは、香川大学経済学部先輩でしたので、私が大学を卒業して基礎経済科学研究所（基礎研）で活動し始めて以来の長いお付き合いでした。思い出はたくさんありますが、一つは森岡さんご夫妻に私ども夫婦の仲人をしていただいたことです。77年1

大学に転じて27年、定年退職も1か月後に迫っています。この2月に、7冊目の単著書（十名「2019・2」『企業不祥事と日本的経営―品質と働き方のダイナミズム―見洋書房』）を出版します。品質不正や労働不祥事が噴出するなか、大企業の経営、その品質と労働に深いメスを入れたものです。森岡先生の思いを、少しは汲んだ作品になったのではと思っています。本書を、森岡孝二先生の墓前に捧げます。

忘れがたき

森岡先生の眼差し

小西 一雄

立教大学名誉教授

労働の在り方、これは社会の質を問う決定的なメルクマールです。だから社会科学者は、たとえその専門分野がどこであれ、常にこの問題を意識しているはずで、森岡先生はこの問題に学問的に取り組んだだけではなく、現実の運動としても正面から立ち向かわれました。まさに実践ということを体現された研究者でした。

基礎研の初期の時代に、独占資本主義論をめぐって講演をしていたために仲間とともに森岡先生を東京にお呼びした思い出とか、立教大学経済学部開設100周年記念行事の一環とし

て佐高信氏や雨宮処凛氏とともにシンポジウムに森岡先生をお招きしたことから（この記録は、「信号機の壊れた「格差社会」」（岩波ブックレット2008・4・23）に収録されています）、経済理論学会幹事会や研究会でのお付き合いとか、私の生身の森岡先生との付き合いは点でのつながりにすぎません。しかし、その著作と行動を通じてのインパクトには強烈なものがあります。

森岡先生は講演でも、学会幹事会でも、テレビでも、さらには酒席でも、決して雄弁な人ではなく、むしろ訥々とした語り口の人でした。しかし、一対一で向き合っている時でも、会議や研究会の時でも、森岡先生は人の瞳をのぞき込むようにしっかりと相手の眼を見て、語ってやまないという迫力がありました。そして魅力的な引き込まれそうな眼差しをされていたことを思い出します。『資本論』との距離感を語る森岡先生のつぶやきなど、私には異論を挟んだ光景もあります。しかしまぎれもなく先生は最良のマルクス経済学者の一人でした。私たちは先生の御病気はよく存じ上げていましたが、まさかこのように早く逝かれるとは思っていませんでした。本当に残念です。どうか安らかにお眠りください。

アカデミズムデビューの恩人

後藤 康夫

福島大学特任教授

大学院一年のとき、森岡先生をはじめとする若手研究者が結成した基礎経済科学研究所の機関誌『経済科学通信』の編集をしていた先生から、「何か書いてみない」と声をかけていただいた。ビックリでしたが、学部時代に書きためていたものを急いでとりまとめ、出来上がった原稿を読んでもらったところ、「文が硬い、誰にむかって書いているの！でも、理論だから載せるよ」と厳しくも温かい返事をいただいた。これが、マルクス経済学の高名な先生の眼にとまり、評価していると教えられたときには、飛び上がるほど嬉しかった。

修士論文を書き終えた折には、経済理論学会関西部会の幹事をしてもらった先生から、「部会で報告して」と声をかけていただいた。こうして、公刊論文、そして公式学会発表のいずれにおいても、森岡先生は私の研究者としての第一歩を拓いてくださった。以来、何度も声をかけていただいた。

大学に職を得てからは、先生の著作が出版される機会をとらえ、たびたび講演をお願いした。遠い東北にもかかわらず、いつもご快諾してくださり、サイン・セールまでやっていたのだ。

「3・11」の際は、経済理論学会で、

森岡孝二先輩

伊藤 正純

元桃山学院大学教育研究所教員

私にとって森岡孝二さんは、香川大学経済学部・山崎怜ゼミの4年先輩です。山崎ゼミ生は長寿の祝いごとに親睦を深めています。古稀の会（2000年8月11日）、米寿の会（2007年11月3日）、傘寿の会（2011年11月3日）、そして米寿の会（2017年10月15日）と。その間に出版記念会なども開きました。森岡さんは山崎ゼミの会の事実上の会長でした（写真は傘寿の会で挨拶する森岡さん）。森岡さんが編集した米寿記念文集『新オリーブの波頭に』（2017年）で、一人の先輩は、森岡さんは「高松で学んで良かったのは、一番に妻と出会えたこと、さらに山崎先生に学べたこと」と話してくれた、と書いています。

山崎先生は財政学の教授ですが、アダム・スミス研究の大家で、かつ高松市出身の童話作家・村山壽子（かずこ）の評伝的研究の第一人者です。2016年は河上肇と村山壽子の没後70年です。この節目に河上肇記念会が、山崎怜先生インタビュー「河上肇と村山壽子のことなど 兩人没後70年にあたって」を企画・実践し、会報に4回にわけて掲載しております。同名の小冊子（限定出版 非売品）が米寿の会参加者に配布されました。編集代

いち早く「福島でシンポジウムをやるう」と呼びかけ、2012年3月には、4学会合同で、実現することとなった。「このシンポの記録を出版しよう」と、またしても呼びかけた。その本のタイトルをどうするかで、いろいろ議論しているとき、「福島を扱った本は多いが、現地に集まってシンポをやったことに意義があるので、『いま福島で考える』にしよう」と提案されると、即座にその題名に決まった。さすが、多くの著作を出版されている先生だからこそ、と大いに感服した。

それにしても、先生の多彩な社会活動、そして研究書から新書、ブックレットまで、たくさん著作に想いをめぐらすと、その足元にも及ばないわが身の小ささに恥じ入るとともに、大いに叱咤激励され、身が引き締まるばかりです。

「3・11フクシマ」と森岡先生

後藤 宣代

基礎経済科学研究所 副理事長
福島県立医科大学 非常勤講師

2011年3月11日夜、固定電話は不通、夫は東京に出張中、激しい余震が絶えず襲う中、真っ先に携帯に安否を尋ねてくれたのは森岡先生。阪神大震災の経験から、1人で不安に耐える私を励まし続けてくださった。やがて物資の流通が回復すると、真っ先に支

表は森岡さんです。米寿記念文集に載っている森岡さんの文章は「学び直しの壺井栄」です。「栄は小豆島の同じ村の出身で、詩人としてプロレタリア文学運動にかかわっていた繁治と文通し、彼の誘いで上京し、ほどなく結婚する。豊多摩刑務所から繁治が栄に宛てた手紙には、『このあいだ、村山君の奥さんから差し入れてもらった。会ったらよろしく伝えてください』とある。この奥さんはいうまでもなく壽子とのことである」という一文があります。インタビューに刺激されて書いたものです。



山崎先生夫妻と森岡先生

80歳代後半に入られた山崎先生は、何かにつけ森岡さんに電話し、相談していたようです。私が森岡さんと最後にお話したのは、7月19日のASUINET「教員の働き方を考える」で

援物資を贈ってくださいったのも森岡先生。放射能で食せないだろうと、ふるさと瀬戸内海の魚をたくさん贈って下さった。

その後、「3・11フクシマ」について、二度、森岡先生と出版するご縁があった。一冊目は、『いま福島で考える―震災・原発問題と社会科学の責任―』（桜井書店、2012年）、もう一冊は、『カタストロフイの経済思想―震災・原発・フクシマ―』（昭和堂、2014年）。前者は夫との共著で、パソコンできない夫に代わって、連絡を担当した。後者は私との共著。先生を抱えながらも、わが事として「3・11フクシマ」に向き合い、とくに原発労働者に心を寄せながら執筆なさった。驚いたのは、メールでのやり取り。共著者とのあ・うんの呼吸で、どんどん本づくりが展開していくのだ。時に暗礁に乗り上げそうなとき、さっと助け舟をだし、出航させる。その鮮やかさ。共著者を配慮しつつも、原則的に対応する。その結果、あつという間に本は上梓された。出版までゴタゴタする話

はよくあることだが、森岡先生が入ると、こんなにも手際よいのか、と驚嘆した。

最後に先生とやり取りしたのは、2018年6月、大阪府北部地震で、今度は私が先生の安否を尋ねることになった。「まるでゴミ屋敷のようです

す。会長挨拶の直前に3列目に座っていた私のところに来て、「こんなところで話すことはないが」と言って、山崎先生の近況を教えてくださいました。そして「最後の話はさっき晩ご飯を食べているときに、携帯にかかってきた電話での話や」と言っていました。

8月2日に、森岡さん急逝のメールを受け取ったとき、茫然自失となりました。この会話が最後になるとは、その時は想像していませんから。ご冥福をお祈りいたします。

森岡さん、私も頑張ります

奥田 宏司

立命館大学名誉教授

森岡さん（さんと言わせてください）は、院生時代に分野は異なりますが、私の先輩で目標の対象でした。院生時代以降、ほとんどお会いすることもなく賀状をお送りするだけでしたが、著書を何冊か送っていただけ、一読者にすぎませんが、内容だけでなく執筆のスタンスにおいて教えてもらうことが多くありました。森岡さんが最後まで研究者として実践家として頑張られたことに心から敬意を表します。

が、元気です」。それが、先生との数十年にわたる交流の最後だった。「元気です」、この声は、私の心のなかに、いまでも聴こえています。

森岡孝二先生の思い出

山西 万三

元龍谷大学経営学部教授

森岡孝二先生に最初にお会いしたのも、最後にお会いしたのも基礎研の場でした。不勉強な一介の労働者であった私にとって、小柄な森岡先生の背中が、遠くとても大きく見えていたものです。そんな私にも親しく接して頂き、『時代はまるで資本論』の刊行にあたって執筆者の一人に加えて頂くとともに懇切なご指導をくださいました。ありがとうございます。

直接的な思い出はありませんが、関西大学での同僚であられた加藤義忠先生からお聞きしたことをご紹介しておきます。森岡先生がイギリスに留学されていた時に、加藤先生と森岡先生は同じ下宿で世話になられ、加藤先生の真上の部屋が森岡先生の部屋だったそうです。ある晩、森岡先生の部屋から瓶で床をたたく音が繰り返し、繰り返し聞こえてきて、不審に思い行ってみると、森岡先生が倒れておられたそうです。幸い発見が早く一命をとりとめられた森岡先生は、その後も体を厭

わず何冊もの著書をだされ過労死対策などの社会的活動の中心になられ活躍されたことは周知のとおりです。

森岡孝二先生も加藤義忠先生も、あまりにも早く鬼籍に入られてしまいました。残念です。しかし、今は、私たちの心のなかにいらっしやって、なまけ心をご叱責下さっているように感じます。先生からいただいたご恩に對してできることは、森岡孝二先生の活動に想いを馳せ、精進して生きていく事だと思います。

ご冥福をお祈りします。森岡先生、安らかにやすみください。 合掌

森岡先生への追悼の言葉

中井 博敏

元岸和田市職員（市職労委員長）

先輩であり沢山のことを教わった森岡先生とは大阪外大の助手の時代からご指導を受け（「資本論研究会」）、その後の「基礎研」活動をはじめ様々な機会に親交を深めさせて頂きました。もう何十年ともなる正月の森岡宅訪問（年賀のご挨拶）は、いつも3日にお伺い（もちろん今年も）し、いろんな方々とお会いしました。四方山話に花を咲かせ楽しい時間を過ごさせて頂きました。先生は色んな事に興味をもたれ、バード・昆虫・花木・俳諧・絵画等も上手でした。もちろん専門の長時

間労働・過労死問題をはじめとする経済学研究でも立派な業績を残されました。

本当にご苦勞さまでした。有難うございました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

ゆっくりおやすみ下さい。 合掌

お世話になった

森岡孝二先生を偲んで

岸 玲子

北海道大学環境健康科学研究教育センター

特別招へい教授

森岡先生には、日本学術会議の雇用労働に関する課題別委員会で大変お世話になった。当時21期学術会議会員だった私は、第2部（生命科学部会）に所属し、パブリックヘルス分科会の委員長をされており、そこから総会に向けて課題別委員会設置の提案書を書き、無事委員会設立の承認を得た。森岡先生には、特任連携会員としてその委員会メンバーに入っていたいただき、2011年の4月に無事、提言「雇用労働と安全衛生に関わるシステムの再構築を1働く人の健康で安全な生活のために」を發出できたのであった。これは日本学術会議がその歴史の中で働く人の生活や安全衛生の課題に焦点を当てて出した初めての提言であった。

この提言には、第1に国の健康政策

に「より健康で安全な労働」を位置づけるとともに社会的パートナーである労使と協力して安全衛生システムの構築を図る。第2に労働・雇用および安全衛生にかかわる関連法制度の整備と新たなシステム構築に向けて①過重労働と過労死・過労自殺を防止するため

の法的な整備を行う。国は過重労働対策基本法を制定し、過重労働対策の基本を定め、過重労働に起因する労働者の健康障害の実態を把握し、過労死・過労自殺等の防止を図る。36協定などの制度を見直し、1日の最長労働時間、時間外労働の時間についての1日、1週、1月、1年単位での上限を設定し、併せて最低休息時間制度を導入し、時間外労働等の賃金増率を引き上げるべきである。またILO第132号条約の批准を目指し、最低2労働週連続休暇の取得を推進するための諸条件の検討を開始すべきであると、「過重労働対策基本法」の制定が盛り込まれた。その後、過労死弁護士や家族の会や労働諸団体を中心に運動が広がり、最終的に「過労死等防止対策推進法」として2014年6月に成立し同年11月施行になったのは大変うれしかった。

その後、日本学術会議の委員会メンバーらと、「健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる——日本学術会議の提言を有効なものに」という題で、A5版336ページの単行本を出版したが、森岡先生には、出版社（ミネ

を理解した。森岡先生には申し訳ないが、先生がどれだけ尊敬すべき存在になられても、この事件はわが家の思い出の重要な一コマである。

白石氏の講演後、「いつものところで食べようか」という、穏やかで力強い森岡先生の声が響いた。余裕がなく帰路を急ぐ私は、先生とその大切な仲間たちを見送りながら、先生が実践されてきた市民民主主義の希望を感じていた。

森岡孝二先生を偲んで

川村 雅則

北海学園大学経済学部教授

初めて読んだ森岡先生の本は、『企業中心社会の時間構造——生活摩擦の経済学』で、時期は、学部生か大学院生の頃だったと思います。訳書や共著を含め次々に出される先生の本や論文で勉強をしてきました。大学に就職してからは、ゼミで、先生の新書を学生と一緒に読んできました。ここ数年は『雇用身分社会』です。研究者の場合、実際の指導教員とは別に、書物などを通じて多くを学んだ先生がいると思います。森岡先生は私にとってまさにそのお一人でした。ちなみに私の『雇用身分社会』は先生のサイン入りです。森岡先生と接点ができたのは、2012年の5月のことでした。貸切

ルヴァ書房）の編集者との交渉をしていただき、発刊にこぎつけることができた。大変有り難いことであった。その後、先生のFACEBOOKを通じて折に触れて季節の可愛らしい花々や珍しい鳥の写真、あるいは小豆島や九州での魚釣りの御様子など、自然と触れ合って大変人間らしい生活を送っておられた御様子が懐かしい記憶の中にある。2018年初夏に、札幌・北海学園大学で過労死防止学会の会場でお目にかかったのが最後になってしまった。寂しい限りである（合掌）。

森岡孝二先生の思い出

スコット・ノース

大阪大学人間科学研究科教授

私の恩人、森岡孝二先生には1993年の夏、民法協の事務所で初めて出会ったときから2018年の夏まで25年間大変お世話になりました。

その間、学問関係や運動活動関係が多かったのですが、先生個人として強く記憶に残る場面もいくつかあります。たとえば90年代の後半に先生ご夫妻がアメリカに訪れた時、大学院在学中の私が観光ガイドのようにカリフォルニア大学のバークレー校を案内したことです。森岡先生の海外に対する鋭い好奇心をよく覚えています。もう一つは2018年の夏、北海道で開催された

バスの重大事故をうけて書いた拙文が契機でした。ご挨拶はそれ以前に何かの研究会でさせて頂いていたのですが、あの森岡先生からのご連絡？という驚きと嬉しさを感じたことが思い出されます。

2018年6月に過労死防止学会第4回大会が私の勤務校で開催されたのも、講演で北海道にいらした森岡先生から、北海道でも学会大会の開催を、と水を向けられたのが契機でした。もともとその学会大会が契機に終わったのも、現地メンバーよりもフットワーク軽く、かつ、じつに細かなところまで気を配ってご自身で実際に動かれる森岡先生に負うところが大きかったです。私はせっかちだから、と笑ってよくおっしゃっていたその先生からは、たしかに、朝イチでも日曜の夜でも大会準備に関わる電話がかかってきましたが、先生らしさを感じさせる行動パターンであり、むしろ、こうした裏方仕事を一緒にできて光栄でした。

官製ワーキングプア問題も先生との接点であり、先生には、2018年2月に札幌で開催した、なくそう！官製ワーキングプア北海道集会（写真）にご参加いただきました。翌日に雪祭りのご案内をしたのもなつかしい思い出です。

そして北海道にも、過労死等防止対策推進センターが2018年の7月に設立されました。これからさらに交流

過労死防止学会へ行った際に、千歳空港から札幌までの電車の中で、先生がなぜか鴨の話をしてくれました。北海道の鴨の種類、ある詩における鴨の意義、鴨の配偶行動などを沢山語ってくださいました。森岡先生の誇るべき学問的生産性とともに専門分野以外の知識の豊富さに大変驚きました。そして何より素朴で暖かみのある人情家として、私の心の奥にいつまでも大事にしておきたいと思います。

森岡先生と

ポランニーが結びついた日

若森 みどり

大阪市立大学教授

大阪市立大学同僚のC・ウェザーズ先生に勧められ、「働き方ASU-NEET公開学習会」（2018年4月25日）に初めて参加した。テーマは「ソウルの市民民主主義——日本の政治を変えるために」であり、白石氏が、市民運動出身の朴元淳ソウル市長との共著『ソウルの市民民主主義』のエッセンスについて熱弁をふるわれた。

私は、『大転換』（1944年）の著者である社会学者カール・ポランニーの思想史研究を20年にわたって続けてきた。市場経済の拡張が人間の自由と民主主義と生きる場を破壊することに

仕事の多くは、労働者教育協会での講義や講演に捧げられたものだった。アジア初の開催となったソウル市庁舎内での第14回ポランニー国際会議は市民にも開かれる創意工夫がなされ、彼の知的遺産である「協同・連帯経済・市民民主主義」をめぐる多様で活発な議論で盛り上がった。公開学習会での白石氏の講演は、市民民主主義とポランニーとの邂逅を再び想起させてくれた。白石氏の講演と白熱した議論を温かく見守っておられた森岡先生は、会の終わりに、過労死の問題と市民民主主義とポランニーとの深い結びつきやASU-NEETの「森岡ゼミ」で拙著『カール・ポランニーの経済学入門』（平凡社新書）と格闘してくださったことを教えてくださった。

森岡先生に初めてお会いしたのは、父のサバティカルでパリに住んでいたアパートの扉の前だった。小学生の私と弟は、いつものように「キー・エ・ラ（誰）？」「ケラージュ・アヴェ・ヴ（何歳）？」など知っている僅かなフランス語で尋ねたが、もぞもぞした声しか返ってこない。なんと、置き引きの被害にあわれて着の身着のままの森岡先生が突っ立っておられたのだ。

子供部屋から耳をダンボにしていると、「お風呂に入って下さい」「少し大き目ですが新しいパンツをどうぞ」「ご飯は？」「お金は？」といった声が聞こえ、子供なりに緊急事態であること

が増したであろうことを考えると、先生のご逝去が残念でなりません。

しかし過労死問題の解決はまったながら、新たな決意で研究と実践に取り組んでいきます。

私にとっての森岡先生

姉齒 暁

駒澤大学経済学部教授

いのちや暮らしにかかわる研究と実践の場には、いつも森岡先生がいらっしやいました。働くものの権利をあの細いお身体でそして叱咤激励されながらいつまでも背中を追っていきけるものと思っておりました。先生の存在は「君の生き方、研究の方向性は？」と私に問いかけます。先生は常に謙虚に本質を追い続ける研究者であり、その姿勢は当然のことですが人としてどう生きるか、どう現実と対峙するのかを自ら示される、しかも、そういう存在であることを先生ご自身が意識したこともない、そういう方でした。研究会で報告される時も、シンポジウムで話される時も、先生が来るとなれば会場はいつも満員でした。

私は実は先生のフェイスブック仲間にさせていたおりました。先生がインコを飼っておられること、お孫さんとのやりとり、お花や小鳥や虫たちの話など、お忙しい先生が少しでもリラクセスできる環境があることを知ってホッとする日々でした。地震に見舞われたあの日、心配でメッセージをお送りしたら「ありがとう、なんとか無事でした。」とお返事が返ってきました。でもやはり大変だったの



2018年2月4日 なくそう！官製ワーキングプア北海道集会にて。森岡先生と筆者（中央後列）

76頁）と記されている。

世界的な大事件に、偶然にその場に居合わせておられることも、この本で分かった。中国にいる従姉妹を訪ねた際、中国内では民主化運動が盛り上がりを見せた1988年6月のその日、森岡先生は天安門広場を訪れている。「3日には、ついに戒厳部隊が動き始め、学生と市民の包囲を破って、地上と地下から天安門近くに姿を現した。私は『暴力反対、人民の血は水ではない』という字幕を掲げたデモのあとに宿舎に帰った。戦車と装甲車が広場を制圧し犠牲者が出たのはその夜から4日未明にかけてであった」(78頁)。もう一つは2001年の「9・11」である。この時は2度目の遊学としてニューヨークに滞在され、ワールド・トレード・センターにも何回か足を運ばれていた。

このテロ直後に帰国する際に、大混乱でゴった返す空港での話を綴っておられる。順番待ちが長くて、夜までかかることを覚悟しておられた。「日本人の学生（男女）が『英語が聞き取れないのにどうしよう』と不安そうに話している。見ると彼らは私より40番も早い順になっている。そこで一計を案じ、私が手伝いましょうか、という大喜び。私の下手な英語でも難なく通じて、二人の学生は問題なくリコンファーム完了。そこで私も、同じグループですという顔をして、私たち夫婦の

すね。ユーモアに溢れるメッセージが続く地震の後の先生のやりとりを今も時々読み返しています。先生がどう思うだろうか、先生だったらどうするのだろうか、低賃金と長時間労働が是正されないままに、劣悪な外国人労働者の雇用環境が是正されないままに、「人手不足」という呼び名で人間を数に還元していく今の政治を止めなければ・・・先生のそんな言葉が響いてきます。先生の思いを忘れず背負いながら、生き残った者はさらに歩み続けなければと思っています。そうですよね、先生。

半年前にいただいた

『教職みちくさ道中記』

小野田 正利

大阪大学大学院教授

亡くなられる半年前の会合で森岡先生は私を見つけて「これあげるよ」といって一冊の本を差し出された。「教職みちくさ道中記」(桜井書店、2014年3月31日)と書いてある。先生は「教職Ⅱ大学教師職」という意味で言っておられたのに、私は教育学が専門で教職課程に詳しいので「教職Ⅱ教員免許取得のための大学の授業」と勘違いした。その結果「先生も教職の授業をしておられたのですね」と言う。「僕はね、今は阪大になった大阪

チケットを示すとこれまたすんなりOK。後の人には申し訳ないが、時間の節約では大成功。急場では人間は悪者になることもあると、自分に言い訳する」(136頁)。――亡くなる順番も早すぎましたよ、森岡先生(涙)。

同期生の誇り森岡教授悼む

山田 勝史

香川大学経済学部同期生

本紙(宮崎日日新聞)に月1回掲載される「追想メモリアル」の9月29日付では4人の故人を紹介。そのうちのお一人は森岡孝二関西大学名誉教授でした。



大分県出身である教授の、特に労働や過労死等に係る諸問題解決への真摯

外国語大学に勤めていたことがあるんだよ」と、ちぐはぐな会話になった。

いただいた本を広げたのは数週間前のこと、この追悼文を書くためという失礼なことになってしまった。この出版日の日付で、関西大学を退職された際に、各誌に掲載したエッセイをまとめたものであったことを初めて知った。「勤めるという言葉は、雇われて働くという意味と、義務を果たすという意味があります。そういうものから解放されて『サンデー毎日』の身になったものの、社会活動や講演や執筆でけっこう忙しい日々を送っています」と添付文書にはあった。

大学教師としてのエピソードを見いだせないかと思つて本を縦覧したが、第28回「地方の時代」優秀グランプリ作品「夫はなぜ、死んだのか」過労死認定の厚い壁」(毎日放送、2007年12月9日放送)のビデオを「私の講義で学生たちに見せて感想文の提出を求めた」(250頁)との文言以外は見つけられなかった。趣味のバードウォッチングの話は随所に出てくるものの、「大学で教える職業」に関わったエッセイ集ではなく、徹頭徹尾ご自身の研究分野の構想ノートのように私には思われた。文章表現のうまさ、その中に盛り込まれる数々の資料と論理展開……森岡先生の博識さには舌を巻く。京都大学大学院経済学研究科での修士論文が「アメリカにおける1946

な努力や取り組みについては記事の通り。平成26年第186通常国会での「過労死等防止対策推進法」成立時、報道各社のインタビューに答えるその姿をまぶしく感じたものです。

後年小豆島出身の方と結婚した彼は、源平の古戦場・屋島を遠望するキャンパスで彼女ともども学生時代を送りました。彼はその後、京大大学院から教職に就きました。

昨年9月、彼が青島のホテルでの会合に出席した折に、高鍋大師の石像群や宮崎キヤノン工場建設予定地を案内。残念だったのは、本年6月、彼らの居住地を襲った北大阪地震後に郵便で状況を問合わすも、返事のないままでの永別となったことです。

心臓の持病に向き合いつつ信念にまい進した彼を同期生として誇りに思い、合掌します。

(宮崎日日新聞2018年10月8日付、投稿

欄「窓」から転載)

※同紙2018年9月29日付の「追想メモリアル」は本誌145ページに掲載しています。

感謝の気持ち

鳥羽 厚史

関西大学 森岡ゼミ卒業生

8月1日、森岡先生の急逝の知らせを聞きただただ驚き、未だに信じられない気持ちでいます。私は、2003

年に関西大学に入学し、学部と大学院（修士課程）とあわせて4年間森岡ゼミに在籍しました。特に、大学院に入ってから、株主オンブズマンへの参加、「入門・政治経済学」（ミネルヴァ書房、2007年）の索引作成、『貧困化するホワイトカラー』（ちくま新書、2009年）の資料集めなど、森岡先生の研究・社会活動にも関わらせていただきました。また、働き方ASUINETのつどいや、各学会にも参加させていただき多くのことを学ばせていただきました。

2008年も終わりに差しかけた12月、私は修士論文の作成が思うように進まず、森岡先生には大変な迷惑をかけてしまいました。しかし、そんな私にも夜中まで論文指導をしてください、「とにかく、『えい！』と書いていきなさい」と励ましのお言葉をかけ続けてくださいました。ゼミの先輩たちにも多くの励ましをもらいながら、なんとか完成した修士論文をもって、ひとまず森岡ゼミを卒業することになりました。卒業後、森岡先生が編者を務めた『貧困社会ニツポンの断層』（桜井書店、2012年）に、私の修士論文をもとにした論文を載せてみないかというお声をかけていただきました。ちょうど、私は高校の教職に就いたばかりで、その忙しさから実現はできませんでしたが、そのようなお声をかけていただけたことを嬉しく思っています。

す。教職の道に就いた私は、「仕事が落ち着いたら、何かしらの方法で森岡先生のもとに再入学して、もつと学ばせてもらおう」と考えていました。しかし、再入学は叶わぬものとなってしまいました。森岡先生との思い出と感謝の気持ちは、言葉では表現できないほどの大きさです。この感謝の気持ちをどのようにお返しすればいいのか：森岡先生から教わったもの、遺されたものを、高校の教員として生徒たちに伝えることから始めたいと思います。



学部卒業式の日、ゼミのメンバーと



大学院終了式の日にて
森岡先生の研究室にて

を知り、悲しみに耐えませんが、のほほんと生きてきた私なんか比し、命を削るように社会に立ち向かい、労働者の権利を守るべく献身してこられた先生が、私より若い先生が、先に旅立たれるとは不条理な思いでいっぱいです。ご冥福をお祈り申し上げます。

森岡孝二先生との思い出

櫻井 善行

基礎経済科学研究所所員

私は学者ではないし、関西から離れた地に住んでいる。常日頃から憧憬と関心を抱いていた日本の企業社会論の先駆者であった森岡孝二氏と親交を持つのはそんなに古い話ではない。ただ社会人研究者の片隅で、企業社会と関わりのある「企業福祉」や過労死問題に地域で関わっていたことが、結果として結びつくことになったかもしれない。

確か2007年に、私は「職場の人権」という研究会で、トヨタ自動車過労死事件について報告したが、そのとき初めて森岡氏と会話をし、親交が始まった。基礎研の現代資本主義研究会にはいつも顔を合わせた。会場が当時は京都大学のことが多く、帰路の京都駅までいつもタクシーに同伴させていただいた。氏の高著は必ず贈っていた

心の自立の大事さを

教えて下さった

森岡孝二先生

山田 正明

大阪外国語大学二部卒業生

先生には大阪外国語大学二部でたいへんお世話になりました。一番思い出深いのは、働きながらも学ぶ権利を担う夜間自由大学院をつくる、というお話を先生からお聞きした時、私自身なぜか勇気をもらった気分になったことです。外大二部英語学科の社会科学研究室には、二部学生のほかに、児玉さん（朝日新聞社）、十名さん（神戸製鋼）、中井さん（岸和田市役所）、松葉さん（外大一部）などの方が来られていました。そこでは、たしか『資本論』の労働日あたりから毎月勉強会を開いていたのでした。

それと、毎年春の毎日マラソンの時期に、二部学生が10名前後参加していたと思いますが、瀬田の唐橋の民宿「古梅園」で「人間発達」の社会科学研究会の合宿を開いていただいて、楽しく勉強できたことが忘れられません。そうしたなかで、先生からの演劇の話などに大いに刺激を受け、私は大阪労働の鑑賞活動に参加するようになりまし、外大二部で英語劇研究会（EDSS）を立ち上げることに参画するようになりました。こうしたなかで、自分の頭で考えること、そのための学習

大きくようになった。

3年前の労務理論学会の大会での書評分科会で、『雇用身分社会』の評者に私が指名された。愛媛大学での、私のつたなく酷い書評にわざわざ足を運び、真摯なリプライをいただいた。その後会うこともなく年賀状のやりとり程度であったが、亡くなる3ヶ月前に直接森岡氏から電話をいただいた。奥田雅治氏の著作の『焼身自殺の闇と真相』の書評を「経済科学通信」に書いてほしいという依頼であった。断る理由がないため引き受けることになったが、そのとき交わしたのが最後の言葉であった。まさか、その3ヶ月後に帰らぬ人になるとは、夢にも思わなかった。

本当にもう少し長く生きてほしかった。これまで封印してきた思いを森岡氏に伝えたかったが、それも叶わぬ夢となってしまう。森岡先生、安らかに眠ってください。そして私たちの活動を見守ってください。合掌

教育者森岡先生の想い出

小野 満

基礎経済科学研究所所員

私が森岡先生に初めてお会いしたのは、1977年10月20日と確定することができ。それは、先生が所属しておられた基礎経済科学研究所（以下基

権を獲得すること、そのことはすなわち、主権者として社会参加を進めることだと私は理解しているのですが、学習することによって心の自立が進められることを、教えていただいたと感謝しております。

二部を卒業してからも、厚かましくも、まるで恒例のように正月3日の日にお宅へお邪魔して懇談させていただきました。先生がご存知ない私の職場の知り合いの人などと一緒にお伺いしても、いつも暖かく、迎え入れていただいて、そのことが毎年の私のストーリーになっておりました。本当にありがとうございました。合掌。

森岡先生を偲んで

錦織 威紀

大阪外大卒業生

森岡孝二先生が新任教師として、大阪外国語大学II部（夜間部）に赴任されたのは1969年10月でした。

大阪外大II部学生自治会は、大学改革・民主化に取り組んでいました。「外大は大学であって外国語学校ではない。語学はもとよりだが、それを通じて社会科学や人文科学を学問として学ぶ教科を増やすべきだ」「先生も招聘すべきだ」との要求で大学当局と団体交渉を重ねたりしていました。初めは強硬であった当局も「それでは先生を見つ

礎研と略す）が、当時開設していた夜間通信研究科金融・流通・協同組合論学科（大阪）が開講された日であるからだ。私が大学教授という人に個人的にあったのはこの時が初めてであった。この時私はすでに45歳であった。以来先生が急逝される直前2018年7月18日の森岡ゼミまで40年以上の永きにわたって先生の教えを受けたことになる。この間お付き合いの濃淡はあったが、ゼミに参加し論文の指導を受けられなりに研究を深めることができた。

私の学歴は高校中退であり、それまで永く中小企業に勤めていた。それが当時ニクソンショック・オイルショックの激動を経験して、何とかこの激動の謎を解きたいと基礎研を探し当て飛び込んだのである。ところが、基礎研では労働者は学習するだけでなく研究もしなければならぬ。労働者には「働きつつ学ぶ権利」があるのだという。これには驚いたが、懸命に努力しているうちに何とか理解できるようになった。なかでも、森岡孝二編の出版プロジェクトに参加することができたのが大きい。私の場合、1986年の『勤労者の日本経済論』以下4冊に及んだ。職業生活を持つ労働者を指導して出版物にまとめるのは大変だったであろうと思うが、先生には時に厳しく時には優しく指導していただいた。これによって私の後半の人生は前半とは全く違ったものとなった。ただ感謝の

言葉あるのみである。

私は大きな森岡孝二ワールドのほんの一部に接したのみであるが、教育者森岡孝二、それも社会人教育者森岡孝二の一面も知っていたらだいたいと思う。先生の研究テーマは「労働」であり、弟子のテーマはそれなりに重なるものであるが、私の関心はそれまでの職業生活から「市場・競争」であった。先生は自分の意見を強制されることはなく、私の関心を伸ばしていただいた。先生が心臓に疾患を抱えておられたことは知っていたが、残り僅かな私の人生の最後まで教えを乞うことができると思っていたので返す返すも残念なことである。今はただ先生のご冥福を祈るのみである。

「先頭性」に深く敬意と脱帽

高島 嘉巳

基礎経済科学研究所員

森岡孝二先生、長い間本当にご苦勞様でした。そして大変お世話になりました。

思えば、はや半世紀にもなんなんとする昔から、ときには濃く、ときには（先生の留学や超多忙のため）淡く、ずーっとご指導ご交誼いただきましたことに對し、衷心より感謝いたします。最初の出会いは、基礎経済科学研究

所の金融・流通論学科で『金融資本論』

（ヒルファードイキング）を取りあげて論じ合ったことが思い出されます。以来、『帝国主義論』、『資本論』などの古典とともに、注目すべき内外の経済学書を適宜取り上げてきましたが、その研究会の回数も、今や森岡先生の出欠如何を超えて、優に750回を越えるまでに積み上がりました。その間、それぞれの労働現場をテーマとした研究論文を森岡孝二編（著）のもと商業出版して世に問うこと数度、楽しく記念すべき思い出とも、実績ともなっています。お蔭で私は、仕事柄、「総合商社論」と「土地・住宅・都市論」など不十分なながらも、まとめることができました。

私の知る限り、人間・森岡孝二の真骨頂は、その「先頭性」にあったのではないかとつくづく感じ入る次第です。といえますのは、「〇〇長」や「代表」等に類する肩書と役割が、森岡先生の一生のなかで何と多く担われて、自発的に「先頭」に立ってこられたことだろうか、と今更ながら感嘆しているからです。小は、かつての父兄会・PTA・地域自治会から（？）大（！）はつい最近までの過労死関係諸団体に至るまで、その間に容易に挙げられるものでも、基礎研関係、経済学会関係、株主オンブズマン、労働争議支援団体等々、実に枚挙にいとまのないほどの「八面六臂」ぶりを、勇躍「先頭」に立っ

先生「春がいいなら秋もいだろう。楽しみだなあ」。

毎春のゼミ後には大川端をそぞろ歩きながら花見をすることにしていました。屋台でおでんを頬張っていると、花見客から何度も声を掛けられました。「あれはドコソコの会の人たちだ」「ナニナニで頑張っている人たちだ」の先生の説明を受けながら、先生の活動範囲の広さに驚きました。

古市古墳群・河内の古寺巡り・宇治・飛鳥などへのハイキング、彦根・六甲山・加茂など関大セミナーハウスでの一泊ゼミや小豆島への小旅行などで交わした、村山知義や新劇をめぐる談義、先生の故郷の碩学三浦梅園についての論議、労働時間研究についての河上肇や杉原四郎をめぐる話、そして野花や野鳥についての蘊蓄など、何故かゼミ以外でのいろいろな楽しい語らいが思い出せてなりません。

最後にお会いしたのは7月18日（水）でした。ゼミは高田さんのグループトリッセについての報告があり、先生の確かなコメントもありました。ゼミ後の喫茶店で、高田さんと三人で一つテーブルに座った先生は、先日来の発熱で数キロ痩せたとのことでしたし、地震で書斎など資料と書物が散乱してメチャメチャだと云われ、お疲れの様子でした。私も入院の直前で、最後までのお付き合いをせずに途中失礼して

しまったのが、永のお別れとなりました。今になって残念でなりません。



2014年10月14日 森岡ゼミ・小豆島尾崎放哉記念館にて

森岡先生と映画

川口 民記

基礎経済科学研究所員

基礎研の他の研究会で勉強していたが、偶然にも森岡先生の指導する大阪第三学科に参加し、以来30年近く、学習は言うに及ばず、喫茶店での談笑、毎年春秋のハイキング、各地での研究合宿などの様々な経験をさせてもらった。多忙な身にもかかわらず、我々への指導と活動に配慮していただいた先生には、感謝の念がたえない。

森岡ゼミの後のカフェーでの先生との映画談議で、イギリスの社会保障の現状を告発したケン・ローチの『ダニエル・ブレイク』、アイルランドのアメリカ移民の若き女性の青春を描い

て果たしてこられたのです。しかもそれら諸団体の殆どが、何らかの意味で国民の立場から「正義」を高く掲げて、その実現を切実に求めるためのものでした。「義を見てせざるは勇無きなり」（論語）の精神で、これほど多面的・献身的に活躍された、という点では誠に稀有の人でした。

しかし、そうした濃密で精力的な活動の最中に、これまでの累積の結果として、こんなにも早すぎる死を招かれたとしたら、何と恨むべき皮肉と運命でしょうか。ここに満腔の感謝とともに、心からの弔意を表して、ご冥福をお祈りする次第です。合掌。

ある日の森岡ゼミ後の喫茶店にて

高橋 邦太郎

関西大学大学院経済学研究科・森岡ゼミ修了生

基礎経済科学研究所員

*ある日のゼミ後の喫茶店にて―
先生「スターリンが死んだとき（53年3月）、あなたはどう思いました？私の兄は大泣きに泣いていましたか？……」。

わたし「大学3年生の終わりの頃でした。軍国主義教育・学徒動員・戦災・敗戦・平和と民主主義・学制改革・五〇年問題・レッドパージ・朝鮮戦争・警察予備隊・破防法と、一〇年もたたないうちに、本当に「世の中がひつく

た「ブルックリン」などが想い出され、先生が親近感を寄せていた同郷の作家、葉室麟の『散り椿』の映画が、2018年秋に公開され、先生ならどのような感想を抱かれたか、もう聞けなくなつて残念です。



1988年5月 基礎研大阪第三学科合宿「飛鳥山び舎」にて

森岡孝二先生からの言葉の数々

高田 好章

基礎経済科学研究所員

原稿締切日の6月30日夜10時半、森岡先生から赤ペンがいつぱい入ったファイル添付のメールが届き、電話がかかってきました。先生は風邪で2週間休まれた後、時々咳き込みながら、「8時間働いて普通に生活できる賃金と報酬・年金を保証する政策が今求められている」の文章を最後のところに入れてるように、と言われまし

り返る」政治的社会的乱世を経験してきましたから、正義とか権力とかいうものには、どこか冷めたものを感じていました。マルクス経済学と日本共産党は、その中で拠りどころではありましたが、やはりどこかには「すべてを疑え」という醒めた気持ちがありました。特に朝鮮戦争は、徴兵制度復活の恐れもあって学生の喫緊の生死問題であったのですが、大学の学生組織は教授のレッドパージ反対闘争にも失敗し、五〇年問題もあって効果的な反戦行動をおこせませんでした。当時は、専ら勉強と恋愛に夢中でした。そんなわけで、ソ連を労働者の祖国というような見解には付いていませんでしたし、スターリンの死に対して涙するほどの感情の高ぶりは覚えませんでした」。

*また今年の春、ある日のゼミ後の喫茶店にて―
先生「去年秋の京都美山への帰りに、和歌山紀ノ川べりの粉河寺と根来寺へ行くこと云つたのではなかった？」。

わたし「斎藤さんがあのへんの地理を良くご存じなので、南海電車の橋本駅に集合して、斎藤さんにクルマを運転してもらって、粉河寺と根来寺を歩いてみようかと確かに話し合いました。ただ、その話は今秋のことと理解していましたが、粉河寺も根来寺も桜の名所ですけれど、今から行くには少々遅すぎるので、秋にしましょう」。

た。この原稿が先生の論稿とともに雑誌『経済』9月号に掲載され店頭に並ぶ直前、先生は急逝されました。6月3日札幌での過労死防止学会第4回大会で先生は、働き方改革法案が国会を通過れば20年30年、日本の労働時間は出口無しの状況になる、36協定で解除されたものが法案にある新たな時間外規制で形骸化する、労基法が死んでしまふ、と断言され、そのためには、企業に厳格な労働時間把握を求める労働基準行政、監督行政の抜本的強化が求められる、と最後にコメントされました。如何に暗い未来を予想はされてはいても、そこには先生が共に担われてこられた過労死防止運動にみるように、社会運動への信頼と強い想いがこもっています。先生が企画された新著では、労働時間論が経済学で軽視されてきたことを、自らの反省をも込めて、その重要性を主張されています。この本『雇用身分社会の出現と労働時間―過労死を生む現代日本の病巣』は、経済の研究者であり社会運動家でもある先生が、経済理論として日本の働き方と労働時間論を論じるとともに、労働運動・社会運動の指針を示しています。ぜひ一読してください。

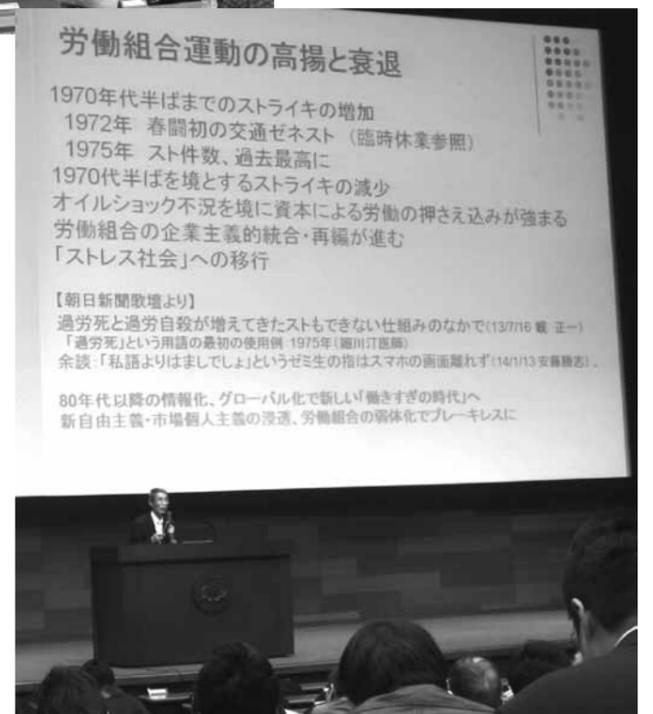
森岡先生は新しい言葉をとてもうまく創られました。ストレスだけでなくストライキのない社会を「ストレス社会」と呼び、「男は残業、女はパート」

と書き、本の章タイトルだったがこれは
 はうまい表現だと『時代はまるで資本
 論』と本の書名になり、「雇用身分社
 会」・『強欲資本主義』は書名で、エッ
 セイ集『教職みちくさ道中記』にはパー
 ドウオッチングの話に「探鳥記は単調
 すぎておもしろみに欠ける」と洒落を
 放っています。12冊の著書、ブックレッ
 ト、共著、論文から雑誌記事までたく
 さん書かれ、週刊エコノミストには書
 評を10年間以上続けられ、ラジオ・テ
 レビにも出られ、関大退職時にはABC
 テレビ報道番組キャストで、「過労
 死なき社会を目指し、名物教授、最後
 の授業」が放映されました。アスネッ
 ト事務所でマスコミの取材を受け、資
 料も無しによどみなく数字を挙げて答
 える先生の姿に、ついこちらも聞きほ
 れてしまいました。

28歳の私が基礎研大阪第三学科で初
 めて直接教えを受けて以来師と共に40
 年近く、近年は働き方アスネット・過
 労死防止学会の活動を手伝い、経済学
 だけでなく社会事象から歴史・演劇・
 映画など、話題はとんでも広く、もっ
 ともつといういろいろな事を教わり話した
 かった。今は感謝するのみです。先生
 が指導されていた「森岡ゼミ」と「労
 働時間研究会」は、これからも皆さん
 と続けていきます。



2014年1月20日 森岡先生の最終講義



森岡先生の講演録・最近のエッセイ

過労死防止学会第4回大会での森岡先生の報告とコメント……………106
 森岡先生の『鳥にまつわるコラム』（いわき総合法律事務所ニュースより）……………112

過労死防止学会第4回大会での森岡先生の報告と
コメントを反訳したものです。

36協定による労働時間規制の解除と 時間外労働

関西大学名誉教授 森岡 孝二

報告

森岡と申します。限られた時間に前置きをするのは野暮な
のですが、今、出ざるを得なくて電話対応をしていました。
思わぬ事態がいろいろあり、日曜日も含めて仕事が発生す
る。私は、つい1日前まで過労死防止学会の代表幹事でありました。そう
いう立場から、ある特定の責任ある人物に仕事が集まる。そういうこと
を今日は身をもって体験しました。それで身体と精神の両方がパンク状態
です。お許し下さい。

はじめに

報告を準備する際に、私がお話しする論点をかなり絞りこみました。今
回の大会のメインタイトルは、「過労死問題からみた「働き方改革」の諸
問題」です。過労死防止学会で、過労死問題の全体像が見えないまま論点
を絞り込んではいけません。絞り込んだ理由は、裁量労働制の拡大、高
プロ制の創設、時間外労働規制のいわゆる上限規制、この3つのうち、お
そらく一番議論が難しいのは時間外労働規制です。80時間・100時間規

あります。

変化ということでは、当時は壮年の過労死、脳・心臓疾患の多発とい
うのが大きく問題になりました。今は若年層、いわば40代以下の30代、20代、
10代ですが、特に最近では30代や20代にも、学卒後数週間、数ヶ月で亡くな
るといふケースも含めて若年層の過労自殺、過労死があり、過労死問題が
若い人に広がってきました。

それから80年代の終わりということになると今から30年前ですが、正社
員がほとんどでした。8割以上がいわゆる正社員という時代から見ると、
今は非正規雇用が4割を占める時代になって、大きく変わっています。こ
れは別の面という、過労死問題では、括弧付きですが豊かな社会の中で
長時間労働が問題となった時代から、今は明らかに低賃金労働者が増え、
兼業掛け持ちの労働者も増え、貧困が問題になる時代になっています。

貧困と過労死、ワーキングプア
と過労死とが併存する、そうい
う時代です。こういうように、
大きく変わった面もいくつかあ
ります。



1988年の「過労死110
番」で、相当数の回答があった
中のごくごくわずかな例です
が、最初のひとつ、ふたつだけ
読んでおきますと、「朝が早く
夜も遅い。帰宅後も夜中まで電
話。休日も出かけていく人でし
たね。いつも仕事には夢中でし
たが、『少し疲れたよ』と言っ
ています。大きな原因はストレス
と睡眠不足ではないかと思いま
す」建設・営業ですね。それか

過労死防止学会第4回大会

日時：2018年6月3日（大会2日目）
会場：札幌・北海学園大学
共通論題：過労死問題からみた
「働き方改革」の諸問題

制は無いよりはマシだ、いくつかの新聞の解説記事にもそうい
うようなものが散見され、イエスだという議論もあります。そ
うではない、ということも言いたくて、「36協定による労働時
間規制の解除と時間外労働」という表題を選んだのです。
最初に、全体を鳥瞰あるいは概観するために1980年代末
の過労死と今日の過労死とがどのように連続し、かつ、どのよ
うに大きく違うのか。そのことを長時間労働の問題を念頭に置
きながら、話しを進めてまいります。

過労死問題の発端とその後の変化

1988年に「過労死110番」の全国ネットワークがスター
トしたことが過労死問題の前提になっています。しかし、実は
大阪の過労死関係のいろいろな文章を見てみますと、1969
年に、年を越せば万博だという12月だったと思いますが、新聞
が増ページ、増ページで発行部数とページ数がどんどん増える
ということがありました。その発送係をしていました大阪の大手新聞社大
阪本社の人が、典型的な不規則勤務と長時間労働で亡くなりました。その
ときに産業界の方が2人意見書を書きまして、補充意見書も含めて、1通
の意見書が残っています。それが、今日に通じる過労死問題の最初の
例です。しかも、その事件の意見書を書いた方、細川汀先生が、その事件
をもとに1975年に出した本の中で初めて、私の勉強した範囲ですが、
「過労死」という言葉を使っています。それから数年経って1982年に
3人の有名な産業界の先生による専門書的な性格を残した啓蒙書とい
うか、一般書として「過労死」というタイトルの本が出ました。そこから一
挙に広がったのではなくて、そのあと、1988年の「過労死110番」
で一挙に広がったという経過があります。メインドキュメントとしては変
わらない長時間労働、相変わらず今も死ぬほど働く、それから企業中心
な時間構造、深刻な社会問題としての過労死の存在、そういうものが今も

ら、「毎日毎日、夜の12時頃まで残業を続けて、帰宅は夜中1時。従業員
100人あまりの、残業手当もゼロ。夜食はラーメンぐらい。疲労困憊の
状態で、『もう限界だ、殺される』ともらした矢先の死で、残された親子
はショックでしばらくは立ち直れませんでした」、これは製造の部長です。
この、作業長とか、現場のプレイングマネージャーというか、実際に作業し
ながら管理に携わる、そういう人の過労死が多かった時代でもありますね。
ここから世界に過労死という言葉が広がりました。[Japanese Live: and
Die: for Their Work] (仕事に生き……仕事に死ぬ……日本人) というタ
イトルがついたのが、アメリカのシカゴ・トリビューン紙1988年11月
11日付の記事です。それは30年前ですが、2017年の6月2日、ちよう
ど1年前のBBCのレポート「The young Japanese working themselves
to death」(死ぬほど働く日本の若者)、死ぬまで働くということが若い年
齢層に広がってきた、という貴重なレポートを、今もネットでみることが
出来ます。

日本の長時間労働の実態

日本的働き過ぎということ、いろいろな考え方があります。労働基準
法当初の法定労働時間の1日8時間、週48時間、それが現行法では週40時
間、1日8時間と入れ替わっています。1947年労働基準法と1987
年改正との間に、1日と1週間が入れ替わったというのは非常に大きな意
味があるのですが、それはここでは置いておきましょう。36協定が労働基
準法にあって、それによって法定労働時間の物理的な時間規制が解除され
る。戦前から今にいたるまで日本の、特に男性の長時間労働が問題になっ
ています。近年は共働きが広がっていますが、女性は正社員としてずっと
勤め続けることは大変難しく、いったん労働市場なり雇用労働から出て
家事専念になり、それがまた再度労働市場に参入する。そこではパートタ
イム労働、あるいは非正規雇用です。最近では女性に限りませんが、女性
の場合はもう半数以上が非正規で、4割がパート、そういう状況があります。

それから、いわゆる賃金不払い残業・サービス残業を含めて残業が非常に長いですね。労働組合の規制力が著しく弱い。こういう特徴があつて過労死・過労自殺が多発します。

ところで、今年の連休前の4月27日に、2005年に私が書いた『働きすぎの時代』（岩波新書）の韓国語版『死ぬほど働く社会』が韓国で出版されました。その前に『雇用身分社会』という本が翻訳されています。世界の働き方をとりまく状況の変化が言えるなという感じがします。

話がぐっと飛んで、今の問題状況を考えます。過労死等の月残業時間別労災認定で「脳・心臓疾患」と「精神障害」があつて、100時間未満が半数、「精神障害」はうんと短い20時間というのもハラスメントの関係で認定されているケースがあります。若い年齢層と短い労働時間でも精神障害の場合はかなり多いということは事実です。いずれにせよ今回100時間未満といわれていますが、「未満」かどうかは、労災認定の判断基準にとつては、どっちでもいいことです。政労使合意で、安倍首相が間に入って取り持つ際に連合の肩を持つという、ある種の政治的茶番劇で、100時間未満となつたと、私は理解をしています。

OECDにフルタイム労働者の統計があり、日本の社会生活基本調査のデータがとれる5年ごと、2001年、2006年、2011年、2016年の調査と比較できます。日本は本来のフルタイム労働者の統計はありません。毎月勤労統計調査（毎勤統計）で一般労働者がそれに該当しますが、毎勤統計は賃金支払い労働時間しか書いていませんから使えません。社会生活基本調査に「正規の職員・従業員」という項目があつて、これが一番準用できるだろうと、早稲田大学の黒田祥子さんが2011年データを詳細に集計されています。いわゆる正社員のデータを見ると2011年も2016年もほとんど53時間で変わらない。アメリカ・イギリスと比べると、ほとんど12時間半から13時間長い。ドイツ・フランスと比べると15時間長い。年間というと、アメリカ・イギリス基準で500時間、フランス・ドイツ基準で日本は600時間長い。日本の月の法定労働時間172時間で計算すると、それらの国に比べて年間で3カ月以上長く

年の秋から2015年の1月と2月を通じて、労政審で議論されてまともになりました。このときにできた健康管理時間についての議論で、80時間とか100時間が出されています、私の理解では、そのまま時間外労働の上限規制の数字に横滑りしている、そういう経過があると思います。

2016年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」というものが閣議決定されました。政府文書でこれほど明確に言われたのは初めてだと思いますが、労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36協定における時間外労働規制の在り方について見直しをするという議論になっています。そして働き方改革実現会議がスタートして、安倍首相は一億総活躍に向けて最大のチャレンジというようなことを打ち出しました。その後、2015年の通常国会に2つの法案を含む労働基準法関連法改正案が出て、2017年9月の総選挙でいったん廃案になり、また仕切り直しで今に至っているわけです。

戦前の工場法と長時間労働

1901年に、今の経産省の前身の通産省の、さらに前身の農商務省が、働き方について、工場法が必要ではないか。あまりにも資本主義が発展してきた中で、労働者の状態が悲惨な状況にある。それで実態をまず把握することから始めようということで調査されたのが、有名な『職工事情』という本でまとめられた工場調査です。この時に労働組合期成会の機関誌『労働世界』に、芝浦製作所や沖電気で起きた過労の結果による頓死や衰弱の問題を取り上げ、「今や労働運動は賃金問題でも権利問題でもなく、生活問題である」と、こう警告をしています。労働組合の最初の萌芽的な形態の労働組合機関誌で、一番早い事例でこれが伝えられています。2交替がある場合と無い場合とありますが、1日の労働時間はほとんど15時間、18時間、あるいは1日24時間とか、さらにその上に36時間とか、特別レアなケースもあります。マルクスが『資本論』で取り上げた工場法の制限が及ばない産業における労働時間の実態と同じです。最低限の休息は睡眠時間



働いている、という見方も可能です。

安倍労働時間改革について

本題である安倍内閣の労働時間制度改革ですが、2013年の1月に産業競争力会議ができます。厚生労働大臣がオプザーバー、労働界代表もいない。労働問題の専門の有識者はいない。産業競争力会議はその当時から70歳以上の人がかりといつていいぐらいの長老たちが集まって、女性ほとんどいない。女性は少なくとも3割、望ましくは4割ということになっているはずですが、いない。そういう中で議論が進みました。働くもの命と健康の問題を、産業競争力の問題、あるいは経済成長戦略の問題として議論したのです。これは本来の社会政策、雇用政策ではない議論です。本当の意味の健康・安全問題はどこかに消えている。そういう議論からことが始まりました。武田薬品の会長の長谷川氏がチーフになってまとめた文書で働き方改革というのを打ち出し、労働生産性の上昇、それから一律の時間管理にとられない働き方の構築等を言つて、健康確保のために労働時間の上限を設けると。これは労働時間じゃなく、健康管理時間を設けるといふふうに言われてもいます。そして高プロ制の議論が2014

で、自由時間ゼロ、男性は家事労働ゼロというふうに仮定して、寝て、またすぐに起きて仕事をする。起きて活動するすべての能動的時間が労働時間です。ですから今の日本の「ブラック企業」と呼ばれる職場、これは大手の企業の職場にもありますが、中小の職場を含めて、酷いケースで典型的なケースは15時間です。2013年でしたが、今野晴貴さんらの理論活動もあつて、「ブラック企業」が一挙に言葉として広がった時期に、朝日新聞の「週刊こどもニュース」で、私が監修で名前が出ましたが、1日の労働時間について、15時間、残業代無し、とイラストに書かれていました。つまり「ブラック企業」の労働時間の端的な表現が1日15時間なのです。ですから明治期の『職工事情』から「ブラック企業」に至るまで、あるいは『資本論』から「ブラック企業」に至るまで、ずっと限界労働としてみると、人は15時間働かされてきた。そういうところでは人は倒れる、人は死ぬということが言えます。

日本では1911年に工場法ができましたが、非常に不十分なもので12時間の制限、1923年に11時間に変更された。それから深夜労働の制限もずっと遅れています。ところが、戦前の工場法には皮肉な形で時間外労働規制、物理的な規制の上限がありました。1日の所定、あるいは法定労働時間が非常に長いということがありますが、事実だけあげておきますと、「臨時必要アル場合」行政官庁へ届けることにより1ヶ月につき7日、1日につき2時間の延長を認める。「季節ニ依リ繁忙ナル事業」を、行政官庁の認可を受けて1年につき120日以内の期間で1日1時間以内、年120時間の延長を認めると、こういう条項がついています。

労働基準法制定と36協定

99年前の1919年のILO1号条約は、1日8時間と定めた世界の最初の本格的な条約です。欧米諸国が日本に入ってもらうために様々な譲歩をつけましたが、日本は、その譲歩・妥協にも関わらず、結局賛成せず、戦後も批准できなくて今に至っています。戦後の1947年の労働基準法

は、初めてILOの基準としての1日8時間労働が謳われて、週48時間労働とともに法定労働時間が盛り込まれました。しかし、そのときからずっと、法定労働時間は36条の労使協定によって解除手続きがあり、ザル法・抜け道という仕組みが最初からあって今に至っています。1998年に、週15時間・月45時間・年間360時間という36協定の限度時間を労働大臣告示で定めて指導するのですが、しかしこれは目安的な指導の時間で、法的強制力・強行規定ではありません。休日労働については、恐ろしいことに、24時間を認める例が今でもあります。

時間外労働の規制をどうするかという問題では、実は所定外労働削減要綱というものが1991年に政府によって策定され、時間外労働の問題の一部として、賃金不払・未払残業についての是正に取り組み始めました。いろいろ立派なことを言っていて、なぜ所定外労働の削減が必要か、個人の自由時間・家族のふれあい・地域社会との関わり・健康と創造性・働きやすい職場環境、こういうのを作るために必要だ、人たるに値する生活のために必要だと書かれています。2001年にもあります。時間外労働削減要綱の意義について2001年のものはちよつと言葉を変えています。創造的自由時間の確保・家庭生活の充実と、言葉を変えています。観点が同じですね。これが労働時間の本来の意味の上限規制です。残業代による間接規定ではなくて、本来それが意味を持つとすれば、時間数による直接規制が配慮されなければいけないということです。

実は労働基準法の草案には、法定労働時間を超える労働時間の延長の限度を、「1日について3時間以内、1週について9時間以内、1年について150時間以内」と規定する項目がありました。これは答申の段階ですぐに消えて、成立した法律からは当然消えています。一度もこれが立ち戻って議論になったことは無いと思います。しかしこれがひとつの原点です。なお、韓国からの情報では、1日はありませんけど、1週間について40時間プラス12時間の52時間、それに日本の厚労省にあたる雇用労働部が行政解釈で16時間プラスして労働時間規制を68時間にしてたのを無くし、労働時間規制が正味の52時間になりました。そうすると、日本に比べればは

死を無くせばいいということではありません。今の規制案では過労死も無くならない。過労死の多発ゾーンの時間帯を含んで上限を設けているから、無くなりようがないのです。過労死をおこさないということを謳い文句に政府はいろいろ言っていますが、過労死が無いということを実現するためにも、過労死の防止だけを目標にするのではなくて、自由時間の確保、余暇の享受、社会参加、家庭生活で男性も家事・育児・介護に参加できる時間を確保する、女性はもつと働けるようにする。そういう意味の、かつて女性にあった時間外労働規制が男女の別無く適用される、そういう労働時間規制は、本来、労働基準法が規定した人たるに値する生活を営むための最低条件、憲法が謳う人として尊重される生命・自由および幸福追求に関する国民の権利、あるいは健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、これを単なる絵に描いた餅じゃなくて、現実性のあるもの、実効性のあるものに変えていく日本社会への改革、それこそが今、問われています。そのことを強く訴えて私の報告とします。長時間ありがとうございます。

コメント

時間外規制の形骸化と労働時間把握

最初に、議論における本丸で言いますと、時間外労働の問題というのは、物理的な実労働時間の規制の問題と、残業代による間接規制との2つあります。その2つの問題について、やはり原則からどう考えるかという本丸の議論、ちゃんとした骨子をどう作るかということで議論をしていくべきです。私は今、提案されているものが国会で通れば、おそらく20年30年、日本の労働時間はほとんど出口無しの状況になるだろうと思います。もちろん悲観論だけはいけません、どう考えても憂うべき現実があって、闇の中にバラの明るい芽が見えるということではありません。なにしろ法

るかに前進的な上限規制を持つ国になります。実際の職場でそれがどうかという問題は、これはまた別の議論ですが、法的に見ると、韓国のほうがはるかに進んだ国になったということが言えます。

日本の問題に戻りますが、36協定については、あまり考慮されていませんが、両面があります。36条の但し書きには「坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない」と、これが今の法律です。実際には非常に狭い範囲しか対象になりません。解釈を読むと、暑熱とか寒冷、有害放射線などいろいろなことが言われ、極めて限定された業務についてのみ但し書きが適用されます。本来はこの但し書きの規定を一般則にして、上限を超えた働き方を認める場合の例外の業種については適用除外を設け、最高延長を特別に認めますということを具体的に書くべきであって、一般と特例との位置がまったく逆立ちしているというのが現行法です。

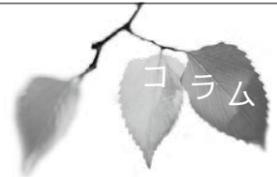
育児介護休業法に関しては、ここでは細かく言いませんが、育児と介護の申告・申請の時点で制限があります。まずは時間外労働をさせないという制限があって、時間外労働をする場合について、月に24時間・年150時間という規定があります。日本弁護士連合会の「あるべき労働時間法制に関する意見書」によると、第1段階として、直ちに現行の労働時間の延長の限度に関する基準、週5時間、月45時間、年間360時間を労働基準法に規定するとともに、特別条項に関する規定を撤廃する。次に第2段階で、段階的に週、月、年の延長の基準を厳格化するとともに、1日の労働時間の延長の上限について法定する。これは1日2時間、最長で1日10時間です。1週8時間、年180時間を目指す。日弁連は180時間と言いますが、私はいろんな過去の経過から言って、150時間というのが妥当だと思います。

労働時間規制とは

最後にですが、労働基準法の上限規制案について議論する場合に、過労

定労働時間の週40時間、1日8時間がまずあって、その8時間も40時間も何も言われないまま、いきなり36協定による時間外労働の限度に関する基準の月45時間と年360時間という2階の構造があって、3階に特別条項付き36協定で単月100時間未満と複数月80時間以内、そして別枠の休日労働を入れれば960時間以内、という3層構造です。3層構造になって何が起るかというと、8時間と40時間は、ほとんど規制の基準としては意味をなさなくなってくる。労働基準法の労働時間規制がもともと36協定によって解除されてきましたが、いよいよもって今度は時間外規制そのものが形骸化してくる。そういう点では労働時間規制が、労基法が死んでしまふ。そこに非常に大きな問題があります。過労死防止運動から言えば、過労死家族の会が憂うような問題がますます深刻な問題になってきます。

ただし、ひとつこと強調すると、昨日の国際シンポで松丸正弁護士が発言をされてきましたように、労働時間の適正な把握、厳格な労働時間の実態把握、これが大変重要であります。これがはっきりしておれば、おそらく労災認定、さらにその企業の責任追及の損害賠償請求訴訟、民事訴訟、こういうものも展望が開けてきます。働き過ぎで人が死ぬ、ということ無くさないといけない。使用者、企業として健康安全配慮義務が第一の経営上の義務になる。そういう意味でも、ひとつの大きな判断のよりどころになる適正な労働時間把握が第一歩です。企業が申し立てた労働時間と労災申請の結果明らかになった労働時間の間には、大阪で報道されている事例で言うと、最大3倍あります。企業が把握したのは60時間、実際は180時間、そういう事例があるわけです。いかにひどいか。電通の問題もそうです。その点で言えば労働時間、36協定をどうするかという議論以前に、労働時間把握の問題において、もつと企業に厳格な時間把握を求めるときの労働基準行政、監督行政の抜本的強化が求められます。そのことを強く訴えて、私の最後のコメントとしたいと思います。



ウグイスとホトトギスの『托卵裁判』

ゆうあい会代表
森岡 孝二 (関西大学名誉教授)

▲野鳥が他の種類の野鳥の巣に卵を産み、雛を育てさせる習性を托卵といいますが、托は委託の託と同じで、他の者にまかせてやってもらうことです。日本ではホトトギスがウグイスに托卵することがよく知られています。

初夏の小豆島ではホトトギスもウグイスも山里でよく鳴いています。左の写真は普段は留守をしている島のわが家の庭で見つけたウグイスの巣です。紫陽花の根元にありました。右は同じわが家の南天に作られていたメジロの巣です。ウグイスの巣のほうが場所も形も用心な感じがします。その分、ホトトギスに付け入れやすいのかもしれませんが。

▲ホトトギスから子育てを托されたウグイスは、雛のときから自分より大きいホトトギスにせっせと餌を運びます。それ

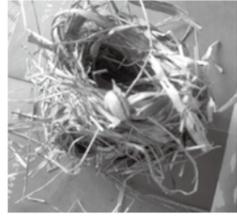
ばかりかホトトギスの雛は同じ頃にかえるウグイスの雛を巣から突き落として、育ての親を独り占めにするのです。

▲こういうことが度重なるので、ウグイスAがこれ以上托卵をたくらまれてはたまらんと、ホトトギスBを住居侵入罪の容疑で鳥類裁判所に訴えました。原告・被告の両代理人のやりとりがあって、黒い法服に身をまとった裁判長のカラスCから以下のような判決が言い渡されました。

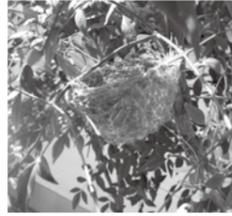
「ウグイスよ。ホトトギスの子育てをさせられた怒りは分かるが、卵を産み落とされたときに見抜いておれば防げたであろう。巣立つまで気付かなかったのはお前の落ち度だ。これからはわが子を守るためにホウホケキョウと法華

経を唱えるがよからう。

ホトトギスよ。自然の摂理とはいえ育児責任を放棄した罪は免れない。ウグイスはお前の永久追放を求めているが、それでは厳しすぎる。よって、罪一等を減じてこの地に5月下旬から8月中旬までの3ヵ月以上は留まってはならないものとする。後は南に渡るがよからう。」



ウグイスの巣



メジロの巣



ミサゴは泣いています

ゆうあい会代表
森岡 孝二 (関西大学名誉教授)

ミサゴという野鳥をご存じですか。英語名はオスプレイと言います。昨年12月13日、沖縄本島東海岸沖で墜落・大破した、米軍普天間基地所属のあの垂直離着陸軍用機も同じ名前です。

ミサゴはトビと同じくらいの大さのタカの仲間です。飛びながら魚を探し、上空から水中に急降下して魚を捕らえます。魚を捕る鷹がミサゴです。ずいぶん前になりますが、淀川大橋の近くで釣りをしていた、突然、上から矢のようなスピードで水中に突入した鳥がいました。あとで図鑑を調べて、それがミサゴであることを知りました。その後、同じ淀川で上空を悠然と飛んでいるミサゴに出会ったこともあります。

2001年にニューヨークにいたとき、ケネディ空港に面したジャマイカ湾の人工島の野生生物保護区で、電柱状の塔の

上にミサゴが営巣して二羽のヒナが巣立ちを待っていました。その折りに、ミサゴは英語で、正式名はオスプレイ、通称はフィッシュ・ホークと呼ばれることを知りました。日本でも江戸期にウオタカという別名があったようです。

今では数が減って準絶滅危惧種になっているようですが、日本でも留鳥として北海道から沖縄まで生息し、海辺や河口のボラやスズキやコイなどを捕らえます。高い杭や電柱や木の枝などを食事専用の場所にし、キャッチした獲物はそこに運んで食べるそうです。「寝屋川の野鳥園」さんのホームページには、男里川(大阪府南部)の河口でミサゴがフグをキャッチしている写真があ



り、「河豚しか採れないミサゴさん。とっては捨ての連続でした」という解説がついています。

鳴き声は聞いたことはありませんが、チツ、チツと聞こえ、ピョピョピョという警戒音を出すそうです。この頃はそれが悲しい泣き声に聞こえることが多いといひます。軍用機のオスプレイは、墜落事故が多く、2015年5月のハワイの事故では、海兵隊員1人が死亡しました。それを伝えた記事にはオスプレイには「未亡人製造器」の異名もあると書かれています。

垂直離着水の名手であるミサゴは墜落したりはしません。事故の多い危険な軍用機に自分の名前が付けられて、沖縄のミサゴも大阪のミサゴも泣いています。



春の夜の春告鳥の夢の戯れ言

ゆうあい会代表
森岡 孝二 (関西大学名誉教授)

いわき総合法律事務所の事務所ニュースは「春告鳥」と題されています。鶯の別名です。鳴き声は誰もが知っている鳥ですが、姿をあまり見せないために意外に誤解の多い鳥でもあります。

鶯色といえば、どんな色を連想するでしょうか。下の図でAと答えた人はピンポン、Bと答えた人はブー。緑に近いと思われがちですが、どちらかというとな茶に近い色です。

下の写真は下が鶯、その上が目白です。

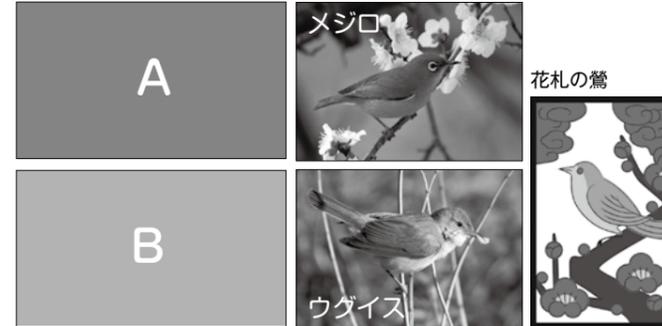
ところが多くの人は目白を鶯とっています。花札もその一例です。この図柄がいつの時代からあるのか分かりませんが、子どもの頃から花札の鶯は見ての通り目白でした。もう一例は、「いわき事務所ニュース」春告鳥の題字横のイラストも緑の可愛い目白ちゃんになっています。

横溝正史の『獄門島』に「鶯の身を逆に初音かな」という其角の俳句が出ています。この鶯も実は目白ではないかと思われま。この句は梅の花にきた鳥が身をさかさまにして蜜を吸っている姿を詠んだものでしょう。そうやって蜜を吸うのはつう目白です。私

は万博公園の梅園で間近に見たことがあります。花札の目白図柄の鶯も梅の木に止まっています。ことほどさように、梅と目白は季節的に相性がいいのです。しかし、俳句としては「梅に鶯」のほうが絵になりやすいので目白が鶯と取り違えられたのかもしれない。

こだわりついでに言えば、選挙カーで候補者名や政党名を連呼する「ウグイス嬢」も誤用です。春を告げてホーホケキョと鳴くのは鶯の雄で、雌はさえずりません。その意味でお嬢さんのウグイスはいけません。では男性ならどうなのでしょう。嬢の対義語は坊だとすれば、さしずめウグイス坊とでも呼ぶのでしょうか。でもまるで幼い子かいかつい僧侶のような感じで、票が減りそうですね。

このたびいわき総合法律事務所友の会「ゆうあい会」の応援団長を引き受けました。その挨拶代わりに、事務所ニュースの「春告鳥」からこんな由無し事を考えました。



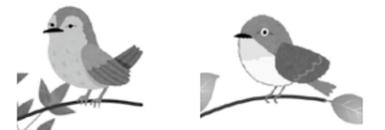
※事務所ニュースはカラーで A:茶色に近い色 B:緑色に近い色 でした



ゆうあい会の
森岡先生



森岡先生の指摘で判明した、事務所ニュース
トップページのイラストの間違い



↑正解のウグイス ↑まちがいのメジロ

上は、2015年12月3日のお楽しみ公演会での4人トーク(左から岩城弁護士、中田進さん、桂福点さん、森岡先生)

右は、2018年3月3日の第3回総会で「日本人はどれほど働きすぎか」をテーマに講演する森岡先生



真ん中は、2016年7月9日の第1回レクリエーション、万博公園の二フレル
左は、2017年7月1日の第2回レクリエーション、神戸散策



カルガモの亭主はなぜ子育てに参加しないのでしょうか

ゆうあい会代表
森岡 孝二 (関西大学名誉教授)

カルガモは鴨の仲間ではめずらしく留鳥であることが知られています。日本列島で繁殖するだけでなく、渡りをせずに1年中います。河川や湖だけでなく、都会の池や町中の水路にも巣を作り、4月から7月にかけて10個から12個の卵を産み、26日くらい卵を抱いて、母親が孵った雛をつれて水辺を泳ぐようになります。

父親は子育てでは何もしません。交尾と巣作りの場所探しを雌雄のつがいでしたあと、雄は子育てを放棄して巣から離れ、雄だけの群れで生活するそうです。たまに親鳥の大きさの2羽のカルガモが雛たちと列をなして泳いでいる光景を見ることがありますが、この一方が雄だとしても、雛たちの父親ではなく、遠からず子離れして2度目の繁殖期に入る雌を追いかけている別の雄だと考えられます。

カルガモの雄はなぜ子育てに参加しないのでしょうか。卵から孵化した雛たちはすぐに歩いたり泳いだりすることができます。親から口移ししてもらわなくて

も、独力で餌を採ることもできます。ここから先は科学的根拠のない当てすっぽうの推論ですが、母親は引率や見守りをするだけでいいのです。同じ理由で、父親はタネを仕込むだけであとは用がないといえます。

人間の夫婦で浮気をしたことがない夫を「カルイシ亭主」と言います。軽石は「かかとする」しか能がないことから付けられたレッテルです。さしずめ私は全日本軽石亭主連盟の会員資格があると自認しています。カルイシ亭主から連想して言えば、子育てや家事に参加しない夫は、「カルガモ亭主」と呼ぶことができます。私はそうではないつもりですが、子どもらの母に言わせ

るとそのそしりを免れません。

写真は私が昨年(2017年)の5月に近所の水路で撮ったものです。最初、5月5日に見たときは雛が12羽いました。それが1週間経った12日に見たときは5羽に減っていて、「12羽が7日見ぬ間に5羽に減りなんと無惨なカルガモ親子」と思いました。その5羽は5月27日に行ったときも無事でした。だいぶ大きくなっていますが、まだ飛ぶことはできないため、いついかなる災難が降りかかるかわかりません。でもお父さんは、そんなことには我関せず、見向きもしません。



すずめはほんとにかわいそう

ゆうあい会代表
森岡 孝二 (関西大学名誉教授)

放送中のNHKの朝ドラ「半分、青い。」を観ている。ヒロインの鈴愛は、近所の写真館の一人っ子、律を、幼いときから好きと意識せずに好きだった。あるきっかけから律に突然結婚しようと言われ、後先を考えず、鈴愛は「無理!」と言ってしまふ。ふられた律は心の隙間を埋めようと突然結婚する。うちひしがれた鈴愛はこの先どうなるのか。あの明るい鈴愛が泣いている。鈴愛はほんとにかわいそう。

小鳥のすずめもかわいそう。そもそも名前がかわいそう。農作物の害虫を食べる益鳥なのに稲の実の糞も食べる。そのため農家に嫌われて、東北地方では、スズメエと言われている。それがスズメになり、さらにスズメになったとか。この由来はかなり怪しいが、スズメはツバメほどに愛されていない。だから「舌

切り雀」の話も生まれる。

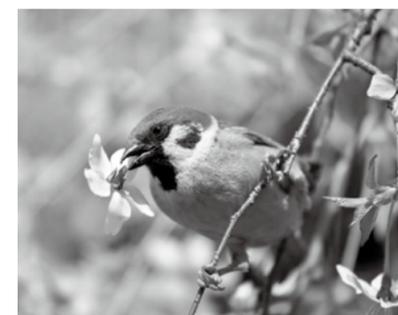
すずめの学校もかわいそう。雀の学校の先生はむちを振り振り チイパッパ。これでは戦前の軍国教育ではないか。だれがせいとかせんせいか、というめだかの学校とはあまりに違う。

すずめのお宿が減っている。そのため、すずめも減っている。茅葺きや藁葺きがなくなるにつれ、すずめは瓦屋根の隙間に巣を作ってきたが、それもいまでは難しい。気がかりなのは今度の地震。すずめのお宿がまた減るだろう。隣家の瓦屋根はブルーシートに覆われている。スレートに替えられるのかもしれない。気のせいかあの日からすずめの鳴き声も元気がなくなった。

以前、バードウィークの頃、小豆島の実家に帰ったときに、瓦屋根の角ですずめが子育て最中だった。見ると親鳥が雛

の糞をくわえて繰り返し外に運んで捨てていた。そういう光景はだんだん見られなくなるだろう。

子どもの頃はすずめが多かった。罪深い私は、罠やゴム銃で雀をゲットし、それを熱い灰に埋めて焼き鳥にして何度か食べたことを告白します。



(写真は神崎哲弁護士さんのFacebookより)

森岡先生の経歴・業績・その他

森岡孝二先生 経歴

森岡孝二先生 研究業績・著作一覧

「森岡孝二の連続エッセイ」タイトル一覧 (NPO法人働き方ASUINETホームページ)

NPO法人働き方ASUINETつどい一覧

森岡孝二先生に関する新聞記事

141 137 129 117 116

森岡孝二先生 研究業績・著作一覧

【著書：単著】

- 『独占資本主義の解明－予備的研究』新評論、1979年11月①
 『現代資本主義分析と独占理論』青木書店、1982年10月②
 『独占資本主義の解明－予備的研究 増補新版』新評論、1987年7月
 『企業中心社会の時間構造－生活摩擦の経済学』青木書店、1995年1月③
 『日本経済の選択－企業のあり方を問う』桜井書店、2000年9月④
 『働きすぎの時代』岩波新書、岩波書店、2005年8月⑤
 『貧困化するホワイトカラー』ちくま新書、筑摩書房、2009年5月⑥
 『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店、2010年4月⑦
 『就職とは何か－くまもな働き方』の条件』岩波新書、岩波書店、2011年11月⑧
 『過労死は何を告発しているか－現代日本の企業と労働』岩波現代文庫、岩波書店、2013年8月⑨
 『教職みちくさ道中記』桜井書店、2014年3月 ※関西大学退職を機に出されたエッセイ集⑩
 『雇用身分社会』岩波新書、岩波書店、2015年10月⑪
 『雇用身分社会の出現と労働時間－過労死を生む現代日本の病巣』桜井書店、2019年2月⑫



森岡孝二先生 経歴

- 1944年3月24日 父佐藤岩人さん、母千代さん、7人兄弟の末っ子・二男として、大分県大野郡大野町（現在は豊後大野市）に生れる
 大野町立東部小学校、大野町立大野中学校を経て、大分県立大野高校を卒業する
 1962年4月 香川大学経済学部に入學、山崎怜先生の下で学ぶ
 1965年10月7日 同じ大学学芸学部で小豆島出身の森岡清さんと結婚、お子様は6人
 1966年3月 香川大学経済学部を卒業
 1966年4月 京都大学大学院経済学研究科修士課程に入學、島恭彦先生・池上惇先生の財政学ゼミナールで学ぶ
 1969年3月 京都大学大学院経済学研究科修士課程を修了
 1969年4月 京都大学大学院経済学研究科博士課程に入學
 1969年9月 京都大学大学院経済学研究科博士課程を退學
 1969年10月 大阪外国語大学助手を経て、講師
 1974年4月 関西大学経済学部講師
 1976年4月 関西大学経済学部助教授
 1983年4月 関西大学経済学部教授
 2011年3月 関西大学を定年退職
 2011年4月 関西大学名誉教授、引き続き特別契約教授として教鞭をとる
 2014年1月20日 関西大学経済学部 最終講義
 「働き方から見た日本経済の半世紀－学生時代からの自分史と重ねて」
 2014年3月 関西大学を退職
 2018年8月1日 慢性心不全急性増悪で逝去

【関西大学での主な役職】

- 教員組合書記長：1976年度
 評議員：2001年11月22日～2006年9月30日
 大学院経済学研究科長：2002年10月1日～2004年9月30日
 経済学部長：2004年10月1日～2006年9月30日

【その他の主な役職】

- 基礎経済科学研究所理事長：1986年6月1日～1992年7月10日
 株主オンブズマン代表：1996年2月8日～2014年8月4日
 経済理論学会代表幹事：1998年4月1日～2001年3月31日
 働き方ネット大阪会長：2006年9月28日～2013年7月31日
 大阪過労死問題連絡会会長：2010年3月26日～2018年8月1日
 NPO法人働き方ASU-NET代表理事：2013年7月31日～2018年8月1日
 過労死等防止対策推進全国センター代表幹事：2014年10月29日～2018年8月1日
 厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員：2014年12月17日～2018年8月1日
 過労死防止学会代表幹事：2015年5月23日～2018年6月2日

第Ⅲ部7 日本の労働者の生活構造 The Life Style of Japanese Workers
『日本経済へのアプローチ』、東井正美・森岡孝二編、ミネルヴァ書房、1992年4月

序章 不思議の国ニッポン

第2部 企業社会の生活構造 第7章 現代日本の労働時間と過労死

第5部 世界の中の日本 終章 企業社会をこえて

『世界秩序とグローバルエコノミー』、『今日の世界経済と日本』第1巻、関下稔・森岡孝二編、青木書店、1992年10月

※編者のみ

『日本型企業社会の構造』、基礎経済科学研究所編、労働旬報社、1992年9月

第7章 日本型企業社会と労働時間構造の二極化—過労死問題への一アプローチ

『経済システムの転換—20世紀社会主義の実験—』、木原正雄・溝端佐登史・大西広編、世界思想社、1993年7月

第V部第一章 新しい社会主義像を求めて

『脱「サービス残業」社会』、本多淳亮・森岡孝二編著、1993年11月、労働旬報社

第2章 サービス残業の経済学

『現代日本の企業と社会—人権ルールの確立をめざして』、森岡孝二編著、法律文化社、1994年2月

はしがき

『文化中心社会の条件—日本型企業社会からの自立』、基礎経済科学研究所編、労働旬報社、1994年2月

第4章 企業社会の時間文化と文化活動時間

『人間発達の政治経済学』、基礎経済科学研究所編、青木書店、1994年11月

第6章 社会システムの変革と民主主義

『日本型企業社会と家族』、『働く女性と家族のいま2』、基礎経済科学研究所編、青木書店、1995年9月

序章 戦後日本の社会変動と家族

『現代経済を学ぶ』、東井正美、森岡孝二編著、ミネルヴァ書房、1997年1月

第2部 経済理論を学ぶ 第3章 資本主義と企業活動

『よい総会、悪い総会』、株主オンブズマン編集、株主オンブズマン・シャワッチ1、1997年6月

株主総会に初めて参加して 株主オンブズマン代表

『地球社会の政治経済学』、基礎経済科学研究所編、ナカニシヤ出版、1998年4月

第10章 世界の労働時間の流れと日本

『日本ロシア学生意識調査報告書』、関西大学経済政治研究所、調査と資料、第90号、1998年3月

『新世紀市民社会論—ポスト福祉国家政治への課題』、基礎経済科学研究所編、大月書店、1999年1月

第3章 企業活動の市民的監視

『日本の経済システム』、池上惇・森岡孝二編、青木書店、1999年12月

第1章 今日の日本社会と企業システム

あとがき

『政治経済学へのアプローチ』、東井正美・森岡孝二編、ミネルヴァ書房、2000年5月

第1部 経済理論を学ぶ 第1章 資本主義経済へのアプローチ

『21世紀の経済社会を構想する』、森岡孝二・杉浦克己・八木紀一郎編、桜井書店、2001年5月

男女平等は時短革命とパート革命から

『変化のなかの企業と社会—労働者の経済科学を求めて—』、基礎経済科学研究所自由大学院大阪第三学科、2003年3月、大阪第三学科開講25周年記念自費出版

大阪第三学科開講25周年を記念して

『法政策学の試み—特集コンプライアンス』、法政策研究 第6集、根岸哲・井上典之監修・神戸大学法政策研究会編、信山社、2003年12月

公益通報支援センターの活動と公益通報者保護制度の在り方

『人間発達と公共性の経済学』、池上惇・二宮厚美編、桜井書店、2005年7月

第3章 CSR時代の株主運動と企業改革

【ブックレット：単著】

『粉飾決算』、岩波ブックレット498、岩波書店、2000年1月

『現代企業社会のあり方を問う—大学生の就活実態から考える—』、札幌大学附属総合研究所、BOOKKET 第5号、2012年2月

【学位】

修士論文「フィスカル・ポリシーと完全雇用—1946年雇用法の成立過程」 ※『現代資本主義分析と独占理論』に掲載

経済学博士（京都大学）博士論文『独占資本主義の解明—予備的研究』1988年11月24日

【著書：共著（書名と執筆箇所）】

『現代日本経済入門』、経済学基礎理論研究所編、汐文社、1972年1月 ※共同執筆者

『現代世界恐慌と資本輸出』、池上惇編著、青木書店、1973年6月

Ⅱ-1 世界企業と現代恐慌の国際的メカニズム

Ⅱ-2 世界企業とヨーロッパ共同体（坂井昭夫・小野秀生と共同執筆）

『財政危機の国際的展開』、島恭彦・宮本 憲一・池上惇編、有斐閣、1974年10月

6 完全雇用政策の財政機構

『『資本論』と現代経済1』、『講座現代経済学』第2巻、島恭彦監修、青木書店、1978年9月

序章 現代経済学と『資本論』—工場法と経済学批判—

『『資本論』と現代経済2』、『講座現代経済学』第3巻、島恭彦監修、青木書店、1978年9月

序章 経済学と歴史変革

『現代経済学論争』、『講座現代経済学』第5巻、島恭彦監修、青木書店、1981年12月

第3章 金融資本論争—スウィージーの金融資本否定論をめぐる—

『人間発達の経済学』、基礎経済科学研究所編、青木書店、1982年1月

第2章 経済学の基礎概念と人間の発達

『入門現代の経済社会』、森岡孝二・林堅太郎・佐々木雅幸編、昭和堂、1985年5月

第1講 現代経済の支配者—巨大企業

『勤労者の日本経済論』、森岡孝二編、法律文化社、1986年9月

序

『労働時間の経済学』、基礎経済科学研究所編、青木書店、1987年3月

第1章 労働時間と人間生活

『人間発達の民主主義』、『講座構造転換』第3巻、基礎経済科学研究所編、青木書店、1987年8月

第5章 現代日本の資本家階級

『経済学の新展開』、『講座構造転換』第4巻、基礎経済科学研究所編、青木書店、1987年9月

第1章 構造転換分析と経済理論

『The Capitalist Class: An International Study』、New York Univ. Pr.、1989年2月

edited by Tom Bottomore and Robert J. Brym : Japan / Koji Morioka

『経済学へのアプローチ』、東井正美・南清彦・森岡孝二・和田一雄編著、ミネルヴァ書房、1989年7月

第2部 経済理論を学ぶ 4 現代の企業—株式会社

『ゆとり社会の創造』、基礎経済科学研究所編、昭和堂、1989年9月

第1講 いま、『資本論』が面白い

第8講 資本と剰余価値

『現代資本主義論への道標—ヒルファディング『金融資本論』を基軸として—』、古沢友吉編著、三嶺書房、1990年9月

第3章 『金融資本論』第3篇—金融資本と自由競争の制限

『KAROSHI [過労死]（国際版）』、過労死弁護団全国連絡会議編、窓社、1990年12月

『信号機の壊れた「格差社会」』、佐高新・雨宮処凛・森岡孝二、岩波ブックレット722、岩波書店、2008年4月
いまこそ政治は、政治がすべきことを

『就活とブラック企業—現代の若者の働きかた事情』、森岡孝二編、岩波ブックレット805、岩波書店、2011年3月
第I部 1 大学生の就職活動と就職後の働きかた
あとがき

『過労死のない社会を』、森岡孝二編、岩波ブックレット857、岩波書店、2012年12月

II 今、なぜ過労死防止基本法か

『いのちが危ない残業代ゼロ制度』、森岡孝二・今野晴貴・佐々木亮、岩波ブックレット913、岩波書店、2014年11月

I 命より儲けの労働時間制度改革

【翻訳】

ジュリエット・B・ショア『働きすぎのアメリカ人』、森岡孝二・成瀬龍夫・青木圭介・川人博訳、窓社、1993年7月
ジュリエット・B・ショア『浪費するアメリカ人—なぜ要らないものまで欲しがるのか』、森岡孝二監訳・青木圭介・川人博・成瀬龍夫訳、岩波書店、2000年10月

ジル・A・フレイザー『窒息するオフィス—仕事に脅迫されるアメリカ人』、森岡孝二監訳・青木圭介・川人博・成瀬龍夫・肥田美佐子訳、岩波書店、2003年5月

ジェフリー・M・ホジソン『経済学とユートピア—社会経済システムの制度主義分析—』、若森章孝・小池渺・森岡孝二訳、ミネルヴァ書房、2004年1月

デイビッド・K・シブラー『ワーキング・プア—アメリカの下層社会』、森岡孝二・川人博・肥田美佐子訳、岩波書店、2007年1月

ジュリエット・B・ショア『浪費するアメリカ人—なぜ要らないものまで欲しがるのか』、森岡孝二監訳・青木圭介・川人博・成瀬龍夫訳、2011年3月、岩波書店、岩波現代文庫／社会214 ※2000年出版の文庫版

ジュリエット・B・ショア『プレニテュード—新しい<豊かさ>の経済学』、森岡孝二監訳・青木圭介・成瀬龍夫・川人博・肥田美佐子訳、岩波書店、2011年11月

【著書の外国語への翻訳】

韓国：『雇用身分社会』、2017年、Galapagos Publishing

韓国：『死ぬほど働く社会』（『働きすぎの時代』韓国語版）、知識旅行、2018年

中国：『働きすぎの時代』、2018年

【論文・研究ノート：単著】

「フィiscalポリシーと完全雇用—アメリカにおける1946年雇用法の成立過程（1）」、京都大学経済論叢、第104号第3号、1969年9月

「完全雇用政策の現実的傾向—アメリカにおける1946年雇用法の成立過程（2）」、京都大学経済論叢、第104巻第4、5、6号、1969年12月

「アメリカにおける「管理」思想の発達と「フィiscalポリシー」」、大阪外国大学報、第25号、1971年7月

「国家独占資本主義論の方法について」、経済科学通信、第5号、1973年5月

「『帝国主義論』と「独占」—わが国におけるレーニン「独占」概念の理解をめぐって（上）」、歴史評論、第278号、1973年7月

「『帝国主義論』と「独占」—わが国におけるレーニン「独占」概念の理解をめぐって（下）」、歴史評論、第280号、1973年9月

「『帝国主義論』研究入門（1）～（9）」、経済科学通信、第7・8・9・10・11・14・15・19・20号、1973年11月～1977年10月

「独占・金融資本・独占価格」、関西大学経済論集、第25巻第1号、1975年5月

「帝国主義と原料資源問題」、経済理論学会年報、第12集、1975年6月

『格差社会の構造—グローバル資本主義の断層』、森岡孝二編、桜井書店、2007年9月

はしがき

序章 こうして拡大した格差と貧困

第一章 新しい働きすぎとホワイトカラー・エグゼンプション

『入門・政治経済学』、若森章孝・森岡孝二・小池渺著、ミネルヴァ書房、2007年12月

第1部 資本主義システムの基本構造 第5章 剰余価値の生産

第2部 資本主義の制度的基礎 第7章 生産システムとその変化

第3部 グローバル化と現代資本主義の変容 第10章 労働の規制緩和と雇用システムの変容

第11章 新しいコーポレート・ガバナンス

『時代はまるで資本論—貧困と発達を問う全10講』、基礎経済科学研究所編、昭和堂、2008年12月

第1講 悪化する労働環境と『資本論』的現実

『世界経済危機とマルクス経済学』、基礎経済科学研究所編、大月書店、2011年3月

第14章 雇用崩壊と経済再生の道

『貧困社会ニッポンの断層』、森岡孝二編、桜井書店、2012年4月

はしがき

第1章 企業社会の行き着いた果てに—貧困社会ニッポンの出現

『いま福島で考える—震災・原発問題と社会科学の責任』、後藤康夫・森岡孝二・八木紀一郎編、桜井書店、2012年10月

あとがき

『カタストロフィーの経済思想—震災・原発・フクシマー』、後藤宣代・広原盛明・森岡孝二・池田清・中谷武雄・藤岡惇、昭和堂、2014年3月

第3章 原発暴走を許した政治経済システム

『資本主義と女性労働』、中川スミ著・青柳和身+森岡孝二編、桜井書店、2014年3月

まえがき

『マルクス経済学と現代資本主義』、鶴田満彦・長島誠一編、桜井書店、2015年7月1日

第18章 日本資本主義分析と労働時間

『健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる』、岸-金堂玲子・森岡孝二編著、ミネルヴァ書房、2016年3月

第I部 第1章 現代日本の長時間過重労働の実態とその背景

第I部 第2章 過重労働と過労死をいかに防止するか

第V部 第1章 未来の労働者の健康・安全・生活を守るために（久永直見と共同執筆）

『焼身自殺の闇と真相 市営バス運転手の公務災害認定の顛末』、奥田雅治著、桜井書店、2018年2月

解題—推薦のことばにかえて

【ブックレット：共著（書名と執筆箇所）】

『さよなら過労死—人間らしく生きるために』、大阪過労死問題連絡会編、かもがわブックレット30、かもがわ出版、1990年7月

会社主義の生活構造と過労死

『激論！企業社会』、森岡孝二編、岩波ブックレット383、岩波書店、1995年9月

「学生フォーラム」の開催にあたって

『株主オンブズマンは何をめざすか』、株主オンブズマン編、かもがわブックレット96、かもがわ出版、1996年8月

第I部 株主オンブズマンは何をめざすか

『会社はかえられる—市民株主権利マニュアル』、株主オンブズマン編、岩波ブックレット570、岩波書店、2002年6月
※執筆：森岡孝二・野町直彦・松丸正・松山治幸・三馬忠夫・阪口徳雄：全体を森岡孝二が統一

『これ以上、働けますか?—労働時間規制撤廃を考える』、森岡孝二・川人博・鴨田哲郎著、岩波ブックレット690、岩波書店、2006年12月

第1章 労働時間の過酷な実態を分析すると

「悪化する労働環境と企業の社会的責任」、労務理論学会誌、第17号、2008年 8月

「株主資本主義と派遣切り」、経済、第166号、2009年 7月

「『資本論』とディーセントワーク」、希論21、第5号、2009年 7月

「ホワイトカラーの非正規労働者化と貧困化－「就業構造基本調査」の分析を中心に」、貧困研究、第3号、2009年10月

「労働者派遣制度と雇用概念」、彦根論叢、第382号、2010年 1月

「過労死予備軍、産業予備軍とワークシェアリング」、経済、第179号、2010年 8月

「『強欲資本主義の時代とその終焉』を著して」、経済科学通信、第123号、2010年 9月

「企業社会日本の誕生と変遷」、都市問題101(12)、2010年12月

「企業社会日本の盛衰と労働の諸問題」、季論21、11号 2011年冬号、2011年1月

「労働時間の二重構造と二極分化」、大原社会問題研究所雑誌、627号、2011年1月

「企業社会日本の成立と崩壊」、経済志林、79(1)、2011年3月

「企業社会論の分析枠組を問い直す」、経済科学通信、131号、2013年4月

「この四半世紀における非正規雇用者と低所得者の増加」、政経研究、103号、2014年12月

「日本資本主義の現局面と雇用・労働問題」、商学論集（福島大学）、84(4)、2016年3月

「『雇用身分社会』を著して：寄せられた反響と残された課題」、経済科学通信、140号、2016年5月

「労働時間の決定における労使自治と法的規制」、日本労働研究雑誌、58(12)、677、2016年12月

「『資本論』と現代の労働：いまマルクスの労働時間論をどう読むか」、季刊経済理論、53(4)、2017年1月

「『資本論』から日本の労働時間を考える：過労死問題を中心に」、経済、272、2018年5月

「シェア経済は「未来の働き方」か」、経済、276、2018年9月

【書評・紹介】

北原勇著『独占資本主義の理論』、関西大学経済論集、第27巻第2号、1977年2月

デービッド・マクレラン『アフターマルクス』重田晃一ほか訳、経済科学通信、第49号、1986年 6月

池上惇『人間発達史観』、経済科学通信、第54号、1987年12月

有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』、経済科学通信、第67号、1991年 7月

岩城博司『現代世界体制と資本蓄積』、一橋大学経済研究、第3号、1991年 7月

保住敏彦『ドイツ社会主義の政治経済思想』、経済学史学会年報、第32号、1994年10月

玄幡真美『仕事における年齢差別』、経済科学送信、第109号、2006年 2月

B.エーレンライク、ニッケルアンドダサンヒョンズ、P.トインビー著『ハードワーク』、日本労働研究雑誌、第49巻第2・3号、2007年2・3月

社会政策学会編『働きすぎ－労働・生活時間の社会政策』、大原社会問題研究所雑誌、第588号、2007年11月

『平成二〇年版労働経済白書』を読む、労働法律旬報、第1691号、2009年 3月

松尾匡著『「はだかの王様」の経済学－現代人のためのマルクス再入門』を読む、政経研究、第92号、2009年 5月

紀国正典『金融の公共性と金融ユニバーサルデザイン』、財政と公共政策35(2) 通号54、2013年10月

姉齒暁『豊かさという幻想－「消費社会」批判』、経済、2013年12月

今野晴貴『ブラック企業：日本を食いつぶす妖怪』、社会政策、6(1)通巻17、2014年9月

今野晴貴『君たちはどう働くか』書かれるべくして書かれた働き方の手引き、Posse、31号、2016年6月

森岡孝二『強欲資本主義の時代とその終焉』をめぐる往復書簡：塚本論文への森岡リプライと若干の再コメントから、森岡孝二・塚本恭章、経済論集（愛知大学）、203、2017年3月

【書評 週刊エコノミスト】

中野麻美『労働ダンピング－雇用の多様化の果てに』、2006年11月21日号

設楽清嗣・高井晃『ユニオンで勝つ』、2007年3月27日号

岩田正美『現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護』、2007年6月26日号

熊沢誠『格差社会ニッポンで働くということ－雇用と労働のゆくえをみつめて』、2007年10月2日号

「独占資本主義の变成」、関西大学経済論集、第25巻第5号、1975年12月

「国家独占資本主義論と現代資本主義分析」、経済科学通信第16号、1976年 9月

「独占価格理論の性格と課題について－伝統的な理論と思想の批判を中心に」、関西大学経済論集、第26巻第4・5合併号、1977年 1月

「現状分析の諸前提にかんする覚え書」、現代と思想、第36号、1979年 6月

「金融資本と独占利潤法則」、経済科学通信、第24号、1979年 2月

「『帝国主義論の方法』論争の意味するもの」、社会科学の方法、第12巻第7号、1979年 7月

「現代経済学の体系と独占資本主義の理論－高須賀義博氏の問題提起に依って－」、1979年 7月、経済科学通信、第25号

「帝国主義の歴史分析と独占資本主義の経済理論」、経済理論学会年報、第17集、1980年 9月

「経済学の方法と独占資本主義の理論」、経済科学通信、第31号、1981年 5月

「労働日の制限・短縮と人間の発達」、経済科学通信、第39号、1983年 6月

「Hilferding's Finance Capital and Promoter's Profit」、Kansai University Review of Economics and Business、1985年 3月

「金融資本は独自の資本範疇か－本間要一郎氏の所説をめぐって」、関西大学経済論集、第36巻第2・3・4合併号、1986年11月

「現代資本主義分析の諸前提」、経済、第285号、1988年 1月

「経済摩擦と労働時間問題」、関西大学経済政治研究所、研究双書第65冊『経済摩擦の研究』、1988年 3月

「労働時間短縮と内需拡大論」、関西大学経済政治研究所、研究双書第69冊『経済摩擦と構造変化』、1990年 3月

「ヒルファディングの創業者利得論」、立命館経済学、第36巻第6号、1991年 2月

「Structural Changes in Japanese Capitalism」、International Journal of Political Economy, Vol.21, No.3、1991年12月

「日本型企业社会と労働時間構造の二極化－過労死問題への一アプローチ」、経済、第335号、1992年 3月

「日本資本主義と過労死」、経済理論学会年報、第30集、1993年10月

「日本型企业社会と労働時間」、経済科学通信、第75号、1994年 3月

「現代日本の企業社会と性差別システム」、関西大学商学論集、第40巻第4・5合併号、1995年12月

「日本の生産システムと作業長－ある工場技術者の過労死から」、関西大学経済政治研究所、研究双書第103冊『経済システムと価値意識』、1997年 3月

「現代資本主義をどう視るか－北原・伊藤・山田論争によせて」、関西大学経済論集、第47巻第5号、1997年12月

「バブルの発生・崩壊と1990年代不況」、関西大学経済政治研究所、研究双書第109冊『価値変容と社会経済システム』、1999年 3月

「Causes and Consequences of the Depression of the 1990s in Japan」、International Journal of Political Economy, Vol.29, No.1、2000年 3月

「社会派株主運動と企業改革」、社会文化学会、社会文化研究、第5号、2002年 5月

「日米における社会派株主運動と企業改革」、経済法科大学、経済研究年報、第21号、2002年

「Work till You Drop」、New Labor Forum, Vol.13, No.1、Spring 2004

「アメリカの労働時間論争と働きすぎの実態」、関西大学経済論集、第54巻第3・4合併号、2004年11月

「現代資本主義における雇用関係の変容と市場個人主義」、経済理論学会、季刊経済理論、第42巻第1号、2005年 4月

「ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入は何をもたらすか」、関西大学経済政治研究所、研究双書第142冊『ビジネス・エシックスの諸相と課題』、2006年 3月

「人間発達の経済学の到達点と課題」、経済科学通信、第110号、2006年 6月

「労働時間の逆流と市場個人主義」、経済、第133号、2006年10月

「現代資本主義の現代性と多面性をどうとらえるか」、経政研究、第87号、2006年11月

「労働分野の規制緩和と市場個人主義」、経済社会学会年報、第26号、2007年 9月

「雇用労働の二極分化と働き方」、社会文化学会、社会文化研究、第10号、2008年 3月

「労働時間のコンプライアンス実態とサービス残業」、関西大学経済政治研究所、研究双書第147冊『ビジネス・エシックスの新展開』、2008年 3月

の果てに』から2013年11月19日号『家事労働ハラスメント 生きづらさの根にあるもの』までの全てが、「ブックレビュー」として掲載されています。おおよそ、三か月に1度の割合で寄稿されていました。

【その他：単著】

「経済学研究のあり方と民主主義的共同研究体制」、京都大学経済論叢、第104巻第2号、1969年 8月
「ロンドンで見た暮らしのなかの経済学」、経済科学通信、第47号、1085年12月
「ディケンズの『リトル・ドリット』」、経済科学通信、第57号、1988年10月
「過労死－働きすぎ社会の告発」、経済科学通信、第60号、1989年 7月
「中国で、そして日本で－方励之の講演集にふれて」、日本の科学者、第24巻第12号、1989年12月
「残業およびサービス残業の実態と労基法改正の必要性」、経済科学通信、第71号、1992年11月
「現代日本における企業社会の暴走と過労死」、日本の科学者、第28巻第4号、1993年 4月
「大阪過労死問題連絡会の歩み」、関西大学経済政治研究所、研究双書第94冊、1995年 3月
「戦後50年の日本経済と男女平等」、日本の科学者、第31巻第2号、1996年 2月
「企業活動の民間監視と株主オンブズマン－市民株主に開かれた企業を求めて」、日本経済研究センター会報、第761号、1996年10月
「企業活動の市民監視と株主オンブズマン」、経済科学通信、第83号、1997年 3月
「何に怯える経団連」、週刊金曜日、第6巻第1号、1998年 1月
「株主代表訴訟に関する訴えと提言」の発表に際して」、法と民主主義、第326号、1998年 3月
「労働時間の規制はなぜ必要か」、経済科学通信、第86号、1998年 4月
「アメリカの株主総会と企業統治」、民事法情報、第154号、1999年 7月
「障害者雇用促進制度の抜本的強化を」、世界、第666号、1999年10月
「政治献金を元から絶つ」、週刊金曜日、第7巻第48号、1999年12月
「企業改革と市民－奥村宏氏の提起を受けて」、経済科学通信、第91号、1999年12月
「大和銀行事件判決と株主訴訟の意義」、世界、第682号、2000年12月
「男性中心社会をどう改革するか」、経済科学通信、第96号、2001年 8月
「軸足を移す株主オンブズマンの活動」、取締役の法務、第97号、2002年 4月
「ニューヨークで見たアメリカの経済と社会－2001年 9月11日の前と後で」、愛媛経済論集、第21巻1・2合併号、2002年 3月
「アメリカにとっての2001年 9月11日」、経済科学通信、第98号、2002年 4月
「雪印乳業を動かした株主オンブズマン」、週刊エコノミスト、2002年 7月2日号
「内部告発支援センターをいまなぜ立ち上げたか」、取締役の法務、第105号、2002年12月
「制度的欠陥に目を向けよ」、新聞研究、第617号、2002年12月
「食品安全性確保とコンプライアンス」、農業と経済、第68巻第14号、2002年12月
「変化する時代の消費者と企業活動－企業に何が求められているか」、月刊国民生活、第33巻第1号、2003年 1月
「株主オンブズマンの主張と活動」、消費者情報、第340号、2003年 4月
「株主オンブズマンの最近の活動と6月総会の取組み」、取締役の法務、第110号、2003年 5月
「仕事に殺されないために－日米の過酷なオフィス実態」、世界、第719 号、2003年10月
「Work Till You Drop」、New Labor Forum, Volume, 13, Number 1, 2004年 3月
「過労死・過労自殺をめぐる日米比較」、労働の科学、第59巻第6号、2004年 6月
「三菱自動車の「欠陥」企業風土」、週刊エコノミスト、2004年 7月20日号
「独禁法改正問題と経団連の横車」、世界、第731号、2004年10月
「続発する不祥事から企業のあり方を考える－三菱自動車のリコール・欠陥隠しを中心に」、金沢星稜大学論集、第38巻第2号、2004年12月
「企業不祥事はなぜ多発するか」、農業と経済、第71巻第2号、2005年 2月
「CSR時代の株主運動と企業改革の課題」、日本の科学者、第40巻第4号、2005年 4月

小倉一哉『エンドレス・ワーカーズ－働きすぎの日本人の実像』、2008年1月15日号
リチャード・セネット『不安な経済／漂流する個人－新しい資本主義の労働・消費文化』、2008年4月1日号
湯浅誠『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』、2008年7月8日号
NHK「名ばかり管理職」取材班『名ばかり管理職』、2008年10月14日号
ロバート・ポーリン『失墜するアメリカ経済－ネオリベラル政策とその代替策』、2009年1月13日号
二宮厚美『新自由主義の破局と決着－格差社会から2 1世紀強行へ』、2009年 4月 7日号
鶴田満彦『グローバル資本主義と日本経済』、2009年7月21日号
スティーブン・グリーンハウス『大搾取！』、2009年9月29日号
日本経済新聞社編『大収縮 ー検証・グローバル危機』、2010年1月5日号
熊沢誠『働きすぎて斃れて ー過労死・過労自殺の語る労働史』、2010年3月30日号
鈴木剛『社員切りに負けない！－違法な「ロックアウト解雇」非道な「解雇圧力」対処マニュアル』、2010年6月22日号
橋木俊詔『日本の教育格差』、2010年9月14日号
高坂勝『減速して生きる ダウンシフターズ』、2010年12月7日号
植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』、2011年3月1日号
西谷敏『人権としてのディーセント・ワーク 働きがいのある人間らしい仕事』、2011年5月31日号
奥山俊宏『ルポ 東京電力 原発危機1 カ月』、2011年9月6日号
ロナルド・ドーア『金融が乗っ取る世界経済 2 1世紀の憂鬱』、2011年11月29日号
植田和弘・梶山恵司『国民のためのエネルギー原論』、2012年2月7日号
デヴィッド・ハーヴェイ『資本の〈謎〉 世界金融恐慌と2 1世紀資本主義』、2012年4月24日号
『オキュパイ!ガゼット』編集部『私たちは” 9 9 % ”だ ドキュメント ウォール街を占拠せよ』、2012年7月10日号
湯浅誠『ヒーローを待っていても世界は変わらない』、2012年9月18日号
清水修二『原発とは結局なんだったのか いま福島で生きる意味』、2012年11月27日号
ロナルド・ドーア『日本の転機 米中の狭間でどう生き残るか』、2013年2月19日号
熊沢誠『労働組合運動とはなにか 絆のある働き方をもとめて』、2013年5月28日号
今野晴貴『生活保護 知られざる恐怖の現場』、2013年9月3日号
竹信三恵子『家事労働ハラスメント 生きづらさの根にあるもの』、2013年11月19日号
東海林智『1 5 歳からの労働組合入門』、2014年3月4日号
川村遼平『NOと言えない若者がブラック企業に負けず働く方法』、2014年6月10日号
川人博『過労自殺 第二版』、2014年9月16日号
伍賀一道『「非正規大国」日本の雇用と労働』、2014年12月9日号
上脇博之『告発！ 政治とカネ 政党助成金2 0年、腐敗の深層』、2015年3月24日号
中沢彰吾『中高年ブラック派遣 人材派遣業界の闇』、2015年6月23日号
中澤誠『ルポ 過労社会 八時間労働は岩盤規制か』、2015年9月22日号
仲村和代『ルポ コールセンター 過剰サービス労働の現場から』、2015年12月8日号
朝日新聞経済部『ルポ 老人地獄』、2016年3月1日号
松尾匡『この経済政策が民主主義を救う 安倍政権に勝てる対案』、2016年5月3/10日合併号
バーニー・サンダース『バーニー・サンダース自伝』、2016年8月2日号
濱田武士『魚と日本人 食と職の経済学』、2016年12月6日号
北健一『電通事件 なぜ死ぬまで働かなければならないのか』、2017年2月28日号
小林由美『超一極集中社会アメリカの暴走』、2017年7月4日号
服部茂幸『偽りの経済政策 格差と停滞のアベノミクス』、2017年9月26日号
高橋幸美・川人博『過労死ゼロの社会を 高橋まつりさんはなぜなくなったのか』、2017年12月26日号
大和田敢太『職場のハラスメント なぜ起こり、どう対処すべきか』、2018年3月20日号
見田宗介『現代社会はどこに向かうか 高原の見晴らしを切り開くこと』、2018年7月17日号
※『教職みちくさ道中記』には、「週刊エコノミスト」の書評、2006年11月21日号『労働ダンピング－雇用の多様化

「労働科学研究会 過重労働の実態と「過労死防止基本法」制定の意義」、労働と健康、38(3)、231、2012年5月

「過重労働と過労死をいかに防止するか」、公衆衛生、76(6)、2012年6月

「遊筆：労働問題に寄せて ニッポン無ストライキ時代はいつ終わるか」、労働判例、1047、2012年7月

「"過労死"か"ワーキングプア"か究極の選択を迫る社会：若者の過労死・過労自殺を中心に」、働くもののいのちと健康、55、2013年4月

「正規の労働時間短縮が解決のカギ」、女性のひろば、407号、2013年1月

「悪化する若者の雇用環境と大学生の就活自殺」、現代思想、41(5)、2013年4月

「時間規制緩和 野放し長時間労働 規制強化を」、ひろばユニオン、616、2013年6月

「安倍政権が進める労働の規制緩和とブラック企業」、学習の友、719、2013年7月

「過労死――〇番から四半世紀のいまこそ過労死防止基本法の制定を」、労働法律旬報、1803、2013年11月

「ホワイトカラー・エグゼンプションは過重労働促進法：アメリカの制度から検証する」、Posse、21、2013年12月

「教員の長時間労働を過労死の現場から考える」、人間と教育、民主教育研究所、83、2014年

「日本が人の命を大切にす普通の国になることを願って、労働と健康」、大阪労災職業病対策連絡会 [編] 40(1)、通号241、2014年1月1日

「「過労死110番」から過労死防止へ：通常国会での"基本法"成立をめざす」、月刊労働組合、労働大学調査研究所、593、2014年1月

「未来の労働者の健康・安全・生活を守るために」、森岡 孝二・久永 直見共著、公衆衛生、78(1)、2014年1月

「過労死防止基本法の制定に向けた取り組みの到達点と今後の課題」、民主法律、民主法律協会、293、2014年2月

「労働組合がなければ生きられない時代に「階級的意思」を考える」、まなぶ、683、2014年3月

「労働時間制度の規制緩和の流れとその現局面：いのちが危ない残業代ゼロ制度」、労働法律旬報、1823、2014年9月

「日本経団連は何に直面するか」、世界、860、2014年9月

「働き方から見た日本経済の半世紀：学生時代からの自分史に重ねて」、経済科学通信、135、2014年9月

「時代を逆行させる労働時間制度改革：無制限長時間労働と低い固定賃金制度へ」、前衛、914、2014年10月

「過労死防止から見た労働時間法制」、季刊労働者の権利、310、2015年

「労働時間の制限・短縮と人たるに値する生活」、労働法律旬報、1831+1832、2015年1月25日

「「限定正社員」というワナ」、女性のひろば、432、2015年2月

「過労死防止法の制定から過労死防止学会の発足へ」、人権と部落問題、67(10)、(通号875、2015年9月

「ニュースを読み解く ブラック企業の横行と厚生労働省の対応：若年雇用対策法案の背景と狙い」、経済科学通信、138、2015年9月

「国家公務員賃金の社会的な意味とは何か」、Kokko、2、2015年10月

「何が「過労社会」をもたらしているのか：日本の長時間労働規制の実態」、Posse、28、2015年10月

「働き方を歴史的視野から考える」前衛、929、2015年12月

「安倍内閣の雇用改革と雇用身分社会」、季論21、32、2016年春号

「夢と希望をもつには 雇用の総非正規化に突っ走るアベノミクスと雇用身分社会を止めなければならない!」、まなぶ、707、2016年1月

「安倍内閣の雇用改革と雇用身分社会」、民主法律、299、2016年2月

「過労死防止法の成立事情と今後の課題：防止大綱と学会結成に触れて」、労働と健康、42(3)、通号255、2016年5月1日

「大阪における過労死運動の歴史と労働組合の役割」、まなぶ、716、2016年9月

「抜け道だらけの労働時間規制：労働者の生活=命を守る闘いの強化を」、月刊労働組合、629、2016年11月

「講演 新自由主義の席捲は雇用関係に何をもたらしたか：ブラック企業と雇用身分社会」、労働法律旬報、1877、2016年12月

「過労死から見た日本の労働時間と「働き方改革」」、全労連、238、2016年12月

「いまこそ長時間労働の規制と削減を：「働き方改革」の真偽を問う」、前衛、945、2017年3月

「残業100時間OKから「柔軟な働き方」のワナまで 一からわかる「働き方改革」」、女性のひろば、460、2017年6月

「「雇用身分社会」、戦前型の働き方が復活！メダルの裏表、過労死とワーキングプア “まともな働き方”を取り戻すた

「オンブズマンは変えられたか、“お任せ経営”と“密室経営”」、週刊エコノミスト、2005年 6月21日号

「ワーキング・プア―アメリカの底辺を支える人々」、大阪保険医雑誌、第882号、2005年12月

「「フリーター資本主義」と公共性」、経済、第123号、2005年12月

「「KAROSHI」は日本だけの問題ではない」、2006年 1月号、月刊連合

「便利になったが仕事と生活の境目は消えた」、月刊連合、2006年 2月号

「労働の規制緩和を支える自律的な働き方という幻想」、月刊連合、2006年 3月号

「建前と本音にはんろうされ仕事に殺されないために」、2006年 4月号、月刊連合

「住金訴訟と勝利和解の歴史的意義」、労働法律旬報、第1628号、2006年 7月

「労働現場に及ぼす影響－IT化がもたらした利便性と労働強化」、理戦、第85号、2006年 8月

「ホワイトカラー・エグゼンプションの導入議論をめぐって」、経済科学通信、第111号、2006年 9月

「アメリカ発「構造改革」がもたらした現代ニッポンの働きすぎ」、女性のひろば、第331号、2006年 9月号

「見せかけの時短の陰に進む働きすぎ」、LRL、第14号、2006年12月

「長すぎる労働時間の規制、低すぎる最低賃金の底上げこそが課題」、まなぶ、第592号、2007年 3月

「日米ホワイトカラー比較」、月刊連合、第20巻第1号、2007年 4月

「雇用と労働の現場で何が起きているか」、公衆衛生、第71巻第4号、2007年 4月

「アメリカ発の働きすぎとホワイトカラー・エグゼンプション」、労働と健康、第201号、2007年 5月

「国際競争 大航海時代から今日まで」、ひろばユニオン、第544号、2007年 6月

「ワーキングプア―日本とアメリカの現状を語る」、世界、第769号、2007年 9月

「記念講演 過労死とワーキング・プアの社会をどう変えるか」、唯物論と現代、第40号、2008年 3月

「株主オンブズマン・アンケート調査結果総覧」、関西大学経済政治研究所、調査と資料、第106号、2008年 3月

「管理職の働きすぎとただ働き残業」、労働法律旬報、第1673号、2008年 6月

「「働きすぎ」社会の実態と改善の課題」、働くもののいのちと健康、第34号、2008年冬季

「資本主義社会で“働く”ということ」、まなぶ、第619号、2009年 4月

「就業形態の多様化と労働者の健康」、働くもののいのちと健康、第40号、2009年 6月

「08恐慌の特徴と雇用再建の課題」、労働法律旬報、第1699号、2009年 7月

「逆行する「時短の針」－いま先進国の労働時間は」、ひろばユニオン、第571号、2009年 9月

「グローバル資本主義と「構造改革」路線の破綻」、国公労調査時報、第563号、2009年11月

「賃金底上げで経済再建を」、月刊労働組合、第542号、2010年 2月

「08恐慌と雇用破壊」、民主主義教育21、第4号、2010年 5月

「現代の貧乏物語」、河上肇記念会報、第96号、2010年 5月

「役員報酬の「個別開示」で株主総会が激変する」、Zaiten、第58巻第4号、2010年 7月

「働く人々の労働時間の現状と健康への影響」、学術の動向、第15巻第10号、2010年10月

「経済情勢の打開の方向について-賃上げ、雇用創出と内需拡大」、全労連、通号169、2011年2月

「若年労働者はなぜ働きすぎてしまうのか」、Posse、10、2011年2月

「若年者の就職問題と働き方の現状」、民主法律、284、2011年2月

「大林組株主代表訴訟の和解事例-株主オンブズマン今後の動向とその考え方」、資料版商事法務、通号324、2011年3月

「NEWSを読み解く 大震災と核災害をめぐって考えたこと」、経済科学通信、126号、2011年9月

「働きすぎをなくして経済・環境危機を乗り越える」、全労連、通号 179、2012年1月

「若者の就業先としての派遣：“魅力的な働き方”幻想は完全に崩壊」、月刊労働組合、567、2012年1月

「プリントパック死亡労災事故1周忌『24時間働けません!!』宣言講演集会」、印刷出版フォーラム、54、2012年1月

「もはや常識となった 公務員たたきと労働組合たたきの意味するもの」、まなぶ、656、2012年2月

「過重労働の現状と過労死防止基本法制定の意義」、民主法律、287、2012-年2月

「世界の潮 国家公務員の給与削減：異常な日本の賃金減少」、世界、829、2012年4月

「過労死、過重労働の根絶へ：過労死防止基本法の必要性」、経済、200、2012年5月

「現代日本の長時間過重労働の実態とその背景」、公衆衛生、76(5)、2012年5月

「森岡孝二の連続エッセイ」タイトル一覧

NPO法人働き方ASU-NET ホームページに掲載
(現在もすべてご覧になれます)
<http://hatarakikata.net/>

2008年5月12日	第1回	働き方はライフスタイル
2008年5月16日	第2回	人間と時間——シェークスピア、マルクス、マイグランマ
2008年5月23日	第3回	睡眠不足は危険がいっぱい
2008年5月30日	第4回	睡眠時間・男性編——寝不足の死に急ぎ
2008年6月5日	第5回	(割り込み) 6月4日、テレビ大阪ニュースB I Z、「働クライシス」によせて
2008年6月14日	第6回	睡眠時間 女性編——世界でいちばん睡眠不足？
2008年6月20日	第7回	語られない自由時間——日本人のセックスレスライフ
2008年6月27日	第8回	子育てが普通にできない異常な社会
2008年7月3日	第9回	夏だ、バカンスだ、といえないのが悲しい
2008年7月12日	第10回	年休を誰でももっと取りやすい制度に
2008年7月17日	第11回	休講脱線 ムックリコ、イゴイゴ、ノタリ、ヤットコセイ
2008年7月25日	第12回	知って行わざる家事労働のはなし
2008年8月1日	第13回	朝食は取らないことが多く、昼食は通常15分未満。
2008年8月9日	第14回	忙しいのは親だけではありません
2008年8月16日	第15回	休講脱線 十年一日小物狙いの釣り三昧
2008年8月23日	第16回	年間1800時間「実現」のからくり
2008年9月1日	第17回	あなたの労働時間常識チェックテスト
2008年9月7日	第18回	自分と向き合うことも容易ではありません
2008年9月13日	第19回	労働時間の性別二極分化ってなに？
2008年9月21日	第20回	二極分化の細かい話ですみません
2008年9月26日	第21回	休講脱線 「天声人語」と一茶の雁
2008年10月4日	第22回	ホワイトカラーとブルーカラー、どっちが長い？
2008年10月11日	第23回	特講 ディーセント・ワークはなぜ定着しないのか
2008年10月17日	第24回	過労自殺はホワイトカラーにとりわけ多い
2008年10月28日	第25回	「私的時間」という名の労働時間のちょろまかし
2008年11月3日	第26回	毎日放送の過労死ドキュメントが映像祭のグランプリを受賞
2008年11月9日	第27回	休講脱線 今年の2月から5キロ太ったわけ
2008年11月17日	第28回	時間のちょろまかしのあの手この手
2008年11月25日	第29回	賃金不払残業の解消に向けての政府の取り組み
2008年12月2日	第30回	「名ばかり管理職」が今年の流行語大賞トップテンに
2008年12月5日	第31回	過労死110番のスタートから20年
2008年12月17日	第32回	集中講義① やってきた80年来の世界恐慌
2008年12月18日	第33回	集中講義② 株式バブルと住宅バブル
2008年12月18日	第34回	集中講義③ 繰り延べられたバブル崩壊
2008年12月19日	第35回	集中講義④ 引き金はサブプライムローン危機
2008年12月20日	第36回	集中講義⑤ 08恐慌は新自由主義政策の帰結
2008年12月21日	第37回	集中講義⑥ 日本経済を襲う08恐慌と政治の責任
2008年12月27日	第38回	集中講義⑦ 急増する派遣切りと経営者の責任
2008年12月28日	第39回	集中講義⑧ 08恐慌は格差拡大の構造改革で深刻化した
2008年12月29日	第40回	集中講義⑨ 大企業肥えて民細るなか年暮れる
2009年1月12日	第41回	休講脱線 探鳥も凧揚げもせず松が取れ

めにできることは？」、ビッグイシュー日本版、313号、2017年6月15日
「日本的パートタイム労働者はいかにして創出されたか：「男は残業・女はパート」の起源と現状」、経済科学通信、143、2017年7月
「神鋼の絶対絶命 労働者を底辺に追い詰める利益至上主義経営の破綻」、週刊エコノミスト、2017年10月31日号
「この「改革」で過労死はなくなる」、世界、901、2017年11月
「長時間労働を助長する安倍「働き方改革」、労働総研クォーターリー、109、2018年春季号
「過労死問題の現状と「働き方改革」、印刷出版フォーラム、66)、2018年1月
「相次ぐ大企業の品質不正とその背景」、前衛、957、2018年2月
「「働き方改革」は過労死助長・労基法破壊のあべこべ改革」、民主法律、305、2018年2月
「命もくらしも奪う「働き方改革」、女性のひろば、471、2018年5月
「改ざんが次々とあきらかに 崩壊の淵に立つ日本の危機管理」、まなぶ、737、2018年5月
「時間外労働の上限規制で過労死はなくなるか」、法学セミナー、63(7)、762、2018年7月

【ラジオ】 主な出演番組

「金融危機で派遣切り、「雇用を考える」として」、NHKラジオ、あさいちばん、2009年1月2日
「希望の国への処方箋」への発言、NHKラジオ、日本のカルテ、2009年1月2日
「就職とは何か」、NHKラジオ、あさいちばん、2012年2月11日
「新たな労働時間制度で働き方はどうかわるか」、八代尚宏との討論、NHKラジオ、私も一言！夕方ニュース、2014年6月16日

【テレビ】 主な出演番組

「悲鳴あげる“名ばかり”管理職」、NHK総合、クローズアップ現代、No.2496、2007年11月19日
「過労死なき社会を目指し“名物教授”最後の授業」、ABC朝日放送、報道番組キャスト、2014年1月29日
「過労死は告発する」、NHK総合、視点・論点、2014年3月5日
「過労死防止法成立の意義を語る」、NHK総合、NEWS WEB、2014年6月20日
「酷使される若者 働き方をどう変える」、NHK BS1、グローバルディベート WISDOM、2016年2月28日
「働き方改革 過酷・・・長時間労働、なぜ長時間労働がまん延?」、関西テレビ、報道ランナー、2017年3月30日
「新たな改ざん 名門企業に何が・・・、揺らぐ日本のモノづくり・・・神戸製鋼で起きていること」、テレビ朝日、報道ステーション、2017年10月26日

※『教職みちくさ道中記』には、ここに掲載できなかった朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・東京新聞・北海道新聞など新聞各紙への投稿・論稿が掲載されています

※ 「経歴」「研究業績・著作一覧」作成：高田好章 資料：森岡先生退職時作成資料(2014年1月13日現在、退職記念祝賀会配布)、榎原正澄様(関西大学教授)提供資料、およびCiNii・国会図書館などの各種検索資料から作成

〔付記〕

※森岡孝二先生への追悼文：雑誌『経済』掲載川人博さん追悼文、『週刊エコノミスト』掲載浜條元保さん追悼文、及び新聞追悼記事をこの記念誌に転載させていただきました。

※森岡孝二先生の研究業績については、以下の論稿があります。

森岡真史「父森岡孝二のこと—あとがきにかえて」（森岡孝二『雇用身分社会の出現と労働時間—過労死を生む現代日本の病巣』桜井書店、2019年2月、所収）

松浦章「森岡孝二の描いた未来—「時間は人間発達の場」」（『季論21』2019年冬号、2019年1月）

高田好章「想い出の記—森岡孝二先生が育んでこられた数々、我々は何を学び受け継ぐか—」（『経済科学通信』147号、2019年2月）

2010年4月1日	第87回	新刊紹介 ― 『強欲資本主義の時代とその終焉』（桜井書店）
2010年4月11日	第88回	派遣法の改正法案は抜け道だらけのざる法案
2010年4月22日	第89回	昨年の平均時給は2228円？の裏話
2010年4月30日	第90回	ゴールデンウィークがなくなる？
2010年5月13日	第91回	政府審議会の使用者委員の企業が法令無視でいいのか
2010年5月16日	第92回	「取締役」が労組に入って解雇され、裁判で勝ったニュース
2010年5月23日	第93回	休講脱線 ごめんなさいね、ツバメさん
2010年5月29日	第94回	公約破りの裏切りにあいた口がふさがりません
2010年6月22日	第95回	外食産業における超長時間労働の構造
2010年6月25日	第96回	ソニー トップ3人で12億円の報酬
2010年7月8日	第97回	書評⑥ リチャード・セネット『不安な経済／漂流する個人』大月書店
2010年7月15日	第98回	書評⑦ 湯浅誠『反貧困』岩波新書
2010年7月23日	第99回	書評⑧ NHK取材班『名ばかり管理職』
2010年7月30日	第100回	大阪過労死問題連絡会の会長になって
2010年8月9日	第101回	最賃平均15円引き上げ案では1000円実現は19年先！？
2010年8月9日	第102回	健康で文化的な最低限度の生活に遠く及ばない最低賃金
2010年8月26日	第103回	賃上げなしに「デフレ脱却」はできない
2010年9月6日	第104回	入社直前の採用取消・内定辞退強制事件について
2010年9月12日	第105回	猛暑で熱中症などの労働災害が多発
2010年10月1日	第106回	民間給与 男性は12年間で77万円、1年間で33万円もダウン
2010年10月7日	第107回	性別データを公表しない「毎月勤労統計調査」に異議あり
2010年10月11日	第108回	新卒労働市場に翻弄される学生たち
2010年10月16日	第109回	学生を待ち受ける職場は親が若い頃より楽ではありません
2010年10月26日	第110回	正社員の誕生と日本的働き方モデル
2010年11月4日	第111回	正社員の誕生と企業社会日本の成立
2010年11月8日	第112回	休講脱線 ハヤブサから小動物の破片を採取しました
2010年11月20日	第113回	来春卒業予定の大学生の内定率は過去最悪
2010年11月20日	第114回	ブラック企業の見分け方、教えます
2010年12月15日	第115回	書評⑨ 二宮厚美『新自由主義の破局と決着』
2010年12月15日	第116回	書評⑩ 鶴田満彦『グローバル資本主義と日本経済』
2010年12月15日	第117回	書評⑪ スティーブン・グリーンハウス『大搾取！』
2010年12月15日	第118回	書評⑫ 日本経済新聞社編『大収縮——検証・グローバル危機』
2010年12月31日	第119回	「雇用戦略対話」の合意にみる雇用政策
2011年1月22日	第120回	若年労働者の雇用対策にもディーセントワークの理念を
2011年1月31日	第121回	書評⑬ 熊沢誠『働きすぎに斃(たお)れて』
2011年1月31日	第122回	書評⑭ 鈴木 剛『社員切りに負けない！』
2011年1月31日	第123回	書評⑮ 橋本俊詔『日本の教育格差』
2011年2月12日	第124回	就活生は金太郎飴状態——学生のレポートより
2011年3月4日	第125回	アクセスが開設3年足らずで30万件を超えました
2011年3月13日	第126回	日本学術会議公開講演会で用いた配付資料です
2011年3月18日	第127回	『就活とブラック企業』（岩波ブックレットNo.805）が出ました
2011年3月29日	第128回	原子炉の損傷事故と広島・長崎の被曝
2011年4月1日	第129回	広島・長崎を忘れなければ福島の大惨禍はなかった
2011年4月1日	第130回	嗚呼これが原発推進学者のインタビュー
2011年4月11日	第131回	日本の大地震・大津波の歴史に学ぶ（略年表付き）

2009年1月20日	第42回	いったい雇用とは何だろう
2009年1月30日	第43回	派遣＝「雇用関係と使用関係の分離」説を疑う
2009年2月10日	第44回	「何時解雇されるも一切異議申しさまじきこと」
2009年2月16日	第45回	「就業構造基本調査」からみた製造業派遣の実態
2009年2月26日	第46回	休講脱線 今回は替え歌を二つでごめん
2009年2月28日	第47回	1月の完全失業率が低下したのはなぜか
2009年3月12日	第48回	財界のいうワークシェアリングはレイオフの別名
2009年3月21日	第49回	広がる非正規労働者のユニオン
2009年4月1日	第50回	労働市場を弱肉強食の場に変えたのは誰か
2009年4月9日	第51回	『貧困化するホワイトカラー』（ちくま新書、近刊）の目次
2009年4月21日	第52回	あなたは何のために働きますか
2009年4月29日	第53回	1年間ご愛読ありがとうございました。
2009年5月24日	第54回	新連載を開始するにあたって
2009年5月24日	第55回	失業統計からも切り捨てられている派遣労働者
2009年5月24日	第56回	世帯所得は1998～2007年で100万円も減少
2009年5月31日	第57回	歓迎すべからざる非正規雇用者の減少
2009年6月13日	第58回	賃金切り下げ、残業激減が暮らしを直撃
2009年6月25日	第59回	昭和初期のサラリーマンユニオン運動
2009年7月5日	第60回	12時間働くことが売りの会社を啜う
2009年7月15日	第61回	総合職の時給は一般職より低い？！
2009年7月27日	第62回	休講脱線 ニイニイゼミの分布の謎
2009年8月3日	第63回	女性は失業率が高まって前よりもっと働くようになった
2009年8月6日	第64回	このままだと年間給与総額は10兆円の減収に
2009年8月19日	第65回	休講脱線 メジロしいスズメエの巣の話
2009年8月30日	第66回	自治体の選挙業務に時給780円の日雇い派遣
2009年9月12日	第67回	サービス残業の解消を言わない民主党の労働政策
2009年9月21日	第68回	労働者派遣法の改正案を比較する
2009年10月2日	第69回	将来に禍根を残さない労働者派遣法の早期抜本改正を
2009年10月17日	第70回	こんな時代に戻りたいと思いますか
2009年10月28日	第71回	休講脱線 暁を抱いて闇にいる蕾
2009年11月2日	第72回	アリスさんの働きぶりにびっくりしました
2009年11月18日	第73回	書評① 中野麻美著『労働ダンピング——雇用の多様化の果てに』
2009年11月26日	第74回	書評② 設楽清嗣・高井晃著『ユニオン力で勝つ』旬報社
2009年12月4日	第75回	書評③ 岩田正美『現代の貧困』（ちくま新書）
2009年12月11日	第76回	書評④ 熊沢誠『格差社会ニッポンで働くということ』岩波書店
2009年12月31日	第77回	書評⑤ 小倉一哉『エンドレス・ワーカーズ』日本経済新聞出版社
2010年1月1日	第78回	2010年の年頭に思う
2010年1月7日	第79回	マイケル・ムーア監督「キャピタリズム～マネーは踊る～」
2010年1月27日	第80回	派遣の「専門26業務」の過半は単純労働です
2010年1月29日	第81回	賃金の引き上げこそデフレ脱却の決め手
2010年2月17日	第82回	奇妙きてれつな「専門26業務派遣適正化プラン」 その1
2010年2月17日	第83回	奇妙きてれつな「専門26業務派遣適正化プラン」 その2
2010年2月17日	第84回	奇妙きてれつな「専門26業務派遣適正化プラン」 その3
2010年2月17日	第85回	奇妙きてれつな「専門26業務派遣適正化プラン」 その4
2010年3月17日	第86回	ノー残業 おかげで明日は 超残業

2012年5月9日	第176回	命令教育大好きな橋下大阪市長の昨日の記者会見に思う
2012年5月23日	第177回	ワタミでは三六協定を店長の指示でバイトが署名していました
2012年5月30日	第178回	朴元淳市長との面談も叶い収穫の多いソウル4日間の旅でした
2012年6月9日	第179回	大学生の自殺問題はもはや放置できません
2012年6月19日	第180回	書評⑳ デヴィッド・ハーヴェイ『資本の〈謎〉——世界金融恐慌と21世紀資本主義』
2012年6月21日	第181回	『貧困社会ニッポンの断層』 発売から2ヵ月あまりで増刷に
2012年6月24日	第182回	大阪が日本の首都となり、「維新諸法度」が公布された夢をみました
2012年6月29日	第183回	関西電力の株主総会は脱原発に向けての有意義な討論の場になりました
2012年7月7日	第184回	野田戦略会議が冷酷非情な「40歳定年制」を提言しました
2012年7月16日	第185回	この四半世紀に増加した労働者は全員が非正規労働者です！？
2012年7月17日	第186回	過去最大規模の原発集会を報じない日経の姿勢は理解できません
2012年7月25日	第187回	唄を忘れた政党は選挙で泣かせてやりましょう
2012年7月27日	第188回	民主党の10月5連休導入案はあまりにも馬鹿げています
2012年8月2日	第189回	野田政権は全労働者をもっと非正規化してもっと搾取します
2012年8月10日	第190回	労働者の暮らしと働き方の改善など眼中にないのが野田政権です
2012年8月16日	第191回	書評㉑ 植田和弘・梶山恵司編著『国民のためのエネルギー原論』
2012年8月27日	第192回	ニッポン無ストライキ時代はいつ終わるか
2012年8月31日	第193回	非正規労働者は結婚もまともにはできないほど困窮しています
2012年9月2日	第194回	誘導質問をしても、回答者は正直に働き方の不満と生活の不安を訴えています
2012年9月8日	第195回	どこかの町では日の丸掲揚を一般世帯に求める予算を組みました。
2012年9月11日	第196回	9.11にあたって物事のモメンタム（勢い）について考えました。
2012年9月27日	第197回	総選挙で安倍首相が誕生すると、残業ただ働き法案が生き返らないともかぎりません
2012年10月8日	第198回	「リストラ会社No. 1」がなぜか「働きやすい会社No. 1」に
2012年10月13日	第199回	大阪南港野鳥園の廃止を許してはなりません
2012年10月24日	第200回	書評㉒ 『私たちは“99%”だ——ドキュメント ウォール街を占拠せよ』
2012年10月27日	第201回	集合離散の右合の党に日本の未来を託するのはまっぴらごめんです
2012年11月9日	第202回	あまりに雇用が壊れ賃金が下がったことが右合の党を勢いづけてきました
2012年11月12日	第203回	働き方ネットブログの連続講義が通号200回を超えました
2012年11月23日	第204回	マッチョな政治に対抗して人にやさしい日本をつくるために力を合わせましょう
2012年12月2日	第205回	最賃制を廃止すれば日本は賃金奴隷の国になりはてるしかありません。
2012年12月12日	第206回	書評㉓ 湯浅誠『ヒーローを待っていても世界は変わらない』
2012年12月15日	第207回	今度の総選挙では賃金の引き上げも重要な選択肢として投票しましょう。
2012年12月27日	第208回	社会風刺の語句が一つも入らなかった今年の流行語トップテン
2013年1月2日	第209回	天王寺動物園の元旦開園を迫る橋下大阪市長のつぶやきが批判を浴びています。
2013年1月11日	第210回	体罰を容認する市長のもとで体罰をなくすことは困難です
2013年1月27日	第211回	書評㉔ 清水修二『原発とは結局なんだったのか——いま福島で生きる意味』
2013年2月2日	第212回	先進国で賃金が長期に下がり続けているのは日本だけです
2013年2月11日	第213回	労働者の「存在の耐えられない軽さ」について思う。西成編
2013年2月11日	第214回	労働者の「存在の耐えられない軽さ」について思う。秋葉原編
2013年2月21日	第215回	原発暴走を許した日本の政治経済システム-原発、過労死、貧困の根源にあるもの
2013年3月1日	第216回	大学生の就活自殺は放置できません
2013年3月12日	第217回	連合さん、これでは面目まるつぶれではありませんか
2013年3月19日	第218回	ヒヤヒヤの乗り継ぎで福島に飛び、報告してきました
2013年3月30日	第219回	「NPO働き方ASU-NET」への移行に向けてただいま準備中です。
2013年4月17日	第220回	アベノミクスは、働く者には踏んだり蹴ったりのアブナイミックスです。

2011年4月17日	第132回	土曜の夜の新幹線に乗って実感した経済活動の縮小
2011年4月20日	第133回	Public Opinion on Nuclear Energy in Japan
2011年4月20日	第134回	日本における原発に対する世論
2011年4月27日	第135回	株主オンブズマンから原発事故対応についての東電への要望書
2011年5月7日	第136回	岩波現代文庫になったJ. B. ショア『浪費するアメリカ人』
2011年5月19日	第137回	書評㉕ 高坂勝『減速して生きる——ダウンシフターズ』
2011年5月27日	第138回	まだ全容が見えない大震災と原発事故の雇用への影響
2011年6月1日	第139回	原子炉事故から見えはじめてきた原発作業員の雇用実態
2011年6月7日	第140回	いまこそエネルギーの非核3原則を圧倒的世論に
2011年6月13日	第141回	大阪府知事の教育論は百パーセント間違っています
2011年6月20日	第142回	原発災害の惨禍から立ち上がる福島に学ぶ
2011年6月23日	第143回	仙台市と名取市の津波被災地を訪ねて想う
2011年7月12日	第144回	電力会社の株主総会で話題を呼んだ株主提案とは
2011年7月15日	第145回	東電の原発撤退を求める株主提案に8%の賛成
2011年7月24日	第146回	就職新氷河期で増える学生の就職失敗自殺
2011年9月9日	第147回	若者の働かされ方の地獄絵を見るようです
2011年9月25日	第148回	惨劇は帰り支度を始めた矢先に起きた（2001年9月11日）
2011年9月25日	第149回	ニューヨークで聞く戦争反対の声（2001年9月12日）
2011年10月30日	第150回	『就職とは何か——〈まともな働き方〉の条件』がまもなく出ます
2011年11月4日	第151回	学生の就職環境の悪化に思う
2011年11月14日	第152回	第2の処女作から過労死防止基本法の制定運動へ
2011年11月19日	第153回	実態を把握して有効な対策を講ずれば過労死はなくせます
2011年11月25日	第154回	これはルールなき新卒採用の究極のかたちです
2011年12月5日	第155回	若者の非正規雇用と大学生のアルバイト
2011年12月23日	第156回	書評㉖ 植村邦彦『市民社会とは何か——基本概念の系譜』
2011年12月23日	第157回	書評㉗ 西谷 敏『人権としてのディーセント・ワーク』
2011年12月30日	第158回	ソウル市長の朴元淳さん、日本から応援しています
2012年1月3日	第159回	拙著『就職とは何か』に読者のあたたかい批評をいただき
2012年1月15日	第160回	国家公務員の給与は高すぎるという議論は間違っています
2012年1月20日	第161回	卒業予定者を失業予定者にはいけません
2012年1月22日	第162回	今日の一斉行動で過労死防止法制定100万人署名に弾みがつきました
2012年1月31日	第163回	職場のパワハラ背景にある過重労働と非正規雇用による歯止めを
2012年2月23日	第164回	働き方ネットブログ50万アクセス到達日時を当ててください。
2012年2月23日	第165回	国家公務員はこの10年、年間賃金が平均100万円も下がったうえにさらに2年で100万円年収が減ります。
2012年3月3日	第166回	あまりにも「ブラック企業すぎる」ワタミの冷酷非情な働かせ方に怒りの嵐
2012年3月11日	第167回	書評㉘ ロナルド・ドーア『金融が乗っ取る世界経済——21世紀の憂鬱』
2012年3月20日	第168回	学生レポート 大学と就職と働き方について思う
2012年3月23日	第169回	人間らしい働き方と生き方を求めて—50万アクセスに想う
2012年3月29日	第170回	民主党 やると見せかけ騙してやめた——派遣法改正を骨抜きに
2012年4月10日	第171回	井上ひさしの「日本の樹木」——すとらい木とえねる木
2012年4月11日	第172回	大阪市の関西電力に対する株主提案について
2012年4月22日	第173回	オリンパスの闇と闘い続けた浜田さん
2012年4月22日	第174回	ホトトギスは卯の花の垣根で鳴いたのでしょうか
2012年5月1日	第175回	メーデーの起源となった8時間運動は男たちのスローガンでした

2014年7月22日	第266回	水町さん、労働時間の規制を外して残業の上限をどのように規制するのでしょうか？
2014年8月1日	第267回	脱線休講 べらぼうに暑くて炎天にてり殺されそうです
2014年9月2日	第268回	政治献金をめぐる日本経団連のあきれた無節操と古い体質
2014年9月30日	第269回	安倍内閣の「女性の活躍」推進戦略は疑問だらけです
2014年10月17日	第270回	長時間労働対策は「新たな労働時間制度」の地ならしであってはなりません
2014年11月13日	第271回	脱線休講 私の短歌事始め その2
2014年11月18日	第272回	今度の総選挙では反貧困投票一揆に立ち上がりましょう
2014年11月29日	第273回	川人博『過労自殺（第二版）』
2014年11月30日	第274回	総選挙を前に若い有権者のみなさんに訴えます
2014年12月6日	第275回	選挙関連業務での日雇い派遣の募集はどうなっているのでしょうか
2014年12月22日	第276回	紅白は日本社会に立ちはだかる壁のような存在です
2014年12月30日	第277回	現在のブラック企業の働かせ方の原型は『女工哀史』にあります
2015年1月9日	第278回	イヤ！エグーとみんなが言えば潰せます
2015年1月20日	第279回	8時間労働制を破壊するグリシン法案に反対します
2015年2月14日	第280回	ホワエグ反対運動の場は労政審から国会に移ります
2015年3月4日	第281回	書評、伍賀一道『「非正規大国」日本の雇用と労働』新日本出版社、2700円＋税
2015年4月7日	第282回	親友が拙著『教職みちくさ道中記』の紹介を書いてくれました
2015年4月26日	第283回	学生の「アルバイトユニオン」の結成を歓迎し、応援します
2015年5月4日	第284回	日本は世界に冠たる絶望的な休暇貧困大国です
2015年5月31日	第285回	モンテローザ型限定正社員はブラックの進化系でしょうか。
2015年6月11日	第286回	労働者派遣制度は現代日本の雇用破壊の元凶です
2015年8月21日	第287回	神戸新聞 随想第1回 子どもの頃に聞いた挨拶
2015年8月21日	第288回	神戸新聞 随想第2回 ホトトギスが泣いている
2015年8月21日	第289回	神戸新聞 随想第3回 あるサラリーマンの半生
2015年8月21日	第290回	神戸新聞 随想第4回 久しぶりに映画を観て
2015年10月2日	第291回	神戸新聞 随想第5回 過労死ゼロを目指して
2015年10月2日	第292回	神戸新聞 随想第6回 貧乏と貧困の違いから考える
2015年10月2日	第293回	神戸新聞 随想第7回 『二十四の瞳』に学ぶ
2015年10月2日	第294回	神戸新聞 随想第8回（最終）セプテンバー・イレブンをまえに
2015年10月12日	第295回	朝日の「いちからわかる！」の労働時間解説に疑問あり
2015年10月21日	第296回	小著『雇用身分社会』（岩波新書）が出版されました。
2015年11月3日	第297回	公共部門の雇用に規範性を取り戻し、官民のワーキングプアをなくそう
2015年11月7日	第298回	大学生協の書籍情報で小著『雇用身分社会』（岩波新書）が健闘しています
2015年11月11日	第299回	NHKクローズアップ現代「どう変わる？ハケンの働き方」に異議あり
2015年11月23日	第300回	アクセスランキングから見えてくる反響の大きなテーマと日本社会の歪んだ断面
2015年12月7日	番外	拙著『雇用身分社会』（岩波新書）の書評が読売新聞に掲載されました
2015年12月24日	第301回	高齢者は低い年金でもなんとか暮らせるようにもっとしっかり働こう！？
2016年1月20日	第302回	いまこそ河上肇に学んで貧困の解決について考えよう
2016年1月29日	第303回	書評 中沢彰吾『中高年ブラック派遣——人材派遣業界の闇』
2016年1月29日	第304回	書評 中澤誠『ルポ 過労社会——八時間労働は岩盤規制か』
2016年2月7日	第305回	アメリカで盛り上がる最低賃金15ドルの実現を目指す若者の運動
2016年3月18日	第306回	平和系も労働系も新しい若者運動は“民主主義”が原点！
2016年3月24日	番外出版広告	健康・安全で働き甲斐のある職場をつくる、ミネルヴァ書房、2016年3月
2016年4月7日	第307回	広がる新入社員の自衛隊研修は見過ごせない大問題です
2016年5月11日	第308回	5月21午後～22日、過労死防止学会・第2回大会が関西大学で開催されます。

2013年4月24日	第221回	日本の労働者を年収100万円で働かせるのがユニクロの「世界同一賃金」構想です
2013年5月9日	第222回	書評 ロナルド・ドーア『日本の転機——米中の狭間でどう生き残るか』
2013年5月18日	第223回	橋下さん、ツイッター乱発で政治生命がツイエターのじゃないの
2013年5月24日	第224回	国連人権委が日本に過労死防止について法的措置を勧告しました
2013年6月9日	第225回	脱線休講 おのれやれ今や五十の花の春 一茶
2013年6月16日	第226回	「過労死」は「だれ」が「いつ」最初に命名したのでしょうか
2013年6月22日	第227回	NHKラジオにスタジオ出演し、過労死問題でコメントしました
2013年7月7日	第228回	私は「限定正社員」の制度化にこんな理由で反対します
2013年7月29日	第229回	(書評) 熊沢誠『労働組合運動とはなにか——絆のある働き方を求めて』
2013年8月13日	第230回	安倍内閣の「国家戦略特区構想」の目玉は雇用・労働の規制緩和です
2013年8月21日	第231回	拙著『過労死は何を告発しているか——現代日本の企業と労働』が出ました
2013年9月7日	第232回	NPO移行でリニューアルした当ブログを今後もよろしく
2013年9月8日	第233回	学生アルバイトがこれだけいれば労働組合を作っても当然です
2013年9月13日	第234回	これでは若者が日本の未来に希望を抱けないのも当然です
2013年9月21日	第235回	安倍政権のいう国家戦略特区は国家公認のブラック企業特区です。
2013年9月25日	第236回	『半沢直樹』の高視聴率とその背景について考えてみました
2013年10月6日	第237回	伊藤忠の新しい勤務態勢は質の悪いブラックジョークです。
2013年10月12日	第238回	安倍内閣の賃上げ要請は二重のまやかしです
2013年10月18日	第239回	でたらめな解雇特区論議で労働者の働き方を決められてはたまりません。
2013年10月28日	第240回	若者が命を大事にする普通の人間として働けることを願います
2013年11月4日	第241回	(書評) 今野晴貴『生活保護——知られざる恐怖の現場』
2013年11月20日	第242回	過労死防止基本法の早期制定に向けて大きく動き出しました。
2013年12月7日	第243回	支配勢力の反動攻勢に「デモ足も出ない」時代は終わりました。
2013年12月13日	第244回	厚労省の派遣見直し案は、派遣労働の恒久的・全面的受入を可能にするものです
2013年12月28日	第245回	この1年を象徴する「ブラック企業」についてQ&Aで考えてみました。
2014年1月2日	第246回	天王寺動物園の元日開園をめぐるツイッター上の論議を紹介します
2014年1月9日	第247回	怒髪天の労働CALLINGっておもしろい歌、知ってますか？
2014年1月22日	第248回	教職45年の最終講義が無事終了しました。
2014年1月30日	第249回	毎日新聞に過労死に関する拙著の書評が出ました
2014年2月13日	第250回	いつ書かれたと思いますか？ 異常な人間疎外のソフト開発職場の投書
2014年2月25日	第251回	書評 竹信三恵子『家事労働ハラスメント——生きづらさの根にあるもの』
2014年3月17日	第252回	どこか変です——安倍政権下の賃上げ珍事の7不思議
2014年3月26日	第253回	ネット上で派遣の社員食堂利用禁止をめぐって大討論
2014年4月9日	第254回	小保方騒動で語られない研究者の非正規雇用問題
2014年4月12日	第255回	エッセイ集『教職みちくさ道中記』（桜井書店）を出しました。
2014年4月26日	第256回	産業競争力会議が提唱する労働時間制度をめぐる七不思議
2014年4月29日	第257回	(脱線休講) 十羽一鳥にしないでください
2014年5月9日	第258回	パートがこんな働かされ方であっていいはずはありません。
2014年5月29日	第259回	労働者の健康より会社の儲け優先の残業代ゼロ制度は御免です
2014年6月6日	第260回	労基法の根本を否定する「残業代ゼロ制度」を許してはなりません
2014年6月14日	第261回	残業代がゼロになったらワークライフバランスが充実します！？
2014年6月21日	第262回	みなさんのご支援のおかげで過労死防止法が成立しました
2014年6月26日	第263回	働きすぎの歯止めをなくすな！—いのちが危ない残業代ゼロ制度
2014年6月26日	第264回	脱線休講 私の短歌事始め
2014年7月7日	第265回	書評 東海林智『15歳からの労働組合入門』

NPO法人働き方ASU-NETつどい 一覧

回数・年月日	つどいのテーマ・講演・報告他		リレートーク他
第1回 2006・9・28	テーマ	ストップ・ザ・エグゼンプション	①損保会社の正社員 ②偽装請負の労働者 ③過労死家族 ④公立中学校の教師 ⑤過労死家族
	演題・講師	「働き方はこれでよいのか? ストップ・ザ・エグゼンプション」 森岡 孝二 (関西大学教授)	
第2回 2006・11・28	テーマ	1日8時間の労働が当たり前の社会へ	①過労死家族 ②コンビニ店長 ③阪大助教授 スコット・ノース ④JMIU
	演題・講師	「8時間労働制の歴史的意義を考える」 森岡 孝二 (関西大学教授)	
第3回 2007・5・18	テーマ	ワーキングプア—アメリカの真実 D・K・シプラー来日記念講演会	①「全大阪生活と健康を守る会連合会」 事務局長 大口耕吉郎 ②「西成労働福祉センター」職員・労 組書記長 海老一郎 ③小学校教諭 渡部有子 ④松下プラズマディスプレイ事件原告 吉岡力
	演題・講師	「ワーキング・プア—アメリカ下層社会の現実」 ディヴィッド・K・シプラー (ジャーナリスト) 通訳:長尾香織	
第4回 2008・2・8	テーマ	非正規雇用の現状と打開への道すじを考える	①偽装請負先の食品工場で労災裁判 闘争中の中国人女性労働者 ②非正規労働者の正規雇用に取り組ん でいる労働組合委員長 ③高田好章(化学産業における派遣労 働の現状についての研究者)
	演題・講師	記念講演「テーマと同一演題」 脇田 滋 (龍谷大学教授) 特別報告「ワーキングプアとナショナルミニマム」	
第5回 2008・4・10	テーマ	賃金不払残業をめぐる判例の到達点と職場の実 態	①「名ばかり管理職」で働かされてい る当事者 ②長時間労働を強いられ ているトラック運転手 ③夫の長時 間労働を労基署に告発して改善させ た妻
	演題・講師	第1部「労働時間のコンプライアンス実態とサービス 残業」 森岡 孝二 (関西大学教授) 第2部「残業代をめぐる判例の状況」 河村 学弁護士	
第6回 2008・7・4	テーマ	なくせ貧困! 生存権と労働運動の関わり方を 考える	①官製ワーキングプア—とたたかう清 掃労働者 ②派遣で働きながら組合活動を続ける 若者 ③生活保護を利用して働くシングルマ ザー
	演題・講師	「生活保護基準と賃金—生健会の運動から—」 大口 耕吉郎 (大生連) 「すべり台社会からいかに抜け出すか」 湯浅 誠 (反貧困ネットワーク事務局長)	
第7回 2008・11・13	テーマ	親の働き方と子どもの貧困 ～企業・行政に何が問われているか	現場からの告発 ①教育費に心を痛めるシングルマザー ②授業料や進学に悩む高校生 ③養護教諭—保健室から見た子どもた ち
	演題・講師	基調講演「テーマと同一演題」 渡部有子 (小学校教諭) 第2部 総会	
第8回 2009・3・25	テーマ	大不況にどう立ち向かうか —経済・雇用の崩壊と再建の途	①正社員労働組合の組合員の本間さん (全損保) ②非正規青年労働者の組織化に取り組 む中島聡(地域労組おおさか青年部 副部長) ③不況に苦しむ自営業者の三井さん(大 商連)
	演題・講師	講演「労働組合は大不況にどう立ち向かうか —非正規労働者の雇止め問題を中心に」 鴨 桃代 (全国ユニオン会長) 報告「08世界恐慌の特徴と雇用再建の課題」 森岡 孝二 (関西大学教授)	
第9回 2009・11・6	テーマ	働き方をどう変えるか—民主党政権に注文する	①青年労働者の実態と新政権への要求 (地域労組おおさか青年部) ②労働者派遣法をめぐる諸問題 村田 浩治 (弁護士) ③生活保護をめぐる諸問題 (派遣切り にあい求職活動中の男性)
	演題・講師	講演「テーマと同一演題」 五十嵐 仁 (法政大学教授・大原社会問題研究所所長)	
第10回 2009・12・3	テーマ	社会変革の波を起こそう『時代はまるで資本論』	(なし)
	演題・講師	「働きすぎと貧困をどう克服するか」 森岡 孝二 (関西大学教授) 『『資本論』と情報通信技術革命』 野口 宏 (関西大学名誉教授) 『資本論』と人間発達』 大西 広 (京都大学大学院教授)	

2016年5月31日	第309回	「一億総活躍プラン」批判(その1) 勤務間インターバル規制
2016年6月19日	第310回	「と姉ちゃん」から旧高商で「商業」が禁圧された歴史を想う
2016年6月26日	第311回	過労死防止法施行後の労災補償状況は何を語るか
2016年6月30日	第312回	政府による「同一労働同一賃金」の提唱を安易に前進とは言えません。
2016年8月1日	第313回	最低賃金に強くなり、あなたを守り、みんなの暮らしをよくしよう!
2016年8月30日	第314回	安倍内閣の働き方改革における「長時間労働の是正」の真偽を問う
2016年10月9日	第315回	大学教授が電通新入社員の過労自殺事件に非常識なコメント
2016年12月25日	第316回	呆れる日本経団連役員企業の最新36協定
2016年12月31日	第317回	電通事件の根深さを示す「もぐり残業」の是正措置と公表制度
2017年1月25日	第318回	見えてきた経済界におもねた「働き方改革」の時間外労働規制案
2017年1月29日	第319回	大山鳴動して鼠一匹——あまりに化石的な政府の残業上限規制案
2017年2月24日	第320回	残業月100時間まで許容する政府・経団連案での幕引きは受け入れられません
2017年3月14日	第321回	残業の上限時間設定を過労死ライン容認の茶番に終わらせてはならない
2017年3月19日	第322回	無理が通れば道理が引込む過労死残業法認の「政労使提案」
2017年3月31日	第323回	政府の残業規制案は8時間労働制の放棄に等しい形骸化を招きます
2017年4月28日	第324回	書評 仲村和代『ルポ コールセンター——過剰サービス労働の現場から』
2017年4月28日	第325回	書評 朝日新聞経済部『ルポ 老人地獄』
2017年4月28日	第326回	書評 松尾匡『この経済政策が民主主義を救う——安倍政権に勝てる対案』
2017年4月29日	第327回	書評 バーニー・サンダース『バーニー・サンダース自伝』
2017年6月27日	第328回	連合は高プロ制や裁量労働制の拡大についても合意したのでしょうか?
2017年7月1日	第329回	過労死防止法施行後も過労死・過労自殺が増え続けています
2017年7月12日	第330回	連合は溺れる安倍内閣に救いの手を差し伸べてどうしようというのでしょうか。
2017年9月2日	第331回	書評 濱田武士『魚と日本人——食と職の経済学』 岩波新書、
2017年9月2日	第332回	書評 北健一『電通事件——なぜ死ぬまで働かなければならないのか』 旬報社
2017年9月2日	第333回	書評 竹信三恵子著『正社員消滅』 朝日新書
2017年9月2日	第334回	書評 『劣化する雇用 ビジネス化する労働市場政策』 旬報社
2017年9月2日	第335回	書評 今野晴貴『君たちはどう働くか』 皓星社
2017年9月10日	第336回	政府・厚労省の働き方改革法案は働かせ方改悪法案
2017年10月2日	第337回	「働き方改革法案」はちゃぶ台返し解散でどうなるか
2017年10月25日	第338回	これはひどい! 休日労働協定にみる青天井の36協定
2017年10月30日	第339回	労働者を底辺に追い詰める利益至上主義経営の破綻
2017年11月10日	第340回	韓国で「過労死予防センター」が開設されました
2017年11月30日		ワークルール教育法案 超党派議員がまとめる 来年提出へ
2018年1月7日	第341回	書評 小林由美著『超一極集中社会アメリカの暴走』
2018年1月7日	第342回	書評 服部茂幸『偽りの経済政策——格差と停滞のアベノミクス』
2018年1月7日	第343回	問われる日本企業のコンプライアンス
2018年1月13日	第344回	99年前の父の軍隊手帳が出てきました
2018年1月31日	第345回	書評 高橋幸美・川人博『過労死ゼロの社会を』
2018年2月18日	第346回	書評 熊谷徹『5時に帰るドイツ人、5時から頑張る日本人』 S B 新書、800円+税
2018年2月21日	第347回	裁量労働制の調査データをめぐる国会論議は何を物語るか
2018年4月28日	第348回	関西大学が違法残業で労基署に申告した教諭を不当解雇

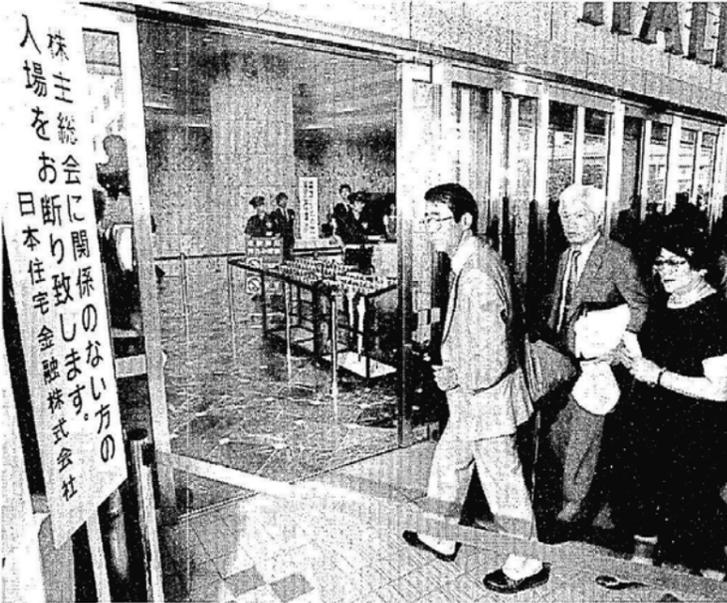
※『教職みちくさ道中記』には、この連続エッセイのうち、2013年11月20日までの34本を選んで掲載されています。

回数・年月日	つどいのテーマ・講演・報告他		リレートーク他
第19回 2013・11・12	テーマ	『過労死は何を告発するか』 岩波現代文庫出版記念	前座：落語家桂福点の小噺
	演題・講師	「過労死社会ニッポン——諸悪の根源はなにか」 森岡 孝二（関西大学教授）	
第20回 2014・6・11	テーマ	「過労死防止法」の意義と課題	①小野木康雄 記者（産経新聞） ②阪本輝昭 記者（朝日新聞） ③大阪過労死家族の会会員（匿名） ④村上加代子（家族の会代表） ⑤北出 茂（地域労組おおさか青年部）
	演題・講師	「過労死の実態と対策—「調査・研究」の課題」 森岡 孝二（実行委員長、関西大学名誉教授） 「過労死防止法はどんな法律か—理念、目的、対策」 岩城 稔（実行委員会事務局長、弁護士） 「制定に向けた取り組み—議員要請活動を中心に」 寺西 笑子（全国過労死家族の会）	
第21回 2014・11・20	テーマ	過労死等防止啓発月間シンポジウム	
	演題・講師	講演「大阪における過労死防止運動の30年」 松丸 正（弁護士） 報告「過労死防止法の内容と課題」岩城稔（弁護士）	
第22回 2015・2・25	テーマ	ストップ・エグゼンプション 2.25 緊急集会	①松浦章（損保産業従事者） ②森川泰明（私立学校教員） ③寺西笑子（全国過労死家族の会代表） ④川村遼平（NPO法人POSSE事務局長）
	演題・講師	講演「急を告げる残業代ゼロ法案の行方」 東海林 智（毎日新聞記者） 報告「アメリカのホワエグと職場の実態」 スコット・ノース（大阪大学教授）	
第23回 2015・12・9	テーマ	これでええんか！雇用と貧困 ～『雇用身分社会』と『下流老人』	協賛団体：大阪過労死問題連絡会、京都POSSE、地域労組おおさか青年部、研究会「職場の人権」、全大阪生活と健康を守る会連合会、民主法律協会
	演題・講師	報告①「『雇用身分社会』を問う」森岡 孝二 報告②「『下流老人』とは何か」藤田 孝典	
第24回 2016・3・16	テーマ	未来を切り開く連帯 ～若者たちの運動から学びあう	
	演題・講師	第1部 代表者によるリレートーク ①坂倉 昇平（POSSE） ②寺田 ともか（SEALDs KANSAI） ③中村 研（SADL） ④磯田 圭介（ANTS） ⑤北村 諒（関西学生アルバイトユニオン） ⑥橋口 昌治（AEQUITAS KYOTO） ⑦北出 茂（地域労組おおさか青年部） 第2部 パネルディスカッション	
第25回 2016・10・14	テーマ	ASU-NET 結成10周年記念 韓国若者運動に学ぶ—高まる韓国労働運動のうねり	
	演題・講師	挨拶「ASU-NETの10年と労働NPOの役割」 森岡 孝二（代表理事） 講演「韓国青年たちの挑戦—ソウル市における労働／青年政策の事例」趙 誠柱（チョ・ソンジュ）	
第26回 2017・3・22	テーマ	働き方改革の真偽を問う ～やりがい搾取企業ともぐり残業～	①寺西笑子（全国過労死家族の会代表） ②森岡孝二（関西大学名誉教授） ③松浦章（『日本の損害保険産業』著者） 北 健一（ジャーナリスト）
	演題・講師	講演「電通事件と働き方改革」 北 健一（ジャーナリスト）	
第27回 2018・3・9	テーマ	ストップ 働かせ方改悪法案	①寺西笑子（全国過労死家族の会代表） ②清水亮宏（弁護士） ③川西玲子（官製ワーキングプア研究会）
	演題・講師	①「ブラック企業の働かせ方と労務管理の実態」 今野晴貴さん（POSSE代表、「ブラック企業」著者） ②「雇用によらない働き方とは何か？」 論点提起：高田好章さん（基礎科学研究所副理事長）	

回数・年月日	つどいのテーマ・講演・報告他		リレートーク他
第11回 2010・4・2	テーマ	なくせ、官製ワーキングプア	①国土交通省の奈良国道事務所 千谷 明広 ②大阪市の学童保育指導員 長谷博之 ③大阪市立クラフトパーク講師 青野 広治
	演題・講師	基調講演「現代日本の貧困と非正規雇用」 後藤 道夫（都留文科大学教授） 現状報告「官製ワーキングプアと自治体の役割」 川西 玲子（自治労連前副委員長）	
第12回 2010・6・16	テーマ	なんで私たち有期なん？ —パート・非常勤の働き方を考える	①郵便局配達員 ②茨木市学童保育指導員 ③損保労働者 柏原英人
	演題・講師	「有期労働をめぐる情勢」 河村 学（弁護士・民法協事務局長） 「有期雇用の法規制のあり方」 根本 到（大阪市立大学教授）	
第13回 2010・10・21	テーマ	アメリカの社会改革と労働団体の役割	①青年労働者の取り組み ②公務労働をめぐる取り組み ③ダイキン偽装請負事件について ④民主法律協会の活動
	演題・講師	「まともな雇用政策なきアメリカの労働事情 ～経済危機、非正規雇用と労働団体の取り組み」 ジェームズ・ハインツ氏 （マサチューセッツ大学経済研究所教授） 司会・通訳 スコット・ノース氏（大阪大学教授）	
第14回 2011・6・15	テーマ	大討論！これからの日本の経済と社会、大震災 後の環境・経済危機をどう乗り越えるか	会場参加者を交えた討論 （司会：岩城稔弁護士）
	演題・講師	①森岡 孝二（関西大学教授） 「働きすぎをなくして複合危機を乗り越える」 ②藤永 のぶよ（おおさか市民ネットワーク代表） 「脱原発！ アメリカ型浪費社会を考え直す」 ③中山 徹（奈良女子大学教授） 「新たな大阪の都市像を展望する」	
第15回 2011・12・14	テーマ	就職難とブラック企業 『まともな働き方』を考える	(なし)
	演題・講師	講演①「ブラック企業の傾向と対策」 川村 遼平（NPO法人POSSE事務局長） 講演②「就職に求められる力と働き方」 森岡 孝二（関西大学教授）	
第16回 2012・7・24	テーマ	声を上げれば世界は変わる	①川村遼平（POSSE事務局長） ②北出茂（大阪青年ユニオン） ③大口耕吉朗（大生連事務局長） ④呉竹陽子（新婦人大阪中央支部事務局長）
	演題・講師	報告①「韓国ソウルにおける市政革新の新しい波に何を学ぶか」 服部 信一郎（大阪革新懇事務局長） 報告② 世界に広がる草の根運動—オキュパイ運動と福島をつなぐもの」 後藤 宣代（福島県立医科大学講師）	
第17回 2012・11・30	テーマ	アカンやないか！？ 今の働き方と貧困	
	演題・講師	真剣対談 竹信 三恵子（和光大学教授）・小久保哲郎（弁護士） 駆け込みスピーチ 湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）	
第18回 2013・10・4	テーマ	どう変える日本経済と働き方	
	演題・講師	記念講演「アベノミクスにどう立ち向かうか」 浜 矩子（同志社大学大学院教授） ミニ講演「雇用改革と限定正社員」 森岡 孝二（関西大学教授）	

オンブズマン乗り込む

株主総会一斉開催



株主総会に関係のない方の入場をお断り致します。日本住宅金融株式会社

日住金

「住専」追及、拍手浴び 総会屋側はヤジ飛ばす

総会屋の起こす混乱を嫌った企業の多くが二十七日午前、一斉に株主総会を開いた。「高島屋事件」で再び企業の「総会対策」が明

らみに出た中での日住金。ほとんどが「マンション総会」となったが、住宅金融専門会社（住専）の日本住宅金融では、株主の権利行使の新しい動きといわれる「株主オンブズマン」が会場に乗り込んだ。ほかの株主の動きをけん制し、「金脈」の維持をはかる総会屋も十人が会場に入った。TBS、ミドリ十字、三菱自動車工業など、それぞれに問題をかかえた企業の総会も注目された。

第一住金

高野ビル内の貸金庫で、定刻の午前十時から始まり、約十分で終わった。政府の住専処理に絡んで、営業譲渡・解散とされたが、株主らの質問は一切出ず、そのまま手で決された。株主らは足早に会場を去った。

午前十時から始まった日本住宅金融（日住金）の株主総会。午後になっても続いた。会場になった東京都港区のホテル前は、警官やガードマン十数人が並ぶ厳戒態勢が敷かれた。総会の出席者は二百人を超えた。企業の経営責任を追及する大阪の有明会社「株主オンブズマン」のメンバーも出席した。総会屋の側では、総会屋十人が会場に入った。他の株主と会社側の質疑中に「役員は責任はどなたのか」「なぜヤジを飛ばすのか、いやがらせのような質問を続けた。株主同士が「知れ」「何だこのやろ」とにらみあった。

演台との間には、机やイスを並べて布をかぶせた高さ約一メートルの「バリケード」が設けられ、隠された男性社員十数人が会場の動きに神経をこらせた。議事が進むと、最前列からだけ、拍手と「了解」「の音が飛んだ。議長役の丹羽進社長は営業報告の中で経営破たんについて「深くおわび申し上げます」と謝罪。涙をこぼした。

住専の「第一住金」の株主総会には大株主約五十人が出席した。本社が入っている東京・新宿のえ切れなくなつて、声をふるわせた。会社側の議案説明に続いて、株主オンブズマンのメンバーが「株主不在の住専処理だ」と批判的意見を述べた。一般株主から「そのとおり」と大きな声で飛び、あちこちから拍手が起った。

オンブズマン代表の森岡孝二（関西全労連）は八時半過ぎには姿を見せた。「一連の住専処理でも、株主の存在は、なにかの形で残っている。総会の場で、できるかぎりの主張をした」と述べた。

東京の弁護士は「株主代表訴訟が一般化すれば、総会屋の存在価値はなくなるはず」と話した。今年一月、弁護士市民連動家が設立した。メンバーのうちの一人が日住金の株主を千株ずつ取り、株主総会の出席権を得た。オンブズマンの次の活動は、「高島屋事件」の責任を問う株主代表訴訟の提起になる予定だ。企業が総会屋への利益供与で株主総会を切り替えても、後で一般株主から代表訴訟を提起すれば意味がない。株主代表訴訟を多く手掛けている

最前列には社員株主とみられる約四十人が陣取り「株主オンブズマン」たち。27日午前8時57分、東京都港区海岸二丁目

日本ハウシングローンの不正融資事件に絡んでハウシング社社長と三人のOBが二十六日に東京地検特捜部に特別付任捜査で逮捕された日本興業銀行の株主総会。

興銀

OB逮捕に触れず

広報担当者によると、この日は会長に近く副社長兼取締役の頭をめぐり、株主の幅広い損失を計し、株主の感情に深くおわび申し上げますと、住専処理に伴って巨額の損失を出したことを陳謝した。しかし、ハウシング社の事件については特に触れなかった。出席した株主からも事件について

「広報担当者によると、この日は会長に近く副社長兼取締役の頭をめぐり、株主の幅広い損失を計し、株主の感情に深くおわび申し上げますと、住専処理に伴って巨額の損失を出したことを陳謝した。しかし、ハウシング社の事件については特に触れなかった。出席した株主からも事件について

朝日新聞1996年6月27日夕刊

回数・年月日	つどいのテーマ・講演・報告他	リレートーク他
第28回 2018・7・19	テーマ 教員の働き方を考える —長時間労働・有期雇用・ブラック経営—	リレートーク —教育現場で何が起きているのか— ①近畿大学教職員組合書記長 浜田 太郎さん ②関西圏大学非常勤組合書記長 江尻 彰さん ③関西大学初中高教員組合委員長 大谷 和海さん ④私学教員ユニオン 坂倉 昇平さん
	演題・講師 講演「学校の日常を『見える化』する」 内田 良（名古屋大学准教授） 特別報告「関西大学労基申告解雇事件」 関西大学初中高教員組合・弁護団より	



森岡孝二の描いた未来

私たちは何を引き継ぐか

2019年2月23日(土)
14:00 ~ (開場 13:30)

シティプラザ大阪 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 徒歩6分
大阪市中央区本町橋2番31号(裏面の地図もご参照ください。)

第1部 追悼シンポジウム

14:00 ~ 16:30 (同会場 旬(シュン)の間にて)

- ① 映像で振り返る森岡先生
- ② 記念講演
毎日新聞新潟支局長 東海林智さん
「人間らしく働くこと...働くものと遺族に寄り添い続けた森岡先生を偲ぶ」
- ③ 関連団体によるパネルディスカッション

第2部 追悼レセプション

17:00 ~ 19:00 (同会場 燦(サン)の間にて)

主催 森岡先生追悼のつどい実行委員会
TEL:06-6364-3300 (いわき総合法律事務所)

職場の暗部 訴え続け

関西大・森岡孝二教授 退職へ



16日の講義で教壇に立つ森岡孝二・関西大教授

過労死に非正規雇用の増加、ブラック企業の横行。時代とともに変容する労働環境の「負」の側面に目を光らせてきた名物教授が20日、教壇を去る。関西大学の森岡孝二さん(69)。最後の授業に選んだ演題は、「働き方から見た日本経済の半世紀」。

過(し)、「労働時間」をテーマに経済学の道へ。現場の労働問題に目を転じたきっかけは1988年に心臓を患って入院したときの経験だ。同じ病室の大企業の部長が「窓際」に追いやられるのを恐れ、入院を隠そうとする姿を目の当たりにした。パブル景気の裏で、過労死が社会問題化しつつあった時期だ。労災申請や訴訟を支援する「大阪過労死問題連絡会」に参加し、今は会長を務める。月平均300時間以上の労働を1年続けた末に亡くなった製造業の現場責任者。1日14時間

超の勤務後も自宅での残業や仕事で必要な資格試験の勉強に追われ、34歳で死んだ菓子メーカーの社員……。実感を著作で世に問い続けた。「昨今の労働環境の変化は驚くほど。取り組むべき問題はまだまだある」。リーマン・ショック後は非正規雇用増大の一方で、数を絞り込まれた正社員の若者が命を絶つ「過労自殺」が目立つ。定年で退職するが、過労死防止基本法制定を求める活動を続ける。最終講義で教壇にはこう訴えるつもりだ。「理不尽な働き方に従うだけでは自分を追い詰めてしまう。ためらわず声をあげてほしい」(太田航)

朝日新聞2014年1月20日夕刊13面

「自分や家族の健康守って」

過労死対策リード、森岡関大教授



今春退職、最後の講義

最終講義で、過労死問題などへの思いを語る森岡孝二教授—20日午後、大阪府吹田市の関西大千里山キャンパス

労働現場に根ざした研究者として、過労死対策をリードしてきた関西大経済学部教授の森岡孝二(69)が今春退職することになり、20日、大阪府吹田市の関西大千里山キャンパスで最終講義を行った。就職を控えた学生や一般の聴講者約500人を前に「立派に仕事をしながら、自分や家族を守ってほしい」と訴えた。

森岡教授は昭和49年、講師として関西大経済学部に着任し、58年に教授となった。研究対象は専門的な経済理論から身近な労働・雇用問題まで多岐にわたる。心臓の手術のため40代で経験した入院生活が、研究者としての転機になった。病室が同じになった会社員が見舞いに来た部下に、入院したことの口止めを命じていた。「会社に知られると「窓際」にされるから」と理由を明かされ、厳しい現実と自らの甘さを痛感。職場の実態に切り込みたいと考えたという。

過労死が社会問題化した当初の63年から、過労死の研究を継続。現在は、過労死防止法の制定を求める団体の代表者として連発らと活動をともにし、ブラック企業の問題にも取り組む。20日の最終講義の演題は「働き方から見た日本経済の半世紀—学生時代からの自分史と重ねて」。日本の労働者はバブル期を境に、残業時間が増え、欧米に比べて長時間労働の傾向がなお続いていると指摘した。また、働く若者の半数が非正規労働者になるなど、就職を取り巻く環境が年々

厳しくなってきた現状などを踏まえ、「声を上げれば、世の中は変わる。自分や家族の健康と生活を守る労働者になってほしい」と言葉に力を込めた。聴講した経済学部4年、笹川祐輝さん(22)は「森岡先生の教えを意識して、就職活動に取り組んできた。先生には今後も、ブラック企業や過労死問題について世間に伝えてほしい」と話した。

産経新聞2014年1月21日大阪本社版朝刊
※無断転載不可

関西大名誉教授

もりおか 孝二さん

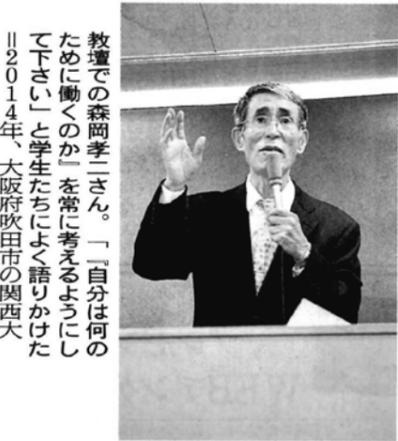
惜

過労死問題研究の第一人者は、戦時下、7人きょうだいの末っ子として大分県の農家に生まれた。家は裕福ではなく、両親は子どもに学問を身につけさせようと、夜も昼もなく働いた。過労死研究を本格的に始めたのは1980年代末、「24時間戦えますか」のバブル時代。過労死の実態を示す数字はどこにもない。そこで、89年に国が抽出実施した壮年期(30〜64歳)死亡調査に壮年総人口や在職率を乗じ、在職中に脳・心臓疾患で急死した人を独自に推計した。当時の年間交通事故死者よりも多い、推定約1万7千人という衝撃の数字が浮かんできた。

「過労死」終わらなかった闘い

論文は反響を呼んだ。88年に始まった「過労死110番」と相まって、「過労死」の言葉が普及した。あれから一世代。関西大教授を4年前に退職し、過労死遺族らと制定を求めたきた過労死等防止対策推進法も施行された。やっと肩の荷も軽くなると思いきや、電通など有名企業で過労自殺や過労死が続き、発言の機会がむしろ増えた。働き方改革関連法案には、残業時間の上限規制の甘さや理念の希薄さを指摘し、批判的論陣を張った。

死の直前も講演や執筆で多忙だった。「私は若いころ、心臓の病気をしたから」と常々語った。「いつ倒れても悔いなきように」の意だったかと今は思う。次男の真史さん(51)も同じ経済学者。「権威をうのみにせず、徹底して自分の頭で考える。学者として、父のすごさを痛感しています」(阪本輝昭)



教壇での森岡孝二さん。「自分は何のために働くのか」を常に考えるようにして下さい」と学生たちによく語りかけた

2014年、大阪府吹田市の関西大

8月1日死去(慢性心不全急性増悪) 74歳

朝日新聞2018年9月1日夕刊2面「惜別」

宮崎日日

第3種郵便物認可



過労死防止取り組み組んだ 関西大名誉教授 森岡孝二さん

18年8月1日 74歳

追想

学者として研究するだけでなく、市民運動家でもあった。2014年の過労死等防止対策推進法の成立や、15年の過労死防止学会の設立に尽力。「過労死」という言葉が注目を集めた1980年代から防止運動に携わり、遺族と共に歩んだ。専門は企業社会学。市民団体「株主オンブズマン」の代表として企業活動にも申し込んできたが、労働時間や過労死にも関心を持っていた。全国過労死を考える家族の会代表の寺西孝二さんは「一緒に汗をかいてくれた。遺族の気持ちから出る主張を、学問的、理論的に根拠つけてくれた」と振り返る。

遺族に寄り添い活動

「過労死を死語にする日が来るまで、活動をやるわけにはいかない」。10年には大阪過労死問題連絡会の会長に就き、こうつぶやいた。毎月の例会は欠かさず出席した。家族の会などが過労死対策の法制化を求める実行委員会を立ち上げると、委員長に。街頭でマイクを持ち、自ら署名集めをした。大阪連絡会の事務局長、岩城権弁護士は「彼がいなかったらこの法律はできなかっただろう」と語る。過労死防止学会の発起人に名を連ね、初代の代表幹事に就任。遺族やメディア関係者も一緒に考える場をつくらせた。「現場を知りたい人、当事者を主体にしたい」という構想だった(寺西さん)。今年6月に成立した働き方改革関連法を巡っては、高収入の専門職を残業代支払いの対象から除く「高度プロフェッショナル制度」が過労死を招くこと批判。残業時間上限規制も十分だと反発した。「亡くなった人を、人間として思いやり、問題に寄り添った」と岩城弁護士。森岡さんは不勉強な記者にも丁寧に対応してくれた。労働者の一人に気を使ってくれたのだろうか。

(共同通信 川村敦)

宮崎日日新聞2018年9月29日(共同通信配信)
【宮崎日日新聞社提供】

編集後記

森岡孝二先生の突然のご逝去の悲しみから顔を上げ、ようやく先生の74年のあゆみと功績を振り返る追悼記念誌をここに発刊することができました。本誌刊行にあたりましては多くの皆さまの思いのこもったご寄稿と多大なご寄付に心からお礼を申し上げます。

記念誌編集に当たっては、森岡先生が心血を注いでこられた多岐にわたる社会運動を共に歩んでこられた仲間から語っていただくこと、常に時代の最先端で阻むものと容赦なく切り結び、「まともな働き方」を問い続けて現状を分析、問題提起、提言をしてこられた先生の膨大な講演録、論文、著書、メディアでの発信をできるだけ収集し記録に残してこれからの私たちの財産にしていくこと。一方でユーモアと自然を愛し、多趣味で豊かな感性の、愛すべき人間森岡孝二を記憶にとどめておきたいことなど編集委員で話し合っていました。

その意図が十分に果たせられたとはいえませんが、それを補ってくださったのは、なんとといっても100人を超えるみなさまからの貴重なメッセージでした。それぞれの時代の運動のエッセンスと同時に、その中心に生き生きと存在した先生のお姿に、改めて先生が生涯をかけて目指した未来社会と労働者に寄せる一途な思いに触れ、強く心打たれました。

そしてご執筆いただいた皆さまが字数の制限がなければ、その倍も3倍も、お書きしたいことがあったのではないだろうか、先生を敬愛する思いがあふれるものでした。ご寄稿頂きました皆さまのご協力にあらためてお礼を申し上げます。

「働き方」が本格的に政治課題となり、雇用・労働時間ともにますます過酷な状況になろうとしています。先生は最後の最後まで命を削って論陣を張り、全国各地の講演で訴え、時間を惜しんで執筆活動をしてこられました。この追悼記念誌を通して森岡先生のあゆみと功績を共有し、その熱い思いに触れることで、これからの私たちが前に進むための大きな力となることを確信して、ご霊前にささげたいと思います。

写真や資料収集には基礎経済科学研究所の高田好章さんをはじめ、多くの皆さまのご協力をいただきました。感謝を申し上げますと同時に、紙面の関係ですべてを掲載できなかったことをここにお詫びいたします。

最後にかんきょうムーブの國本園子さんの労を厭わないご協力があったからこそ発刊にこぎつけることができました。心からお礼を申し上げます。

編集委員 川西 玲子

森岡孝二の描いた未来

私たちは何を引き継ぐか

森岡孝二先生追悼記念誌

発行：2019年2月23日

製作：森岡先生追悼のつどい実行委員会

大阪市北区西天満4-4-18 梅ヶ枝中央ビル7階

TEL 06-6364-3300 いわき総合法律事務所 気付

編集委員：岩城 穰、川西 玲子、高田 好章、垣見 崇、大谷 ちひろ、國本 園子

印刷：株式会社かんきょうムーブ



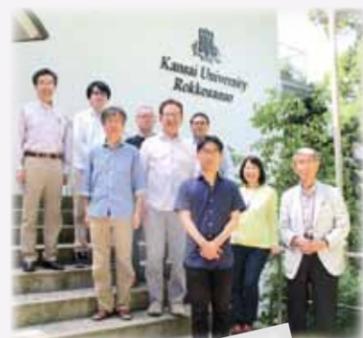
2014年6月20日
過労死防止法成立の日の
記者会見



2012年11月19日
関西大学で講義する
森岡先生



2013年11月23日
京橋駅で過労死防止
基本法制定の宣伝を
した時にカエルと記
念撮影



よく 森岡



製作：森岡先生追悼のつどい実行委員会



2018年5月27日
ASU-NET合宿
(関西大学六甲山荘で)

2011年4月2日
『貧困社会ニッポンの断層』
執筆者と
(関西大学の森岡研究室にて)



2005年8月
小豆島の関大大学院森岡ゼミ合宿で
少年のようにバツを
捕まえてみせる森岡先生

雑誌『ビッグイシュー日本』
NO.313 2017・6・15に
掲載された写真



よく 森岡

働き方ASU-NET事務所の
ホワイトボードに残された
メッセージ

1988年7月
基礎研第17回研究大会